感染症の法と歴史

メタデータ	言語: jpn
	出版者:
	公開日: 2014-08-02
	キーワード (Ja):
	キーワード (En):
	作成者: 西迫, 大祐
	メールアドレス:
	所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/16685

明治大学大学院法学研究科 2013 年度 博士学位請求論文

感染症の法と歴史 Law and History of Contagion

学位請求者 公法学専攻 西 迫 大 祐

序章:都市と感染

第一部:ペストと公共善

第一章:ロンドンペストと貧民

第二章:マルセイユペストと貧民

第二部:パリの感染表象の変遷

第三章:イノサン墓地の感染表象

第四章:密集と感染

第五章: 牛ペストと風土

第六章:予防接種とリスク

第七章:カバニスと公衆衛生

第三部:コレラと大衆の時代

第八章:黄熱病とコレラ

第九章:危険な階級

第十章:コレラの国際統治

第十一章:衛生法、連帯、公共の健康

終章:連帯と感染

参考文献 (一次文献)

参考文献 (二次文献)

参考文献 (邦語文献)

略語一覧

序章:都市と感染

感染症は外部からやってくる。病はどこか外からやってきて、われわれの中にひっそりと忍び込む。スーザン・ソンタグは梅毒を例にしてこのことを語っている。梅毒は、イギリスで「フランス病」と呼ばれ、パリで「ゲルマン病」と呼ばれ、フィレンツェで「ナポリ病」と呼ばれる。病はわれわれの内側で発生するものではなく、襲われたり、見舞われるものである¹。ソンタグがこのことに気づくことができたのは、彼女自身が癌と闘病し続けている思想家だからである。癌にかかると人は「なぜ私が」と自問する。そうした問いこそが、病が内部で自然発生するのではなく、どこか外部から侵入してくるものであると人間が知覚している徴である。病は人間や共同体の外部にあって不意に襲ってくるものであり、人間や共同体はそれを受けとるのである。しかし、これはヨーロッパ世界に限ったことではない。ジョン・ケリーはアメリカ南西部の先住民ピマ族に伝わる、さまよう病の伝説を紹介している。

「どちらからおいでですか」。一人の先住民が黒い帽子をかぶった背の高いよそ者 に尋ねる。

「はるか遠くから……東の海を渡って」と、よそ者は答える。

「何を運んできたのですか」

「死を」と、よそ者は答える2。

ここで病は擬人化され他者としてわれわれの前に姿を現している。病はよそ者なのであり、 そのよそ者はあちら側の世界からこちら側へとやってくる厄災である。

だからこそ、病がどこで発生し、どのような経路でやってきたのかということに、人びとは執着してきた。トゥキディデスによれば、アテナイを襲った病はエチオピアで発生した3。突如として現れ、ヨーロッパ人口の三割を死亡させたペストにたいして、十四世紀の人びとは、インドであるか、中国か、あるいはエジプトか、その起源をめぐって対立していた4。十八世紀になっても、ヴォルテールは天然痘がアラブの砂漠で生まれたものだという考えに固執していた。ヴォルテールは、ポレの手による天然痘についての医学書に感動し、ポレに手紙を書いている。ポレの著作は、今まで読んだ書物の中で最も興味深いものだが、唯一納得できないのは、エジプト起源を唱えていることだとして、次のように書いている。

私はつねに天然痘がアラブの砂漠で生まれたと考え、癩病と起源を同じくすると

考えてきました。それは直接にユダヤの民と結びつくものです。私たちの不幸な地球上にかつて存在していた民の中で、彼らこそ最も汚染された(le plus infecté) 民だからです5。

この発言に見られるユダヤの民は、外部からやってきたよそ者という病の表象と符合している。ヴォルテールによれば、天然痘に関する記述はローマ時代には見られない。したがって、ローマ帝国がエジプトと接触していたことを考えれば、これはおかしいということになる。むしろヨーロッパ世界で天然痘の記述が現れるのはムハンマドによってユダヤの民がアラブ世界を追われ、ヨーロッパ世界に流れて込んできた時期と一致している。したがって、ヴォルテールは、ユダヤの民が天然痘をヨーロッパに運んできたと考えているのである。すなわち、ここでヴォルテールが名指しするユダヤ人は、病を運びながら移動するよそ者という病の表象そのものである。

ヴォルテールはユダヤの民が最も汚染された民だったと述べる。この汚染された(infecté)という言葉に注目しよう。ゴドフロワの『古代フランス語辞典』によれば、infect という言葉は、「癩病、あるいは他の感染症」を意味していた6。そして infection の行為であるところの infectionner にはいくつかの意味がある。汚染すること、人の心を退廃させること、そして病に感染させることである。汚染するとは、例えば「死体が悪臭を放ち町を汚染した」や、「良き母親は、子供が自分以外の乳との悪しき接触(contagion)をもつことを許して、子供を汚染させてはならない」、または「空気を汚染する」のように広い意味をもっているが、何らかの悪い状態に置くこと、または腐敗させることである。次に道徳的な意味があり、「悪い予言が貧しい人びとのこころを汚染した」のように、道徳的に退廃させることも意味している。最後に「癩病者が健康な者に病を汚染することがないように、分離しなければならない」のように、病を伝染させることである。この infectionner という言葉は、現在 infecter となっているが、こうした三つの区分は変わっていない。ヴォルテールがユダヤの民は最も汚染されていたという時、そこにはこの三重の意味が込められている。すなわち、悪臭のように腐敗を作り出す者、異端の宗教と文化によって退廃を招く者、天然痘を伝染させる者である。

外からやってくる病は、汚染を作り出す者としてのよそ者たちによって表象されている。 ヴォルテールの発言の中では、癩病、天然痘、ユダヤの民が結びついている。彼らは悪臭 を放つのであり、異端の宗教で退廃を促すのであり、天然痘を持ち込むのであるという三 重の非難がそこには込められている。われわれがこれから見ていく時代には、汚染 (infection) という語は、より医学的色彩の強い感染(contagion)という語にとって代わ られるのだが、そこでも三重の非難はその痕跡を留めている。それはわれわれの生きる現 代にまでおそらく続いていることは、HIV という病が侵入した時に向けられた矛先がよそ者たちだったということが証明している。すなわち、HIV を最初に世界中に広めたのは、同性愛者の客室乗務員であり、その原因は彼らがハイチ人の同性愛者と不定期な関係をもったからだという話である7。ここでもやはり、ハイチ人と同性愛者が結びついて共同体の外側にいるものとして表象され、そこには性に関する道徳的非難が潜んでいるし、世界を汚染する者としての非難とその裏返しの恐怖がある。

ここで都市に目を向けてみよう。よそ者としての病、汚染する者たちは都市においてど のように扱われていたのだろうか。ヨーロッパの都市において最初に生じた感染症の問題 は、汚染と同義に扱われていた病、すなわち癩病である。フランスにおいて最も古い勅令 は、ピピン三世の時代、七五七年にさかのぼる。この勅令は、夫か妻がが癩病者の場合、 その配偶者は離婚し健康な者と結婚しなければならないと定めている8。七八九年の王令は、 市民と癩病者を分離する旨を定めている。癩病者には、帽子、灰色のマント、鐘、物乞い のための袋が教区民の費用によって支給され、定められた家屋に住まなければならないと なっている9。ノルマンディーではある慣習法が作られた。それによれば、癩病者と判断さ れたものは都市から分離される。その時に「一種の民事的な死」が宣告される。それによ って癩病者は遺産の相続や譲渡ができなくなるのだが、分離された時にもっていた遺産の 用益権だけが彼の手もとに残るというものである10。一二世紀になると、癩病者のための癩 病院(maladerie)が作られ、癩病者たちはそこへ移されていく。パリでは一一二二年、北 に約八○キロ離れた場所にサン・ラザール病院が作られ、癩病者たちはそこで生涯を暮ら すことになる11。一三世紀に書かれた本によれば、癩病院は、慈善のため、公共の利益のた め (pour le commun profit)、そして健康な者を癩病の地獄から切り離すために作られたも のである¹²。

こうした癩病者たちへの処置とヴォルテールが名指していたユダヤ人たちへの処置を重ねるならば、その特徴がはっきりと見えてくる。一二世紀、ユダヤ人たちはパリ市内から追い出され、市外のシャンポーという場所に小さな町を作り暮らしていたが、高利貸しが人びとを破滅させるとの理由で、一一八二年には国外追放と財産の没収、債権の取り消しを命じている。約二〇年後追放は撤回されるが、一二六九年の王令では、黄色の輪をローブの上につねに身につけることが命じられる。一三六三年には、住居にも赤と白に塗り分けられた輪を通りに見えるよう設置することが命じられる¹³。

一方では、癩病者とユダヤ人という外部から病を持ちこみ、共同体の内側の人びとを汚 染する者たちが存在し、他方には健康な共同体内部に住む人びとという図式がある。そし て人びとは共通の利益のために、彼らに鐘をもたせ黄色の輪を身につけさせることによって健康なる者たちから分離し、都市の外部へと追放し、相続の禁止や財産の没収という民事的な死を与えることで、都市の浄化を図っていた。

エドワード・サイードが『オリエンタリズム』のなかで詳しく論じているように、追放 された人々も共同体のすぐそばで生活していたのであり、あちら側とこちら側の断絶を意 味しているのではない¹⁴。癩病者たちは鐘をつけることを義務づけられていたが、物乞いの ために都市に入ることを許されていた。ユダヤ人たちは黄色の輪をつけることを義務づけ られていたが都市の内部で生活していた。追放が意味するものは、断絶というよりはむし ろ周縁化であり、可視的な分離であり、忌避による不可視化である15。ところで、ミシェル・ フーコーは次のように述べている。「ところで、現在においてもなお、まさしくそうした実 践を記述するのと同じようなやり方で、狂人、病人、犯罪者、社会からの逸脱者、子供、 貧民などに対して権力が行使されるやり方が記述されている」16。実際、フーコーがこの発 言をしている時代、新社会防衛論が提起していたのは、まさに犯罪者や逸脱者の周縁化の 問題だった。社会の共通の利益への指向が強ければ、それだけその規範から逸脱する者へ の非難が強くなる。その不寛容な共同体のうちで、逸脱する個人はレッテルや烙印を押さ れることで、法律に罰されなくとも、社会的な制裁を受ける。社会的な制裁を受ける逸脱 者たちのうちで、さらに法が許さない者たちが法的処罰を受けることになる。この立場に よれば、法は「もっとも許容しがたく、もっとも強く烙印を押すべき行為の類型化を確立 する役割を演じ」17ることで、その一部の逸脱者たちをさらに周縁化することに仕えている

外部から共同体に侵入する病が、癩病者、ユダヤ人、あるいは同性愛者などに表象され、 共同体が彼らに汚染する者という烙印を押すとき、そこには排除と追放と周縁化のプロセ スが働くことになる。そして彼らには、病を伝染する者であり、道徳を破壊し、共同体の 絆を破壊する者としての非難が加えられてきたのである。したがって、追放や排除が問題 になるとき、われわれは逸脱と寛容について考えることを迫られることになる。

周縁化によって共同体の秩序を守ってきた中世の都市は、一三四八年、突如として東方から運ばれてきたペストによって壊滅状態に陥った。ペストがヨーロッパに運ばれた経路について、現在有力な説は、カッファという黒海の中心地点にある港から運ばれてきたというものだ。黒海というヨーロッパ世界とアラブ世界の中間にあって、カッファは両者の貿易を媒介する重要な都市だった。このカッファという商業都市、そして堅牢な城塞都市は、ジェノヴァ人の統治下にあった。カッファ周辺を支配していたのは、モンゴル帝国か

ら分裂し、ステップと呼ばれる丈の短い草で覆われた不毛な土地に定住していた遊牧民からなる国家キプチャク・ハンだった。現在でもモンゴルなどに生息するタルバガンという 齧歯類がペスト菌をもっており、タタール人はこれを食べる習慣があるように、一四世紀の世界でも、風土病の一つにすぎなかったペストが彼らによって伝播されたのだと考えられる。ある説によれば、キプチャク・ハンの軍隊が一三四七年カッファを攻め落とそうと包囲した際に、兵士たちが次々とペストで倒れたので、退却時に死体を城壁内に投げ込んだという。これが正確かどうかは分からないが、ネズミやノミが媒介したにせよ、交易が媒介したにせよ、タタール人からカッファの内側にペストがひっそりと忍び込んだ。ペストにかかったジェノヴァ人たちを乗せた船が、カッファからイタリアへと進みながら、寄港した土地にペストをうつしながら進んでいった。コンスタンティノープル、シチリア、コルシカ島やエルバ島を経て、ジェノヴァへと進んでいき、ジェノヴァから追い返された三隻の船はマルセイユに入り、スペインへと進んでいった。

一三四八年から五一年にかけて二〇〇〇万人から二五〇〇万人の死者を出したと言われ、全ヨーロッパ人口の三分の一が死亡したと推定されている。一六世紀に至るまで、ペストはヨーロッパをさまよい歩き、毎年どこかの都市が襲われていた。時折爆発的な流行となり、都市の三分の一の人びとを死亡させる。一つの都市に限定してみれば、ペストは十年または十五年の間で規則的に爆発的な流行を見せ、その後数年に渡って死亡者数が減少していき、消えたかと思うとまた襲ってくる最も恐るべき災厄だった19。

パリは一四世紀に二十万人とも言われるヨーロッパ最大の人口を有した都市であったが、やはり一三四八年の八月末にペストに襲われている。はっきりとした記録は、サンジェルマン=ロクセロワ教区の死亡者数で、四九年春からの一年間の死亡数が三○八六人だったということである²⁰。この教区に住んでいたのは三万人であったから、一○分の一が死亡している。それ以外の記録は分からないが、三万人から八万人の間であろうと推定されている²¹。以降、パリも一六六八年に至るまで十年から十五年間隔で、定期的にペストに襲われることになる²²。

この最初の衝撃の時、フィレンツェを逃げ出したボッカチオは、壊れゆくフィレンツェ の街を外から眺めている。ボッカチオの目に写ったフィレンツェは次のように描写されて いる。

三月と七月の間に、ペストの力がすさまじかったのと、健康なものが恐怖のあまり必要なのにもかかわらず大勢の患者の面倒を見なかったり、ほうっておいたりするために、きっとフィレンツェの城壁内では十万人以上の人間が生命を失っただろうと考えられるほど、天の虐殺と、それからおそらく一部には人間の残虐が

ひどいものであったという以外に、もっとなんとお話することができるでしょうか。そこではおそらく、その死の惨事の前にはそんなに大勢の者がそのなかにいたとは考えもしなかったでしょう²³。

癩病者やユダヤ人たちに対して都市が行ったのは追放という処置だったが、ペストの場合 その関係は逆転している。というのもペストが誰かれ構わず襲いかかるからであり、ペス トが荒れ狂う都市に留まることは危険なのである。ボッカチオはまるでまるで火災のよう に広まっていったと記している。

このペストは、それは驚くべき力をもっておりました。と申しますのは、すぐそばにあるかわいた物か、脂じみた物に火がうつっていくように、それは病気の患者から健康者に、ただ会うだけで、伝染していったからです²⁴。

ペストは周縁化では太刀打ちできないような強い感染力をもっていた。内側に留まることは死を意味する。むしろ都市から遠く離れた田園にあり、完全に孤立した家屋こそ安全な場所であった。ボッカチオはこの隔離された家屋の中で、外から都市を描写する。その都市という共同体の秩序は崩壊したものとして描かれている。

私たちの都市がこうした苦痛と悲惨に沈んでいる時、宗教的と俗界的との区別なく、法律の権威は、法律の役人や執行者が他の人々と同様に、みな死ぬか罹病するか、あるいはどんな事務もとれないほど下役人の手が足りなくなるかしたために、ほとんど地におちて、全く無力になってしまいました。だから、だれもすき勝手のしほうだいで、とがめられることなどはありませんでした25。

逃げ出すか、家に閉じこもるかして人気のなくなった都市を、まるでお祭りのように騒ぐ人びと。この描写は、カミュの『ペスト』のなかでも描かれている風景である。実際、パラケルススからアンブロワーズ・パレ、ムラトーリなどの医師たちも、陽気にすごすことがペストの予防法であると考えていた。というのも、ペストは、病気が人間の内側にある怯えや恐怖心と憂鬱と結びついた状態であると考えらたからである26。人びとは死を目の前にして、残り少ない人生を楽しもうと欲望に身を任せていた。これは人間の性質であるらしい。トゥキディデスもまた疫病に襲われたアテナイが同じような状況になったことを記している。「今の歓楽とこれに役立つものであればみな、すなわち利益であり、誉であり、善であるとする風潮がひろまった。そして宗教的な畏怖も、社会的な掟も、人間に対する

拘束力をすっかり失ってしまった。神を敬うものも、そうでないものも、みな同じ悲惨な死をとげていく、法律を犯しても裁かれて刑をうけるまで生命があろうとも思われぬ、いずれにせよすでに死の判決をうけ処刑を今か今かと待つばかりの自分らなのだ、首がとぶまえにできるだけ人生を楽しんで何が悪かろう、という思いがだれの胸にもあったためである」²⁷。一六六五年ロンドンを襲ったペストでも、一七二○年マルセイユを襲ったペストでも、やはり同じような状況になった。ペストに襲われた都市では、共同体の秩序は破壊され、法は停止する。

病は外部からやってきた。突如としてペストに襲われた人びとはその原因についてさまざまに口にした。一三四八年パリ大学医学部は、その原因が天体の配列によるもので、地上の大気の腐敗を引き起こしたからだと考えた。敬虔なキリスト教徒たちは神の怒りだとか、神が放った矢であると考えた²⁸。このように考えても、ペストはわれわれの内側ではなく、世界の外側の問題であることになる。

これまでの記述から容易に予想しうるように、都市に住まう人びとは、よそ者たちに目を向けたのだった。よそ者が井戸に毒を投げ込んだのだという噂が広まった。実際、破壊的な疫病が広まる時に、このような噂が流れることは珍しいことではない。トゥキディデスから一八五四年のロンドンに至るまで、井戸の毒という噂が広まり、人びとの矛先はよそ者たちに向けられている。例えば、一三二一年、癩病者が井戸と泉を汚染した罪で逮捕され、火刑にされた。奇妙なのは、ペリグーの虐殺と呼ばれるこの事件が一三四八年にペストが全般的な広がりを見せる前だということである。カルパンティエはペリグーの虐殺は、ペストが広まった後におこるユダヤ人たちの大量虐殺に比べると、特殊的例外29であると見ているが、そうだとしても狩りたての契機になったに違いない。一三四八年から四九年にかけて、ペストはユダヤ人が井戸にしくんだ毒が原因だという噂が広まり、ヨーロッパ各地で反ユダヤ人暴動が起きる。教皇クレメンス六世は、大勅令を出して、ペストをユダヤ人のせいにしている人びとを非難し、虐殺と財産の略奪をした者は破門にすると命令したが、虐殺はなかなかおさまらない。フランス王フィリップ六世は、井戸に毒を投げ込んだと告発されたユダヤ人六人を略式裁判で死刑にしている。

シュトゥットガルト、ストラスブール、ケルンでもユダヤ人虐殺が行われたが、ペストがその都市に侵入する何ヶ月も前のことだった。すなわち、ペストは「住民のあいだに神経過敏と恐怖の状態を培った」30のであり、集団パニックの状態を作り出していた。ユダヤ人をはじめ、ペストを振りまいた罪で、暴徒に襲われ、あるいは裁判で処刑されたよそ者たちは、理解不可能な現象に対する恐怖を、理解可能なものとして把握するためのスケープ・ゴートにされた。すなわち異端者やよそ者は悪魔であり、毒を仕込みわれわれを殺害する者たちという烙印である。

ペストは、出会った瞬間に伝染してしまう。ボッカチオは、ペスト患者が着ていたぼろ着を嗅いだ豚がその場で死ぬのを目撃したと述べている。それは人から、動物から、物から伝染する。だとすれば、追放や排除、周縁化は予防する手段としてはまったく役に立たない。貧富の差なく共同体すべてを巻き込むペストには、新しい予防法が必要である。こうした新しい予防法をいち早く生み出したのは、交易のさかんなイタリアの都市だった。すでに一三七七年、ドゥブロヴニクとヴェニスで検疫制度が開始された。四〇日間を意味する検疫(quarantaine)制度は、船舶を港に四〇日間勾留し、乗客や運んできた商品を隔離することで、都市に病が侵入することを防ぐものである。一四二三年、ヴェニスに最初の隔離院(lazaret)が建設され、乗客たちと商品は隔離院において四〇日間の勾留が義務づけられるようになる。ジャン=ジャック・ルソーは、自らが体験した検疫の記録を次のように綴っている。

ちょうどメッシナにペストが流行したときだった。港にはイギリス艦隊がまえか ら碇泊中で、それがわたしの乗った帆船を巡察にやってきた。このため、ながい 難航海のあとでジェノアについたのに、二十一日間の隔離をうけねばならなかっ た。乗客はその間、船でも隔離病舎でも、すきなほうをえらぶことができた。隔 離病舎のほうは、設備をととのえるひまがなくて、四方むきだしの壁だときいて いたので、みんな帆船をえらんだ。暑さはたえがたく、場所はせまく、散歩もで きぬうえに、いやな虫がいるので、わたしはどうあっても隔離病舎のほうがまし だと思った。わたしは、まったくがらんどうの大きな二階建ての建物に案内され た。そこには、窓も、寝台も、テーブルも、椅子も、腰をおろす台も、身をよこ たえる一束のわらもなかった。わたしの外套と旅行カバン、トランク二個がはこ ばれてきた。それから、頑丈な錠前のついたがっしりした戸がしめられた。わた しはそこにとりのこされ、自由気儘に部屋から部屋、階から階へと歩きまわった が、家中どこへいっても、おなじようにさびしく、おなじように殺風景だった。 それでも、帆船より隔離病舎をえらんだことを後悔しなかった。まるでロビンソ ン二世といったふうで、一生そこで暮らす人のように、二十一日間のために身辺 の整備にとりかかった。……。食事になると、まことにぎょうぎょうしいかぎり であった。二人の擲弾兵が着け剣でそれを護衛してくる。階段がわたしの食堂で あり、おどり場がテーブルに、その一段下の階段が椅子になるわけだ。御馳走を ならべおわると、みんなはひきさがり、食事はじめ、という合図の鐘をならす。 食事と食事のあいだ、読みも書きもせず、また部屋のかざりつけもやらないとき には、中庭がわりに新教徒の墓地を歩きまわったり、港をみおろす屋上の物見に

のぼって、船の出入りをながめることもできた。こうしてわたしは二週間をすご した 31 。

ルソーは『ロビンソン・クルーソー』を愛読していた³²。ルソーがデフォーのもう一つの代表作『ペスト』を想起したかどうかは分からないが、彼は隔離病舎に閉じ込められた自分を、孤島にとり残されたロビンソン・クルーソーになぞらえて、嬉々として過ごしている。しかし、このロビンソン・クルーソーという比喩が重要になるのは、フーコーが隔離について次のように語るときである。

ペストにおいて問題となっているのは、まず、排除ではなく、隔離です。狩り出すことではなく、一人一人に場所を与え、それを指定して、その場所にいるかどうかを隅々まで監査すること。追放ではなく、封じ込めが問題となります。ペストにおいてはまた、清浄な人々と不浄な人々、癩病にかかった人々とそうでない人々というように、人々を大きく二つのタイプ、二つのグループに分割することが問題なのでもありません。そこでは逆に、病気の人々とそうでない人々のあいだに不断に観察された、一連の細かい差異が問題となっています。個別化、すなわち、個別性の細かい粒にまで到達する権力の分割と再分割が問題になっているということであり、したがって、癩病者の排除を特徴づける大きな分割とは非常に遠く隔たっています33。

癩病者に対する排除は、共同体に生きるこちら側と向こう側の分割である。ペストに対する隔離は、ペストにかかっているかどうかを問わず、すべての人々を監査し、集団を分離し、各個人にそれぞれ孤島を与えることである。群衆や集団というそれまでの把握を解体し、個人の身体をそれぞれの場所に位置づけることである。フーコーは隔離の行き着くさきに、ベンサムのパノプティコンを見ている。フーコーによれば、ペストには二つの夢がある。一つは「法が忘れ去られる瞬間としての、ディオニュソス祭的なペストの夢」である。しかし、もう一つの夢は「政治権力が完全なかたちで行使される見事な瞬間としてのペストという、政治的な夢」である。危険なコミュニケーション、混乱した共同、禁じられた接触も生じえない「完全に透明な権力」が住民集団すべてに対して、余すところなく行使されるという夢である³4。

ルソーが体験した隔離院の風景は、フーコーが描いたベンサムのパノプティコンによく 似ている。何もない部屋、他人との接触はなく、擲弾兵もルソーと接触はしない。食事の 時間は規則正しく守られ、ルソーしかいないにも関わらず、開始の鐘をならす。その静寂 で「ぎょうぎょうしい」風景のなかで擲弾兵とルソーが結ぶ関係は、近代的な監獄のなか で看守と囚人が結ぶ関係を予感させている。

このことは後にふれることにして、予防法の歴史に戻ろう。検疫制度が作られ隔離院が建設されるようになると、一五世紀初頭にはイタリア各地で流行地の閉鎖と城門の閉鎖が行われ、一五世紀後半から衛生通行証(patente)の携帯を始めるようになる。衛生通行証には、健康状態と感染源との接触の有無が書かれており、外国人、外国の船舶はもちろんのこと、イタリア市民はみなこれを携帯しなければならず、通行証を見せなければ城門のなかには入れなかった35。通行証は、一七世紀に各国の船舶に携帯が義務づけられており、各港の大使館で必ず健康状態の記載をすることになっていた。健康状態は三種類に分かれ、健康(nette)、疑いあり(soupçonnée)、病(brute)であり、これらの記載が検疫期間の長さを定めていた36。

イタリアでは、十五世紀終わりに衛生局が作られ、一六世紀、一七世紀には、伝染病の流行時の祭礼集会の禁止、学校の閉鎖、宗教集会の禁止ができるまでの権威をもつようになっていた。フランスもこれを真似たものであろう、一五三一年にペストが流行したときには、パリに衛生奉行がおかれ、ペスト条例が出されている。その条例は事細かくパリ市内において行うべき規則を定めている。ペストにかかったときには、家の窓を開け、木の十字架をかけること、出歩くときには白い杖をもつこと。こうした命令は、癩病者やユダヤ人たちへの規則と同じであり、見つけたら近寄るなということである。しかし、道の舗装を住民が行うこと、敷石を清潔に保ちたえず水を流すこと、窓を開けること、排水溝から汚物を取り除くこと、家畜を飼育してはならないなどの命令には、すでに衛生や予防という観点が入っている37。

フーコーが『監獄の誕生』で引用している規則はより厳格で冷酷なものだ。それはヴァンサンヌ陸軍の古文書館に保管されている規則であり、一七世紀末のものである。まず都市の厳格な地区割りが行われ、一人の代官がすべての指揮をとる。都市を封鎖し、封鎖を突破しようとする者は死刑。ペストにかかった者は、四〇日間分の食料などを購入した後、自宅で検疫期間を過ごさなければならない。その時鍵を地区の代官に預け、代官は外から鍵をかける。代官はたえず巡視し、あらゆる無秩序が行われないように気を配る。各家庭を点検し、家族は呼ばれたら窓に顔を見せなければならず、罹病者を隠してはならない。真実を言わなければ死刑である。全住民の名簿の作成。検疫が終わった家の浄化38。

ここにはペスト以前に都市がもっていた複層的な秩序を維持する力、すなわち教会、自 治体、身分、一言で言えば社会的結合(sociabilité)というものが消え去り、代わりに画一 的で透明な権力関係が結ばれている。代官に対峙するものはみな名も無き個人、ペストを 発症するかもしれない一つの身体でしかない。代官はそれを空間的に区分し、時間割され た巡視によって、混乱を防いでいる。その背景には、ペストが蔓延すると、伝染力と引き起こされる暴動によって共同体そのものが消滅してしまうという危機がある。この危機を前にして法は停止する。これはルソーが言うところの独裁制であり、フランスで言うところの合囲状態(état de siège)、われわれが戒厳と呼ぶものである。ルソーは祖国の安否に関わるような事態でないかぎり、法を停止してはならないと述べた後で次のように記している。「このようなまれな、しかもだれの目にも明らかな危機の際には、公共の安全確保に備えるために、特殊な行為によって最適任者にその任務を委任する」39。モンテンスキューは次のように述べている。「一時的にではあるが、時に自由にヴェールをかけなければならない事態は存在する。それは神の像を一時的に隠すようなものだ」40。ルソーは人民の第一の関心が祖国が滅亡しないことだと述べている。このことは、一八三二年のコレラに対して布告された戒厳令に反対したユーゴー、ナチスの厳しい戒厳のなかで生きたカミュの『戒厳令』に触れながら後に論じることにする。

フーコーは『監獄の誕生』を書きながら、ナチスの戒厳下にあった幼いころのポワティエを思い出しただろうか。それは分からないが、フーコーはこの透明な権力関係を、ナチスというよそ者たちの問題ではなく、監獄、病院、学校、軍隊というわれわれの問題と考えている。そしてペストという一時的な生と死が拮抗する場から引き離された、恒常化したこのモデルが、監獄などを通して一般化され、現在まで続いているのである。規律的な網目のなかで、ペストが巻き起こすところの無秩序を引き起こす危険な人物が捜索され、癩病者のように目印をつけられ、監獄という隔離院へと追放される。その監獄という一人ひとり区分けされた規則的な空間のなかで、看守と囚人は、戒厳下の代官と住人の権力関係を結ぶ。そこで囚人の身体は監視のもと訓練されるのである。

まとめるならば、感染をめぐる都市の問題には、二つの異なった視点が存在していた。 一つには癩病者に対する追放、あるいは汚染する者たちという視点。この視点は、よそ者 たちという烙印を押し、彼らを分離し、不可視化しようとする。もう一つは、ペストに対 する管理という視点。この視点は、ペストが巻き起こす危機的状況を想起させる。共同体 や社会的結合、群衆や集団は、ペストが伝染するという意味でも、暴動や祝祭という意味 でも危険であり、その危機の回避のために、集団を個人に分割し、空間的時間的な管理を 目指す。これに、第三の視点として人口の増減や確率計算される個人という視点が加わる のだがそれは後に明らかになるだろう41。

本論は、これら三つの視点が混ざり合いながら、一七世紀終わりから一九世紀の終わり に至るまで、パリのなかでどのような観念を生じさせ、それがどのように法的に語られた のかについて、歴史的に論じる試みである。

1 スーザン・ソンタグ『エイズとその隠喩』みすず書房、一九九○年、六八-七八頁。

- ⁵ Voltaire, 'Lettre à Monsieur Paulet, au sujet de son histoire de petite vérole, Ferney 22 avril 1768', in Collection complette des Oeuvres de Mr. de Voltaire, tome 33, p.151.
- ⁶ Frédéric Godefroy, Dictionnaire de l'ancienne langue française et de tous ses dialectes du IXème au XVème siècle, 1880-1895, tome4, p.577.
- 7 ミルコ・D・グルメク『エイズの歴史』藤原書店、一九九三年、四九-五二頁。
- ⁸ Nicolas Delamare, Traité de la Police, Paris: Chez Michel Brunet, 1722-1738, tome.1, p.635-636.
- ⁹ *Ibid.*, p.636.
- ¹⁰ *Ibid.*, p.636.
- 11 Simone Lefèvre, Recueil d'actes de Saint-Lazare de Paris: 1124-1254, Paris: CNRS, p.IX-XII.
- ¹² Frédéric Godefroy, op.cit., tome5, p.107.
- ¹³ Delamare, op. cit., pp.301-304.
- 14 エドワード・W・サイード『オリエンタリズム』平凡社、一九九三年。
- 15 都市において周縁化される他者の中には売春婦を含めることができる。一二五四年には すべての都市から追放すべき旨の王令が出されている。一三六○年の市長令では大胆な格 好や、金ボタン、真珠や宝石、灰色の毛皮コートを着た場合、財産没収を命じている。一 三六七年の市長令では、売春婦たちが商売をしていたシャポン通りの所有者たちに向けて、 売春婦へ部屋を売却したり賃貸してはならないと命じている。その後も夜に通りに出ては ならないなどの王令、行政命令が出され、次第に施設における更正の命令に移行していく。 しかし、彼女たちの場合、周縁化が意味するのは可視化ではなく、正常化である。Cf.

Delamare, op. cit., pp.521-527.

- 16 ミシェル・フーコー『異常者たち』筑摩書房、二〇〇二年、四八頁。
- 17 澤登俊雄『新社会防衛論の展開』大成出版社、一九八六年、三一頁。なおこの部分は、 一九七六年にベネズエラで行われた新社会防衛学会の記録である。会長はマルク・アンセ ル、日本からは団藤重光、森下忠、鈴木寿一、金谷利広、澤登俊雄が参加している。なお 前述のフーコーの発言は、一九七五年である。
- 18 したがって、新社会防衛論の立場からは、社会的寛容と逸脱者の社会復帰を両立するこ とが提言されている。すなわち、社会を逸脱者へと適用させることと、逸脱者を社会へと 適用させることの両立である。澤登俊雄、上述書、三五頁を参照。
- 19 ジャン・ドリュモー『恐怖心の歴史』新評論、一九九七年、一八九頁。
- 20 リュスネ、上掲書、七一-七二頁;蔵持不三也『ペストの文化誌』朝日新聞社、一九九五 年、七六頁。
- 21 リュスネ、上掲書、七二頁。アルフレッド・フィエロによれば、パリ・コミューンによ る火災で古文書が焼失したので、詳細な記録が残っていないと述べている。アルフレッド・ フィエロ『パリ歴史辞典(普及版)』白水社、二〇一一年、六六五頁。
- 22 フィエロ、上掲書、六六五-六六六頁。
- 23 ボッカチオ『デカメロン』筑摩書房、上、三一頁。
- 24 同書、上、二〇-二一頁。
- 25 同書、上、二三頁。
- 26 ドリュモー、上掲書、二二二-二二三頁。

² ジョン・ケリー『黒死病』中央公論新社、二〇〇八年、二九頁。

³ トゥキディデス『戦史』中央公論新社、二○一三年、七五-八三頁。

⁴ モニク・リュスネ『ペストのフランス史』同文舘、一四-一五頁。

- 27 トゥキディデス、上掲書、八二頁。
- 28 リュスネ、上掲書、二三-二七頁、ドリュモー、上掲書、二五二-二五三頁。
- 29 エリザベート・カルパンティエ「黒死病をめぐって」『アナール論文選(3) 医と病』、藤原書店、二〇一一年、七六-七七頁。
- 30 カルパンティエ、上掲書、七七頁。
- 31 ルソー「告白」『ルソー全集』第七巻、三八-三九頁。
- 32 ルソーはエミールのなかで、ロビンソン・クルーソーを読むべき本であるとして進めている。デリダは、ルソーとロビンソン・クルーソーの関係を分析し、孤島という観点からルソーを論じている。Jacques Derrida, *La Bête et le Souverain*, Volume II, Paris:Galilée, 2010
- 33 ミシェル・フーコー『異常者たち』筑摩書房、五一頁。
- 34 同書、五二頁。
- 35 カルロ・チポッラ『ペストと都市国家:ルネサンスの公衆衛生と医師』平凡社、一九八八年、四四-四八頁。
- ³⁶ Daniel Panzac, *Quarantaines et Lazarets, L'Europe et la Peste d'Orient (XVIIe-XXe siècles)*, Aix-en-Provence: Édisud, 1986, p.41.
- 37 蔵持不三也『ペストの文化誌』朝日新聞社、一九九五年、一九四--九八頁。
- 38 ミシェル・フーコー、『監獄の誕生』新潮社、一九七七年、一九八--九九頁。
- 39 ジャン=ジャック・ルソー「社会契約論」『世界の名著 36 ルソー』中央公論社、一九七 八年、三四一頁。
- ⁴⁰ Montesquiue, *De l'esprit des lois*, Ed. Tourquet, 1821, p.241.
- 41 この区分はフーコーを援用している。しかしながら、厳密なフーコー的枠組みにのっとっているわけではない。例えばフーコーは癩病者排除のメカニズムを衰退したものとして、あるいはペストのメカニズムに吸収されたものとして捉えている。そしてペストのメカニズムであるところの規律権力とフーコーが呼ぶとき、それは身体がどのように扱われ、看守や医師といった人々が、その身体をどのように管理し、訓練し、区分したのかということに着目している。しかし、都市に着目すると、身体と同時に空間や空気や環境というものが同時に問題となる。

第一章:ロンドンペストと貧民

世界で一番美しい通りと賞されることもあるシャンゼリゼ通りの工事が始まるのは一六七〇年頃のことである。この場所は、もともとは人の住まない沼地であった。現在、シャンゼリゼ通りの近くには高級ブティック通りとして知られる、フォブール・サントノレ通りがある。通りの名前に記憶をとどめているように、もともとはフォブールつまり郊外であった。当時の貴族たちは、パリの中心部に住む人々といっしょに生活することを嫌がり、シャンゼリゼ通りの工事が始まるとともに、きれいな空気と自然を楽しめるこの場所に住み始めたため、しだいに発展していった通りである。現在では中心部に近いこの場所が、この時代にはパリ市の外れに位置していた。

実際、かつてのパリは今の三分の一ほどの面積しかない。現在のパリは、二〇区に区切られているが、ちょうど半分の一区から十区までにあたる領域がほぼ一八世紀初頭のパリ市であった。先ほども述べたように葛飾区くらいの面積である。この狭いパリ市の住人は、十七世紀初頭の時点で二十五万人だったが、十八世紀初頭で五十一万人になり、およそ二倍に膨れあがっている。以降、十八世紀の間、人口は緩やかに増え続け、一七八九年には六〇万から七〇万人になる。これは住人だけの推計であるから、さらに出稼ぎ労働者や観光者、巡礼者などがいたことを考えると、実際にはより多くの人が行き交っていたことになる。

こうした都市の住人の増加の一要因になったのが、パリ市を取り囲んでいた城壁の撤去である。十七世紀末、フランス王ルイ十四世の王令によって城壁の撤去が命じられる。以後三〇年にわたる工事によって、十八世紀初めには、城壁はすべて撤去され、その場所は環状並木大通りに変わる。

城壁の撤去によって、都市への流入を妨害するものがなくなり、人々の往来が激しくなる。そこで問題になるのが、城壁がない、人間の移動が激しい都市をどのように統治するのかということである。とりわけ、流入してくる人々を把握すること、特に都市や住人に悪影響を及ぼす人々を把握することが重要となる。一六六六年から六七年にかけて開かれた、ポリス改革諮問会議において、この問題が議論され、近代都市の統治の原則が確立されることになる。ポリスの原則はこのように定められた。「ポリスは公私の安全を確保し、騒擾を起こすものを都市から排除し、豊かに物資を供給し、住民にその地位と義務に即した生活を営ませるものである」。

ポリス改革諮問会議が行われた一六六六年は、ヨーロッパの歴史のなかで、大惨事が起きた年として記憶に深く刻まれている。それはドーヴァー海峡を隔ててパリの対岸にある都市ロンドンが大火に包まれた年である。城壁内の五分の四にあたる三七三エーカーが焼

けおち、一万三二〇〇の家屋が焼失したと言われている。一方城壁外は六三エーカーが焼失したに留まった²。六六六という数字はヨハネの黙示録を想起させ、パリの住人たちは終末論的不安に襲われていた³。終末論的不安に襲われるのも無理はない。というのも、ロンドンは大火の前年、イギリス史上最悪のペスト流行が起き、六万三五〇〇人が死亡しているからである。推定人口が四十三万人だから、その衝撃のほどがうかがえる⁴。ダニエル・デフォーが書いた『ペスト』の資料はこの時の大流行のものである。ペストと大火に相次いで襲われたロンドンを見て、パリの住人たちの間に自分たちも襲われるのではないかという不安が立ち込めていた⁵。

これがイギリス史上最悪かつ最後のペストだった。一六六五年のロンドンペスト、一七二〇年のマルセイユペストを境に、ペストはヨーロッパ世界からその姿を消す。といっても、ペストが起きたとしても部分的なものに留まり、全般的な災禍とはならないという意味であるが。ところで、ロンドンのペストは中世までのペストとは様相が異なっていた。中世のペストは貧富の差なくすべての者の命を奪う病であったが、ロンドンペストでは、地区によって死亡数が大きく異なっていた。シティの城壁外にあったセント・ジャイルズ・イン・ザ・フィールズという貧困地区だけが、城壁内よりも際立って死亡数が多かった。その場所は移民が住む貧困街であって、物乞いを生業とするアイルランド人と黒人の根城だった。当時の医師たちは、この地区だけ死亡数が多いことの理由を、小さな家が狭い地域に密集していることだとか、あるいはこの地区に作られたペスト墓穴から立ち上る腐敗がだと考えた。ペストはもはや貧富の差なくすべてに襲いかかるものではなく、貧民から多くの命を奪うものになっていた。ロンドンペストは、歴史的に見て、救貧法とワークハウス設立の中間にあって、貧困が都市問題になっていることを明確に表している。

ロンドン大火が九月、ポリス改革諮問会議の開始が十月であるから、その関係は明白である。ペストと大火が引き起こされないような都市をつくること、そのような新しいパリの姿が模索され始める。ところで、パリはロンドンよりもひどい貧困問題を抱えていた。葛飾区ほどの小さな面積の城壁の内側に四五万とも五十万ともいわれる人口が生活し、その城壁の内と外に貧民や物乞いといった流動人口が行き来している。フレマンヴィルの『ポリス辞典』を見ると、物乞いの頁には次のように記されている。「物乞いの大部分、特に健常な物乞いの大部分は、正真正銘の放蕩者たちであり、彼らの怠惰が働くことよりも施しを求めるようにさせている」「。この辞典のなかで、物乞い(mendiants)は、浮浪者(vagabonds)、流れ者(gens sans aveu)、貧民(pauvres)、泥棒(voleurs)と同義で使われている。つまり当時の人々にとって、貧民は都市の周りをうろつき、物乞いをしたかと思うと、窃盗をするよそ者たちという形象をとっている。またフレマンヴィルが「健常な」と言っているように、このよそ者たちのなかには病気で働けない者たちが含まれ、一

つの集団を形成しているとみなされていた。一六六四年にパタンはこう述べている。「昼も 夜も、パリのここやそこで、盗みや殺しが行われている」8。世界一の帝都を目指すパリに とって、こうした騒擾を引き起こす貧民たちは放ってはおけない問題であった。

したがって、問題は三つある。ペストや大火という全般的な危機を引き起こさないこと。 貧民を取り締まること。狭くなった都市を拡大すること。こうした問題に、日々加速する 通商の便を良くすること、そしてパリを新しいローマにしようというコルベールの野心が 加わると、一七世紀のパリの問題がはっきりと見える。それらをすべて解決するための手 法として、あのペストに対する網羅的な警備と隔離のモデルが、想起される。すなわち、 病が全般化してしまう危機を予防するために、絶えず巡視を行い、その病の源となるよう な危険な因子をいち早く察知し、隔離するという戒厳的措置である。絶え間のない監視に よって、城壁がなくとも、不動人口が流入しようとも、ペストや火災や騒擾の危険因子を 隔離することで、危機が全般化することはないのである。

このような動きは、ロンドンペストの前から準備されていた。一六五七年に「パリ市内 および近郊の乞食の閉じ込めのための一般施療院の設立を定める勅令」が発布され、次の ように書かれていた。

神の恩寵によって、フランスおよびナヴァルの国王ルイは、ここに謹んで申し伝える。前世紀以来、わが先王たちは良き都市パリにおける貧者にかんするポリスの王令をつくり、すべての無秩序の根源である物乞いおよび無為を阻止するために、熱意をこめ、かつ権威をもって努力してこられた。国王たちはそれら法令の施行を、意をつくして支援されてこられたにもかかわらず、時世の変化につれて、それらは、かかる大計画の存続に必要な資金の不足により、また事業の性質に適合する、確立された管理の分裂により、実りなき効果を欠くものになりはててしまった。かくして近き昔、今は亡き先王、死後も誉れ高き畏敬すべき父君の御代に、民衆の放縦および風俗の乱れによって悪はさらに募ったのであり、人も認めたごとく、このポリス王令執行の主要な欠陥は、乞食がいたるところで無為にすごす自由を有していた事態に由来する・・・・・・。

勅令にこのように描かれている「民主の放縦および風俗の乱れ」とは、「正式に結婚しないで同棲している男女」がおり、「彼らの子供の多くは洗礼を受けて」いないとか、「宗教を知らず、秘蹟を軽蔑し、たえずあらゆる悪を行って」いることである。このような悪に染まった貧民たちを、「ポリスではなく慈善という動機によって」矯正しなければならないとこの勅令は記している¹⁰。

実際、これまでもいくつかの貧民対策がたてられてきた。例えば一五五一年に作られた 教貧事務局(Grand bureaux des pauvres)は、都市から貧民を一人残らず無くすことが使 命だった。働ける者には仕事を、年寄りや傷痍兵はオテル=デュー(Hotel・dieu)へ、矯正 不可能なものは、監獄へ収監することを目的としていた。しかしながら、この試みは、統 制が難しく失敗に終わる。一六一二年には、ピティエ施療院が作られる。この施療院の機 能は、「健康あるいは不健康な物乞い、放浪する、すべての年や性別の物乞い」をすべて収 監することであった。一六五六年の勅令によれば、「この賞賛すべき計画」の成果は「五、 六年のあいだしかあがらなかった」のであり、その理由は、「必要な権威と権力によってな んら支持を得ていなかったから」であった¹¹。

実際、都市統治の権限は誰にあるのかということは明確になっていなかった。パリで言えば、王権に属するところのシャトレと地域の名望家たちからなる都市社団が、都市の安全に関する権限が自分にあると互いに主張しあっていた。そもそも都市統治とは何かということさえ、不明瞭なままだった。ポリス改革諮問会議が何を改革したのか、ということを理解するためにも、ポリスがどのように語られていたのかということを簡単に見ておくことにしよう。

シャルル・ロワゾーは、『領主権論』のなかで、ポリス (police) という言葉の意味をこのように説明している。

〔ギリシア語における〕「ポリス (polis)」が都市を意味するように、〔ギリシア語における〕「ポリテイア (politeia)」が、われわれの言うポリス (police) であり、その意味は都市の規則である 12 。

ロワゾーの言うように、ギリシア語のポリテイア、そしてラテン語のポリティアに由来するこの言葉は、「都市統治の技術(art de gouverner la cité)」を意味し、十四世紀には「政策 (policie)」、十五世紀になってポリスと変化した言葉である¹³。われわれが現在知っている「警察」という意味に変化するのは十八世紀の終わりから十九世紀の初めにかけてである。

ところで、ロワゾーの著作『領主権論』(一六〇八年)やジャン・バケの著作『正義の法概論』(一六〇三年)は十七世紀初めに書かれた著作である。これらの著作ではポリスについて詳細に語っているのだが、その権限が誰に帰属するのか、ということに終始言及している。ポリスの内容についてはあまり語られてはいないのだが、ロワゾーが簡単に記して

いる十七世紀初めのポリスについて見てみよう。

ところで、ポリスが関わるのは基本的に三つの点である。すなわち食料、職業、通りや道であり、これらは別々に扱わなければならない¹⁴。

食料がポリスの問題になるのは、独占を防ぐ必要があったり、価格や測量を正しくする必要があるからである。職業がポリスの問題になるのは、王の許可なく営業をしている者を取り締まる必要があるからである。道路がポリスの問題になるのは、通りをきれいにし、きちんと舗装された状態に保つためである。バケもまたポリスの関わる事柄について多少触れているものの、その中心は市場の適正価格であって、あまり多くを語っていない15。カルダン・ルブレは、『王主権論』(一六三五年)の中で、ポリスの内容を次のように記している。

ここでいうポリスとは・・・・・、食料の公共経済を調整するための法や王令のことである。また、商業において犯されるかもしれない乱用や独占を取り除くための法や王令であり、良俗の破壊を防ぐための法や王令である。また、奢侈を防ぎ、賭け事や不法な遊びを禁止するための法や王令のことを言う16。

彼らの問いはポリスの内容というよりは、むしろポリスの法権利が領主に帰属するのか、 それとも王に帰属するのかということに集中している。ポリスが都市の統治である以上、 その都市統治の権限がどちらに属するのか。バケはこう述べている。

司法の法権利は自らの内にポリスの法権利を含んでおらず、これらの二つの権利は互いにはっきりと区別される。領主も司法のもとでポリスの法権利を主張することはできない。……。さらに、ポリスの行使は自らの内に都市の住民および公共善の保守・維持を含んでいることは確かであり、ポリスの法権利が王以外に属するとはいえない¹⁷。

バケはここで司法とポリスをはっきりと区別している¹⁸。そしてポリスの法権利は司法の法権利に含まれず、王に帰属すると述べている。同じく、ロワゾーが『領主権論』で問題にするのも、ポリスが司法と王のどちらに帰属するのかという問題である。まず、ロワゾーは、ポリスの法権利を、領主のもつ土地に住まう「すべての市民に対する、特別の命令=規則 (réglemens) を作ることができる」力であると定義している。そして、この権利は、

「原告と被告に言い渡すことができるだけの、裁判官の権能を超えて」いる。この「特別の命令=規則(réglemens)は、ローマ人が適切に名付けたところの、勅令(Édicts)のことであり、人民の法やローマ帝国法とは異なる」¹⁹。そして勅令のような一般法をつくれるのは領主だけであるから、ポリスの法権利は領主たちに帰属する。ところで、下位の領主たちは、主権者たる領主すなわち王に従うのだから、ポリスの法権利は王に帰属するのである。高等法院にはポリスの法権利は帰属しない。ルブレもまた、ポリスのような一般的を作りうるのが、王のみであることを強調している²⁰。

バケ、ロワゾー、ルブレたちの説明に反して、実際にはポリスの権限は不明瞭な領域であった。いや、不明瞭であったからこそ、バケやロワゾー、ルブレたちは、むしろその裏返しとして、その管轄を明確にするために、司法からポリスを引き離そうとする狙いがあったわけである。バケはこう言っている。

加えて、もしパリやオルレアン、ディジョンやその他の都市が、様々な裁判官たちによって内政され、規定され、統治されると、さまざまな障害が生じてくるであろう。すなわち、裁判官たちによってなされる判決や判示が、しばしば一致せず、雑多で不快なものになってしまうのである。・・・・・・。こうした理由からパリ・プレヴォは、パリの都市および郊外のポリスについては、一人の裁判官だけを設置し、すべてを判示するのである²¹。

一六四一年、サンジェルマン・アン・レーの勅令が出される。これは、高等法院が国家に 関わる事柄に関与するのを禁止するものである。この勅令は、司法と行政を分離しようと する試みではある。逆に言えば、この勅令が出されるまで、高等法院には、王に関する訴 訟を判断することができたということでもあるだろう。ヴォルテールは、高等法院と王権 との争いを、揶揄しながらこう述べている。

この団体 [=パリ高等法院] に関し、宮廷と国民との間では、よほど前から、見解が甚だしく齟齬していた。宮廷や大臣にいわすと、パリ高等法院など、臣下のいざこざを裁く裁判所にすぎぬ。権限は、いわば王からの頂戴物。他の法廷に比べ、とりえがあるとすれば、歴史が古く管轄が広いだけのことだ。・・・・・。が、パリの市民や、法曹会へ片足でも入れているものから見ると、高等法院は神聖無比、公明な裁きに終始して来たのは、歴史に徴しても明かだし、国の利益のために、己の損得など顧みぬようだ。・・・・・。で、一同由来を問わず、その権威は不可侵、実力は無辺際であると信じて疑わぬ²²。

こうした軋轢が、一六四八年から五年に渡って続くフロンドの乱につながっていく。高等 法院、大司教が王権と対立していることを楯に、パリ市民は、パリにバリケードを張り巡 らせ、王の軍隊と衝突する。この争乱がおさまると、一六六一年七月八日、ルイ十四世は、 国王顧問会議判決において、高等法院を含むすべての権限が王に帰属することを明示して いる。

陛下は、すべての他の裁判所を監視し、これら相互間の紛争を裁定し、疑惑の多い裁判官の面前で事件を処理せざるを得ない状況から臣民らを保護すべく、また、 国家理性のうえから、他で結審されるべきではない事件を確保すべく、顧問会議 を創設したものである²³。

このようにして、管轄の統合が図られることになる。すなわち、高等法院その他裁判所は、 国王顧問会議の監視下に入り、顧問会議はこれらと競合して裁判を行う。一方で行政や国 家に関する事件は、すべて国王顧問会議に付されることになる。

さらに言えば、この時代は、法学の統一が目指された時代でもある。この時代の法律が 錯綜していたことは、パスカルの一文からも伺える。

経緯が三度上がれば全法学は覆り、子午線が真理を決定する。数年所有するうちに、基本的法律が変わる・・・・・河一つが境界をなすとは何とふざけた正義かな! ピレネーのこなたの真理はかなたでは誤謬²⁴。

錯綜した法律を統一しようという試みは、コルベール主導の下、いくつかの王令によってなされた。これら「大王令(Grand ordonnance)」のうち、主要なものを挙げるならば、一六六七年の民事訴訟王令、一六七〇年の刑事訴訟王令、一六七三年の陸上商事王令、一六八一年の海商王令などである²⁵。このように王令の形をとってはいるが、訴訟実務の統一や、法律の整備がなされることで、法体系が整備された。また、一六七九年のサンジェルマン・アン・レーの勅令で、ホノリウス三世によって禁止されていた、大学における法学の講義が復活し、法学教授がローマ法、教会法、慣習法、王令など、フランス法の一般原理が教授されることになる。法学者たち、例えばドマやポティエ、ラモワニョン、ブールジョンたちは、「自然な体系」に基づいて法学の体系化をしたが、この法学体系は、フランス革命後の、民法典の編纂に受け継がれていく。

こうしてポリスが王権に帰属し、パリではシャトレの民事代官にポリスの権限が与えられることになったわけだが、しかしながら、パリの名望家たちからなる無給の都市社団と権限争いが繰り広げられていたわけである。さらにポリスの内容もまだ不明瞭なままだった。こうした状況において貧困者の取り締まりが失敗し、対岸のロンドンにはペストと大火が広がり、パリの街には不安が漂っていた。こうした危機的状況の前で、フーコーが言うところのペストの夢が再び浮かび上がる。一人の強力な力をもった代官が、危険なコミュニケーション、混乱した共同、禁じられた接触を隔離し、「完全に透明な権力」が住民集団すべてに対して、余すところなく行使されるという夢である26。ポリス改革諮問会議で検討されるのはそうした夢なのであり、パリという都市のもっていた複合的な集合性を解体する方法が検討されている。

ポリス改革諮問会議において、最も多く時間が割かれ議論されたのは、道路の清掃およびごみ処理と、公共の安全であった²⁷。すなわち、ペスト対策であり、貧民対策であった。まずは、ごみ処理であるが、これはパリ住民たちが行っていた。住民たちは集会を開き責任者を決定、六ヶ月ごとに前払いのごみ収集税を払う。集まった代金で清掃業者と契約し、業者が道路を掃除しながら、ごみを集めて運んでいた。問題は財政難であったが、改革諮問会議はこのシステムを維持しつつ、ポリスの監査役が不払い者のリストを作成し、イエズス会などの支払い免除特権を持つ者たちからも例外なく税を徴収することとしている。改革諮問会議に参加していたセギエは、「公共善(bien public)」の原則に基づいて、免責特権は認められないと発言している。また、パリ市外にあり人口二万人の特権的領域であった、フォーブール・サンジェルマンは清掃の監督権を譲らなかったが、ここでもセギエはポリスはポリス代官のみに帰属するという原則のもと、フォーブール・サンジェルマンもまたポリス代官に従うことを決定した。

一方、公共の安全、すなわち取り締まりに苦労していた貧民たちについては、ポリス役 人が最終審となることに決定している。すなわち、ポリス役人には通常の裁判手続によら ず必要な措置をとる全権限が与えられたのである。

こうして、それまでパリに点在していた例外的排他的な空間は、ポリスの名の下、ペストの脅威の前に、透明化されて、パリという一つの都市に包括されたのである。それは公共善のため、つまりは都市が消滅しないという共通の目的のためであったが、あるいはそうした全般的な危機を利用したとも考えられる。そしてポリス役人たちには、貧民たちという騒擾を起こすかもしれない危険因子に対して、まるで戒厳令のような強い権限が付与されたのである。

一六六七年三月一五日の勅令がポリスの組織が作られたことを宣言する。

神に祝福されしルイ、フランスそしてナバラの王は、現在そして未来のすべての者たちを祝福する。われわれの良きパリ市は、わが国の首都であり、われわれが日常を過ごす場所である。したがって、われらの王国のその他すべての都市の模範でなければならない。われわれは、司法とポリスの問題を上手く解決することこそが、われわれの最大の関心事であると考える。・・・・・。そして司法とポリスの機能はしばしば両立不可能であるし、またその扱う範囲が膨大であるため、パリ市の一人の官吏だけが職務を行うのは難しい。そこで、われわれはこの二つの機能を分割することにした。一つは、訴訟や配分に関する正義の行政である・・・・・・。もうひとつは、ポリスであり、その職務は、公共の安寧と個人の安寧を保証し、混乱を引き起こすものを都市から引き離し、豊かさを提供し、都市住人に身分と義務に応じた生活を営ませることである・・・・・・・28。

それまで様々な機関がべつべつに行っていたポリスの領域は、ここではっきりと他から区別され、機関として機能し始める。ポリス代行官を頂点とし、地区警視、その下に密偵が配備されるポリスの制度である。

ところで、この一六六七年の勅令には、ポリス代行官が担うべき仕事が細かく列挙されている。そのすべてをここに記すのはあまりにも煩雑なので、簡単にまとめておこう。ポリスの基本となる任務は、都市の安全の確保である。すなわち武器携帯の取り締まりや、道路の掃除、洪水や火事の際に命令=規則を下すこと、そして市場の管理などである。また安宿、賭博宿の監視、不法集会や暴動の管理、組合の管理、度量衡の管理、印刷物の管理などである。そして、警察事項の違反者および現行犯は、身体刑の場合を除いて、簡易的にその訴訟事件を審理することとなっている。そしてその審理は、シャトレ裁判所において行うとなっている。

ポリス代行官の設置によって、パリの町が大きく変化したことをヴォルテールは次のように記している。

パリの町は、今と比べると、全く雲泥の差だった。照明も、治安も、清潔も、何もあったものではない。街路の清掃を欠かさずにする、毎夜五千の街灯を灯して照明にあてる、町中を舗装する、古い橋を直すばかりか新しいのを二つ架ける、四六時中徒歩と騎馬の衛兵に勤務させて市民の安全を期する、これだけのことをしなければならぬ。王は、すべてを引き受け、必要に応じて資金を提供した。一六六七年には、治安の維持だけを受け持つ役人を新たに任命。ヨーロッパの大都市は、大半、ずっと後になって、フランスの例にならうが、それも不十分で、一

つとして、肩をならべるには至らなかった。パリのように舗装した町は、一つもない²⁹。

ヴォルテールはこの安全になった都市を手放しで賛美しているが、しかしこの安全な都市 は絶え間のない巡視の目によって作り出されていた。例えば、一六七五年、都市に伝染病 が広がる恐れがあったとき、初代ポリス代官に任命されたラ・レニはパリ医学大学学長に 当てて、このような手紙を残している。

数日前から、都市のなかで、大量の病人を見かけます。病気や病人の状態から、その後の経過が心配になりましたので、先生に検討をお願いしたく手紙を送った次第です。すなわち、医師の先生方にご足労いただき、可能な限り判断しうるものすべてを観察していただく必要があるのかどうかということです。それは、この病の原因やその他の心配しなければならないことを判断していただくのと同時に、医師としての経験が知る、病に苦しむ人々にとって、治癒するために適切なあるいは適切ではないことなどを判断していただく必要についてです。こうした配慮は、パリ医学大学に相応しいことであると思われます。またこれは公衆にとっても、パリ医学大学にとっても名誉あることのようにも思われます。というのも、今の状況や、将来起こりうるより不都合な状況において、もし医師の救助によって、われわれが(その病について)知りうるかもしれません。また、われわれの次の世代が、記録を参照することによって、過去の経験を学びうるかもしれないからです。言うなれば、いつかの時代に培われた知識によって、同じような病の治癒や、より悪い病気の治癒のために、なさねばならぬことを判断するためです30。

この手紙を受けて、パリ大学医学部長は答えている。今日流行っている病には、悪質な要素はないし、ペストでもない。すぐに良くなるであろう。危惧するほどの状況ではなかったとしても、この手紙からポリスがパリ住人を絶えず監視していたことが分かる。おそらく、警視たちや密偵たちが区内を巡回し、病人の情報を入手し、それを代官に報告していたものであろう。そしてその数が多いとみると、伝染病の恐れとみなし医学部長に相談しているのである。

ラ・レニがムシャールと呼ばれた密偵組織をつくり、パリに行き交う人々の動向を詳細に監視していたことはよく知られている³¹。住民の健康だけでなく、安宿や賭博宿を監視し、時には貧民窟を解体した。プロテスタントや危険な著書の発禁もポリスの職務に含まれて

いた。「アントワーヌ・セギエとガブリエル・ド・ラ・レニが検閲を厳しくして以来、それはカトリック正統教義を守るというたてまえははるかに超えるものになった。聖なる神に背くことよりも信仰厚き陛下を中傷することの方が、より多く、また、より危険なものになった」³²。彼の仕事への姿勢は、コルベールに当てた手紙の、このような言葉からも伺えるだろう。「現在を維持する方が簡単である。いったん混乱してしまうと、それを元の状態に戻すのはより難しい」³³。すなわち、ラ・レニが重視したのは、紛争の解決よりも、予防であったということである。ここまで見てわかるように、ポリスの行った仕事は、勅令に列挙されていた内容よりも広く、またその権限も絶大だった。すなわち、都市の安全(surêté de ville)に関わることすべてを扱っていた。そして、紛争の解決よりも、予防や都市の規律を重視していた。

フーコーが『狂気の歴史』のなかで描いているように、新教徒も無宗教者も、道徳的放縦さに起因しているという点においては貧者と同じであり、監禁という同じ措置を受けていた。ラ・レニの後を受け継いで二代目のポリス代官になったダルジャンソンは、新教徒あるいは無宗教のある女を取り締まり、一般施療院に監禁することにしたが、それについてこう書いている。

自分の強情さを誇りにしているこの女が非常な悪者であるのを、私は疑えない。 しかし、彼女に対する非難の根拠となっている諸事実が、訴訟の材料にはほとん どならないので、私には、しばらく彼女を一般施療院に閉じ込めておくことは、 より正当で、より適切だと思われる。彼女が自分の罪にたいする罰と、考えを改 めたいという欲求を見つけられるようにするためだ³4。

ここには、明らかにポリスが司法作用ではないということが言明されている。訴訟にする には証拠が不十分なので、ポリスの命令=規則に従い、一般施療院に監禁したと言ってい るのだから。

こうして貧民をはじめとする都市のよそ者たちは、ペストをまき散らす者たち、危険な 因子として狩り立てられていく。働ける者たちはガレー船へ送られ、そうでない者たちは 一般施療院へと隔離される。フーコーによれば、十八世紀末までに監禁されたのは、「放蕩 者、浪費癖のある父親、冒涜的言辞を奔する人間、「自殺をくわだてる」人、無宗教者」で あり、「気違い、発狂者、精神異常者、完全に狂った人」たちも含まれていた35。「安全と光 の都市」は、一切の危険なコミュニケーションの排除がなされた都市であり、静寂の都市 である。

クロード・フルーリは『フランスの公法』(一六六三年)のなかで、ポリスをこのように

定義している。

ポリスとは、王令や命令=規則(Règlemens)のことであり、個人の生命や行為に必要な物事への王令や命令=規則である。これは、われわれの法のうち最上の部分であり、古代の法に近く、個人の利益と混同されることはなく、しっかりと経験と理性に基づくものである 36 。

フーコーは、ポリスが司法作用ではないことを、コレージュ・ド・フランスの講義において分析し、こう述べている。

じつはポリスは十七-十八世紀には一つの形式しかもたなかったということ、行動・介入の様式は一つしかなかったということです。それはもちろん、司法装置を経由せず、王の権力から直接的になされた恒常的クーデタなのですが、そのクーデタは何を道具としているか?その道具は命令=規則・勅令・禁止令・指令です。ポリスは命令=規則という様式で介入する。エカチェリーナ二世の『勅令集』に次のようにあります。「ポリスは法よりもむしろ命令=規則(réglemens)を必要とする」³⁷。

王の権力が司法を通り越し、直接市民に介入する。法は重要な物事に、ポリスは些細な物事にたずさわる。ポリスは、命令=規則という「一種の法的な形式」で、「法定の制度とはまったく異なる形」で介入するのである。フーコーはこう述べている。

ポリスが本質的に命令=規則の世界だというのは、ギョートという十八世紀なかごろのポリスの理論家が次のように書くほど正しいことです。いわく、ポリスは本質的に命令=規則によるものでなければならないが、とはいえ王国が修道院になってしまうことは回避しなければならない。これは命令=規則の世界、規律の世界です。・・・・・都市を一種の準修道院にし、王国を一種の準首都にすること、これが、ポリスの背景にあるたぐいの大いなる規律的な夢なのです38。

ところで、良きパリ市は、王国の首都であるから、他のすべての都市の模範とならなければならない。すなわち、「都市があるのはポリスがあるからであり、完璧にポリスによって統治された都市があるからこそ、ポリスを王国全体という規模に転移させ」39ることである。それは都市が準修道院のようになることを目指すものであり、王国全体がその準修道院た

るパリ市を模倣することである。こうしてロンドンの悪夢の不安のなかで作られようとしていたのは、ペスト戒厳令下の、近代的監獄の、隔離院の、修道院の都市であり、危険なコミュニケーションの起こり得ない、密偵の視線に晒された規律の都市である。

とはいえ、すぐに計画は失敗に終わる。例えば、一般施療院の設立の十年後の状態がこのように書かれている。「しかし以来人数は増加し、しばしば六千名を超え、今では一万名以上に達している。それゆえに建物を増やして、部屋やベッドがとみに窮屈な場合に貧民たちに起こるはなはだしい不便を避ける必要がある」40。監禁された貧民たちは、手工業などの労働に従事することになっており、その仕事に熱心に取り組めるように、利益の三分の一が渡されることになっていた。服従しない場合には、懲罰を与え、あるいは追放することができた。だが、このような感化院としての機能は次第に薄れていき、一般施療院は物乞いその他パリ市の規律を乱す者を閉じ込めておく場所になっていく。

一七二〇年三月の王令⁴¹によれば「王国中で膨大な数の浮浪者や放浪者が拡がって」おり、パリも例外ではない。「公序と公共の平穏」を乱すこの者たちのうちで、「ある者は病によってある者は怠惰によって引き起こす不都合を予防するため」特定の場所に収容するよう命令している。五月の王令⁴²は貧民たちうち「健康で年齢の適した者たちを植民地へ連行する」ことを命令。一七二四の王令⁴³にも「性別の差異なく多大なる数の物乞いがパリと他の都市、王国全体に拡がり、その数が日に日に増えている」ため、「かくも多大な悪=病(sigrand mal)の進行を止めるため」刑罰を強化することを、命令している。一七四九年の王令は、さまざまな処置にも関わらず「パリでは日に日にその数が増えている」⁴⁴。貧民の数はこの後も増え続けるのであり、一八世紀の終わりには、フランス王国全体では、十万人から十一万人の貧民が一般施療院に監禁されていたという。パリ市の貧民はおよそ三万人であったとの報告があり、一方でパリ市の人口は当時八十万人であったと考えられるから、市内にしめる貧民の割合はずっと多くなっていく。

さて、都市住民たちはこうした統治に反発し、ポリス役人たちの横暴さに反感が強まっていった。一七二〇年は貧民たちを植民地へ送る王令が出されたが、パリ住民たちは嫌悪をこめて「ミシシッピ送り」と呼んでいた。ポリス役人が貧民を狩りたてる現場は騒乱状態となり、労働者や肉屋は包丁を手に取り、石を投げ、役人を追い回し、「ミシシッピ野郎」と役人を罵倒する45。透明な統治を目指す統治者たちと、猥雑で豊かな生活を送る市民たちという対立によって都市統治は分裂していた。パリの街を歩きまわり都市の騒乱を蒐集し記録したメルシエは次のように記している。

天下周知の悪弊がこれほど数多くあるからには、このいわゆる「壮麗なる」都市に、乞食がかくも数多くはびこるのも、けだし当然ではないか?外国人は乞食が多いのを見て不快な驚きに打たれるのがつねであるが、そのままその衝撃から立ち直れないほどである。乞食が多ければ多いほど、一国民の立法上の仕事もそれだけ多くなるはずだ。そうかといって、かつてなされたように、いわゆる「収容所」なるものの中に入れて彼らを圧殺するようなことをしてはならない46。

一方、ポリス代官については「我国のこの法の部分は、大変な欠陥がある。なぜならきわめて恣意的だからだ」⁴⁷と記している。メルシエは、秘密指令によって夜間に一斉検挙が行われた場面に遭遇し憤っている。

こんなことを行う口実として主張されたことは、極貧は犯罪と紙一重であり、暴動は、失うものを何ひとつもたぬこの一郡の人々から始まるというのであった。 ……それというのもパンの値段が上がるのを、ちゃんと予感していたからである。 「連中をまえもって圧殺しておこう」と言う者があった。それで実際に連中は圧殺されてしまったのである48。

メルシエは、いやパリ住民たちはポリスというものの性質を見抜いていた。都市やそこに住まう住民たち、貧民という流動人口を解体し、透明な権力によって、ペストや暴動、火災といった都市を脅かす全般的な脅威の危険因子を察知すること。一方にはこうした透明を目指す統治者たちの側があり、他方にはメルシエやレチフ・ド・ラ・ブルトンヌが見たような猥雑で豊かで複合的な生活を営む統治される者たちがおり、透明な統治に反感していたのである。パリは制御し難い都市として存在していた。

しかしそうした対立の背後で、ひっそりと貧民たち=ペストという表象が形作られはじめていた。ロンドンペストと貧民たちによる治安の悪化という別々の領域の問題は、次第に一つの烙印として形成される。一六九二年のトゥールーズでは、次のような手紙のやりとりがなされていた。

当地にはたいへんな病気がありまして、各小教区に少なくとも日に十人から十二人の死者が出ており、死者は赤い発疹ですっかり覆われています。トゥールーズのまわりにはふたつの町、ミュレとジモンがありますが、そこでは健康な住民は逃げ出して田舎に引き籠っています。ジモンではペストのときのように警戒しています。貧しい連中はすみやかに命令を与えなければわれわれのところに何らか

の災いをもたらすことでしょう。彼らを町から外へ出し、また外部の乞食はひと りたりとも入れないように努力しているところです……。

貧しい連中を閉じ込めるために下された命令以来、われわれは以前よりいい空気を吸い始めています⁴⁹。

十八世紀はじめ出版された、ニコラ・ドラマールによる『ポリス要項』は、ポリスが関わるものすべてが読まなければならないとされていた聖典であるが、そこにははっきりと貧民とペストが結びついている。

普通、貧しい物乞いと大いに結び付いている悪臭は、いつでも伝染病のもっとも確かな原因とされてきた。まさにその理由によって、災害が起きた時に、人々はできうる限り物乞いを止めさせるように多大なる配慮をしてきたのだった⁵⁰。

ドラマールが挙げているのは、一五九六年の判例である⁵¹。ドラマールによれば、この時代、パリ市は地方から来る貧民で溢れかえっていた。「その数が非常に多かったので、彼らが運ぶ悪臭によって、何世紀も前から人々に知られている、最も激しい感染症を引き起こしていた」。そこで、一五九六年十月二十四日の判例は、「二十四時間以内に市内を出て、生まれた土地に帰る」ように命令した。彼らが戻ってこないように、「パリ市にある門に、衛兵を二人」置くことにした。

こうした解釈には、隔離という統治法と癩病者やユダヤ人たちに抱いてきた汚染の印象とが混同され、隔離は接触の忌避ではなく、汚染の排除として表れている。隔離とは、すでに述べたように、人と人、人と動物、人と汚物との接触による危険を分離し、危険なコミュニケーションが起きないようにするためのものであった。だが、接触の問題、すなわち共に触れることを意味する感染(contagion)の隔離を媒介するものとして、本来癩病者やユダヤ人たちに烙印を押してきた悪臭による汚染(infection)が混ざり合っている。

その時なされる貧民たちの隔離には、古い時代の追放の観点である道徳的非難という様相を帯びている。隔離という統治技法のなかに、共同体の浄化が混じりあう。排除すべきは身体であると同時に悪臭であるということになる。ドラマールは健康についてこう述べている。「われわれの生命が空気を吸い、吐くことに依存していることは、すべての者が確信し、われわれの経験が教えるところである。・・・・・・。この原理によれば、空気が健康に多大なる影響を及ぼし、しばしば病気の原因であるということは必然の結果である」52。そして貧民についてドラマールはこう言っている。「健康の問題の多くを占めるのは物乞いである。健康であろうと病気であろうと、物乞いを遠ざけることによって健康な空気がもた

らされる。市民の健康の保持のためにはこの健康な空気に気を配らなければならない」⁵³。 確かに、ドラマールの同時代の人々も伝染病対策として空気の問題を挙げている。例え ば、テュルケ・ド・メイエンヌは、一六一一年の著作『貴族民主的君主制』において、ポ リスを行う事務局の一つとして、慈善事務局という部署を設立することを提言し、その役 割として、感染症の対処を挙げている。

一六九七年、ジャン・ドマは『公法論』のなかで、ポリスについて一章を捧げている。そ こにはこう書かれている。

ポリスは、空気をきれいにするためには、命令=規制することは何もなく、ただ 用心をすればよいのであり、人が悪臭にさらされ (infecter)、それによって健康 が害される危険のある公共の場所に身を置き、危険にさらされることがないよう に、守る配慮をすればよい55。

一七○○年、クロード・フルーリもまた、十七歳でスペイン王になったばかりのフィリップ五世に向けて書かれた『スペイン王が学ぶべき重要な事実についての覚書』において、「健康のポリス」という題でこう記している。

健康のために都市の清潔さに気を配り、大衆病 (maladies populaires) を予防すること。良い空気、良い水をたっぷりと 56 。

だが悪い空気が問題になるとき、その向けられている対象は、糞便、ごみ、泥、動物の死骸のはずである。ポリス改革諮問会議でもペスト対策はごみと泥にあった。確かに、これらはひどい悪臭を放つのだが、ペストをもたらすと考えられていたのは、悪臭そのものよりもそれが作り出す腐敗の力のはずである。ソーヴァルはパリの泥の悪臭について次のように記している。

この泥は、黒く、臭く、外来者には耐え難い悪臭がする。それは、刺激臭で、三 ~四リュウ四方で感じられる。さらにこの泥は、布地につけて乾かすと、強いし みを残すので、一部をもぎ取るようにしないと除去できない。私が布地について 言ったことは、すべてについて理解されるはずである。というのは、泥は、それが付いていたすべてのものを痛めるからである。ここから、次の諺が生まれた。「それはパリの泥のようにしつこく付着している」。この付着と悪臭の原因を見だそうとして、一方で硝子屋さんたちは、その中に硫黄・硝石・、不揮発の塩を発見し、他方で錬金術士たちは、揮発性で硝子を含んだ塩を分離したことが知られている57。

当時の人々から見て悪臭は、布地を痛めたり、あるいは銅や真鍮を錆びさせたり、肉や魚を腐らせるものであった。しかしその危険は、泥や糞便、動物の死骸が大地と混ざり合ったときに作り出す腐敗のちから、蒸気なのであって、悪臭はその付属物にすぎない。だからこそ、ペストの時に用心しなければならないのは、墓地の死骸なのであって、悪臭そのものではない。メルシエは記している。「便所の四分の三は、不潔で恐ろしく、胸がむかつくようだ。パリっ子は、この点でも視覚も嗅覚も、不潔さには慣れっこになっているのだ」58。実際、悪臭がするといえば貧民たちに限らず、風呂に入る習慣がない貴族たちもまた悪臭を放っていたのであり、都市全体もまた悪臭を放っていた59。だとすれば、悪臭とペストを結びつけて考える点には、取り違えや観念の混同がある。

しかし、われわれはこの隔離と追放の混同を意図的なものと考えることにしよう。そこにシャラントンのプロテスタント教会を破壊したドラマールという男がもっている浄化への欲望、完全に規律された都市という欲望を見て取ることにしよう⁶⁰。ドラマールによればポリスは次のように定義される。「彼らギリシア人の構想は、最上の解釈者たちによれば、その名前が一致することで、次の二つのことが切り離せないものであることを理解できるようにすることであった。すなわち、一つは、公法の一部であるそれら〔ポリス〕の法を実施することと、もう一つは、各都市を構成し組織している市民社会の保持である」⁶¹。

ドラマールによれば、ポリスの第一目的は、ギリシアにおいて、自然な生命であるが、彼はこれを宗教と良俗に分けている。同じように、第二目的の生命の保持は、市民の健康と食料に分けられる。第三目的の生命の便宜は、六つに分けられる。すなわち、公共の平穏、建物・街路・公共広場・一般路の配慮、科学と自由七学科、通商、手工業と工芸、使用人と労働者である。ところで、ドラマールによれば、ギリシア人たちは、生命の快適を問題にしており演劇と遊技がこれに数えられるようにも思えるが、これらは良俗に入るものとしている。そして貧民について次のように述べる。

しかし、キリスト教や皇帝、そしてわれわれの国王が誕生して以来、この古き区分に付け加えられたのは、貧民への配慮と区分である。これは公共善の相当部分を占めるのだが、アテネにも、異教時代のローマにもその例を見い出すことはで

きない。これについては、別に章を設ける必要がある。その理由は、この題材が 重要であるというだけではなく、貧民に関わる命令=規則が、ポリスの他の部分 すべてに関わるからである⁶²。

貧民を配慮することは慈善の問題であり、それゆえ宗教の問題になる。それは良俗の問題でもある。貧困が原因となり無為や放蕩といった悪が際限なく生まれるのであり、こられを良俗によって規律せねばならないからである。あるいは貧民を社会の中に配置する問題でもある。物乞いは完全に禁止しなければならず、貧民たちを神の摂理がつくり出した秩序の中に再び帰さなければならない。働けないものは病院へ、その他のものは職につかなければならない。それは彼らの置かれた状況と腕力を考慮したものになるだろう。彼らが職につくことで、公共の平穏が保たれる一方で、新しい働き手を提供することにもなるはずだ。

フーコーはこのドラマールのテクストを分析している⁶³が、それをまとめるならば、このようになるだろう。第一に、ポリスが関わるのが都市という対象であるということ。ポリスが対象としているもののうち、いくつかは都市があってはじめて存在するものである。例えば道、広場、建造物、市場、手工業、工芸など。そしてそれ以外のものも都市においてとりわけ重要な物事である。つまり都市における食糧難や、都市における物乞いや浮浪者という、食料と健康の領域である。すなわち、高密度での共存(co-habitation)の問題。第二に、その結果として、内政が引き受ける問題が、都市における市場、売買、交換の問題であるということである。すなわち流通(circulation)の問題。商品の流通、さらには人間の流通。その反対側にある負の流通としての浮浪者たちの問題。

確かに、ここにはパリが近代的都市になるにつれて、解決しなければならない問題が提示されている。それは絶え間ない流通であり、爆発的人口増加を迎える都市の共存の問題である。しかしドラマールが提示したポリスという統治法の裏にあるのは、規律の都市である。ガリカニスムによって単一の宗教が人々の良俗を保ち、貧民を働かせ、演劇や遊戯が良俗のもと監視を受けるそうした都市である。ドラマールはポリスの第一目標を「市民の健康と必要最低限の食糧」であると書いている。それを正当化するのは、市民社会の保持であり公共善なのである。では市民社会の保持や公共善とは何だろうか。それはペストや暴動や貧民たちによって都市が壊滅させられないこと、ディオニュソス祭的空間が出現しないことである。そして市民の健康をポリスの第一目標に掲げるとき、そこには衛生の概念が生まれているが、それは市民たちをただひとつの規範、良俗、宗教へ向けて、あり得べき状態に変えようとするもう一つのペストの夢が潜んでいる。

1会議の結果を反映して出された、ポリスの構造を定めた一六六七年三月の王令の文言。

- 2 見市雅彦『ロンドン=炎が生んだ世界都市』講談社、一九九九年、二三頁。
- 3 髙澤紀恵「パリのポリス改革──六六六-─六六七─」『思想』二○○四年三月号、六九頁。
- 4 見市、上掲書、一〇二一〇三頁。
- 5 髙澤、上掲書、六九頁。
- 6 見市、上掲書、一一九一二○頁。
- ⁷ Edem de la Poix de Fréminville, *Dictionnaire ou Traité de la police générale*, Paris: Chez Guissey, 1758, p.380.
- 8 Henry Buisson, La Police, Son Histoire, Paris: Nouvelle Éditions Latines, 1958, p.50.
- 9 ミシェル・フーコー『狂気の歴史』新潮社、五六六頁。
- 10 同書、五六六-五六七頁。
- 11 同書、五六六頁。
- ¹² Charles Loyseau, *Traité des seigneuries*, Paris: L'Angelier, 1608, p.201.
- ¹³ Buisson, op. cit., p.7.
- ¹⁴ Loyseau, *op. cit.*, p.205.
- ¹⁵ Jean Bacquet, «Traicté des droits de justice», *Les Œuvres de Me Jean Bacquet*, Lyon: Chez les Frères Duplain, 1744, pp.415-416.
- ¹⁶ Cardin Le Bret, «Traité de la Souveraineté de la Roy», *Les Œuvres de Messire C. Le Bret*, Paris: Chez Charles Osmont, 1689, p.174.
- 17 Bacquet, *op. cit.*, p.416、ミシェル・フーコー『安全・領土・人口』筑摩書房、二〇〇七年、四四四-四四五頁。
- ¹⁸ Marguerite Boulet-Sautel, « Police et administration en France à la fin de l'Ancien Régime», in Werner Paravicini, ed., *Histoire comparee de l'administration (IVe-XVIIIe siècles) : actes du XIVe colloque historique franco-allemand Tours, 27 mars-1er avril 1977*, Zürich: Artemis Verlag, 1980, p.50.
- ¹⁹ Loyseau, op. cit., p.202.
- ²⁰ Le Bret, op. cit., pp.174-179.
- ²¹ Bacquet, op. cit., p.416.
- 22 ヴォルテール『ルイ十四世の世紀』岩波書店、第一巻、五〇-五一頁。
- ²³ Arrêt du Conseil d'En haut du 8 juillet 1661.
- ²⁴ Blaise Pascal, *Pensées et Opuscules*, Paris: Hachette, 1909, p.465.
- 25 山口俊夫『概説フランス法』東京大学出版会、一九七八年、第一巻、四一頁。
- 26 ミシェル・フーコー『異常者たち』筑摩書房、五二頁。
- 27 髙澤、上掲書、七五頁。以下の記述はこの研究に依拠している。
- 28 L'Édit du 15 mars 1667. cf. Berlière, Jean-Marc et René Lévy, *Histoire des polices en France: de l'Ancien Régime à nos jours*, Paris: Nouveau Monde, 2011, pp.611-614、鈴木教司『フランス旧制度の司法』成文堂、二〇〇五年、一六六一一六七頁。
- 29 ヴォルテール、上掲書、第三巻、一四頁。
- 30 Achille Chereau, Les Ordonnances Faictes et Publiées à son de Trompe par les Carrefours de ceste Ville de Paris pour Éviter le Dangier de Peste 1531, Paris: Librairie Léon Willem, 1873, pp.75-76. からの引用.
- 31 鈴木教司、上掲書、二九頁。「一七七七年、オーストリア皇帝ョーゼフ二世がパリに来たとき、パリに逃げ込んでいる、オーストリアのある犯罪人の消息を訪ねた際、当該の者はパリにはいないで、ウィーンのどこそこにいると答え、その情報の正確であることが確認された」。
- 32 ジャン=ロベール・ピット『パリ歴史地図』東京書籍、二〇〇〇年、七〇頁。
- 33 Buisson, op. cit., p.52. からの引用.
- 34 フーコー『狂気の歴史』、一二一頁。
- 35 同書、一三三頁。
- ³⁶ Claude Fleury, Opscules de M. l'Abbé Fleury, Nismes: Chez Pierre Beaume, 1780, t.4,

première partie, p.99.

- 37 ミシェル・フーコー『安全・領土・人口』筑摩書房、二〇〇七年、四二二頁。
- 38 同書、四二二-四二三頁。
- 39 同書、四一九頁。
- 40 同書、五六六頁。
- ⁴¹ Fréminville, op. cit., p.380-382.
- 42 *Ibid.*, p.382-383.
- ⁴³ *Ibid.*, p.383-389.
- 44 *Ibid.*, p.390.
- 45 喜安朗『パリ都市統治の近代』岩波書店、二○○九年、三二一三四頁。なおこの著書が参照しているように、一八世紀の都市騒乱についてすぐれた研究を数多く残しているのは、アルレット・ファルジュである。Arlette Farge, 'Le Mendiant, un marginal?' in Les *Marginaux et les exclus dans l'histoire*, Paris: Union Général d'Édtions , 1979; *Dire et mal dire*, Paris: Seuil, 1992; *Vivre dans la rue à Paris au XVIIIe siècle*, Paris: Gallimard, 1979.などを参照。
- 46 メルシエ『十八世紀パリ生活誌』岩波書店、一九八九年、下、二八六頁。
- 47 同書、上、二六一頁。
- 48 同書、下、二八八頁。
- 49 一六九二年、トゥールーズ市参事会員マラン・トリョン氏の手紙。未公開資料。ジャン・ドリュモー『恐怖心の歴史』新評論、二一三-二一四頁からの引用。
- ⁵⁰ Delamare, *Traité de la Police*, Paris: Chez Michel Brunet, 1722, t.1, pp.659-660.
- ⁵¹ *Ibid.*, p.660.
- ⁵² *Ibid.*, p.567.
- ⁵³ *Ibid.*, p.4.
- ⁵⁴ Turquet de Mayerne, *La Monarchie Aristodémocratique, ou Le Gouvernement Composé et Meslé des Trois Formes de Légitimes Républiques*, Paris: Chez Jean Berjon, 1611, p.24.
- ⁵⁵ Jean Domat, Œuvres Complètes de J. Domat, Paris: Firmin Didot, 1828, t.3, p.150.
- ⁵⁶ Fleury, op. cit., t.3, p.278.
- 57 アルフレッド・フランクラン『排出する都市パリ』悠書館、二〇〇七年、一三六頁。
- 58 メルシエ、上掲書、上、一三六頁。
- 59 この点については、ヴァージニア・スミス『清潔の歴史』東洋書林、二〇一〇年、キャサリン・アッシェンバーグ『図説不潔の歴史』原書房、二〇〇八年などを参照。
- 60 ドラマールについては先行研究も少ないので経歴を簡潔に記しておく。ニコラ・ドラマールは、一六三九年、パリに近いノワジー=ラ=グランに生まれた。父親は河川森林監督署の狩猟代官として働いていたが、ニコラが生まれてほどなく亡くなってしまったため、叔父の元に引き取られ育てられた。ローマに二年間留学した後、パリに出てシャトレ裁判所の検事として働き始めるが、三十四歳の時に、ポリス委員(警視)に転向、初代ポリス長官のラ・レニの下で働き始める。公共財に興味を持ち始め、公法の研究を始めると、それを聞いた高等法院長のラモワニョンはその研究を援助することに決める。そして、自らの図書館を貸す代わりに、ドラマールに二つの注文を出す。一つは、「自分の家を知るように、パリを知ること」ができること。もう一つは、「公法に関するすべてのこと」を著書に入れること。ドラマールは、それを扱う力量がないと断ろうとするが、ラモワニョンは、一週間に二日だけ、二時間ずつでよいので続けるように説得し、ドラマールはラモワニョンの図書館に通いながら、『ポリス要項』を書いていく。一六七八年、財務長官コルベールは、ドラマールを、印刷およびプロテスタントの監視職に命じる。同時にヴェルサイユ建設の汚職についての調査も命じる。ドラマールはこの職を誠実にこなし、一六八五年には、シャラントンのプロテスタント教会を破壊さえしている。ルイ十四世もドラマールの働き

に満足している。一六九三年フランスを飢饉が襲うと、ポリスの重要性と『ポリス要項』を完成させる必要性を痛感し、ドラマールは、『ポリス要項』の手書きの断片をラ・レニに見せる。ラ・レニもまた、この著作の重要性を感じたので、コルベールの図書館司書をしていたエティエンヌ・バルーズを紹介した。これによって、ドラマールはコルベール図書館に所蔵されていた、王国のポリスに関わる著作や手書きの原稿を参照することができ、ようやく『ポリス要項』の第一巻が完成した。第一巻は一七〇五年に出版され、一七一〇年に第二巻、一七一九年に第三巻が出版されるが、一七二三年、ドラマールは八十三年の生涯を閉じる。この年、ブリエによって、未完の第四巻を添えて、第二版が出版された。しかしながら、『ポリス要項』は当初ドラマールが企画していた全体像を見ると、出版されたのはおよそ半分ほどであると考えられる。以下を参照。Michel Aubouin, et al., Histoire et Dictionnaire de la Police, Paris, 2005; Nicole Dyonet, «Le commissaire Delamare et son Traité de la police (1639-1723) », in Claire Dolan, dir., Entre justice et justiciables : les auxiliaires de la justice du Moyen Âge au XXe siècle, Québec: Les Presses de l'université Laval, 2005, pp.101-119; Pierre Bondois, «Le Commissaire Delamare et le Traité de la Police », in Revue d'Histoire Moderne, n° 19, 1935, pp.313-351.

- 61 Nicolas Delamare, op. cit., t.1, p.2.
- 62 *Ibid.*, p.4.
- 63 フーコー『安全・領土・人口』、四一五-四一六頁。

第二章:マルセイユペストと貧民

マルセイユは、プロヴァンス地方最大の都市であり、人口もプロヴァンスで一番多く、一七二〇年の時点で、およそ十万人が住んでいた。港町であるマルセイユは、交易の街であり、最大の取引相手は、レヴァント地方の都市であった。すなわち、シリア、パレスチナ、キプロスである。マルセイユは、それらの都市から、綿や羊毛、動物の皮や絹などを輸入し、ヨーロッパ全土に輸出する、東方とヨーロッパの中継地として機能していた。

一七二〇年五月、レヴァント地方からマルセイユの商船、グラン・サン=トワーヌ号が帰還する。疫病の進入を予防するため、各商船は、寄港した都市のフランス領事館で衛生証明書を発行してもらい、携帯する義務があった。グラン・サン=トワーヌ号の船長、シャトーがマルセイユ市に提出した衛生証明書には、ペスト性の熱病が出たため、九人が死亡したとの記載があった¹。

グラン・サン=トワーヌ号がレバノンにある都市サイダを出航したのは一月三〇日のことである。この時、サイダに近いダマスカスではペストが流行していた。グラン・サン=トワーヌ号が出航した後、サイダでもペストが流行している。サイダを南下した船は、スルで綿や小麦を積んだ後、再び北上し、サイダに近いシリアのトリポリに停泊する。マストが破損したので、補修のためしばらくの間トリポリに止まることを余儀なくされる。この時、補修のためにイギリス船のロープと帆を購入したのだが、このイギリス船はペストで全滅したとの噂があった。この地で絹などの商品を買い付け、フランス人やトルコ人などの乗客を乗せ、四月三日トリポリを出港する。

二日後、乗客のトルコ人が死亡、二人の水夫が死体を海に投げ込む。キプロスのラナルカを経て、マルセイユへ向かう途中、その二人の水夫も病気になり、まもなく死亡する。数日後、別の水夫二人が病に倒れ、まもなく死亡。かれらを看ていた船医も同じく死亡する。他に三人の病人が出たので、船医を探すため、五月十四日、リヴォルノに寄港する。リヴォルノの衛生委員たちは、キプロスを発ってから六人の死亡があることを聞いたので、入港を認めず、沖から離れた場所に停泊させる。その間、病に伏せていた三人の水夫も死亡。検死のため、三人の遺体をリヴォルノに送り、検疫所に務めていた医師たちが診断した結果は、「ペスト性の悪性熱」であった。

リヴォルノで船医を雇い出港、五月二五日、グラン・サン=トワーヌ号は、十ヶ月ぶりにマルセイユに帰還した。しかしながら、船長シャトーの衛生通行証には、ペスト性の悪性熱で九人が死亡したとの記載があったので、入港は許可されず、マルセイユ近くにある検疫用の島、ポメーグ島に停泊を命じられる。停泊中、一人の水夫が死亡、死体はマルセイユの城壁外にある隔離院に送られ、検死を受ける。検死に当たったのは、経験も名声も

あった外科医ゲラールであった。ゲラールはペストは炭疽やリンパ腺炎などの外的兆候を見せるものだとの認識しかもっていなかった。しかし検死にあたった水夫にはその兆候がなかったため、ペストではないと判断した。そのため、六月三日には、接岸の許可が出され、乗組員、乗客、積み荷の一部は隔離院に移され、そこで検疫期間を過ごすことになる。この時、レヴァント地方から帰還した三つの商船が帰還する。これらの船も同様にペストによる死亡者が出ており、すべての船の衛生通行書は、病(brute)という最も危険性を示すものであったが、グラン・サン=トワーヌ号と同様、接岸を許可され、隔離院での検疫で良いとの判断であった。

六月一三日、グラン・サン=トワーヌ号の監視員一人が死亡、二三日から二六日にかけて、隔離院で積荷を扱っていた水夫など四人が死亡するが、外科医ゲラールの診断はやはりペストではなく、単なる熱病であるとのことであった。一方、隔離院で検疫を受けていた乗客たちは、出所が認められたが、その際、パコティーユという慣例にならい、検疫中の商品のいくつかを購入して持ち出している。

ところで、マルセイユ市内は、旧市街と新市街に分かれていた。旧市街は、通りが狭く、 じめじめして、古く汚い建物が多い貧民街、新市街は、きれいに舗装され清潔な富裕層が 住む所であった。その旧市街で、六月二〇日、女性が死亡すると、二八日にも旧市街で仕 立屋が死亡、二日後にその妻も死亡している。七月一日、旧市街のエシェル通りで女性二 人が死亡すると、一人の顔には炭疽が見られ、もう一人の脇には腫瘍ができていた。これ らの通りは比較的近接しているが、九日、これらの通りから離れた旧市街で少年が死亡、 これを検死した医師ペソネル親子がペストであると診断、市参事会員たちに報告する。続 く一〇日には、隔離院から出所した旅行者が死亡し、市内にペストの噂が広まり始める。

一二日、市参事会員たちは、この地を統治していたエクスに報告、十五日、マルセイユ と交易していたすべての港と、ヨーロッパの主要な都市に警告の手紙を送る。この間、旧 市街には感染が広がっていたが、二一日から二二日にかけて、マルセイユを豪雨が襲うと、 劇的に死亡者数が増加する。

これまで市参事会員たちは表立った行動を起こさなかったが、さらなる感染を避けるため、病人を隔離院に移送し、通りを掃除し始める。医師たちや、司祭たちは会合を開き、今後の対応について話し合う。この頃には、新市街の裕福な人々は、田舎に逃避し始め、その結果、市内に残っている人々の大部分は、行き場のない貧民たちと、見捨てられた子供たち、物乞い、そしてガレー船で働く囚人たちだけになっていた。

そして七月三一日、市参事会員たちは、物乞いたちに二四時間以内に出て行くことを命令、従わないものは、シャリテ施療院に収容した。エクスの高等法院は、マルセイユ市の 隔離を命令。従わなかった場合、死刑に処すとの命令を下した。 当法院の臨時法定は、疫病がマルセイユに蔓延しているとの風聞に接し、同市の住民がその市城から出ることを禁ずる。また、プロヴァンス地方の全ての町村民に対しては、マルセイユ市民と連絡を取ったり迎え入れたりすることを、驢馬引きや荷車引きに対してはその地に足を踏み入れることを禁ずる。違反者は、理由の何たるかを問わず死刑に処す。

こうして都市は国王軍に包囲(siège)され、都市から出てくる貧民たちはその場で銃殺された。しかし、都市の内部でも同じような光景が見られた。サン・ヴィクトール修道院や海軍工廠などの食料の備蓄がある施設は、外部との接触を完全に遮断し、海軍工廠は食料を求めてやってくる人々に発砲し、追い返していた。

封鎖命令が出た七月終わりには、市外に逃げる場所がある人々は逃げだした後だった。マルセイユペストが猛威を振るうのは、八月、南仏の激しい暑さの中、逃げることのできない人々に対してであった。医師であったジャン=バティスト・ベルトランは、市内に残り、患者たちの手当を行っていた。ベルトランはこの災禍を生き残り、回想録を書き残している。彼と共に八月の状況を見てみよう。

したがって貧民たちには貯えがなかった。家に何も無くなったので、彼らは通りに降りてきた。それは隣人の慈悲を呼び起こすためであるか、あるいは体を引きずりながら施療院までたどり着くかもしれないという希望のためであった。……。通りにはまた別の病人たちがいた。しかし運命はこれらの病人の方が悲惨であった。私はこれを話すべきか?これを信じるものがいるだろうか?その病人たちとは子供たちであった。病気の恐れによって、自然の感情が押し殺されてしまった非道な親たちが、道ばたに捨てたのだった……。この時、公共の広場は、百から二百人の病人たちによって取り囲まれていた。心と感情を同時につかまれるような気持ちがした。このような悲惨な状態に何とも思わないとは、すべての感情が失われてしまったに違いない……3。

八月二日の時点で、死者は一日に五○人ほどであった。シカールという医師が派遣され、 伝統的なペスト対策を行った。火を焚き、病人の出た家を封鎖したが効果はなかった。五 日、工場が閉鎖されると、失業者が増加し、かれらもまた物乞いになった。墓堀人たちは、 一日中荷車で死体を運び続けた。それでも間に合わないので、九日には放下車を使い始め る。このころには死者は一日一○○人ほどになっていた。 一日に一○○人を超える死者が出ていた。通りは墓になっていた。いわば、通りは、死者と病人で覆われていた。その結果、大きな通りでは、死体以外に足の踏み場がなかったので、横切るには踏みながら渡らなければならなかった。公共の場所や教会の門の前などは、また違う事態になっていた。そこでは、死体が折り重なるように積まれていた4。

ベルトランによれば、これらの死体は、死後十時間もたつと、腐敗が進行し、「耐え難い臭い」を発したという。さらに恐ろしいことには、見捨てられた途方もない数の飼い犬たちが通りを徘徊し、飢えを凌ぐため死体を食料にし始めた。これら犬たちは感染の原因になると判断されたため、射殺された。その死体を海に投げ捨てたが、波に押し返され、岸に打ち寄せられた。夏の太陽の暑さによって、これらの死体も腐敗が進み、岸辺は酷い臭いを放つようになった。

これら死体から立ち上る蒸気は、街中を浸食した。空気を汚染し、いたるところに、感染という死の徴しをまき散らしていた。・・・・・・。われわれが過ごしたその時は、健康でいられる者など一人もいない時であり、街全体は、病人たちが収容されている、一つの隔離院でしかなかった5。

八月終わり、死者は一日に三○○人になっていた。もはやマルセイユ市は壊滅寸前の状態 にあり、ディオニュソス祭的な空間が出現していた。

そこで、摂政オルレアン公は、マルセイユ市の秩序回復のため、ガレー船隊隊長のランジュロンを指名し、絶大な権限を持たせて派遣する。すなわち、ディオニュソス的空間を消し去るために、一種の戒厳令を発布したわけである。ランジュロンは、閉まっていた商店を開くよう命令し、生活必需品を購入できるようにしたり、病院を開かせ、通りの病人や家で伏せている病人を移送した。通りではびこる盗みや横奪に容赦ない処罰で臨んだ。だがランジュロンがしなければならない大きな仕事は、通りにあふれる死体をどうするのか、ということであった。

ここで使役させられたのは、兵士たちだけではなく、他の都市で駆り立てられた囚人たちや、付近にすむ農民たち、貧民たちだった。まずランジュロンは、徴収した農民たちを使って、大きな共同墓穴をいくつか掘らせた。そこへ死体を運ぶのだが、一日に死亡する数が多すぎて、とても間に合わない。そこで、マルセイユ市を地区ごとに分けて、体系的に取りかかることにした。まず二五人の囚人たちが、通りに落ちている物や動物の死骸を

片付ける。それから囚人たちと兵士たちが死体を共同墓穴まで運んでいく。各地区の指揮官は馬にのり、離反がないよう銃をもって急かしたり、脅したりしながら、任務にあたった。九月一七日、最も死体で埋め尽くされた道の一つ、フェラ通りを片付けたときのこと。この道は狭く、建物は高かったため通りは死体が積み重なっていた。少しずつ死体を運び出し、道をきれいにしていった。しかしながら、運び出した死体によって、共同墓穴は一杯になり、新しい墓穴を掘る必要があった。徴収した農民たちに掘らせようとするが、ペストにかかるからといって、掘ろうとしない。代わりに兵士たちが墓穴を掘り、死体を入れて、土で覆った。通りはきれいになったが、兵士たちはみな死んでしまった。

こうした死体の整理のうちで、最も有名なものは、シュバリエであったニコラス・ローズの話であろう。港に近いトゥーレットという通りは、手が付けられないほどに危険な場所であった。三週間もの間、誰も手を付けられないでいたので、一〇〇〇近くもの死体が、太陽にさらされ、腐敗の程度もかなり進行していた。ローズはこの仕事を進んで引き受ける。近づけないほどの腐臭であったが、ローズは一番にトゥーレットに入り、近くをくまなく散策する。ローマ帝国の攻撃に備えるため、この地帯には城壁が備わっていたが、ローズはその下に巨大な穴があることを発見した。ここを共同墓穴にすることを考案し、死体を運び込むことを命令するのだが、怖じ気づき誰も動こうとしない。ローズは馬から降りて、死体を穴に運び込むと、任務にあたっていた兵士たちや囚人たちもこれに習った。こうしてトゥーレットもきれいになるのだが、これを引き受けた兵士や囚人たちのほとんどがペストにかかり死亡した。ローズも病に倒れるが、奇跡的に快復している。

狩り出された貧民たちを銃で威嚇しながら、死体を片付けさせることで、街は少しずつ 秩序を取り戻していったわけである。秋になると、ペストの猛攻も弱まり、死者の数も徐々 に減っていく。最後のペスト患者は、一七二一年八月一九日に入院し、それから新しい患 者が四○日間でなかったので、九月二九日、「テ・デウム」が唄われ、マルセイユのペスト は終結した。

歴史学者ビラベンによれば、死者の総数は、三九一三七人である6。だが、この数字は各 教区が数えることのできた公式なものであり、通りで倒れ、共同墓穴に埋葬された人々は 数えられていない。実際にはもっと多くの人が亡くなったと思われるが、それを知るすべ はない。だが、この数字だけ見ても、十万人近くの都市で、四万人近くの人が亡くなった ということであり、このペストの恐ろしさを理解することはできるだろう。

ところで、マルセイユでペストが起きていた一七二〇年、ルイ十四世はすでに亡くなっていた。即位したルイ十五世はまだ幼かったので、王に代わって摂政であるオルレアン公フィリップ二世が政治を行っていた。オルレアン公の侍医ピエール・シラクは、マルセイユの惨禍を聞いて、現地に赴きたいとの意向を伝えたが、オルレアン公はこれを許さなか

った。シラクは、自分が赴けないので、弟子である医師たちを指名、マルセイユに向かわ せた。ところで、シラクは、マルセイユの惨禍は感染症ではないと信じていた。

マルセイユを支配している病の特徴について書かれた、その地から送られてくる様々な報告書を大いなる注意をもって読み、検討した。その報告書には、亡くなった人々が途方もない数に上り、彼らの死が恐るべきであることを示す状況について書かれていた。すべてを考慮した結果、それがかくも大きな規模であり、たいへん危険であったとしても、私はその病が悪性熱に過ぎないと判断する。それはペストではない。したがって、レヴァント地方から、船で運ばれ、マルセイユの港に到着したものではない。それは、悪性熱であり、小市民の栄養不足によって引き起こされた病である7。

この発言は、マルセイユで起きている災禍が、ペストではなく、したがって感染症ではないと言っている。しかし、日に百人以上も死者を出している状況を検討しながら、なぜ感染症ではないと言えるのだろうか?この発言は、どのような意図でなされたのであろうか?歴史学者ジャン・エラールは、この背後に政治的な意図があったと指摘し、摂政オルレアン公の顧問であった、ダゲッソーの発言を引用している。

公共善はこう要求している。人々には、ペストがまったく感染しないということ を説得するように。国を動かす者たちは、ペストが感染するものとして、行動す るように⁸。

ダゲッソーもドラマールもペスト改革諮問委員会のメンバーだった。彼らによれば、ペストにおいて恐ろしいのは、病が伝染することと同時に暴動が伝染することであった。ドラマールは『ポリス要項』のなかで、このように記している。

噂があまりにも急速に外部に広まってしまうと、都市全体に警告をならすことになり、平穏や通商をかき乱すことになるし、別の事故を引き起こしかねない。それは、健康の領域と比べて、より困ることである9。

このダゲッソーの発言の意図もそのようなこととして理解できる。ペストにおいて恐ろしいのはそれが作り出す無秩序状態であり、都市という空間が混沌のなかに消滅してしまうことである。マルセイユの災禍はペストではないという発言もこのダゲッソーに習ってな

されたものであるという可能性はあるだろう。ここに、ペスト予防に一番悪いのは恐怖心や憂鬱であるというパラケルスス以来の古い観念が結びつく。例えば、一七一四年、ムラトーリはこう述べている。

危惧と怖じ気と憂鬱とは、これもまたひとつのペストである。というのも、それはわれわれのオプチミズムを打ち負かし、〔大気中を〕支配する毒を容易に受け入れかつある種の仕方でその毒を遠くから招き寄せるように多量の体液を仕向けるからである。このことは無数のケースにおいて経験が示したとおりである¹⁰

この時代、感情が身体に影響を与えると考えられていた。ドラマールも、ペストの原因が 悪性の空気や食物の腐敗であるが、時には、「突然の暴力的な苦悩や、慢性的な悲しさ、深 いメランコリー」が、気質をかき乱すことで、引き起こされることがあると記している。 実際、シラクによって派遣された医師たちは、マルセイユで様々な手当をしながら、この 病が治りうることを強調している¹¹。シラクの弟子ブイエは次のように述べている。

> この恐るべき惨禍を止めるため、そして予防するため、都市の住人たちにとって、 もっとも効果的な方策は、彼らの偏見を追い払うことである¹²。

この発言の裏にあるものがドラマール的秩序の世界であることは明らかである。つまり、助かるはずがないという偏見は、憂鬱を生み出しペストにつけ入る隙を与えるだけでなく、トゥキディデスが見たアテナイやボッカチオがみたフィレンツェのように、犯罪と飲酒と性的不道徳がはびこる祝祭的な空間を生み出してしまう。ゆえにペストが治りうるという考えを抱かせて無秩序的空間を出現させないようにしなければならず、それがまたペストの原因たる憂鬱を吹き飛ばすだろうというのだった。

しかし、こうした態度は現地で看病をしている数少ない医師たちにとって不合理なものに映っている。例えば、現地でペスト患者を診ていたベルトランは明らかにシラクを批判しながら、こう述べている。

この病気の原因が、感染によってうつりあう毒以外の何ものでもないということは明らかである。ある人間がこう指摘していることは考慮せずにおこう。その人間とは遠くからしか見ていないのに、栄養不足と貧困によって引き起こされる通常の悪性熱であると言い、ここ数年、わが王国の都市で被害をだした熱病のように考えている者のことである。・・・・・・。これら現代の体系の中にある偉大な観念

は、目の前の病人の前では消え失せてしまう。実際に手を動かす時には、最も洗練された理論が、失敗だと気づかされるのである¹³。

実際にその場で従事していたベルトランの言葉には重みがある。ベルトランはこうも語っている。

われわれはヨーロッパ全土の地方から方策や処方を受け取った。国王顧問会議からも、いくつもの処方が、調合の手順と使用方法付きで、送られてきた。だが、 その内、一つでも成功したものはなかった¹⁴。

ベルトランが受け取った処方は何か分からない。例えばルイー四世侍医のファーブルが考えだしたようなヒキガエルをすり潰した薬用あめのようなものだったかもしれない¹⁵。いずれにせよ気休め程度のものであっただろう。

効果がないと分かりながら、さまざまな方策を試しながら検診をするベルトランの姿は、カミュが『ペスト』で描いた医師リウーの姿を彷彿とさせる。ベルトランが抱いたのはリウーと同じ感情だったに違いない。

そういうわけで、ペストがわが市民にもたらした最初のものは、つまり追放の状態であった。そして筆者は、筆者自身がそのおり感じたことはつまりわが市民の多くの人々と同時に感じたことであるから、それをすべての人々の名においてここに書きしるすことができると信じるものである。実際、まさにこの追放感こそ、われわれの心に常駐宿されていたあの空虚であり、あの明確な感情の動き――過去にさかのぼり、あるいは逆に時間の歩みを早めようとする不条理な願いであり、あの突き刺すような追憶の矢であった16。

マルセイユや『ペスト』のアルジェは、国家によって隔離され追放された都市なのであり、ペストへの闘いは、マルセイユやアルジェをあちら側に追いやることだった。マルセイユの周りには、アルトワ連隊と射撃大隊によって包囲され監視されていた。この第一次防疫線の周りには、さらに広大な第二次防疫線が張られ、正規軍の七連隊と民兵軍の四隊、合計八八〇〇人がペストの境界線を警備していた17。都市は一つの隔離院となり、監獄であり、カミュの見たナチス占領下のパリだった。「彼らはこのようにして、なんの役にも立たぬ記憶をいだいて生活するという、すべての囚人、すべての流刑者の深刻な苦しみを味わった。彼らが絶えず回想していたその過去さえ、ただ悔恨の味わいをもつものばかりであった」18。

リウーにとって、「真の祖国はこの窒息させられた町の外壁のかなたにあった」¹⁹。こうしてマルセイユになされたのは、マルセイユ内部の隔離院や自宅があり、城壁外の兵士たち、そしてプロヴァンス全体を覆う防疫線、という三重の隔離だった。フランスにおいて共通善といわれていたものは、この防疫線そのものが表すところの規律と、その外側に存在する生命の保持であった。

この時、ロンドンペストにパリが怯えていたその逆のことが起きていた。今度はロンドンがマルセイユペストに怯えていたのだった。一七一〇年に、検疫法を作っていたにもかかわらず、議会には不十分ではないか、またあのペストの惨禍が襲ってくるのではないかと考えたとしても、ロンドンペストの被害を考えれば当然のことであった。当時イギリスではホイッグ党が政権を握り数年が経っていた。しかし、ペストがどのようにして防げるのかということは不明確だった。そこで議会は、当時最も権威があり、かつホイッグ党の支持者であった、リチャード・ミードに助言を求め、ミードはそれに答えて、『ペスト感染に関する小論、および予防のために用いるべき方策』を書き上げることになるのである。これは国家の要請によって医師が助言を書いた本としては、歴史上最初のものであるという20。

一六七三年に生まれたミードは、一七〇二年に執筆した『毒に関する機械的分析』が高く評価されて、王立協会のメンバーになると、一七一七年には、友人であり患者でもあった、王立協会会長アイザック・ニュートンに要請されて、副会長になる。一方で、皇太子であったジョージ二世の妻キャロラインの難病の治癒に貢献したことで、ジョージ二世の侍医となる。またイギリス初代首相ロバート・ウォルポールは、ミードの患者であった。この経歴を見ても、ミードのイギリスのみならずヨーロッパ全体の医学への影響力が大きかったことが伺える。

ミードが議会から要請されて執筆した、『ペスト感染に関する小論、および予防のために 用いるべき方策』は、タイトルからも分かるように、ペストが感染するものであるという 視点にたっている。だが、当時のイギリスでペストが感染するという主張は少数派であっ た。というのも、シデナムの影響が強かったイギリスでは、感染は大気から立ち上る瘴気 によるものだという考えが多く、反-感染論者が多かったからである。このミードの著作に 対する批判は、死後もなお続いた²¹。

ミードによれば、ペストに感染する原因には三つある。空気による感染、病人による感染、汚染地域から運ばれた商品による感染である。ペストに汚染された空気は、東方か、南方の世界から風で運ばれてくるものである。その地域で、猛暑と雨に南風が入るとペス

トが生まれる。あるいは、暑い天候の下、水が淀んでもペストが生まれるし、大地からの腐敗した蒸気からも、埋葬されていない死体の腐敗からも生じうる。それらはまず空気の淀みに始まり、その次に腐敗が起きると考えられる²²。ここまでは、伝統的なペスト観を見せている。

しかし、ミードはもう一歩踏み込んで、新しい考えを生み出している。というのも、ペストは明らかに感染しているように見えるから、この東方か南方から運ばれてくる腐敗した空気の中には、目に見えない物体が潜んでおり、それが人から人へと伝達されているはずである。すなわち、毒気 (effulivia) であるとか、感染原子 (Contagious Atoms) が存在しているはずである²³。

ミードの時代、イギリスはニュートン、ボイルをはじめとする科学の時代に入っていた。 そして地球上の物質は、古代ギリシアの人々が言うように、四つの元素に分割されるので はなく、より細かく分かれるはずだと考えられるようになっていた。ニュートンは光の説 明にエーテルという目に見えぬ物質を想定していたし、ボイルも四大元素はより細部化で きると考えていた。すなわち、空気中に見えない原子が漂っていると考えることはむしろ 時代の流れに適合している。

ミードによれば、この感染原子は、あちら側の国から運ばれてくるだけでなく、人から 人へと感染するものである。というのも、病の最終段階には、病人の体内からは無数の活 発なペスト微粒子が、酒を蒸留するように沸き立つからである。したがって、空気が正常 であっても、病人の近くにいるものたちを汚染する²⁴。これらペスト粒子は唾に入り込み、 胃に根を下ろす。したがって、むかつきや嘔吐が起きるのである²⁵。

最後に、海外の汚染地域から送られてきた商品によって感染する場合がある。これは商品の中に感染原子が保存されていたためである。ここで、ミードは、商品の中に昆虫やその卵が入っているとする説を否定している。イギリスにおいて昆虫説を唱えていたのは、ケンブリッジ大学で植物学を教えていたリチャード・ブラッドリーである。ミードとブラッドリーの対立については、デフォーも『ペスト』の中で取り上げている。デフォーはミードを擁護しながら、感染の原因をこう語っている。

このことから、この災禍が汚染によって蔓延していったことが、私にとっては文句なしに明瞭になった。すなわち、医者のいわゆる毒気 (effluvia) と称するある種の蒸気や煙、あるいは病人の吐息、汗や炎症、あるいはその他の方法、おそらく医師の知り得ない悪気が周りに影響する方法で、汚染していったことははっきりしたのである²⁶。

デフォーのこの部分は、ミードの影響が見て取れる。同時に、神による罰と考える者や、 感染を認めない瘴気説やブラッドリーの昆虫説を否定している。

すでに悪疫の流行も終息している現在においてもなお、今次の悪疫があたかも神よりの直接のこらしめであり、その間何らの中間的媒介なく、あの人間この人間といった具合に特定の人をたおす特別な使命を神から授かっていたかのように話す人がいるのを不思議に思わざるをえない。これはまさしく無知と狂信の然らしめるところで、当然軽蔑に値することであろう。これと同じようなことが、病気をただ空気によってのみ起こるとする人々についてもいえる。つまり彼らによれば、空気の中に無数の虫や眼に見えない微生物がいて、それらの生物が人間の呼吸といっしょに体内にはいるか、あるいは空気といっしょに毛穴から体内にはいる、いったん体内にはいると、その生物は猛毒もしくは毒のある卵を生じ、これが血液と混ざってついに全身をたおすにいたるというのである27。

デフォーが批判しているのは、病が触ることによって起こるとか、腐敗した空気が引き起こすといった、伝統的なペスト論である。そうではなく、何らかの粒子、何らかの中間的媒体が人から人へとペストを渡しているというミードの考えに納得しているのである。ミードによれば、その中間的媒体、すなわち毒気や感染原子は「おそらく塩に似たもの」²⁸であると述べている。その塩に似た粒子は、風に乗って、あるいは商品に隠れて、都市に到達し人に病を引き起こすと、それが人から人へと感染すると考えたのである。

ここには新しい感染の想像力がある。というのもここに至るまでに存在していた感染のモデルは触れることが問題であったからだ。一方にはそれを忌避せよという癩病者のモデルがあり、もう一方には身体と身体、あるいは身体と大地の腐敗した空気との完全な隔離というペストのモデルがあった。しかし、ここには第三のモデル、すなわち細かな物質が人と人の間、都市と都市の間に漂い、中間的媒体を果たしているというモデルがある。確かに、これは空気の腐敗という考えに近いものであるが、しかしそれと違うのは、腐敗という考えが空気が変質し、良い空気や悪い空気になりうるものだったのに対して、原子や毒気を想定すると、空気は観念上の集合を表すだけにすぎないことになる。科学はむしろ空気や大気というものを分割し、無数の原子が漂う空間として、透明化し眼に見える形で提示し始める。重要なのは、ペストを媒介する原子が、腐敗とは無関係に、離れた場所の人から人へと伝達されうるということであり、衣服や家具やベッドの下にひっそりと保管されている、そうした想像力を働かせることになる。それはわれわれの知るペスト菌というもの到来を予感させる。

事実、市中から立ち上る喜悦の叫びに耳を傾けながら、リウーはこの喜悦が常に 脅かされていることを思い出していた。なぜなら、彼はこの歓喜する群衆の知ら ないでいることを知っており、そして書物の中に読まれうることを知っていたか らである――ペスト菌は決して死ぬことも消滅することもないものであり、部屋 や穴倉やトランクやハンカチや反古のなかに、しんぼう強く待ち続けていて、そ しておそらくはいつか、人間に不幸と教訓をもたらすために、ペストが再びその 鼠どもを呼びさまし、どこかの幸福な都市に彼らを死なせに差し向ける日が来る であろうことを²⁹。

ミードに生まれるのもリウーと同じある種の衛生的強迫観念である。その強迫観念がミードに英国人としての自由への誇りを捨てさせ、フランス式のポリスを取り入れるべきだという意志を生じさせる。ミードが予防策として提案しているのは、ドラマール的世界なのである。ミードはドラマール的ポリスを感染原子という観点から再構築している。

とにかくまずは感染原子を国内に入れてはならない。したがって検疫を行うことが重要である。都市に入ってくるすべての人間および商品はまず隔離院に入れられる。病人がいる場合には、その者を別の場所に隔離する。その他の者は、その衣服を燃やし、体を洗い、髪や髭は剃り落とす。隔離院で、三〇から四〇日のあいだ待たなければならない。病人がいない場合には、衣服を洗い、一週間の検疫でよい。ただしその場合でも、感染原子の入り込みやすい綿などの動物性のものは四〇日間の検疫をしなければならない。この四〇日間という期間についてミードはこう言っている。

これは長すぎると思われるかもしれない。しかしながら、われわれは正確な時間を知り得ない。つまり、新鮮な空気が、汚染された品物から海綿状の物質〔=ペスト原子〕を取り除く正確な時間は分からないのである。この点で、用心が大きすぎるということはありえないのである³0。

だが、「役人の怠慢」³¹やその他の理由で検疫が破られ、市内にペスト原子が進入してしまうこともありえるだろう。この時守られるべきなのは、「最初のものを阻止する(Resisting the Beginning)」³²という偉大なルールである。すなわち、行政官たちは、都市に住む家族たちが、その不幸を発見するように指導しなければならない。それは例えば「家が火事の時に、隣人に援助を要求する」³³ようなものである。しかしながら、それは同情からの配慮であってはならず、むしろ、厳しい統制か、懲罰によって発見させるようにしなければな

らない。というのも、同情は、できうる限り病人をかくまうことになるからである。

こうして最初の感染者が発見されたならば、その家のドアを閉め、窓に赤十字を架けて、 監視員が出入りのないよう見張らなければならない。「これは一ヶ月の間続けられ、その結果、家族は死ぬか快復するかのどちらかであろう」。ミードはこれが残酷で、悲惨な仕打ちであると認めている。だが、彼はこう述べている。

このような残酷さを正当化するものは何もない。しかし言い訳をするならば、それはコミュニティー全体の善のため、そして、汚染の拡散を防ぐためである。……。このような仕方で家を封じるのは、感染の温床(seminaries of contagion)を管理するためだけであり、それもいつかは消散していくものである³⁴。

家屋の封鎖、十字架、共通善という観点はドラマール的世界に存在していた。しかし、温床という概念は、ミードのように毒気や原子という中間的媒体を想像することではじめて可能になる。seminary は通常、神学校を指すが、その意味は種(semen)が育つ空間、生徒が育つ場所を意味している。ミードがこれをペストに引用したときに、それが意味するのは、感染原子が育つ空間である。だとすれば、ドラマールによる隔離と、ミードによる隔離の意味は全く異なることになる。ドラマールの隔離はすなわち、身体と身体の接触的感染を阻止することなのであり、ペストの接触的感染という身体の次元と、暴動や放埒の接触的感染という精神の次元で語られていた。そこで問題になるのはいずれにせよ個人であった。しかしミードにとって、隔離で予防すべき対象は、空間なのであって、その空間は感染原子が付着し、種が育ち、そこから感染原子がまき散らされるようなそうした空間なのである。

こうしたドラマールとは異なる隔離の意義を設定することは、貧民たちの意義もまた異なってくる。ミードによれば、感染した家族が発見されたならば、すぐに行政官は、その隣の家に医師を派遣しなければならない。「特に、それが貧民である場合には。というのも災害が起きるのはだいたい彼らから」35だからである。貧民が危険なのは、接触という次元ではなく、感染原子を育てそれを都市空間にばら撒くからである。この衛生的恐怖がミードに語らせるのは、とにかく最初の感染原子を探さなければならない、そのためなら密告も構わないということだ。「私には、汚染の最初の発見者に報酬が与えられるべきであるということが、不合理であるとは思えない」36。ミードにとって大事なのは最初の感染者を市民たちが発見して報告するということである。その最初の感染者を閉じ込めることは、残酷であっても、コミュニティー全体の善のためなのだ。

このようにミード的世界のなかで、重要なのは身体よりも空間である。感染原子が根を

下ろすような温床に常に気を配らなければならない。ミードは貧民よりも貧民の住居に目を向ける。貧民の監視者は彼らの住居を点検し、あまりにも汚く、密集して住んでいる場合、何名かをロッジに移し、密集度を減らさなければならない。ミードは監獄の例を挙げて密集することの危険を述べている。監獄では、しばしば監獄熱(Gaol Fever)が流行るのだが、その毒性は、監獄の密集度と悪臭の度合いによって異なる。したがって、「都市の健康と同じくらいの同情を囚人たちに向けて、すべての懲罰院の風通しを良くし、清潔にすること」37が必要である。ここでミードは、一七世紀におきたある事件について語っている。

一五七七年オックスフォードにある城で開かれた黒い法定は忘れることのできないものである。判事やジェントリ、それに出席していた三○○人のほとんどが、毒性の蒸気によって、殺害された事件である。ある者は、その蒸気が地球から噴出したものであると考えた。しかし気高く偉大な哲学者〔=フランシス・ベーコン〕は、より正しく推論し、その蒸気は囚人によって監獄から裁判所に運ばれたものであると考えた。そのように推測したのは、囚人たちのみが、蒸気によって傷害されなかったからである³8。

囚人が瘴気を発しているのではなく、囚人が監獄から感染原子を運んだのである。危険なのは囚人ではなく、監獄であって、監獄の危険性を生み出しているのは、囚人たちの密集度なのだ。監獄や懲罰院が感染の発祥地になりやすいように、「物乞いや怠惰な人々」³⁹の住居は、密集度と悪臭のゆえに温床として機能しやすい。貧民たちが危険なのは、彼ら自身ではなく、彼らが作り出す環境なのである。その環境を作り出すがゆえに、病院にもワークハウスにも合わないので、不治院(hospital for incurable)に収容するのが良い。

この種の秩序は、いかなる時にも行われる必要がある。人口の多い都市では特に そうである。したがって、このことに触れなければならないのは残念だが、ロン ドンやウエストミンスターの都市では、今述べた観点から作られた良いポリスは 全く存在しないのである⁴⁰。

ミードにとって感染の予防とは、身体でなく空間の統治である。ミードは言う。しばしば 感染症の発信源となりうる、貧民が密集して住んでいる住居や地区、囚人たちが密集して 暮らしている監獄の密集度と清潔さに気をつけなければならない。特に人口の多いロンド ンでは、感染症が流行しているかどうかに限らず、つねにこの種のポリスによって秩序づ けられている必要がある。

ドラマールにとって統治すべき対象は身体と身体の接触であり、近接的な関係であった。しかし、ミードにとって統治すべき対象は空間であり、それは身体と身体の間にある空白のもの、漂う目に見えぬ何かである。ドラマールの目は身体に注がれているが、ミードの目は人間と人間の間にある場所(mi-lieu)に、すなわち環境(milieu)に注がれている41。ミードが環境というものを取り上げて、ペストを予防しようとするとき、住むことの条件の変化によって、病の発生から、伝達、蔓延化という一連の相関関係を問題視していることになる。直接的に住人の身体を扱うのではなく、温床をつくらないという住条件を変化させることによって、ペストの蔓延を防ぐこと。それは隔離というよりも衛生の観念である。まだこの時代に衛生という言葉は、単なる身体的健康や食事療法を意味していた。近代的意味における衛生は、空間と中間的媒体に目を向けることで可能になる統治法なのであり、その諸条件の変化によって、身体に作用し、それを変化させるものである。

ミードの提案は、ハンス・スローンやジョン・コルバッチによる方策案、すなわち、ロンドンを六つの街区に分けること、ロンドンの周囲に軍隊による防疫線を張ることといった具体的な対策案とともに枢密院に堤出された。政府は検疫法の改革案を堤出、ペスト対策の強化が必要なことを力説したが、野党や世論の猛烈な反発があった。ペストハウスへの移送や、自宅の封鎖、防疫線といったものは、専制的権力であり、イギリスの自由への攻撃なのである。そもそもペストがミードの言うように感染するのかどうかさえはっきりしていない。ミードの中間的媒体の説明に納得していたデフォーでさえ反対している。イギリス人の特権と自由からみて、フランスのように行動することは不可能だ42。ウォルポールは検疫法をフランス式にすることを諦め、防疫線や都市内部の規律に関する条項をすべて破毀し、海上検疫制度だけを強化した43。

ミードの提案は却下された。しかし、ミードの衛生的強迫観念は、一八世紀の半ばから次第にパリの人々に浸透していき、一般化していくようになる。例えば、メルシエは便器を非常に恐れている。というのも「いくつもの病気は、この危険な便座が発生源になっていて、そこから腐敗した毒気が発散し、毒気が体内にとりこまれるのである」44。したがって、排泄は自宅でしてはならず、太陽光線の下で昼間に行わなければならない。しかし「粗野なパリっ子」は、庭のない狭く汚いアパートで排泄をするのだから、「わけのわからない病気」にかかるだろう。メルシエの非難は都市生活という粗野な生活を送る者たちすべてに向けられている。それはルソーが見ていたパリであり、都市と自然が対比され、都市生活はつねにわけのわからない危険にさらされているという強迫観念が働くだろう。毒気が至るところに潜んでいるというペスト的恐怖は、貧民たちをはじめに、その条件を作り出す粗野なよそ者たちすべてに向けられることになるのである。

¹ マルセイユペストの歴史については、以下の著作を参照. Charles Carrière, et al., Marseille, Ville Morte: La Peste de 1720, Gémenos: Édition Autres Temps, 2008; Paul Gaffarel, et al., La peste de 1720. A Marseille & en France d'après des Document Inédits, Paris: Perrin et Cie, 1911; Daniel Panzac, Quarantaines et Lazarets, L'Europe et la Peste d'Orient (XVIIe-XXe siècles), Aix-en-Provence: Édisud, 1986; 石田信彦「1720 年のマルセイユのペストと『黄金と絹』」『西南学院大学フランス語フランス文学論集』、二八、一九九二年、一-四九頁。

- 2 蔵持不三也『ペストの文化誌』朝日新聞社、一九九五年、二四○頁。
- ³ Jean-Baptiste Bertrand, *Relation historique de la peste de Marseille en 1720*, Amsterdam: Jean Mossy, 1779, pp.130-133.
- ⁴ *Ibid.*, p.139.
- ⁵ *Ibid.*, p.145.
- ⁶ Jean-Noël Biraben, «La peste en 1720 à Marseille, à propos d'un livre récent», *Revue historique* 502, 1978, p.422.
- ⁷ Gaffarel, op. cit., pp.117-118.からの引用.
- 8 Jean Ehrard, «Opinion médicales en France au XVIIIe siècle: La peste et l'idée de contagion», Annales. Histoire, Sciences Sociales, 12e Année, No. 1, 1957, p.52.
 9 Ibid., p.649.
- 10 ジャン・ドリュモー『恐怖心の歴史』新評論、一九九七年、二二二頁。
- ¹¹ François Chicoyneau, Relation de la peste de Marseille contenant ses symptomes, son prognostic, sa curation, & celle des bubons & des charbons, Marseille: Gouvernment de Marseille, 1721.
- ¹² Jean Ehrard, «Opinion médicales en France au XVIII^e siècle: La peste et l'idée de contagion», *Annales. Histoire, Sciences Sociales*, 12e Année, No. 1, 1957 p.53.
- ¹³ Bertrand, op. cit., p.415.
- ¹⁴ *Ibid.*, p.438.
- 15 モニク・リュスネ『ペストのフランス史』同文舘、一九九八年、二三七頁。
- 16 アルベール・カミュ『ペスト』新潮社、一○二頁。
- 17 リュスネ、上掲書、一九九-二〇〇頁。
- 18 カミュ、上掲書、一〇二頁。
- 19 カミュ、上掲書、四四三頁。
- ²⁰ Arnold Zuckermann, «Plague and contagionism in Eighteen-Century England: Role of Richard Mead», Bull. Hist. Med., 78(2), 2004, p.274.
- ²¹ *Ibid.*, p.276.
- ²² Richard Mead, A short discourse concerning Pestilential Contagion, and the methods to be used to prevent it, London: Sam.Berkley, 1720, pp.2-4.
- ²³ *Ibid.*, p.13.
- ²⁴ *Ibid.*, p.12.
- ²⁵ *Ibid.*, pp.15-16.
- 26 ダニエル・デフォー『ペスト』中央公論新社、二〇〇九年、一三九頁。
- 27 同書、一三九一一四〇頁。
- ²⁸ Mead, op. cit., p.17.
- 29 カミュ、上掲書、四五八頁。
- ³⁰ Mead, op. cit., p.25.
- ³¹ *Ibid.*, p.31.
- ³² *Ibid*.
- ³³ *Ibid.*, p.32.
- ³⁴ *Ibid.*, pp.34-35.
- ³⁵ *Ibid.*, p.38.

³⁶ *Ibid.*, pp.39-40.

³⁷ *Ibid.*, p.42.

³⁸ *Ibid.*, pp.42-43.

³⁹ *Ibid.*, p.43.

⁴⁰ *Ibid.*, pp.43-44.

⁴¹ ミシェル・フーコー『安全・領土・人口』筑摩書房、二〇〇七年、二五-二八頁。

⁴² Daniel Defoe, *Due Preparations for the Plague, as Well for Soul as Body*, 1722、見市 雅俊『コレラの世界史』晶文社、一九九四年、四九頁。

⁴³ Stephen Porter, *The Great Plague*, Gloucestershire: Amberly Publishing, 1999.

⁴⁴ メルシエ『十八世紀パリ生活誌』岩波書店、上、一三七頁。

第二部:パリの感染表象の変遷

一七八七年、パリを訪ねたアーサー・ヤングは、その印象を次のように書き綴っている。

多くの点で、この大都会は、経済力のない人が住むにはこの上なく不向きで不便なようだ。この点では、ロンドンよりはるかに住みにくい。通りはとても狭く、その多くは人であふれており、通りの一○分の九はぬかるみで、歩道にいたってはまるっきりない。ロンドンでは、気持がよいし、清潔だから、女性でも毎日する散歩は、ここでは男性にとっても骨の折れる仕事で、清掃した女性にはとてもできない相談である¹。

メルシエもやはり同じことを言っている。「なぜ泥やほこりに合わせた服装をしないのか?なぜ 馬車で走り回る車中にしか向かないようなものを履くのか?なぜロンドンのように歩道がない のか?」²。一七八〇年には、泥対策のため、窓からいかなる水、尿、泥、糞便、その他汚物を 捨てることを禁じ、違反には二〇〇リーヴルの罰金を科すと定めたが、住民たちの非難の声は 日々ポリス役人に浴びせられた。これに対してポリス役人は次のように応えている。

日々高まる不満の声を聞くと、街路は昔は清潔だったかのようである。しかし、かつては人々は単に不満を言うことなど夢にも考えていなかったのに、今日、ポリス役人が対応措置をとると、そのときになると、人々は不満を言うのが現状である。しかし、またこれらの不満の声は、おそらく次の点にある。パリの人々は、その衣服の流行と同じように、生活様式を変えたのである。昔は馬車をもっている人は、朝に徒歩で街路に姿を見せることはなかった。今日では、どの階級の人も、上流階級の人も、下流階級の人も、徒歩で町に出る。朝、婦人たちはステッキを片手に、泥はねや諸困難に立ち向かっている。田舎の人々や、町の職人・労働者よりもひどい道にはなれていないからである。

彼女らは、街路がきれいでなく、早朝にごみが除去されていないことを好ましくない と思うのだ。彼女らは、ごみの除去は人々が掃除をした後でなければ始められないこ と、七~八時以前に、人々に掃除をするよう強制することは出来ないことを考えない のだ³。

一八世紀末のパリでは、馬車に乗るよりも徒歩の方が好ましいという意識の変化が生じていた。 それまで馬車に乗っていた婦人たちが徒歩で移動するように変化したために、今まで通りのパ リの道路がまるで汚くなったかのように感じられ、ポリスに対する不満の声が多くなったこと を示している。

こうした生活様式の変化、すなわち歩くことが好ましいという人々の意識の変化を生み出したのは、上流階級に広く読まれた医学的教育本である⁴。サミュエル・ティソは当時人気を博し、『人々への健康に関する助言』や『物書きの健康』それに『オナニズム』といった家庭健康法、子供への教育本が、ルソーの『エミール』とともに広く読まれていた。そのティソは、馬車を降りて、徒歩で移動することを強く薦めている。というのもスプリングの効いた馬車で移動するのは、身体がまったく動かず病のもとになるが、徒歩の移動は規則的な足の動きと換気によって、身体に良く作用するからである。物書きは一日一時間か二時間は散歩にさく義務を自分に課さなければならない。

ティソのように婦人たちへ向けた子供に関する身体教育の本は数多く出版されており、それらは身体の改良(perfectionner)や、身体教育という名の下で、健康の増進のために散歩をすべきことを助言している。デゼサールの『幼児期における身体教育概論』でも散歩は最も自然な運動であり、身体と精神を結びつけるものだとして奨励しているし、ヴネル『結婚を控えた婦人への健康と医学的教育論』やリバイエ『子供の身体的精神的教育』、バンダーモンド『人類を改良するための方法についての試論』、ヴィルヌーブ『人類を豊かにし改良するための政治経済学』などでも、散歩をして健康を増進するように忠告している。一八世紀後半のパリでは上流階級の婦人たちは、自らとその子どもたちの健康に気を配るように、健康を増進させるようにという意識が芽生えていた。それだけではなく、新鮮な空気を吸うこと、食生活に気をつけること、結婚すべき年齢、お酒を控えることなど、それまでポリスが扱っていた領域に気を配るようになり始めていたのである。

馬車ではなく徒歩を。これを読み直せば、馬車が人間を堕落させるということになる。そこにある、文明と自然、都市と自然という対比のなかで、文明や都市は、自然としての人間を脅かす存在となる。すなわちこれはルソーが『人間不平等起源論』で描いた世界である。ルソーによれば人間と動物を分けるのは、「自己を完成していく能力 (la faculté de se perfectionner)」がなのであって、人間は状況の力を借りて次々に能力を発展させることができる。しかし、動物はそうした能力がない代わりに、生まれて数ヶ月もすれば成体になることができ、千年たってもその同じ形態を維持し続けることができる。だが、人間はこの完成性(perfectibilité)を失いやすいことが、生まれながらにしてもっている不幸なのである。自己を完成できなければ、愚かな人間になってしまうわけである。ルソーのこの視線の先には、パリで暮らす人々の姿がある。ところで、ルソーは病について次のように述べている。

未開人たちのりっぱな体格……を考え、彼らが怪我と老衰のほかにほとんど病気を知らないことがわかってみると、人間の病気の歴史は市民社会の歴史をたどることによ

って、容易につくれるだろうと考えたい気持ちになる6。

自然人と文明人を比べれば、文明人のほうがはるかに病にかかりやすい。というのも自然人は自然の力を借りて自らを完成できるのに対して、文明人には障害が多いのである。都市には病を引き起こす原因がたくさんあり、それは「生活様式のひどい不平等、ある人々には暇があり、他の人々は労働過重であること、われわれの食欲と情欲とを容易に刺激し満足させること、富める人たちに便秘性の栄養を与え、不消化で苦しめる凝りすぎた食物、貧しい人たちのひどい食事……、さらに夜ふかし、あらゆる種類のゆきすぎ、あらゆる情念の節度ない熱狂、精神の疲労と消耗、あらゆる状態において人々が味わい、そのために魂が永久にむしばまれる無数の悲しみと苦しみ」「である。「もしあなた方が、集まった多数の人々のあいだの悪い空気によって生まれる伝染病を考えるならば」。、都市は危険である。そうした伝染病や、愚かさから生まれる殺人、盗み、それらの処罰さえも、所有権が確立されたため、社会のせいにしなければならないのである。

一八世紀を通じてパリは人口増加を続け、一八世紀末には、七十万から八○万人になっていた。ルソーがそうした都市の人口増加を危険視していたことは明らかだ。「産業や技術が広がり栄えるにつれて、農民は軽蔑され……、大都市が人民の愚鈍な目を驚かし感嘆させればさせるだけ、田畑は捨てられ、土地は耕されないままとなり、大通りに不幸な市民があふれ……、市民たちは乞食や泥棒と化して」⁹しまう。では法や技術は、都市にはびこる増えすぎた人々を間引きする、「過剰な種の増殖を防ぐための救いのペストのようなもの」¹⁰なのだろうか。いやそうではない、とルソーは言う。もはや人間は自然に帰ることも、法律なしでも生きられないのである。

このような都市問題を解決するため、社会契約が要請される。軋轢を解消するために、単なる人と人が共存しているだけの都市(ville)は、公共の事項を語りあうための公的空間であるところの都市(Cité)、共和国(Republique)、政治体(Corps Politique)となる。人民たちは社会契約によって、自己の利益が共同体の成員すべての利益となるような一つの共同体を形成し、主体としての市民であり従属するものとしての臣民となる。人口の集中を避けるため、農村の荒廃を避けるために、恒常的な首都をおくことはしない。そのとき都市は公民たちが広場を囲い、祖国の旋律に心を打たれながら、一つに溶け合うそのような空間として現れる。その公民というのは、ティソが示すような散歩を日課とする者たちかもしれない。

一八世紀を通じて、しだいに健康の意識が芽生えてくる。そうした意識に対応するために、 ポリスはその眼差しをペストの病から、健康へと移すのである。そこに生まれるのは、都市と いう健康をそこなう危険なものへの非難であり、ポリスは危険なものへの対処を引き受けるようになっていく。ミシェル・フーコーは、『監獄の誕生』の中で、そうした事件が数多く存在したことを指摘している。

例えば、一七八○年に、ある悪疫がパリに拡がった――人々はその原因を一般施療院がもっている病毒のせいにして、ビセートルの建物を焼き払いに行こうと言い出しさえするのである。民衆が狂わんばかりに怖じけるので、パリのポリス代官は、若干名の収容所長のほか医学部長と一般施療院の医長をふくむ調査委員会を派遣した11。

調査委員会は、伝染病が一般施療院を中心に拡がっているという噂には根拠がないと報告している。また、一般施療院の医長も報告書のなかで、確かにビセートルは不健康な状態だが、事態が極度に悪化していることはない、と言っている。しかしながら、この「恐怖のちからをおびる、空想上の病気の徴候」は、パリ市内の至るところに見出されはじめるのである。イノサン墓地への過度な埋葬が悪臭を漂わせているが、これが墓地周辺の市民に不健康な影響を与えているのではないか?モンフォーコンの廃棄場で、パリ市内の屎尿が処理されているが、風にのってこの悪臭がパリ市内に入り込んでくるのではないか?病院や監獄で折り重なるように寝かせられている人々は病の発生源なのではないか?市場に投棄される売れ残りの野菜が腐る臭いは病気を発生させるのではないか?ゴミと屎尿が流され、積み重なった泥によって滞りがちなセーヌ川は不健康な空気を発生させるのではないか?

ティソと同じく、一八世紀後半のパリで大衆的な人気を誇ったブカンの『家庭医学』にもま た次のように書かれいている。

監獄や施療院はしばしば都市に疫病を蔓延させる。これらの公共施設は、人口が密集 した都市の中心に位置している。それゆえ、ひと度疫病が発生地たるこれらの施設を 去ると、住民はその攻撃を免れることができない。ただ、代官たちが人々の健康に注 意を向ける限り、こうした厄災は容易に防げるだろう¹²。

ドラマールが言うように、ポリスの役割は人々の健康であった。だがそれはペストや暴動を全般的に引き起こさないための隔離であり、監視であった。しかし、人々の健康への意識は、ミードがもっていたような衛生的強迫観念を帯び始める。病の原因になるような温床、毒気、その他健康に害のあるものすべてを除去し、予防しなければならないという役割がポリスに生まれてくる。フーコーは次のように述べている。

「公益」が関わるのは、積極的には、複合した物質的領域のすべてである。そこには、 天然資源、労働生産物とその流通、商取引の広がりが含まれるが、しかしまた、都市 や道路の整備、生活条件、住民の数、その寿命、活力、そして労働適正といったもの も入ってくる。……。それは特有の知によって計算されるべき介入がなければ、獲得 することができないだろう¹³。

健康が問題になる場合、その健康をどのようにして計算するのか、どのような条件で改善されるのか、何が危険な物質なのか、どのようにして除去するのか、などを把握しなければならない。しかしながら、それはポリスの能力を超えているのであって、医学や科学、建築学などの専門家との協働が必要になっていくのである。

これから第二部で見ていくのはパリの人々の関心が病から健康にうつるなかで、都市の感染とポリスの関係が変化し、そこに法言語以外の概念が導入されていく歴史である。

¹ アーサー・ヤング『フランス紀行』法政大学出版局、一九八三年、一一四頁。

² メルシエ『一八世紀パリ生活誌』岩波書店、二〇〇五年、上、一一六頁。

³ アルフレッド・フランクラン『排出する都市パリ』悠書館、二○○七年、一八一一八二頁。

⁴ 以下について詳しく論じているのは、次の著作である。Claude Turcot, *Le Promeneur à Paris au XVIIIe^e siècle*, pp.127-131.

⁵ Rousseau, *Discours sur l'origine et les fondements de l'inégalité parmi les hommes*, Paris: Flamarion, 1971, p.183.

⁶ Ibid.

⁷ *Ibid.*, p.179.

⁸ Ibid., p.186.

⁹ *Ibid.*, pp.187-188.

¹⁰ *Ibid.*, p.188.

¹¹ ミシェル・フーコー『監獄の誕生』新潮社、一九七七年、三八〇頁。

¹² Guillaume Buchan, *La Médecine Domestique*, Paris: Chez Moutardier, 1802, p.294; 蔵持 不三也『ペストの文化誌』朝日新聞社、一九九五年、二八二頁。

¹³ ミシェル・フーコー『安全・領土・人口』筑摩書房、二〇〇七年、一〇頁。

第三章:イノサン墓地の感染表象

墓地はペストと結びつきやすい。それは土葬の習慣によって腐臭がするからであり、墓地によってはペスト患者が埋葬された場所であるとの理由があり、あるいは悪魔や魔女がいる場所であるとの想像力が働くからである。一八五四年、ロンドンにコレラが発生したとき、ゴールデンステイトの住人たちは、ペスト患者が埋葬された墓穴がその発生源だと恐れていた1。一方、フィリップ・アリエスによれば、墓地は悪魔の出現する場所として捉えられていた。教会の聖なる力で押さえ込んでいるが、ふとした瞬間に聖なるものにちょっとでもひび割れがあれば彼らは戻ってきてしまう。「ペスト、悪魔、墓地は影響力の三角形を構成している」2。教会が墓地の悪魔を聖なる力で押さえ込んでいるという想像力があるとすれば、たとえ腐臭がしても、墓地を郊外に移転するという発想はでてこない。

いや人々は悪臭など何とも思っていなかったのである。アリエスによれば、墓地は「フォーラム、大広場、散歩道として役立ち、共有地の住民は彼らの精神的な仕事と世俗的な仕事のために、娯楽と恋愛のために、そこで落ち合い、集合し、散歩することができた」3。一四二九年には、ある修道士がイノサン墓地で、丸一週間毎日、早朝五時から五、六時間の間説教をし、そこには五、六千人が集まったという4。ルイ=セバスチャン・メルシエによれば、十八世紀のイノサン墓地の回廊の下には、代書屋がいて、女中たちの愛の告白や、恋文の返事を書いていた5。墓地は聖なる場所であり、同時に人々が集う場所だった。

しかし、一八世紀半ば、人々が馬車を降り、健康に気をつけるようになる頃には、墓地の悪臭への批判が教会にも、住人にも、科学者や医学者たちにも見られるようになる。ヴォルテールにとっても墓地の悪臭は非難されるべきものだった。

オテル・デューでは、相変わらず伝染病が蔓延しており、病人たちが詰め込まれていて互いにペストや死を与えあっている。出口のない小路に肉屋があり、それが夏には街区全体を汚染してしまうような死臭をまき散らしている。死者の発散物は教会内の生者を殺し、イノサン墓地の死体置き場は依然としてわれわれをホッテントットや黒人のはるか下に置くような野蛮状態の証拠である6。

ヴォルテールはペストの徴候をあらゆる場所に見ている。ここには聖なるものへの畏怖はなく、肉屋と墓地は同じ腐臭を発するものとして同列に置かれ非難していると共に、死者よりも生者へ目が向けられている。このヴォルテール的態度によって、墓地を郊外に追放することを語ることができるのである。だが墓地は悪臭を放っているにすぎないし、それだけでは墓地を追放するための理由にはならない。それが可能になるのは、悪臭が人体に

とって危険であるということを証明する必要がある。つまり医学がペスト的な象徴を見つけなければならず、それを法の側が受け取るというプロセスが必要なのである。その点において、一八世紀終わりにイノサン墓地が移転される時、法が作動することの根拠が医学的知であることが分かる。医学によって証明されるペスト的表象の恐怖によって、墓地の聖的空間は、病の温床に変化するのである。

一八世紀当時、イノサン墓地は、パリで最も古い墓地であった。墓地はセーヌの北、右岸にあって、千坪ほどの広さだった。建設当時、パリは左岸にあり、セーヌを挟んだ向こう側は都市の外部であり、平野がひろがっていた。右岸が都市の外側にあったからこそ、つまり「悪臭や汚染を避けるため」7、この場所が選ばれたのだった。だが人口の増加と共に、パリは右岸へと広がっていき、イノサン墓地はいつの間にか都市の中心にある墓地になった。南はフェロヌリ通り、東はサンドニ通りという二つの大通りに面していたが、北は小さな通りを挟んで、すぐにアパルトマンが建ち並んでいる。西側の向かいには、パリの人々が食料を調達する中央市場があった。

パリの人々が言うには、この墓地の土には特別な力が備わっていて、二十四時間で一つの死体を消滅させると言われていた。墓地の土を「肉喰らい(mange-chair)」と呼んで、他の墓地で腐敗がうまくいかない時には、この土を混ぜたりするほどだった。毎日二十以上の教区から死体が運ばれ、毎年三千人の死体が埋葬されていた8。ほとんどが共同墓穴で、深さ五、六メートルの穴に、千五百の死体を埋葬していた。だが千坪ほどの土地で、三千人づつ埋葬していれば、すぐに場所がなくなってしまう。しかしパリの人口は増え続ける一方、死者の数も当然増え続けるので、埋葬場所を確保する必要があった。そこで、古い共同墓穴から掘り起こして、腐敗が終わって乾燥した人骨を取り出し、墓地の外周にそって作られた回廊の屋根裏や、回廊のアーチの上に積み重ねられていった。イノサン墓地を描いた絵を見ると、四方の壁の上部にある納骨場所には、頭蓋骨がびっしりと並んでいる。

ところで、イノサン墓地の悪臭が問題にされるのは十八世紀がはじめてではない。一五 五四年には、イノサン墓地の悪臭についての調査委員会が設置され、フェルネルとウーリ エによって調査が行われた。その結果は、「疫病の危機が迫ったとき、この墓地に隣接する 家々は最初に被害が出るところで、この町の他の家々よりも汚染を被ってきた場所でもあ る」9。すなわち一六世紀には、イノサン墓地とペストの結びつき、悪臭の苦情が寄せられ ていたのである。もう一つイノサン墓地とペストの結びつきを示すものがある。それは「死 者の舞踏」というフレスコ画のモチーフが初めて描かれた場所だということである10。「死 者の舞踏」は、貴族、聖職者、子供、貧者たちが骸骨と手をとりあって、あの世へ向かう 様を描いたもので、ペストが貧富なくすべての住人をさらっていった様を描いている。このモチーフはその後ヨーロッパ各地に広まっていくのだが、この恐ろしいモチーフが受け入れられたことこそ、各地で同じ大惨事の記憶が共有されていたことを物語っている。

イノサン墓地、悪臭、ペストという結びつきは、少なくとも一六世紀には存在していたわけである。しかし、マルセイユペストの記憶もまだ新しい一七三〇年代に悪臭への批判が始まると、しだいに非難の声が増えてゆく。一七六〇年には裁判となり、一七八〇年に移転が決定する。およそ半世紀にわたって、墓地の危険性、感染の危険性が議論され続けてきたのである。この過程について、メルシエは一七八八年にこう書き留めている。

悪臭は、この狭い囲いの中から、住民の生活と健康に攻撃を加えていた。空気の性質について新しく得られた知識のおかげで、何軒かの家の中にたちこめていて、日増しに濃度を増していくおそれのあったあの毒気の危険性が明らかにされた。全住民の苦情、パリ高等法院の判決、司法官の勧告をもってしても、墓地の廃止は実現できなかったが、それはこうした誤りが宗教的儀式に密接に結びついていたので、法律でさえ一気に根こそぎにできないほど根をはっていたからである。だがイノサン墓地は、数人の自然科学者によって毒気を発散していることが確認されて、当然のことながら政府にとって不安の種になった。さまざまな利害を調整するため、いろいろと努力が重ねられた後、墓地はやっと閉鎖されたが、ひと苦労であった11。

イノサン墓地は、何百年もの間、悪臭を発しながら都市の中に存在していた。その神聖さが「法でさえ根こそぎにはできなかった」。しかしメルシエの言葉のなかに見えるように、人々の不安の種になったのは、そして墓地の閉鎖の根拠となるのは、科学者たちが毒気というミードから引き継ぐ目に見えぬ感染原子を告発したからであった。その危険性の指摘によって、人々は不安を抱き、法的介入が可能になる。墓地の神聖さ、死者や悪魔への畏怖は、科学の前に消えていくのである。

まず始めにその危険性を訴えたのはイノサン墓地の近くに住む住人たちであった。一七三七年、悪臭への苦情が多く寄せられたパリ高等法院は、オテル・デューの医師たちに調査を依頼する。レムリとユノー、それに薬剤の専門家ジョフロワを加えた三名は、まず観察によって墓地を分析した後、実験によって土壌の化学分析を行っている。その結果、悪臭は、イノサン墓地の土壌からだけではなく、フェロヌリ通りの溝の泥からも検出された。

すなわち、医師たちの下した結論は、墓地の悪臭の原因は、フェロヌリ通りの溝があまりにも狭かったので、そこに投げ込まれる排泄物があふれ出し、イノサン墓地の土壌に混じり合うことが原因だというものだった。それが汚染の原因であり、「特定の伝染病を発生させる空気の構成」12の原因となっている。つまり感染症が生まれやすい環境を作り出しているが、感染症そのものの徴候はないということである。対処法として彼らが提案したのは、墓地を十の区画に分けて、一度に一つの共同墓穴を掘ること、およびその墓穴の深さを二倍にして、穴を完全に封じることなどであった。通りの溝から流れてくる汚泥との接触をなるべく避けながら、死体の腐敗を促進するようにすればよいと考えたのである。

一七四〇年以降、墓地が健康へ与える悪影響を訴える著書が次第に増えていく。一七四三年には、カーンの神父、ガブリエル・ポレが危険性を指摘する。匿名で教区司祭にあてて書いた『教会内での埋葬についての手紙』で、ポレはこう述べている。「ある日私が、あなたの教会に入ったとき、私は耐え難い悪臭を吸い込まなければなりませんでした。新しい墓穴が掘られていて、まったく閉じられていないその穴は、悪臭(empesté)の蒸気を発していました」¹³。椅子の上には、墓堀人が置き忘れた死体の一部があり、ポレは恐怖する。「われわれには健康と清潔を愛することが許されています。健康と清潔は、身体の維持にたいへん役立つというのに、あなたがわれわれに勧めるのは、汚染された、感染性の空気を吸い込むことです」¹⁴。ポレは死者の埋葬されていない、清潔で香の匂いが満ちた教会で神に祈りたいと、教区司祭に申し出る。そして危険性を科学を引用しながらこう述べている。

もしその蒸気が開けた場所でも危険であるとすれば、教会の中ではどれほどの危険性があるでしょう。教会の中では、空気は閉じ込められ、感知できるほどの移動がないというのに。それに、その〔危険であると言われる〕粒子の本質についても検討してください。それは硫酸の部分や、硫黄、塩、砒素の部分が、われわれの呼吸する空気に混ざり合い、われわれの身体の奥深くに達するのではないでしょうか?・・・・・。われわれはいつも、われわれの間に、感染症の原因を持ち続けているのです。無数の病気の種がわれわれの教会と墓地の中に閉じ込められています15。

もしそうならば都市住民にとっても危険である。というのも、感染症の予防のために、医師たちは窓を開けて空気を入れ換えたり、ベッドを清潔にするように勧めている。だが、都市ではむしろ危険な行為なのだ。というのも、窓を開けてはいってくるのは、「死体の粒子を帯びている空気」16だからである。ポレは、文明化した社会は、墓地を都市から離れた

場所に置くべきだと述べている。ポレのなかで科学と文明と健康が結びつくことで、見えない粒子への不安が形成されている。もはや墓地は聖なるものではなく、文明化された人々の健康を脅かす存在として捉えられている。

一七四四年、医師アンリ・アグノーは、埋葬に関して起きた事故を報告し、その危険を指摘している。モンペリエのノートルダム聖堂では、死者を埋葬せずに、地下室に運ぶことになっていたのだが、ある人物が地下室に入ったところ、突然亡くなってしまった。二〇年ほど前に起きたこの事故以来、他の教会でも類似の事故が起きており、一七四四年八月にも、ノートルダム聖堂の地下室に死体を運んだ荷担ぎ人が痙攣を起こして倒れるという事件があった。

アグノーは、この地下室を見分し、簡単な実験を行った。地下室の悪臭を嗅ぎ、火のついた紙片を投げ入れ、何種類かの動物を入れた。火はすぐに消えてしまい、動物は一、二分で死んでしまった。アグノーはこれを「有毒なガスのようなもの」¹⁷であると想像し、このガスが発生した原因を、密室によって空気が弾性を失ったこと、および死体から腐敗性の蒸気から上がっていることであると想定した。このガスは、地下室に入る者を害するが、それだけではなく、都市に住むものにとっても危険なものである。「この地下室の最も危険なところは、微細な蒸気が漏れ出ることである。教会の空気を汚染した後で、外側へと広がっていき、都市全体の空気を不純なものに変えるだろう」¹⁸。都市の空気が不純なものになったとき、どのようなことが起きるだろうか?アグノーはこう言っている。

私に疑う余地がないのは、地下室の汚染された蒸気が外部に広がっていくことが、 伝染病を引き起こす原因そのものではないにせよ、伝染病を長引かせたり、刺激 したりする原因であるということだ。これは常に起こりうることではないかもし れないし、可能性が少ないかもしれない。しかし、これを完全に否定することは 無謀であるように思う。時々流行する伝染熱の悪性は、夏の間空気が少しずつ傷 んだ結果、悪臭を放つ蒸気となり、それが原因となり引き起こされるのではない と、誰が知っているのだろうか?今年多くの犠牲者を出した天然痘の汚い空気に、 この蒸気がまったく貢献しなかったと誰が知っているのだろうか?19

同じ頃、イノサン墓地の周辺に住む住人からも、不満の声があがっている。一七四六年にポリス代官ベリエが作成した調書によれば、彼自身が「死体を埋葬した墓穴から蒸気が立ち上るのを見た」²⁰という。それに関連して、近くの家の住人たちは、発疹を伴う強い熱に襲われている。このように埋葬が感染を引き起こすかもしれないという不安や恐怖がしだいに人々のなかに作られていった。そして、一七六〇年に起きた事件がきっかけとなり、

徐々に蓄積された悪臭への不安が、法の領域に入るのである。

一七六○年、サンシュルピス教区の主任司祭は、新しい埋葬地を購入することにした。 だが、煩わしさを避けるために、偽名を使った贈与の形を取ることにした。この贈与は許可されたのだが、その土地の近隣住民がこの不正に気づき、パリ高等法院に訴えることになった。この近隣住民の中には、王族であるコンデ公が含まれていた。主任司祭と教会管理人は、相手が悪いので訴えを取り下げたが、パリ高等法院は審議を続けた。その理由を、一七六三年三月一二日の判決においてこう述べている。

対立する両当事者の個人的利害がそれによって安全に確保されたとしても、公益の方は果たして十分に満たされるであろうか。この都市の最過密地区の一つに墓地を建設する計画の前例と、それが引き起こした不安を考え合わせるならば・・・・・、行政官は、この公共のポリスの分野に注意を集中すべきではなかろうか²¹。

実際、購入されようとしていた土地は、現在ではパリ六区にあるフェルー通りに面した土地であり、コンデ公の小リュクサンブール宮殿からほど近い場所であった。そこはパリの最過密地区であり、先ほどから見てきた過程を考えるならば、その場所に埋葬地を作ることが不安をかき立てるのは当然であろう。判決はこう続けている。死体が発する酷い臭いは、遠ざけるべきであると自然がわれわれに教える印である。だからこそ、昔は埋葬地を離れた場所に作っていた。しかし都市の発展のなかで、埋葬地はわれわれの都市の中心に近い場所になってしまった。そして当時なぜこれほど悪臭が問題になったのかを、このように指摘している。

かつて不純な臭気は、空気中に拡散していた。しかし今日、臭気を消失させる風は、建物によって遮断されて、停滞したままである。

その臭気は壁に張り付き、悪臭を放つ液体となり、建物に染み込んでいる。それが、人の吸う空気と一緒に隣接する住居に入り込み、死亡や感染症の未知の原因となっていないとも限らない²²。

イノサン墓地だけではなく、パリ中の墓地が悪臭を放っていることは明白だが、その原因 は、空気の循環が建物によって遮断されているためである。このことは、パリという都市 が発展していることを意味している。人口が増えても、建物を建てる場所がないので、既存のアパルトマンを上へ上へと建て増しした結果、空気が循環しなくなってしまったのである。ところで、判例が表明しているのは、悪臭が感染症を引き起こしているか分からないが、その可能性を誰も否定できないという考えである。しかしこれだけでは措置を決定できないと、判決は述べている。「公の喧噪や漠然とした苦情だけを下にして、司法が決定を下すことはできない。そこで、用意しうるすべての知識を集めた後に、決定を下す」²³。そこで高等法院は二つの方法を提示する。一つは、すべての墓地を点検することである。これについては内科医、外科医およびポリス役人が墓地を点検し報告書を提出することにする。もう一つは、墓地を所有する教会や団体が、現在の状況などについて意見書を提出することである。

一年後ポリス代官サルチーヌは、検察官ジョリ・ド・フルーリに報告書を提出する。提出された報告書では、二、三の例外を除いて、ほぼ全ての墓地で悪臭が問題になっている。サンシュルピスでは、ここ三年ほど異臭の苦情が起きている。サンポールでは、雨がふると耐え難い臭いが充満する。イノサン墓地の土には、もはや腐敗を進行させる力はないので、埋葬は難しい。墓地の周りのアパルトマンは、どれも五階建てか六階建てであり、空気と臭気が停滞して、ひどい臭いである。だが一方で、どの墓地の隣人からも、伝染病の兆候はなかった²⁴。調査結果を検討した上で、一七六五年五月二一日に判決が下される。高等法院の出した判決は、以後、市内での埋葬を制限し、墓地を郊外に移転するというものだった²⁵。

この判決は市民の怒りをかき立てたようである。フィリップ・アリエスは、当時書かれた『司祭たちの意見書』を引用しながら、その様子を描写している。「世間はこう叫んでいる。高等法院はわれわれを新教徒並みに扱っている、彼らはわれわれをごみ捨て場に送ろうというのだ」²⁶。その市民の怒りは、「市政への全面的な激しい非難をかき立て、判決は適用されないだろうという噂が広がった時、はじめてそれは鈍り始めた」²⁷。パリ住人にとって、市外は泥や糞尿を運び出す場所だった。ごみ捨て場の隣の墓地に埋葬されることと、聖なる教会によって悪魔から守られている墓地をを対比すれば、当然激しい非難が生まれることになる。

また『意見書』は、ポリス役人の報告書に感染症の記載がなかったことも槍玉にあげている。確かに夏の暑いときには、臭気を発散させている。しかし、「墓地に面する家々に、より多くの病人も、より多くの死者も出て」いないことは、「報告書の集計表がそれを証明している」ではないか。イノサン墓地の周りには、長生きしている人が沢山いるし、伝染病がはやった時期には、イノサン墓地の周りは、「一番最後に、ごく軽く感染したにすぎず、ここはそれに罹らなかったとみなし得るほどである」28。そして意見書はこう述べている。

今までもそこに存在し、何も変化していないものが、突然耐え難くなった。その 理由は、無意識が意識に移ったからである²⁹。

徒歩の時代、科学の時代になって、人々は墓地の悪臭に気づいたのである。科学、文明、 医学、健康が新しい価値になったとき、そこに生まれるのは空気中に含まれる想像上の見 えない何かへの不安であり、その不安が墓地を閉鎖しなければ、病を予防しなければとい う観念を生み出している。一方には科学的に危険性があるもの、ペストの徴候、毒気を示 すものは予防のために除去しなければという側があり、他方には悪臭は今まで通りであり、 埋葬は教会に保護された場所がよいという側がある。争点は毒気が感染症を引き起こして いるかどうかにあるが、『意見書』によれば、墓地のまわりの人々が格段病にかかりやすい ということはなく、だとすれば閉鎖の必要性は全くなく、司法の判断は間違っている。

市民の反対もあって、この判決はパリ市内では適用されず、埋葬は続けられた30。ヴォルテールや、メルシエは不満を口にする。あいかわらずの腐臭は、一七七〇年代になって、再び非難の的になる。一七七五年一二月八日には再び、サンユスターシュ教会で、若い女性がミサの最中に倒れ、死亡するという事件がおきる31。一七七三年、ブルゴーニュでは、埋葬のために墓穴を掘ったところ、三日前に食中毒で死亡した女性の棺が開いてしまい、悪臭が広がった。その日教会を訪れた人々一七〇人は、この悪臭を嗅いでしまった。そのうち、一四〇人が病にかかり、二五人が死亡した。死亡した二十五人の中には、主任司祭と助任司祭が含まれていた32。

マレ、トゥッサン=ナヴィエ、ヴィック・ダジールといった医師が次々と埋葬の危険性について議論を展開する。これらの医学書の中で、死体の蒸気と感染症の関係性は、より明確に提示されている。例えばナヴィエはこう言っている。「感染性の病気の大部分は、死体からの腐敗した発散物が原因か、淀んだ水の腐った蒸気が原因である」33。大きな戦争の後で大地に残される死体の発散物は、腐敗しており、少しずつ伝播され、「最後には一般に感染性をもつに至る。地方に被害を与え、国家に被害を与え、帝国全体に被害を与える。これは動物も人間も同じように被害を受けるものである」34。一方、マレによれば、「動物の腐敗した発散物は、しばしば空気を汚染することで、災害を引き起こすことは確かである。突然の死をもたらすか、死に至る病の原因となるかは、発散物の濃度による」35。

この時期、王立医学協会が作られつつあった。一七七四年の家畜伝染病への対処が認められ、一七七八年に正式に認定される王立医学協会は、伝染病の分析と予防を使命の一つとしていた。その中心人物であったヴィク・ダジールは一七七八年、ピアトーリの『埋葬の場所と危険についての試論』に、自身による長大な序文を付して出版する。その中で、

ヴィク・ダジールも同じく危険性を指摘する。「墓地は、伝染病を発生させうるし、それはかなり確かなことである」36。「用心のために市外へ墓地を移転させなければ、その城壁の中に、膨大な数の遺体を埋葬することになり、一杯になった墓地は、感染症の恐るべき温床となるのではないか?」37

アグノーやポレとは異なり、死体の発散物が感染症を生み出すことは、ありうるかもしれないことではなく、かなり確かなことであるという考えが共有されている。そして、この考えは、医師だけではなく、社会の中でも共有されている。例えば、後に宰相となる、トゥールーズ大司教、ロメニー・ド・ブリエンヌは、一七七六年の聖職者会議にて、信者が集まる閉ざされた場所に埋葬することを禁止するという宣言を行った38。また、一七七六年のトゥールーズ高等法院が、埋葬に関して出した判決には、こう書かれている。「医師たちは、死体から発する腐敗した蒸気によって、空気は塩と粒子を帯びており、健康を害し、死に至る病を引き起こすと断言している。主に猛暑に伝染病が起こることは、この主張を裏付けている」39。

一七七六年国王が埋葬についての宣言書を下す。「行政官たちは、長い間この公共のポリスの問題に取り組んでおり、この分野に関する法を待ち望んでいることを知った。すなわち、空気の健康と、聖職者たちに許されている規則とを一致させる法である」⁴⁰。この宣言書は、その願いに応答するものであり、危険性を鑑み教会内への埋葬を禁止している。

危険性がはっきりと証明されたわけではない。だが一八世紀後半には、墓地に毒気があるという観念が医師たちにも、法的にも、メルシエやヴォルテールのような人々にも形成され、もはや自明のものとして受け取られるようになる。さまざまな事故のエピソードが語られるなかで、毒気という想像上の粒子が実体を帯びたかのように知覚され、それを取り除き健康への被害を未然に防ごうという大きな動きになっていく。

この動きを決定的にし、郊外への移転が始まるきっかけを作るのはイノサン墓地で起きた事故である。一七七九年の終わり、イノサン墓地の西側、ランジュリー通りに近い場所に、深さ五〇ピエ〔=一六メートル〕の共同墓穴が掘られた。翌年二月、ランジュリー通りに住むグラブロは、地下倉庫の入り口で火が消えてしまうことに気づいた。有毒なガスが、墓地の壁に隣り合う、地下二階倉庫に充満していた。三月になると被害が増大したので、墓地に近いドアを工事で塞いだが、効果はなかった。グラブロは、イノサン墓地の所有者、ノートルダム教会参事会に訴え、参事会は副壁を建設したが、これも効果はなかった。地下室を放棄することにし、荷物を運び出すことにしたが、この仕事を引き受けた二人の樽屋は、吐き気と頭痛で瀕死になってしまった。五月になると、グラブロの妻が重い病気にかかり、グラブロは、この空気の作用であると考えた。そこで、これをポリス役人に訴え、ポリス代官ルノワールに報告された。

ルノワールは、この分野に詳しい科学者カデ・ド・ヴォーを任命し調査させた。カデ・ド・ヴォーは、一人の科学者を伴って調査を始めた。それは、イタリアの科学者フェリス・フォンタナであり、ユーディオメーターを使って、ヨーロッパ中のガスを測定旅行中であった。カデ・ド・ヴォーが作成した報告書によれば41、フォンタナが測定したイノサン墓地の空気は、かなり深刻なものであった。ルノワールは、この測定結果については公表することを差し止めた。報告書には次のように書かれている。「イノサン墓地の空気は、人が呼吸する空気の中で最も非健康的であった。それは最も汚染された病院の内部と同じほどであった」42。そして、グラブロ家の地下倉庫の有毒ガスは、「瘴気あるいは死体からのぼるガスの一種によって複雑になっており、実際の毒のような性質を備えている。主な作用は神経系に及ぶもの」43である。

カデ・ド・ヴォーは、火を使った換気装置を使って、地下室の空気を循環させることで、初めて内部に入ることが可能になった。内部を綿密に調べたカデ・ド・ヴォーは、壁の表面についた湿気が汚染原因であると考察している。カデ・ド・ヴォーは壁に触れぬよう忠告したのだが、ある石工が、その壁に付着した湿気に触れてしまったところ、三日後に腫れ上がった。この地下室は閉鎖することにし、生石灰を撒いた後、入り口と採光口を石壁で塞いだ。さらに、墓穴そのものの対処も行っている。それは墓穴の側面と上部を生石灰の層で塞ぐという作業である。墓穴から悪臭は消えた。しかし、数日後には別の場所から悪臭が吹き出てしまい、新たな苦情がよせられたので、これに対処しなければならなくなった。

イノサン墓地の閉鎖が決定された。翌年には、ポリス代官の政令によって、サンユスターシュ、サンシュルピスを含む四つの墓地が閉鎖される。一七八五年、コンセイユデタの判決で、イノサン墓地の跡地を市場にすることが決定する。というのも五年のあいだ、閉鎖されていたイノサン墓地は、隣接する中央市場にとって、流通の邪魔でしかなかったからである。総代官クローヌは、墓地の郊外移転の方法について、王立医学協会に調査を依頼する。ロシュフーコー、ヴィク・ダジール、フルクロワ、調査書の執筆者であるトゥレを含む十人のメンバーは、この「最大の汚染の温床の一つ」44イノサン墓地移転の指揮をとることになった。作業は、一七八五年冬から一七八七年十月まで、夏を除いた期間、昼夜続けて行われた。二万の死体が掘り起こされ、それらはパリ市外の南側にあった石切場の地下空間に移動された。「可能な限りの配慮と、考えられるあらゆる用心をもって」45行われ、作業のあいだ「事故が起こり、公共の平穏を乱すこともなかった」46。土壌の汚染除去が行われ、悪臭の漏洩を防ぎ、地盤を固めるため、厚いセメントで表面を覆い、イノサン墓地の跡地は中央市場に併合されることになる。

ところで、カデ・ド・ヴォーは、報告書の最後で次のように述べている。「この場所が永遠に閉鎖され、不純でない空気を吸い、年齢の若々しさが死体の発散物によって悪化されることなく、生者の存在が死者によって乱されない」47ように。トゥレの墓地移転の報告書の大部分は、人間の骨格や奇形の説明に捧げられ、これは人類の進歩に貢献するものだと力説する。墓地が備えていた神聖性や悪魔が出現する場所という力、「肉喰らい」のような神話や、「死者の舞踏」のペスト表象が消え去り、代わりに出現するのは、生者のための都市である。死者に乱されず、科学によってすべてが均一で透明に分析しうる都市、病の徴候の一つもない、ゆえに不安に襲われることのない衛生的な都市への欲望がある。そこでの人間や死者は、トゥレがしたように、博物学的な種として捉えられ分類されるものとなることは、カタコンブに並べられたイノサン墓地の死者たちが示している。

1 見市雅彦『コレラの世界史』晶文社、四一項。

² フィリップ・アリエス『死を前にした人間』みすず書房、一九九〇年、四二五頁。

³ 同書、五四項。

⁴ 同上。

⁵ メルシエ『十八世紀パリ生活誌』岩波書店、一九八九年、二六五-二六六頁。

⁶ アルフレッド・フランクラン『排出する都市パリ』悠書館、二○○七年、二一四頁。

⁷ 同書、七○頁。

⁸ ヴィック・ダジールは、二〇〇〇人、多いときでも二四〇〇人としている。*Cf.* Vicq d'Azyr, *Essai sur les lieux et les dangers de sépultures*, Paris: Fr. Didot, 1778, p.cl.

⁹ *Ibid*.

¹⁰ 蔵持不三也『ペストの文化誌』朝日新聞社、一九九五年、一一○頁。

¹¹ 同書、一三四頁。

 $^{^{12}}$ Owen Hannaway, et al., «La fermeture du Cimetière des Innocent», $XVIII^e$ siècle, 9, 1977, p.184.

 $^{^{13}}$ Charles-Gabriel Porée, $Lettres\ sur\ la\ sépulture\ dans\ les\ Églises,$ Caen: Chez Jacques Manoury, 1749, p.6.

¹⁴ *Ibid.*, p.7.

¹⁵ *Ibid.*, p.23.

¹⁶ *Ibid.*, p.32.

¹⁷ Haguenot, Henri, *Mémoire sur le danger des inhumations dans les Eglises*, 1745, p.86.

¹⁸ *Ibid.*, p.89.

¹⁹ *Ibid.*, pp.89-90.

²⁰ Vicq d'Azyr, op. cit., p.clvii.

²¹ Arrest de la cour de Parlement 12 mars 1763 sur le cimetiere de l'Innocent, pp.4-5. Cf. アリエス、上掲書、四二八頁。

²² *Ibid.*, p.5.

²³ *Ibid.*, p.6.

 $^{^{24}}$ Jacqueline Thibaud-Payen, $Les\ Morts,\ l'Église\ et\ l'État,$ Paris: Fernand Lanore, 1977, pp.210-211.

²⁵ フランクラン、上掲書、二一一二一四頁。

- 26 アリエス、上掲書、四三五頁。
- 27 同上。
- 28 同書、四三四頁。
- ²⁹ Madeleine Foisil, « Les attitudes devant la mort au XVIII e siècle: sépultures et suppressions de sépulture dans le cimetière parisien des Saints-Innocents », *Revue Historique*, 510, 1974, p.323.
- 30 郊外に移転されたのは、ヴェルサイユにあったサン=ルイ墓地のみである。
- 31 Thibaud-Payen, op. cit., p.218.
- ³² *Ibid.*, p.219.
- ³³ Pierre Toussaint-Navier, Réflexions sur les dangers des exhumations précipitées et sur le abus de inhumations dans les Églises: suivies d'observation sur les plantations d'arbres dans les cimetieres, Paris: B.Morin, 1775, p.18.
- ³⁴ *Ibid.*, p.11.
- ³⁵ Hughes Maret, *Mémoire sur l'usage où l'on est d'enterrer les Morts dans les Eglises* & dans l'enceinte des Villes, Dijon: Causse, 1773, p.21.
- ³⁶ Vicq d'Azyr, op. cit., p.clv.
- 37 Ibid., pp.clv-clvi.
- 38 Cf. アリエス、上掲書、四四〇頁; Thibaud-Payen, op. cit., pp.220-221.
- ³⁹ Vicq d'Azyr, op. cit., p.lxxviii.
- 40 Declaration du Roi du 10 mars 1776 sur les inhumation.
- ⁴¹ Antoine-Alexis Cadet de Vaux, «Mémoire historique et physique sur le Cimetère des Innocent», *Journal des Physique*, 1783, pp.409-417.この報告は、一七八一年に王立科学アカデミーで読み上げられた.
- 42 *Ibid.*, pp.410-411.
- ⁴³ *Ibid.*, p.412. *Cf.* フランクラン、上掲書、二一七頁。
- ⁴⁴ Michel-Augustin Thouret, «Rapport sur les exhumations du Cimetière et de l'Église des Saint Innocent», *Histoire de la Société Royale de Medecine*, 1786, p.239.
- 45 Ibid., p.245.
- ⁴⁶ *Ibid*.
- ⁴⁷ Cadet de Vaux, op. cit., pp.416-417.

第四章:密集と感染

一八世紀に恐れられた感染症の一つに壊血病がある。壊血病は身体の一部を壊疽させる 恐ろしい病であり、十八世紀、壊血病は「海上の生活で起こりうる事故の中でもっとも水 兵を壊滅させる」1ものであった。現在のわれわれは、壊血病がビタミン C 不足による病で あり、感染症ではないということを知っている。だが、当時の医学で最も受け入れられて いた考えは、空気の腐敗によって引き起こされる感染症であるというものだった。このよ うな観念が生まれる原因は理解できる。というのも、それが起きる場所は決まって船や監 獄や病院といった閉鎖空間だからであり、その空間でまるで感染するかのように多くの人 間が壊血病にかかっていたからである。

ミードが、閉鎖空間に人間が密集することは危険だという指摘をしたことは第二章で触れた。ミードは貧民たちが狭い家や監獄という閉じた空間で生活することが彼らをペストにかかりやすくすると考えていたのである。一八世紀終わりに至るまで、船艦、監獄、病院は、感染症を引き起こす空間としては、同じように捉えられている。というのも、閉じた空間に多数の人間が生活しているため、そこで空気の停滞がおこり、さらに人間の発散物が混じることで壊血病をはじめとする感染症が引き起こされる、こうした点において近似性があると考えられていたからである。ミードは、一七四九年、『壊血病についての論説』を出版したが、感染症が起きる原因を次のように述べている。

空気の重力と弾性を悪化させるものはすべて、空気を本来の目的に適さないものにしてしまう。第一に、湿気が弾力を弱める。次に、不潔な粒子がある。例えば、それは一緒にいる大勢の人間の息に含まれており、中にはおそらく病人もいるだろう。また船底で淀んでいる水の汚れにも粒子は含まれている。最後に、海から浸食してくる塩がある。おそらくその中には、腐敗した動物がその塩という要素に変化したものも含まれているだろう。それらの塩は、血液中に取り入り、発酵の原理によって、体全体を腐敗させるのであろう²。

危険なのは発散物であるが、船が恐ろしいのは、そこに海水からくる湿気と塩、さらに船 底の淀んだ水の汚れが付け加わることである。

ジョン・ハワードの『監獄事情』にも、パリの監獄と病院に蔓延する壊血病について、 次のような記述がある。

犯罪者には、一日につき、質のよいパンーポンド半と若干のスープが与えられる。

スープはもちろん、他の一切の食事は、監獄内では調理されない。週に一回、一七五三年頃に設立された〔慈善〕協会から清潔な肌着が支給される。こういう制度ができたのは・・・・・、壊血病という伝染病が蔓延したためである。この熱病は、監獄から始まったことが知られており、これに感染した囚人が送り込まれたオテル・デューに広がった。この原因は、一般に監獄内の不潔さにあるとみられている。監獄では、何ヶ月も肌着を替えない囚人もおり、そんな囚人たちの部屋に放りこまれると、いたって健康な新入りでさえ、この病気に罹ってしまうのである。オテル・デューでこの病気に罹った者が全員送り込まれた、サン・ルイ病院では、一度にこの病気の患者が八〇〇人に達した。この機会にブルトン卿の尽力で基金が設立され、グラン・シャトレの囚人たちに、毎週清潔な肌着を届けることになったのである。この結果、同監獄での壊血病は根絶された3。

おそらく、壊血病がなくなったのは、囚人の栄養状態が改善したためであろう。しかしハワードの重点は、質のよいパンよりは、肌着に置かれている。というのも、壊血病の原因は、監獄の不潔さにあるのだから。肌着を替えない囚人の身体からでる発散物が、監獄の空気を腐敗させ、それを呼吸する者すべてを壊血病に感染させる。十八世紀には、そのような想像力が支配していたのであり、そのような想像力の中で、艦船と監獄と病院はその典型例として見なされていたわけである。ハワードの『監獄事情』の第一章は、まさにこの点に捧げられている。「いったん吸い込んでから吐き出された空気は、監獄内の病人、その他臭気を発するものの毒気(effluvia)で、いっそう汚染され、監獄のなかにある他のものにも害をおよぼす」4。この有害な空気は、監獄の壁に「何年分も蓄積されて」5いる。そのために、囚人たちは、「生気を失った人間に変わり果てて」6しまい、中には熱病、天然痘、壊血病になる者たちがいるのである。

一方、病院においても壊血病は、恐るべき感染症であると考えられていた。一七八二年、 メルシエは、オテル・デューについてこう述べている。

パリのオテル・デューは、空気が湿っていて、風通しが悪いので、悪疫を伝えるのに必要なものがすべて備わっている。病人が少しでもそこに入院すれば、傷口は壊疽にかかりやすくなるし、壊血病や疥癬も負けずに猛威をふるっている。 元来もっとも簡単な病気が、空気感染の結果不可避的に、重大な併発症にかかる。 頭や足の単なる傷が、この病院では致命傷になるというのもおなじ理由によるものだ。

オテル・デューとビセートルで毎年死んでいく貧者の数ほど、私の主張をしっか

り裏付けてくれるものはない。病人の五分の一は死んでしまう。おそるべき計算 だが、人々はこの上もなく徹底した冷淡さでこの数字を見つめている7。

三者に共通するのは、閉じた空間に不潔な者が多数いるということであり、そこに入った 者は感染してしまうというものである。

一七五九年、ドュアメル・ド・モンソーが著した『船艦の乗組員の健康を維持する方法』では、空気の腐敗を原因と見ている。ドュアメルが危険な場所の典型としてあげているのは、空気の循環が起こりにくい低地にある都市である。近くに沼地があるとさらに危険である。そして病院もまた危険な場所である。

空気が悪化する原因として、病院に存在する多くのものを付け加えなければならない。多かれ少なかれ病気であり、健康を害した大勢の人々の呼吸。数多くの病気と比べても、彼らの呼吸はたいへん多量でつねに悪臭を放っている。化膿した 唾、糞便、傷口から出た膿、薬や食べ物でさえ、すべてが空気の腐敗の原因となる。・・・・・。彼らを看護するために、同じ空気を吸い続けている者たちは、この 空気の汚染によって、必ずや特定の病気に襲われるのである8。

船艦にも同じことが言える。つまり、多くの人間が不衛生な状態でいることは、空気の腐敗を招くし9、この危険は船員の一人が病に倒れた場合、かなり増大する10。デュアメルは、ヘイルズの機械を紹介し、モログの覚書を引用しながら、換気の必要性を説いている。

ところで、この著作には、ヘイルズやアーバスノットの他に、リンドやプリングル、ハクサムなどといった、この時点での伝染病の最先端の研究が参照されている。それらを参照しながらドュアメルは、リンドを引用しながら、風呂に入ることを強制すべきであると言っているし¹¹、食事にも気をつけるように勧めている。しかし、それはわれわれの知るようにビタミンを補給するためではなく、消化が悪くなることが壊血病を引き起こすためである¹²。リンドは壊血病とビタミン C の摂取を結びつけた最初の人物であると言われるが、彼にとっても艦船における予防法の一番重要なものは「清潔と純粋な空気」¹³であった。というのも、あくまでも壊血病は感染症の一つであると考えられるからである。一七六七年のジェヌテの著作も、病院、監獄、船艦について書かれているが、同じ趣旨に基づいている¹⁴。

閉鎖空間、不潔、密集、空気の腐敗。これらは十八世紀の科学的探求のテーマだった。 スティーブン・ヘイルズが、一七二七年に出版した『植物の静力学』は、植物と空気の関係を実験によって明らかにしたが、その狙いは、植物に限らず、空気が動物経済に与える 影響について考察しようとしたものである。その中で、ヘイルズは、特定の空気が人間の 身体に悪影響を与えることを示唆している。

空気が弾性を取り戻すのにこれ以上ない方法は、風の揺れである。風の揺れによって、有害な蒸気が排除され、空気に衛生を与える。その空気の衛生はわれわれの健康に必要なものである。同じく、外気に触れることのない部屋に閉じ込められた空気は、少しずつ蒸気を帯び始める。その汚染度合いによって、蒸気はわれわれの呼吸を妨げるのである。・・・・・。同じことが、肺の弱く繊細な人々にも言える。空気が純粋な田舎では体調良く暮らせるが、大きな都市では、不快を感じずに住むことはできないであろう。というのも、石炭の火や、汚物から絶え間なく煤色の蒸気が立ち上っているからであって、屈強で頑丈な人々でさえ、街の外に空気を吸いに出かけているではないか・・・・・・15。

閉じた空間の中では、空気はしだいに有害な蒸気を帯びるのである。十八世紀を通じて、都市の空気の劣悪さと、田舎の空気、あるいは山の空気の健康さが繰り返し主張されるが、 ヘイルズの中にその思想の源泉を見いだすことができる。

一七三三年、ジョン・アーバスノットは、『空気が人間の身体に与える影響について』を発表する。ヘイルズの研究を参照しながら、アーバスノットは空気に含まれる物質について、推論している。アーバスノットによれば、空気は、薄い液体である。その中には、水分が大量に含まれているが、これは水の表面が蒸発したもので、多量になりすぎると、雨となる。それ以外にも霧や、植物から蒸発する水分、人間の汗、塩、昆虫の卵、硫黄や異質の物質を含んでいる。アーバスノットは、人間の発散物について計算している。「一エーカーの土地に三千人の人間がいて毎日汗をかいていると、三四日後には、七一フィートの大気が作られる。この発汗による液体と、空気との密度の対比は、おそらく八○○対一である。したがって、もしこの三千人を百エーカーの土地に展開させると、まだハインチの大気が残ることになる。すなわち、大部分は消滅せずに、臭気性の悪気(effluvia)に備わった無限の細かさで広がり、その都市全体の空気を汚染することになる」16。同じくこうも言っている。「空気が動物性の発散物で満たされると、特にそれが腐敗しているときには、しばしばペスト性の熱を引き起こす」17。したがって、田舎よりも都市の方が悪性熱に感染する危険が高い。というのも都市には、「動物性の発散物がより多く、その全てが消滅することはないから」18である。

ブラウン・ラングリッシュもまた、一七三五年に出版した『医学の現代理論と実践』の 中でアーバスノットの計算を引用しながら、人間の発散物の危険を指摘する。ラングリッ シュは、人間の発汗に加えてこう述べている。「大量の植物が腐敗した時に起きる蒸気は、 周囲に、これ〔=人間の発散物〕とおなじ影響を与えてきた」¹⁹。そしてこう結論している。 「巨大で、人口の多い都市の住人、野営地の人々、多くの死骸のそばにいる人たちは、腐 敗した悪性熱になる傾向がある」²⁰。

このイギリスの議論は、ボワシエ・ド・ソバージュによってフランスに持ち込まれる。シコワノの後任としてモンペリエ大学で植物学を教えていたボワシエは、『さまざまな質の空気による身体への作用の研究についての小論文』を一七五六年に発表する。ボワシエも、人間や動物の健康を害する、発汗による大気が広がっていることを認め、アーバスノットの計算をやり直している。というのも、蒸気を発するのは、汗だけではなく、人間の出す排泄物も蒸気を発しているからである。排泄物の蒸気を入れて計算し直すと、十五ピエ〔=約四メートル八七センチ〕の土地に対して、その大気の高さは、二四時間で、「人間の高さとほぼ同じ」21になる。ところで、大きな都市では、通常一五ピエの土地に二人は住んでいると考えられるので、蒸気は二倍の密度であるとしなければならない。「もし蒸気がこの密度を保ち続けるとすれば、松明は消えてしまうだろうし、動物は死んでしまうだろう。したがって、幸運なのは、この蒸気が蒸発してしまうことである。それは風に運ばれるか、その他の酸性の蒸気や太陽の火によって破壊されるかによるであろう」22。

ボワシエが危険視するのは、むしろ死体から立ち上る蒸気である。死体を埋めた土地は、蒸気が染みこんでいるので、触った者は汚染されてしまう。ボワシエはいくつか例をあげている。外科医のサラウ氏は、その危険を冒したために気絶、痙攣を起こした後、二四時間恐怖に襲われ続けた。快復してからも、一五日間は臭いがとれなかった。ロッシュフォールにいた三人の男は、長い間閉められていた墓を開けたところ、その場で死んでしまい、死体はすぐに鉛色になってしまった。ボワシエによれば、この蒸気はアンモニア性のアルカリ塩か、アンモニア性の硫黄であって、血液に混じり合うと、すぐに腐敗させてしまうという。この蒸気の危険性を指摘しながら、墓以外にも危険な場所があると述べている。

もし、空気の汚染が、二層式の艦船に見い出されるとしたら、不潔な病院に見いだされるとしたら、監獄に見いだされるとしたら、それは驚くべきことであろうか。そして、その汚染が壊血病を引き起こしているとしたら、驚くべきことだろうか。死体を教会に埋葬することに反対すべきではないか?そうでなければ、少なくとも、すべての地下室には、天井まで煙突でつながった換気穴を取り付けさせるべきではないか?23

ボワシエによれば、こうした蒸気を取り除くことができるのは、純粋で、冷たく、健康な

空気である。したがって、高い場所で、北風が吹く場所に住むことが望ましい。逆に、腐 敗が起こりやすいのは沼や潟であるから、可能な限り避けなければならない。

へイルズから、ボワシエに至るまで、発散物、蒸気の危険性についての説明はしだいに 広がっている。人間の汗、排泄物の蒸気、腐敗した植物や腐敗した死体の蒸気であり、こ れらに含まれるのは、人間の身体に害のある、眼に見えない毒気 (effluvia) である。それ が、アーバスノットによれば悪性熱を引き起こし、ボワシエによれば壊血病を引き起こす と考えられている。その結果、危険なのは蒸気が生じやすく、また溜まりやすい場所であ ることになる。つまり、都市、船、監獄、病院、墓地、地下室、沼、潟などである。これ らの場所にいると、蒸気にさらされる時間が多くなり、ゆえに病に感染しやすくなる。

『植物の静力学』から十数年後、ヘイルズが考案するのは、この蒸気を避けるための機械、すなわち換気装置である。ヘイルズは自身の発明の成果を一七四三年『換気装置についての記述』として発表する。その序文において、ヘイルズ自身が触れているように、同じ時期に、スウェーデンでも、マーティン・トライウォルトによって、船艦の換気装置が発明されていた。ヘイルズはこの偶然に驚いて、トライウォルトについて詳しく述べている。それによると、トライウォルトの機械は、スウェーデンの艦船に装備され、その成果が証明されたので、一七四二年の夏にフランスに送られた。フランスの科学アカデミーも効果を肯定したので、フランス王ルイ十五世は、すべての船艦に換気装置を取り付けるように命令した。

トライウォルトの装置は、艦船用に設計されたものであったが、ヘイルズの機械は、艦船に限らず、炭鉱、監獄、病院などの場所に設置することを目的としていた。というのも、そうした場所は、閉じた狭い空間に大勢の人間が活動するので、その空気は、「人間の身体から絶えず立ち上り続ける、多量の蒸気によって健康に有害」²⁴だからである。人間の身体から出る蒸気は、「極度に腐敗性」²⁵であり、これが監獄の空気が致死性の病を引き起こす。しかし、疑う余地のないのは、「船の空気が監獄よりも悪い」²⁶ということである。というのも、船には大量の人間が乗っているからである。

ミードもまた壊血病を防ぐため換気装置を作らなければならないと考えた。ミードがそのように考えるきっかけとなったのは、一七三九年にある紳士から聞いた話だという。その紳士がアメリカに向かう船旅の途中で、壊血病の感染が起こった。新鮮な空気を求めて陸にあがったところ、容体が快復したという話である。ミードは空気が原因であると考え、発明家のサミュエル・サットンと共に、換気装置を作り上げた。それは三つの火をおこす装置に管を組み合わせるもので、安く作ることができるうえ、簡単に操作しうるものであった。

こうして、一七四一年に、ヘイルズ、トライウォルト、サットンの三人が換気装置を発

明したことになる。ヘイルズの機械は商船や奴隷船などに用いられ、死亡率を引き下げた²⁷。 サットンの機械は、イギリス海軍に採用された。フランス海軍では、モログ子爵が、自身 の船艦ソルベ号にヘイルズの機械を搭載した。一七四八年、その結果を『船艦における空 気の腐敗についての覚書』として、科学アカデミーに発表した。結果は良好であった。

一七五〇年、ロンドンの市議会は、ニューゲート監獄にヘイルズの換気装置を取り付けることを考える。それは、監獄熱が「囚人たちにとっても有害だが、同じく彼らと接触をもつその他の人々にとっても危険である」28と判断したからである。ヘイルズと、医師であったジョン・プリングルがニューゲート監獄を訪れ、危険であると判断した。そこで風車型の換気装置をつくり、一七五二年から稼働し始める。プリングルはこのように記録している。「囚人たちがわれわれに知らせたところによると、この監房に換気管が取り付けられる前には、この寝室はとても不快だったが、取り付けられるとすぐに甘い香りになった」29。監獄熱はすべてではないにせよ、激減した。プリングルによれば、換気装置を取り付ける以前には、ニューゲート監獄で働いていた十一人のうち七人が監獄熱に感染した。このような事故を予防するために、人が密集する監獄には、換気装置を取り付けるべきであると主張している。

このような議論によって、人間が狭い空間に固まって活動することの危険性が指摘され はじめる。それは、炭鉱であり、船であり、監獄であり、病院である。しかし、そうした 場所で悪性熱が感染する危険が生じるのは、ペストのように東方から運ばれてくる毒が原 因ではない。それは、健康な人間の膚や口から発する蒸気が、そもそも腐敗性なのであり、 それが閉じた空間の中で循環しないために感染を引き起こすのである。しかし、ここでも 感染の原因となる蒸気は、想像上のものでしかない。

十八世紀の半ばから、終わりにかけて、科学は空気の解析と腐敗の解析の両方において、目覚ましい発展を遂げる。それは空気に含まれる眼に見えない物質を、次々と見分けていく時代であり、その成果は、ラヴォワジエによって化学という新しい学問分野に結晶していくことになる。しかしながら、ジャック・ギレルムが指摘しているように、科学が発展したとしても、悪気、蒸気、病の関係性は、科学においても医学においても依然として保たれている30。例えば、医師ウィリアム・アレキサンダーが一七七一年に出版した本によれば、病を引き起こすのは腐敗した悪気である31。それは病気の人間や動物の汗や息から、あるいはその死体が腐敗した時に発生する。「おそらくこの動物性の悪気が腐敗した伝染病を作り出すであろう」32。しかしこうも言っている。「この実験から明らかになったように、もし健康な人間の汗にも腐敗の力があるとすれば、おそらく軽い病にかかった人間の汗にも腐敗の力があるとすれば、おそらく軽い病にかかった人間の汗に

もその力があるに違いない」³³。そして同じく、「健康な人々の息にもかなりの腐敗の力がある」³⁴。

ラヴォワジエの論争相手であった、科学者ジョセフ・プリーストリーは、空気中に存在する数多くの見えない物質を解析した人物であるが、プリーストリーの中にもやはりこの連関が存在する。「動物や植物の腐敗によって、汚染された空気は、動物の呼吸によって有害になった空気と同じものである」35。プリーストリーによれば、この汚染された空気は、ミントなどの植物のだす良性の蒸気や粒子によって中和される36。すなわち健康に害のある蒸気は、有用な植物の蒸気によって打ち消されるのである。

これはラヴォワジエにとっても同じである。「大勢が集まる場所で、それぞれの人間が呼吸する空気が、その場にいる人間たちの肺によって行ったり来たりしたものであって、多かれ少なかれ腐敗した蒸気を帯びていると考えると、たいへん恐ろしい」37。

こうした科学的、医学的想像力の中で、人間の汗と息が感染症の原因と見なされる。その汗と息が風によって運ばれない場所が感染症の恐怖をかき立てる。監獄、船、病院、炭鉱といった密室への恐怖。しかし同時に都市そのものが恐怖の対象でもある。ギレルムが指摘しているように、都市住人は、つねにこの悪性の蒸気にされされているのだから、退化してゆくはずである。一方で空気のきれいな田舎や山が賛美される、そのような議論が多く生まれてくるのである。

一七八八年にトゥノンが記した『パリの病院についての覚書』によれば、パリには慈善院も含めて、四八の病院が存在していた。中でも一番状態がひどかったのは、七世紀に建てられたオテル・デューであった。トゥノンが伝えるところによれば、オテル・デューでは、病人四人半に対して一人が死んでしまう。エジンバラ王立病院での死亡率は、二十五人の病人に対して一人の死亡であった。これと比べるならば、オテル・デューの状況の悪さは明確である。

トゥノンによればパリに存在する病院の死亡率の比較で、オテル・デューが最も悪い。 その理由は、パリが発展したため、「都市とその近郊、病院の均衡がとれなくなったためで ある。貧民たちは病院に押し込められ、四から六人が同じベッドで横になっている」。しか し、「船艦と、監獄と、病院についての数え切れない例が示すように、人間をすし詰めにす ることは危険すぎる」38。

トゥノンによれば、すし詰めの危険性には二つの理由がある。一つは、生命に必要な空気が減少することである。トゥノンは、科学アカデミーの同僚であるラヴォワジエの説明を使ってこの危険を説明している。人間の呼吸の四分の三は、「大気ガスと名付けられた液

体」39すなわちわれわれが知るところの窒素によって構成されている。残りの四分の一は「生の空気 (air vital)」、すなわちわれわれが知るところの酸素であり、これが動物にとって必要なものである。空気は肺の中で変化し、閉じられた部屋に大気ガスが増えていき、生の空気が減少してしまう。特に熱を出している患者は、呼吸が激しいので、生の空気が減少しやすく、快復を困難にしている。

もう一つの危険性は、悪臭の発散が感染症を拡散させることである。特に部屋が熱されると、動物性の物質が放たれ、空気が腐敗する。この腐敗した蒸気を放つ感染症の患者—この中には壊血病患者、癌患者も含まれる—を、病人たちから遠ざけなければならない。トゥノンは、こう言っている。

すべての病院では、壊血病患者は他の病人から切り離されている。この病がつねに感染性のものかどうかは分からない。しかし、脚や歯茎の潰瘍を伴うので、ひどい悪臭をまき散らすことを考えれば、それだけでも切り離す理由としては十分である。・・・・・。一七五四年五月、オテル・デューには、一二三九人の壊血病患者がいた。普段はもっと少なく、冬には壊血病に罹りやすい。原因は明らかである。ベッドには人数が多すぎるし、病院は収容しすぎで、空気が足りないからである40。

だが、オテル・デューでは、感染症用の病室は一つしかなかった。聖フランソワと名付けられたその病室は、天然痘患者たちのための病室であった⁴¹。他の感染症患者は、感染症ではない病人たちと一緒の部屋に入れられていた。聖フランソワにも、熱病患者や快復期の患者が一緒くたに入れられていた。

オテル・デューを改善しようとする試みは、一七七二年の火災事故の後に取りざたされるようになった。一七七三年、市立病院をグルネル平野に移転しようとする案にはこう書かれている。

かねてから、公衆の声は、移転を要求してきた。広がりのない土地、空気の腐敗、水の腐敗、この建物が周囲にまき散らしている悪臭による損害、火災の危険、その他数え切れない支障。これらを考えれば、この種の建物を遠ざけることについて、賛同を得られていると思われる。・・・・・・。それによって、セーヌ川の水を、市立病院によって汚染されたすべての汚物を切り離すことができる。結果、純粋な空気が供給され、広い空間と、広大な庭は、快復に良い効果をもたらすだろう42。

つまり、病院を郊外に移転することには、二つの利点があるわけだ。病院が広くなり、郊外の新鮮な空気が送られることによって、病の原因たる発散物の停滞が防げるということ。 都市中心部から感染症の温床である病院がなくなることで、都市内部の感染症の流行を防ぐことができるということである。

ハワードの『監獄事情』が出版された一七七七年、フランスではコンセイユ・デタがパリ市内にある病院の改善を目的とした委員会の設立を定める判決を下す。委員会には、市立病院の行政責任者、一般施療院の行政責任者、サントゥスターシュの主任司祭、王立医学協会のラソンヌなどが含まれていた。しかし、この委員会の決定は、市立病院の移転はせずに、若干の補強措置をとるということであった。一七八一年に出された国王の開封勅令はこの決定を認めた。メルシエはこう述べている。

先年の火事はかえって病人の利益になるのではないかとの期待が持たれた。新しい敷地にもっと広々とした、もっと衛生的な建物が建てられるのではないかと期待されたが、以前あった悪弊はほとんどそのまま残された43。

こうした不満の声があり、いくつもの移転案、建築案が出された。中でもポワイエとコクーによる改革案が、宮内大臣ブルトゥイユの眼にとまり、王立科学アカデミーに審議が依頼される。ラソンヌ、トゥノン、ラヴォワジエ、ラプラスらを含む九人の委員会は、市立病院について検討し、報告書を提出した。シーニュ島に五〇〇〇人を収容する病院を建設する案は却下され、新たに四つの病院を設立する案が提出された。

この間にも、感染症の流行が起きていた。一七八六年、疥癬患者は感染症専門の病院であるサン=ルイ病院へ移送されたが、そこでも快復期の疥癬患者と他の快復期の病人は一緒の部屋で治療されたので、感染が広がった。この年、疥癬病の感染者は、市立病院、サンルイ病院合わせて一二〇〇人に上った。トゥノンはこう述べている。「この伝播は、恐るべき惨禍であり、新しい病院を作ることで、これを止めなければならない」44。一七八七年、新たに四つの病院を設立するコンセイユ・デタ判決が下された。

一方、監獄の問題においても、中心的な役割を担ったのは、王立科学アカデミーであった。ネッケルの要請により、監獄の移転案の審議が王立医学協会に依頼される。ラヴォワジエ、トゥノンを含む八人がこの審議にあたった。問題になっていたのは、グラン・シャトレ、プチ・シャトレ、フォール・レヴェクの三つであった。一七八〇年三月に提出された、ラヴォワジエの報告書にはこう書かれている。

われわれが名前を挙げた三つの監獄は、合わせて五二二トワーズ半しか面積がな

い。通常、その面積には、全部で六○○から八○○人ほどが中に収容されていて、時には一○○○人に達する時もある。・・・・・・。中庭は極端に小さく、非常に高い建物が空気の循環を阻害している。とても小さく低い部屋に、多すぎる囚人たちが集められている。そのような部屋では、空気と光を取り入れることは難しく、囚人たちは互いに、とっくに汚れきった空気を取り交わしている45。

ラヴォワジエは、重要な点として、清潔、豊富な水、空気の循環を挙げている。アカデミーに送られた改革案は、「監獄が危険な居住地であることを止める」46ように加筆修正された。すなわち「疥癬や壊血病や潰瘍、その他悪い感染症に罹り、監獄を出た者が、都市や村や、艦船や植民地にその病気を持ち込み、拡散してしまうような、危険が冒され」47ないためにも、監獄の改革が必要なのである。同年八月、王の宣言書によって、プチ・シャトレおよびフォール・レヴェク監獄の閉鎖が決定した。

こうして監獄や病院もイノサン墓地と同じプロセスをたどったわけである。目に見えぬ 粒子や腐敗の力、それに壊血病という架空の感染病がしだいに形作られ、それが医師たち の権威によって証拠立てられ、病院や監獄が廃止され、船舶には換気扇がとりつけられる。 健康に関する知をもつ者たちが病の象徴を、感染症の象徴を作り上げ、それが統治者の側 に援用されて、その予防のための措置がとられることになる。この背後には健康が至上価 値になった世界と、見知らぬ感染症への恐怖、その領域に介入するポリスと医師たちの共 犯関係が見えるのである。

¹ Cf. Arnold Zuckermann, «Scurvy and the Ventilation of Ships in the Royal Navy: Samuel Sutton's Contribution», Eighteenth-Century Studies, 10(2), 1976-1977, pp.222-223.

² Richard Mead, *The Historical Works of Dr. Richard Mead*, Edinburgh: A. Donaldson, 1765, vol.2, pp247-248.

³ ジョン・ハワード『十八世紀ヨーロッパ監獄事情』岩波書店、一九九四年、一七五頁。

⁴ 同書、二六頁。

⁵ 同上。

⁶ 同書、一九頁。

⁷ メルシエ『十八世紀パリ生活誌』岩波書店、下、一八七一八八頁。

⁸ Henri Louis Duhamel de Monceau, *Moyens de conserver la santé aux equipages des vaisseaux: avec la manière de purifier l'air des salles des hôpitaux; et une courte description de l'hôpital Saint Louis, à Paris*, Paris: H.L.Guerin & L.F. Delatour, 1759, pp.24-25.

⁹ *Ibid.*, p.39.

¹⁰ *Ibid.*, p.45.

¹¹ *Ibid.*, p.63.

- ¹² *Ibid.*, p.65.
- ¹³ James Lind, An essay on the most effectual means of preserving the health of seamen, London: D.Wilson, 1762, p.43.
- ¹⁴ Genneté, Claude Léopold *Purification de l'air croupissaant dans les hopitaux, les prisons, et les vaisseaux de mer,* Nancy: J.B. Hyacinthe Leclerc, 1767. ただし、空気の重要性は、フロギストンの重要性に取って代わっている。
- ¹⁵ Stephen Hales, *La statique des végétaux, et l'analyse de l'air*, Paris:Debure l'aîné, 1735, pp.220-221.
- ¹⁶ Arbuthnot, *Essai des effets de l'air sur le corps humain*, Paris: Jacques Barois, 1742, pp.241-242.
- ¹⁷ *Ibid.*, pp.21-22.
- ¹⁸ *Ibid.*, p.24.
- ¹⁹ Browne Langrish, *The modern theory of practice of physic*, London: A.Bettesworth and C.Hitch, 1738, p.354.
- ²⁰ *Ibid.*, p.355.
- ²¹ François Boissier de Sauvage de Lacroix, *Dissertation ou l'on recherche comment l'air suivant ses differentes qualitès, agit sur le corps humain*, Bordeaux: Veuve de Pierre Brun, 1754, p.56.
- ²² *Ibid.*, pp.56-57.
- ²³ *Ibid.*, p.55.
- ²⁴ Stephen Hales, *Description du Ventilateur*, Paris: Charles-Nicolas Poirion, 1744, p.56.
- ²⁵ *Ibid.*, p.61.
- ²⁶ *Ibid*.
- ²⁷ Zuckermann, op. cit., p.234.
- ²⁸ Pringle, John, «An account of several persons seized with the Goal-Fever, Working in Newgate», *Philisophical Transactions*, 48, 1753-54, p.42.
- ²⁹ *Ibid.*, p.44.
- ³⁰ Cf. Jacques Guillerme, «Le malsain et l'économie de la nature », *XVIIIe siècle*, 9, 1977, pp.61-72.
- ³¹ William, Alexander, *An experimental enquiry concerning the causes which have generally been said to produce putrid diseases*, London: T. Becket, 1771, p.33.
- ³² *Ibid.*, p.35.
- ³³ *Ibid.*, p.39.
- ³⁴ *Ibid*.
- ³⁵ Joseph Priestley, *Experiments and observations on different kinds of air*, London: J.Johnson, 1775, p.77.
- ³⁶ Guillerme, op. cit., pp.68-69.
- ³⁷ *Ibid.*, pp.70-71.
- ³⁸ Jacques Tenon, *Mémoire sur les hôpitaux de Paris*, Paris: Ph-D. Pierres, 1788, p.181.
- ³⁹ *Ibid.*, 187.
- ⁴⁰ *Ibid.*, p.205.
- 41 Ibid., p.194.
- 42 *Ibid.*, p.v.
- 43 メルシエ、上掲書、下、一八七頁。
- ⁴⁴ Tenon, op. cit., p.200.
- Antoine Lavoisier, et al., «Rapport fait à l'Académie Royale des Sciences, sur le prison, le 17 mars 1780», Mémoires de l'Académie Royale des Sciences, 1780, p.410.
 Ibid., p.424.
- ⁴⁷ *Ibid*.

第三章: 牛ペストと風土

一七二〇年のマルセイユペストを最後に、ヨーロッパからペストの大災害は消え去る。確かに人間に伝染するペストに関して言えばそうである。しかし、一八世紀を通じて、ヨーロッパはもう一つのペスト、すなわち牛ペスト (peste bovine)の脅威に脅かされていた。一七一四年から一五年、一七四五年および一七四六年、そして一七六九年から七六年、一七九五年から一八〇二年と四度に渡って大きな流行があったことが分かる¹。この四度に渡る牛ペストはヨーロッパ全土に広がり、各国で大きな被害をもたらしていた。例えばフランスでは、一七七四年から七六年まで、プロヴァンスで死亡した家畜は、およそ一五万頭にのぼり、ガスコーニュとラングドックの約五分の一が全滅している²。

牛ペストは農村で広がる感染症であり、都市とは離れたところにあるため、都市の感染問題ではないと考えるのは誤りである。都市に牛ペストが直接蔓延する危険は少ない。そうではあるが、ポリスが規制しようとしていたペスト危機が起きる可能性は依然として残っているのである。一方には、食物の不足によって病が引き起こされる可能性があり、他方には食糧危機によって暴動が伝染し、法が停止する可能性がある。革命とパンという神話的な融合が示すように、食料の危機はすなわち治安の悪化を意味していた。

ポリスにとって食料問題は最優先事項の一つであり、ドラマールは『ポリス要項』の二巻および三巻にわたって詳細に論じている。ドラマールは次のように記している。「肉屋の販売する肉は、パンに次いで最も日常的な栄養であり、それゆえ、たいていの場合ますます健康に寄与するものである」³。当時の人々にとって肉はパンに次ぐ栄養源であった。しかし牛の重要性はそれだけではない。「動物から引き出しうる利益は、食物、衣類、動産であり、われわれの財の増加であり、われわれのためになす使役であり、商売であり、飼育の快楽である」⁴。すなわち、牛ペストは肉不足とともに、小麦の収穫に使役できなくなることで、パン不足も引き起こすことになる。さらに毛皮などの不足により加工業に損害を与え、失業者増加、貧民の増加を引き起こす恐れもある。ドラマールは次のように述べている。

極度の空腹は都市を荒廃させ、栄養失調によって市民の死を招き、同時に、一種 の恐怖が最大の反乱を誘発し、最も危険な暴動を誘発する。……人々が満腹であ れば、これ以上ないほど陽気で、平穏である⁵。

それゆえ牛ペストは間接的にではあれ、都市統治にとって重要な問題だった。牛ペストを 防ぐことは食糧危機を防ぎ暴動を防ぐことになる。 牛ペストはフランス全土に広った。それゆえ伝統的なペスト対策を施すのは難しくなる。動物に規律的な命令を下すことができなければ、フランス全土に広がった疫病に対して封鎖をすることもできない。そこでポリスがとった処置は、最初の二度の流行と、三度目の流行で大きく異っている。その変化のなかで、ポリスは医学から衛生へと接近していくことになる。つまり、牛を治療するという視点から、牛を集合のなかに位置づけ、その損益を計算するようになるのである。一見、牛ペストという些細に見える問題は、実際には一人世紀のペスト的世界から一九世紀の衛生的世界への移行を表明している。ポリスに起きたこの思考方法の変化について理解するために、まず一度目、二度目の流行について見ていくことにする。

一七一一年初めハンガリーで発生した獣疫は、次第に西側へと伝染していった。ハンガリーから、イタリア、ドイツへとうつりながら、三年をかけてフランスとイギリスに到達する。当時獣医という職業はなく、牛の病を分析することになったのは医師たちであった。だが歴史上類を見ない獣疫の伝播を考察するために、参照しうる書物はほとんどなかった。そこで、イタリアの医師たちは、獣疫と人間に罹患する伝染病との接点を見つけ、人間のように治療することをまず考えたのだった。ラマッシーニは天然痘と名付け、ランシーニはペストと名付けた⁶。この牛のペストに対して、多くの医師たちが、治療法を考察し、さまざまな方法が試されたが、効果はあがらなかった。そこでイタリアの医師たちは治療を断念することにし、われわれが知るところの屠殺処分によって、牛ペスト問題を解決することにした。ランシーニは次のように述べている。「しばしば失敗に終わる治療法を見つける時間と名誉のために、病気が広がることを許すよりも、病気の動物やその疑いのある動物はすべて殺してしまった方が良い」で、

一七一四年、牛ペストはフランスに到達する。イタリア北部にあるピエモンテからフランス南部に侵入し、シャンパーニュ地方に牛ペストが広がった。被害はピエモンテと隣接するプロヴァンスの北部全域に広がり、夏にかけて大きな流行になった⁸。国王顧問会議は財務長官ニコラ・デマレの判断を基礎として、次のような判例を公布した。

王は次の知らせを受けた。王国内で、家畜が病に冒された場所では、多くの所有者が、皮を剥いだ後で、平原や道に死んだ家畜を遺棄している。陛下は来るべき悪を予防することを望んでいる。・・・・・したがって次のことを命じる。牛や・・・・・・他の家畜の所有者は、その家畜が死亡したならば・・・・・、皮を剥ぐことなく、三ピエの深さまで、即座に大地の下に埋めなければならない9。

屠殺処分という強力な力で介入したイタリアとは違い、フランスが出したのは、所有者に対する埋葬の義務であった。違反した場合には、一○○リーヴルの罰金、自白の場合には半額、再犯は二○○リーヴルとしている。

しかし、牛ペストの伝染は止まらない。五ヶ月後には新たな国王顧問会議判例が出されている。健康な家畜と病気の恐れのある家畜を分けるためのものである。この判例によれば10、家畜の病が伝染するのは、基本的に市場においてである。「この恐るべき伝達の連続を防ぐため、および家畜市の自由を保つために必要な用心策を採るため」11、感染の疑いのある地域の家畜を市場に連れてきたり、売買したりすることを禁じている。違反は一〇〇〇リーヴルの罰金である。

ところで、この獣疫はパリにも影響を及ぼしたようである。ホイジンガによれば、一七 一四年には、いくつかの国で、羊痘が流行しており、パリでも多くの羊が死亡した。また、 ハトや家禽類が、天然痘を羊や人間に感染させると考えられていたので、それらを殺傷処 分する命令が出されたという¹²。

今述べた二つの判例は、埋葬の義務に売買の禁止を組み合わせることによって、健康な家畜に病が伝染ることを予防しようとするものである。しかしこれらの予防策と同時に、損失を抑えるため、病にかかった家畜の治療法を発見しようとしていた。そのために、政府はパリ大学医学教授のエルマンと外科医ドルアンを汚染地域に派遣している。しかし医師を派遣したのは政府だけではなかった。汚染地域に近いプロヴァンスの行政監督官たちも、医師たちを派遣していたのである。その結果様々な医学書が出版されることになり、パリ医学大学はわざわざ「これらの恥ずべき文書」¹³を非難する文章を出さなければならなくなった。

おそらく公衆は、誤った類似性にそそのかされて・・・・・、いくつかの軽薄な実験に納得しているかもしれない。しかしこれらの実験は、過去に、別の場所で、おそらくは、別の動物たちに対して行われたものであり、状況は異なるのである。にも関わらず、その規則は、今日われわれの地方を荒廃させている感染病の治癒に用いることができると言っている。このことから、パリ医学大学は、公衆に警告しなければならないと考える。感染は、動物ではなく人間の場合を考えても、すべてが同じではないのであり、したがって人間の感染病の治癒のための方法は、それぞれ異なっている。動物の感染についても、同じ考慮が必要である14。

この文章は一○月に公表されたものである。この間に、いくつもの「間違った、危険で多

数の命を奪いかねない覚書」¹⁵が公表されていたことになる。これに対して、大学が派遣したエルマンやドルアンの覚書は、「正確で、合理的であり、心配することなく行動の規則となりうる」¹⁶ものであるとしているが、彼らの治療法というのも、くしゃみを催す粉や硫黄の臭いを嗅がせること、または瀉血や下剤を行うことだった¹⁷。

イギリスは、最も遅く、七四年の七月に獣疫に襲われた。イギリス政府はランシーニの助言に従って、獣疫に罹った家畜をすべて犠牲にすることを決定した。約六○○○頭を殺傷処分したところ、流行は三ヶ月かからないうちに止んだ。一方、オランダは「むだに治療法を探した」¹8結果、流行が止むのに三年の期間が必要になってしまった。ジャン・ジャック・ポレが十八世紀後半に語るところによれば、イギリスがこのような「最も速やかで確かな」¹9処置が出来たのは、「病の種が、汚染された国から運ばれた」²0と分析できるほど医学が発展していたこと、そして他のヨーロッパの国々が治療を試みてことごとく失敗したという事実を知っていたからである。

二度目の流行は、一七四〇年から五〇年に至るまで一〇年に渡って続く激しい流行だった。特に四五年から四六年にかけては、フランスのみならず、オランダ、ドイツ、ポーランド、イギリス、デンマークなどで大流行となった。

一七四五年三月一四日、国王顧問会議が公布した判例は、牛肉の流通に関するもので²¹、次のように記している。「陛下は、王国のいくつかのプロヴァンスにおいて、家畜の大量死が起きているとの知らせを受け、また牛が著しく減少しているとの知らせを受けた。飢饉を未然に防ぐためにも、全般的な防衛策を講じる必要がある」²²。十日後に出されたパリ高等法院の判決では、具体的な予防策を定めている。それによれば、「病気が伝播するのは、健康な家畜と、病気の家畜の隔離がなされていないことと、病に襲われた家畜を市場で売買する安直さに理由があるように思われる」²³。やはり命令は家畜の所有者たちへの管理責任であり、皮を剥がずに埋葬すること、市場で売買をしないことであった。だが「安直さ」という言葉が示すように、罰金でも効果が薄いと感じ、ポリス代官による視察の規則を加えている。第一条によれば、それぞれの都市で、ポリスの権限を持つ者は、獣疫に詳しい者を週に二回見回らせ、感染した牛がいないかどうかを調べなくてはならない。また所有者が病気に罹ってすぐに知らせない場合には、一○○リーヴルの罰金となっている。

翌一七四六年、感染が拡大すると、七月一九日、国王顧問会議は再び予防策についての 判例を公布しなければならなくなった。この判例²⁴によれば、病が拡大した要因は、二つあ る。一つは、感染が疑わしい状態にあるが、まだ発病していない牛が自宅で死亡するのを 恐れて、所有者が市場で安く売ってしまうことにある。もう一つは、貪欲さにかられた商 売人が、所有者の不安を煽って、安く買った牛を、市場で売りさばくことにある。「この病 の進行を止める最上の方法は、病に冒された家畜と、冒されていない家畜との伝達を妨げ ることである」²⁵。判例の第一条によれば、すべての家畜所有者は、それぞれの街のポリス代官に、病気かその疑惑のある家畜について申請しなければならず、ポリス代官は、その牛に「M」[=malade 病気] の焼き印を押す。これらの印のついた家畜は、健康な家畜との伝達ができない場所に閉じ込めることとなっている。

ところで、この判例が言うように、獣疫における問題の一つは、家畜という財産を目の前で失うことである。判例が非難しているのは、商売人の貪欲さであったが、国家の方でもやはり財産や食料を失わずに済む方法、すなわち治療法を探し求めていた。すなわち、一七四五年の流行においても、フランスは屠殺処分を行わずに、医師たちは治療法の実験に励んでいたのである。モンペリエ医学大学は、一七一四年の流行時に試された、瀉血とくしゃみを催す粉末に効果があると報告した²⁶。ルーアンの高等法院は、特効薬として、塩、コショウ、ニンニク、蜂蜜を混ぜたものに効果があると、判例で公式に認めた²⁷。医師たちは、酢や亜麻仁油に効果があったと証言している。

三度目の流行時に出版されたポレの『獣疫に関する歴史的、物理的研究』によれば、この時点での獣疫の原因には、大きく分けて二つの考えがあった。一つは、「腐食性の性質をもつ病毒(virus)」が体内の体液を変質させるという考えであり、もう一つは、血液が停滞するために引き起こされるというブールハーヴェ流の考えであった²⁸。ポレによれば、もし病毒によって引き起こされると考えるとしても、問題になるのは、病毒が皮に存在するかどうかということである。というのも、死体の皮の部分には病の兆候が見られないからであり、もし病毒が体内に閉じ込められているならば、皮の売買が可能になるということである。しかし、もし皮に病毒があるとすれば、その売買は世界中に病毒を広めることになってしまう。

ポレは家畜の皮にも病毒があることを証明するために、一七四五年の流行時に、クレル モン・フェランで起きたある事件について報告している。

クレルモン・フェランで、ある男の貪欲さが、驚くべき仕方で罰された。厳しい禁止にも関わらず、利を得ようとして、その男は、街から何里か離れた場所で、真夜中に病に罹った牛を掘り起こした。それは牛皮を得るためだった。実際、彼は皮を剥がした。(それは夏だった)。しかし、疲れのためか、病毒の作用に暑さが加わったためか、クレルモンに来たときには、彼の腕は壊疽を起こし、悪臭を放っていた。人々は驚き、この男が街にペストを運んできたのではないかと恐れ、行政官に訴えた。行政官は彼に接見し、病院に入院させた。壊疽が進行したので、彼の腕を切り落とさねばならず、この手術の結果、彼は死亡した29。

一方、クールティヴロン侯爵は、一七四五年の王立科学アカデミーに、牛の原皮が感染源ではないという趣旨の論文を発表した³⁰。クールティヴロン侯爵は、大流行の前から獣疫の観察を行ってきた。その結果彼が出した結論は、健康な家畜と病気の家畜との接触を避けるだけで予防策は充分であり、原皮の移送までも王令で禁止する必要がないということであった。確かに用心策を定めた王令は賢明なものだが、商人の欲や不幸な所有者たちのことを考えると、王令の維持は困難である。原皮に感染の危険がなければ、皮を剥がずに埋葬する必要もなくなるのである。

そこでクールティヴロン侯爵は実験を行うことにした。自身が住んでいた場所から少し離れた場所に実験用の土地を買い、二頭の雌牛を運び込んだ。そこへ獣疫で死亡した牛から剥ぎ取った原皮を持ち込み、二頭の牛舎に置いて観察した。検疫期間の四〇日間が過ぎても、六週間が過ぎても、二頭に獣疫が感染することはなかった。しかし、これだけでは、確実であるとはいえない。おそらく原皮が感染源ではないとしても、「個別の事柄を一般化して結論することは正当ではない」³¹。つまりたまたま感染しなかったという可能性もまた否定できないということである。その証拠として、外部との接触を断ったプロヴァンスの小郡のいくつかは、獣疫を逃れることができたことを報告している。したがって、結論としては、原皮の感染の可能性は分からないので、家畜の隔離が必要である³²。

この時点で確かなのは、接触を断つことであり、一七四六年の判例も徹底した隔離を命じていることは先ほど見たところである。一方、原皮が感染源かどうかという不確実な問題については、三度目の流行時に至るまで用心策を守り続けた。一七七五年の判例では、皮を剥がずに埋葬することを義務付けるだけではなく、「使用できないように、皮に切り傷を作るように」33命令している。

一七四六年の判例によって、獣疫の感染は次第に減少していく。しかし、一七五○年代から六○年代にかけて、大流行ではなくとも、獣疫は相変わらずフランスのあちこちで発生していた。こうした状況から獣疫の研究の必要性が高まると、一七六一年には、最初の獣医学校がリヨンに作られた。設立を定めた国王顧問会議の判例によれば³⁴、獣医学校の目的は、家畜の病気を治癒する原理と方法を公式に教えるためであった。リヨン校に多くの学生が集まると、四年後には、二つ目の獣医学校が、パリ近郊のメゾン・アルフォールに作られた。この二つの獣医学校を開設したのは、クロード・ブルジュラである。ブルジェラは『百科全書』にも精力的に寄稿しているが、ブルジェラが執筆した項目を見ると、彼が獣医学をどのように捉えていたのかがはっきりと見えてくる。例えば「熱病」の項目を見ると、熱病の定義は「人間と動物に共通の病気」³5となっている。そして「自然の進行、法則、作用は、人間と動物の身体においてほとんど同じである」³6。

このブルジェラの定義は、牛ペストになされた統治法と伝統的なペスト対策の関係にも

当てはまるように思われる。すなわち、牛ペストと人ペストのアナロジーがあり、埋葬義務、隔離、監視という予防法に、医学的に治療しうるという観点がある。そして、混乱を利用しようとする者たち、病気の疑いがある牛を売買する者たちや、原皮を掘り起こして売買しようとする者たちと批判的な関係が結ばれ、ペストにかかった家族を隠す者たちを処罰していたように、牛を秘匿する所有者が処罰される。しかし、三度目の大流行ではじめて行われた屠殺処分はまったく違う観点を導入することになる。それは、数学的な比較において、有用な選択をするという功利主義的選択である。

一七六九年春から一七七○年夏にかけて、プロヴァンスの各地にじわじわと獣疫が広まった。隣国オランダでは大流行になっており、フランスへの伝播が危惧されたので、アルフォール獣医学校は、病気の調査を行い、壊疽を引き起こす喉の炎症の一種であるとしたが³7、それを引き起こす原因について仮説をたてることを差し控えた。「伝染病がいつも湿度と雨の多い大気の温度に依存するにせよ、大地の上で淀んだ大量の水の滞留によるにせよ、呼吸の妨害に依存するにせよ、未知の毒に固有の働きに依存するにせよ、そうでないにせよ、われわれには結果を検討することだけで十分である。というのもそれだけが、われわれが病を把握し抑止しうる方法だからである」³8。ポレはこの獣医学校の態度に賛同している。「誤った原因を採用するよりは、病の真の原因を無視したほうが良い」³9。ここでは、仮説的な人体のイメージからその治療法を探すという古い医学が非難され、近代的な臨床医学、すなわち実験と観察による効果の測定という新しい医学観が提示されている。

一七七一年から一七七三年にかけて、オランダと国境を接するフランス北部フランドル地方に獣疫が広まっていく。サン=カンタンの街で、刑事代官をしていたマルグランは、「この病気は感染症であり、接触によってのみ広がるものであると推定した」⁴⁰ので、感染を防ぐために政令を公布した。サン=カンタン付近で唯一獣疫にかかっていない、ダロンの街を守るための政令であった。それは、街に外部から家畜を入れないこと、牛を牛小屋に閉じ込めておくことなどであった。この政令が守られているかどうか、監視人による訪問が毎日続けられた。これは農民たちを強く拘束したが、周りの街の牛が死んでいく様子を見て、住人たちはこの政令の重要性を思い知った。アルジクールでも同様の政令が出され、感染は起きなかった⁴¹。

しかし、このように厳格な政令によって家畜が守られる例は稀であった。一七七四年再び獣疫が大流行となり、フランドルだけではなく、南部のバイヨンヌにまで広がっていた。後に語られたところによれば、バイヨンヌの港へ運ばれた原皮が原因であるとのことだった⁴²。ベルタンから財務総監を引き継いだテュルゴーは、その年の終わりに予防策を定めた

判例を下す。その一七七四年一二月一八日の国王顧問会議の判例には、こう書かれている。

国王は、感染病の進行状態についての報告を受けた。八ヶ月以上前から、有角獣に見られる感染病は、バイヨンヌ、オーシュおよびボルドーの全域に広がっており、モントボーおよびモンペリエにも広がりつつあるとのことである。前述のプロヴァンスの指揮官や地方長官によれば、病気は家畜同士の接触によってますます広まっているとのことだった。……。地方の医師たちや、獣医学校の生徒によって、進行を止めるために試された治療法は……、現在にいたるまでほとんど効果を示していなく、この感染に冒された動物たちを治癒する望みは薄い……。そこで、この災禍を止めるために最も効果的な方法に、すぐにでも訴えることが必要である。災禍は、次から次へと拡がり続けており、すぐにでも他の地域に伝染っていくであろう。……家畜の最大部分を失わないためには、この病の最初の兆候を見せている、病気の動物という少数を犠牲にするしかない43。

こうしてフランスにおいて初めて屠殺処分が採用される。しかし、全頭処分ではなかったのであり、第三条を見ると「最初の十頭の限度まで、病気の家畜を屠殺し、皮とともに地中に埋めること」と屠殺処分の数に制限を設けている。そして、その処分と引き替えに家畜の価値の三分の一を補償するとしている。テュルゴーは全面的な屠殺処分を決めかねていた。

ところで、テュルゴーは、この判例の一ヶ月前に、各地の調査を科学アカデミーに打診することを考え、コンドルセ宛に手紙を送っている。「現在までこの病は、進行を止めるために用いられたすべての方法に抵抗して」⁴⁴おり、この災禍を止めるための方法を調査するため、アカデミーのメンバーを集めてほしいというものだった。つまりアカデミーに依頼したのは、あくまでも効果的な治療法の発見であった。科学アカデミーにおいて、疫病調査委員会が組織され⁴⁵、議長にはヴィック・ダジールが選任された。判例が公布される前、十二月二日、ヴィック・ダジールはパリからボルドーへと向かった。ヴィック・ダジールが見て回ったのは、ボルドーからスペイン国境近くのピレネーに至るまでの被害の大きいフランス南西部であった。

ボルドーでは二頭が亜麻仁油で完治していた。ランベイエでは瀉血とワインで二頭が、 パロンピュイルでは壊疽に用いる薬で数頭が快復した。アジャン、モントーバンでは串線 法で数頭が快復したが、ラングドックでは同じ手術で多くが死亡した。コンドンでは、瀉 血が効果的だった。すなわち、それぞれの地域が異なった治療法を用いながらも、それな りの成功を収めていた⁴⁶。 しかし翌年一月三〇日、国王顧問会議が公布した判例は、「この病に冒されたと認められた動物はすべて、即座に屠殺し埋葬すること」⁴⁷を命令している。すなわち一ヶ月の間に最初の十頭ではなく、すべての病気の家畜を屠殺処分にするという変更があったのである。その理由は他の地域に広がることに対する恐怖である。「われわれは常に恐れている。病が隣接する地域に拡がり、そして次から次へと、最後には王国すべてを汚染することを」⁴⁸。そして次のように続いている。

われわれがその病の温床を残しておく限り、この災禍は、止むことなく、健康な集団を脅かし続けるのである。感染は永遠に続くだろう。また、攻撃を受けている地域に住む動物すべてを抹殺したところで、感染が止むわけでもない。というのも、汚染された畜舎や飼料棚は病気を再び産み出すからである・・・。・・・・・。これらを考慮して、陛下は、ただちにこの病を全面的に破壊し、現在までこの病が侵入したすべての地域で、すべての病の源(germe)を根絶することに取りかからなければならないと考えられたのである49。

すなわちこのボルドー周辺の地域が永遠に感染症の温床となるならば、王国全体が病に冒されるのではないかという恐怖もまた永遠に続いていくのである。それを避けるためには、病を根絶しなければならず、それには病の家畜を一律に屠殺処分し、畜舎やそれに使った道具も処分しなければならないのである。一月三〇日の王令が屠殺処分を命じたのは先ほど見たとおりだが、同じく道具の破棄も命令している。「肥料、飼料棚その他前述の動物に使用した物で、感染をもたらす恐れのある物」 50 を維持したり、売買した場合には、五〇〇リーヴルの罰金を課している。

判例の覚書にはこう書かれている。「最も軽い不注意でも、すべての方策を台無しにするのに十分である」⁵¹。世の中には、いかさま師がおり、完治の見込みがあると吹き込むので、死亡するまで家畜をそのままにしている農民もいれば、健康も病気も混同していっしょくたに家畜を畜舎に閉じ込めているものもいる。したがって、根絶するためには、すべてを破壊してしまわねばならないという結論に至るのだ。

しかし、先ほどヴィック・ダジールが観察したように、瀉血や串線法、食事や薬によって実際に完治した家畜も存在する。そのようなことを経験している所有者たちにとって、この判例には納得しがたいものがあっただろう。だが、判例の覚書はこのように言って、処分を正当化している。

たいへん不幸なことだが、観察によれば、この病に打ち勝つことのできる治療法

は一つも知られていないと認めている。・・・・・・。最大の配慮によって、最も適切な治療法を用いても、二〇頭に一頭も救えないであろうし、おそらくは五〇頭に一頭も無理であろう。所有者たちは、屠殺した家畜が犠牲になった補償として、価値の三分の一を受け取るのであるから、例えば、もし三頭に一頭救うことができるという合理的な期待があるとき、ちょうど同額を受け取ることになる。しかし、このような期待はほとんどないのだから、周知のように、三分の一を支払うことは、王が配下に対して為す純粋な慈善の行為なのである52。

この判例の施行は、各プロヴァンスの統治者やポリス代官たちに任され、要請があれば軍 の指揮官たちが援助することになっていた。汚染地域の区割りがなされ、網羅的に処分が 進められていった。

だがボルドー付近の地域、すなわちアキテーヌやギュイエンヌと呼ばれた南西部から近隣に感染が広がっていた。九月から十一月にかけて⁵³、ヴィック・ダジールは再び調査旅行に出発する。前回視察した地域を含め、今回はタルブやトゥールーズも視察している。ボルドーに近いタルブでは、感染と症状の激しさが見られた。やや遠いトゥールーズでは、感染は軽かったが、付近の村では激しい場所もあった。これらの場所でも同じく、瀉血や食事療法などが行われており、効果を示すものもあった。

こうした状況を受けて、十一月一日、国王顧問会議は、新たな判例を公布する⁵⁴。その内容は、指揮系統を明確にするものであった。ところで、この十一月の判例の覚書は、一月の判例が施行された状況について詳しく書かれている。それによると、判例の施行が上手くなされた地域、例えば、ボルドー、メドック、アントル・ドゥー・メール、ナヴァールなどは、感染を食い止めることが出来た。こうした成功は、予防策の信頼性を高めていった。しかし、感染が消滅しなかった理由について、このように書かれている。

一方で、所有者たちの盲目的な確信が存在していた。多数の治療法が成功したことを過度に評価し、所有者たちの中に、病に冒された動物すべてを犠牲にする命令に対して、大いなる抵抗が生まれていた。同時に、王が採用した計画を実行するにあたって、それを任された者たちの間にも、誤った憐憫の念から、無気力さや怠惰の精神が生まれ、それが法を逃れるための方策に対して、目をつぶらせていた55。

所有者たちの中には、屠殺をしていないもかかわらず、病気の牛を隠して、三分の一の代金を受け取る者までいた。「大部分の住人は、感染であると信じることを拒否し、健康な家

畜と病気の家畜を分離しようとは思わなかった」⁵⁶。兵士たちも大量の家畜を屠殺することに戸惑いがあった。

ところで、十一月判例の覚書は、これから来る冬において、屠殺処分をすることの困難さを指摘している。もし病気を根絶しようと行動すると、軍隊は疲れてしまい、破壊的な結末となってしまう。そこで、「冬のあいだは、病がこれ以上超えることのない境界線において、抑止することに集中した方が良い」57。その境界線は、「確実に、獣疫の進行に対抗しうる唯一の障壁であるガロンヌ川」58に定められた。次第に感染が止んでいき59、四月には、プロヴァンスの多くの地域で疫病が消滅した。一七七四年から七六年まで、この地域で死亡した家畜は、およそ一五万頭にのぼった60。ガスコーニュとラングドックの約五分の一が全滅した61。国王顧問会議は、プロヴァンスにおける屠殺処分の有効性を見て、六月二七日、同じく獣疫の流行していた北部フランドルとアルトワにも同様の命令をくだした62。こうして獣疫の流行は終わりを迎えた。

七〇年代の流行は、隔離や治療ではなく、屠殺処分という新たな方法を導入した。確かに、そうした変化へと導いたのは、牛ペストの温床が残り続けることによって、牛ペスト蔓延化し続けるという恐怖である。しかし、それを支えたのは、可能な二つの未来を数字によって対比するという新しい観念である。すなわち、治療し続けることによって生じる損害と、屠殺処分によって生じる損害の比較によって、屠殺処分の正当性が示されているのである。こうした正当化理由は、ペストの隔離的モデルには見られなかった考えである。というのもペストは病に打ち勝つことと都市が消滅することの二項対立において、つまり勝利か死かという二項対立において示されていたからである。

こうした数字的な対比によって、より良い条件を選択するという態度は、ヴィック・ダジールが代表する医学アカデミーの伝染病研究にも見られるものである。獣疫の大流行の終焉が見え始めた一七七六年四月二九日、ギュイエンヌ地方代官クリュニーの提言を受けたテュルゴーは、伝染病および獣疫の研究を専門とする委員会の設立を決定した。その設立の趣旨をテュルゴーはこう述べている。

長きに渡る経験が証明しているのは、伝染病が、その初期において、つねに致命的で破壊的であるということである。というのも病の性質が知られていないために、医師たちはそれに見合う治療法の選択において不確実な状況におかれるからである。真の、そして最も確かな医学の研究は、観察と実験の中にある。そして医師たちにとって真の規範は、すべての事実の選集のうちにある・・・・63。

こう語ってから、伝染病研究の指針をこのように述べている。

すでに知られている伝染病の歴史を研究すること。地方や海外の優れた医師たちとの通信を準備すること。彼らの観察を収集、比較し、一つの所に集めること。 最後に、毎回命令を受けたときには、伝染病が医学の援助を必要としている王国 のすべての場所に赴くこと。それらを実践する者たちにとって、特に本質的な目 的は、人間本性にとって有益になる手段のうち、ひとつでもなおざりにしないと いうところにある⁶⁴。

このような指針に基づいて、一七七六年四月二十九日の王令⁶⁵によって、ヴィック・ダジールを中心とする専門委員会が設立される。同王令は、パリに比較解剖学の講義を開くことを決定しているが、この講義も解剖学を専門とするヴィック・ダジールに委ねている。二年後、一七七八年八月二九日、専門委員会を王立医学アカデミーとして設立する旨の開封証書が出され、九月一日高等法院によって承認された⁶⁶。アカデミーは、リュトー、ラソンヌ、ヴィック・ダジールの三人を中心として、パリに三〇人の委員と、各地方都市に二人ずつの通信員を置くもので、通信員は、毎年二回の報告が義務付けられていた。さらに海外にも六〇人の通信員が置かれ、中には、プリングル、プリーストリー、リンド、フランクリン、カレン、ウィトリンガムなの名前が見られる⁶⁷。彼らから提出された、観察録や論文などは、医学アカデミー年報として、毎年一回出版されている。これはアカデミーが解体される一七八九年まで続いた。

テュルゴーが先ほど述べていたように、医学アカデミーの主要な任務は、伝染病について観察し、記録を集めることで、伝染病学の基礎をつくることであった。メンバーの中には、ロシュフーコーや、ジャン・ノエル・アレ、マホンを始めとして、一九世紀における公衆衛生学の誕生に関わる人物が多く含まれている。

では、ヴィック・ダジールはどのような方法で、伝染病を観察したのであろうか。王立 医学アカデミーの調査については数多くの研究がなされているので、ここでは簡単に見て いくことにとどめよう⁶⁸。王立医学アカデミーの伝染病研究の方向性ははっきりとしている。

気象学的観察に加えて、フランスの医学トポグラフィー〔=地形学〕および風土 病についてなされた観察は、大衆病の性質と治療を決定するのに、たいへん有効 である⁶⁹。 気象学と地形学、すなわち風土が病にどのような影響を与えるのか、ということを観察すること。それこそが伝染病の性質を解明するものであると考えられている。実際、医学アカデミー年報の多くのページは、気象学と地形学に当てられているのである。「季節がすべての病気に与える影響、特に伝染病に与える影響」⁷⁰を調べるため、ヴィック・ダジールは、パリおよび地方の調査員に要求するのは温度計、気圧計、雨量計を使った観察方法であった。ヴィック・ダジールが測定を厳しく要求していたことを、歴史学者メイヤーは、このように要約している。

気圧計と温度計は、支板を軽く叩いた後で、器具と「観察者の眼を極端に離して」 読まなければならない。外温度計を置く時には、「北に向かって、可能ならば、孤 立させて」、すべての壁から離すこと。温度、気圧、風の向き、天気の状態は、一 日に三回計測すること。すなわち、日の入り、一四時と一五時のあいだ、二一時 から二二時のあいだである。一覧表の写しは三ヶ月毎にヴィック・ダジールに送 られた7。

これらの情報はヴィック・ダジールによってまとめられ、図表の形で医学アカデミー年報 に掲載されている。パリはもとより、調査員の駐留しているフランス各地およびヨーロッパの都市における温度、気温、風の向き、雨が降った日数と雨量が一目でわかるようになっている。こうした気象学的観察に加えて、地形学的観察が行われている。すなわち、土の状態、水の状態、海抜高度、平地なのか山地なのか、その土地が持つ歴史、食べ物、植物、住人の気質、生息している昆虫などの報告が求められた。

医師たちの伝染病および獣疫の記述は、この気象学的および地形学的観察に添えられる形で記述されている。このヴィック・ダジールの背後にある考えについて、ミシェル・フーコーは端的にこう述べている。伝染病は「国家・都市・天候・人間の集団・宗教・生き方と一体」⁷²となっている実体のある病気の一種だった。すなわち、当時の医学理論のなかで、伝染病と関係するのは風土だったということである。

ここには、十八世紀初めに書かれたドラマールの書物のなかに読み取ることができた古典的な医学における伝染病の観念がある。すなわち、伝染病を引き起こすのは、空気と食べ物の腐敗であるという観念が継続している。伝染病と関係するのは、暑さや湿度、水、泥、食べ物であり、それらの均衡が崩れたときに、住人の集団が伝染病に罹るというわけである。しかしながら、先ほどから見てきた十八世紀のフランスを襲い続けてきた獣疫は、家畜同士の直接的な感染を認めてきた。ヴィック・ダジール自身が、そのことを告発してきたのではなかっただろうか?この伝染病の研究と感染という現象の関わりについて、わ

れわれはどのように考えたらよいのだろうか。

そのことを考えるための手掛かりとして、十八世紀後半に刊行され始める『体系百科全書』における「伝染病(épidemie)」と「感染症(contagion)」という二つの項目を比較してみよう。ディドロとダランベールが編纂した『百科全書』の最後の刊が出版されたのは、一七七二年のことである。その出版者の一人であったパンクックは、『百科全書』の不足を補うために、新たな百科全書の出版を構想する。一七八二年以降、刊行され始める『体系百科全書』、通称パンクック百科全書は、分野ごとに別冊に整理されたため、読みやすくなった反面、すべての巻を合わせると、二一〇冊という膨大な量になった。一七八七年から刊行される『体系百科全書』の医学編を監修しているのは、王立医学アカデミーであった。空気の腐敗と感染という視点は、この百科全書の中で、「伝染病」と「感染症」という二つの項目の中ではっきりと分かれている。

まずは伝染病から見てみよう。ラグレンヌが書いた「伝染病」の項には、こう書かれている。

伝染病は、人が通常考えるように、伝染ることはない。すなわち病に罹ったある者から、罹っていないある者へ伝染ることはない。病が伝達する理由を探すために、感染症に頼る必要はない。というのも、感染が原因で伝染病が起こることは稀であるし、むしろ、最初に病に罹った者に害を与えた原因と同様であると考えるのが自然である73。

驚くべきことに、伝染病が伝播する原因が感染であることは稀であると考えられている。というのも、ラグレンヌによれば、伝染病を引き起こす原因は、空気の中にあるからである。空気に含まれる「暑さ、寒さ、湿気、乾燥」や「性質が不明な瘴気」が、その空気に触れる人間に害を引き起こす⁷⁴。この空気の変化を引き起こすのは、特定の風、泥の蒸気、洪水によって大地が沼地になること、淀んだ水などである。すなわち悪性の風、泥、水などから放たれる悪臭の物質が空気に混じることで、伝染病が引き起こされる。したがって、伝染病の原因は空気であるから、人から人へ感染するものではない。伝染病を引き起こしうる空気の構成によって、ある場所に同じ症状をもった病人が多数現れるのである。同じ場所で多くの人間が同じ病に罹ったならば、その原因は空気に求めなければならない。

ラグレンヌは、この伝染病のメカニズムを解明するには、伝染病を引き起こす「すべての状況を、正確そして率直に描写し、良く観察」⁷⁵しなければならないと述べている。そして、その状況とは、「伝染病が支配する季節、空気の構成、および気圧計、温度計、湿度計の検査によって測定される季節や空気の多様さ」のことである。すなわち、王立医学アカ

デミーの調査そのものを指している。

ところで、ラグレンヌも述べているが、この季節や空気の構成を観察し描写する必要性 を主張したのは、医学アカデミーが最初というわけではない。その起源は一七世紀におけ るイギリスの医師、トマス・シデナムに遡ることができる。シデナムによれば、極度に多 様化した伝染病ついて考えるためには、「様々な空気の構成」⁷⁶について分析しなければな らない。シデナムは、変化に富んださまざまな伝染病が生じるのは、「地の最奥で行われて いる神秘的で不可能な変化」『『によるのだと考えた。この説明しがたい地球の作用によって、 数年にわたる構成が作られる。そして、その空気の構成が続く限り、「空気は有害な蒸気に よって汚染され、しかじかの病を引き起こ」し続けるのである。しかし、異なる構成がと って代わることによって、ある病を引き起こしていた構成が消滅し、伝染病も消滅する。 こうした観念からすれば、構成が同じならば同じ処置で治癒することができることになる。 例えば、シデナムが観察したロンドンと流行病の関係はこうである。一六六一年から六 四年までの構成は、熱病を流行らせた。六五年と六六年の構成はペストを流行らせ、六七 年から六九年の構成は天然痘を流行らせた。六九年から七二年までの構成は、コレラ、赤 痢、天然痘を流行らせた。シデナムが記すところによれば、一六六七年に流行した天然痘 の性質は、一六七○年に流行した天然痘の性質とは異なる。というのも六七年から六九年 までの構成と七○年から七二年までの構成が異なるからである。さらに言えばこれはロン ドンの構成から生じる流行病なので、他の場所で流行した天然痘は、また別の性質をもっ ている。シデナムはこう述べている。

もしかすると、より細心な調査によってわれわれは次のことを知ることができるかもしれない。すなわち、一種の連続的な急変によって伝染病が規則的に相次いで起きるのか、それとも、空気の隠れた配置や、年々の様々な構成に従って、伝染病が無関係に無秩序に起きるのかどうかということである。しかし、人間の一生は、そのような調査をするには全く足りないようである78。

シデナム以降、王立医学アカデミーに至るまで、十八世紀の医学の中で、伝染病の原因を探る試みは、このシデナムの夢を実現しようと努めてきたと言えるだろう。どのような空気の構成がどのような伝染病を流行らせるのか、空気を変質させる原因はいったいどこにあるのか。この地球が作り出す秘密を、温度計や気圧計といった器具を使って、突き止めるという夢である。例えば、マルアンは、一七四七年から一七五四年まで、パリ市における変化を一月ごとに詳細に記録し、王立科学アカデミーに報告している。マルアンが毎月記録しているのは、次のような項目である。風の向き、気圧、温度、雨の量、流行した

病、市立病院に入院した人数、パリ市の死亡者数、生まれた子供の数、結婚した人数。マルアンの意図は、これらの気候と伝染病の関連を見いだすことである。例えば、一七四七年一月の記述はこうである。

一五日から一六日の夜にかけて、風向きが変わり、南からの風になった。寒さは 止み、氷が解けはじめた。氷を調べると、温度計の表示は、一六を示した。 たいへんな寒さの前に流行していた病、すなわち風邪、カタル性の熱、漠然とし た痛みは、再び以前と同じくらいの勢いを取り戻した。それらの病に加えて、喉 の痛みも引き起こされた79。

他の例を挙げよう。イギリスの医師、ジョン・プリングルは、一七四二年から一七四八年まで、イギリス軍が駐留した先で引き起こされた病気を観察している。プリングルによれば、コレラは湿度の高い国々で起こりやすい。オランダでは壊血病が起きるが、その原因は「湿気を含んだ腐敗した空気」である。中でもシェラン島の空気が最も悪く、胆汁症(Gall-Sickness)と呼ばれる熱病を引き起こす。一七四四年フランドルに駐留したイギリス軍は、熱病と赤痢に襲われた。プリングルによれば、理由は明白で、直前の夏が暑すぎたので、気質が刺々しくなっていたところに、突然の雨が発汗を阻止したからである⁸⁰。フランス王立医学アカデミーの調査は、プリングルが参加していることからも分かるように、シデナムを出発点とする風土と伝染病の関連性を探求することを受け継ぐものであり、いわば古典的とも言える手法なのである。特筆すべきは、その全ヨーロッパに渡る規模であるう。

ここで、もう一度『体系百科全書』の記述に戻ろう。ここまで見てきたように、伝染病と関係するのは風土である。ラグレンヌが言うように、伝染病には「さまざまなものがあるが、それは過ぎ去った季節と現在到来している季節の違いよるのであり、また地方ごとの居住の性質の違いによるのである」⁸¹。獣疫の項目を見ても、同じように考えられている。「季節と食物が与える影響は、人間にとっても動物にとっても同じである」⁸²。

しかしこれらの観念のなかで、感染がすべて否定されているわけではない。「ある時は、 伝染病は穏やかであり、それが流行しているあいだに、動物経済に多大なる異常を引き起 こすことはない。しかし、ある時、伝染病は感染するものとなり、激しい症状を伴うので、 多くの人間の命を奪うことになる」⁸³。ラグレンヌ、あるいは王立医学アカデミーの考えを まとめればこのようになるだろう。伝染病を引き起こすのは、風土である。それは季節や 住人たちの生活様式との関係のなかで、さまざまな症状を引き起こす。それは多くの場合 穏やかな流行であるが、時として感染性のものが現れると、その土地から離れて、次々と 命を奪う危険なものになる。

しかしながら、細菌学のないこの時代で、伝染病が感染性であるかどうか見分けることが果たして可能なのだろうか?何をもって感染すると言えるのだろうか。一七七六年の獣疫の際、ヴィック・ダジールが試みた方法は次のようなものであった。

繊維を使って二つの綿球を作る。それらを病気にかかった動物の胆汁や、鼻汁、目やにへ浸す。健康な動物の皮膚の適当な場所に、二つの傷口を開き、これらの綿球を挿入する。もし病が六から八日後に現れ、同じ症状を伴っていれば、確実にその病は感染症であり、したがって大変な危険があると結論することができる84。

しかしポレはこれを批判している。「われわれは、ただ待つだけの八日間を考慮に見積もることも、健康な家畜の犠牲を見積もることも、まったくすべきではない」⁸⁵。つまり、もし感染性のものであれば、八日間じっと観察しているあいだに、爆発的に広まってしまう危険が潜んでいるのである。さらに、ヴィック・ダジールが用いた故意に感染させる方法は、動物はともかく、人間に適用することはできない。これに反して、ポレは、病の徴候によって、感染性であるかどうかを見分けることができると考えている。「しかし、その攻撃を未然に防ぐために、とりわけ重要なのは、病が完全に現れるまえに、その病について良く知ることである」⁸⁶。すなわち、ヴィック・ダジールたちが研究しているのは、感染症が蔓延することである」⁸⁶。すなわち、ヴィック・ダジールたちが研究しているのは、感染症が蔓延することの考察ではない。彼らの目的はあくまでも、感染症を含む伝染病が発症しないような風土的条件を調査し、それを都市や王国全体に援用しながら、予防をすることが目指されているのである。

一方、一七九二年に刊行された『体系百科全書』第五巻において、「感染症」および「共生」の項を執筆したのは、一九世紀における公衆衛生学を代表する一人になるマホンある。彼は感染症をこのように定義している。「人が感染病と名付けるものは、致命的な特性が伝染る病のことであり、その特性を帯びた個人から、健康な個人へと接触という方法で伝染る病のことである」⁸⁷。マホンが例に挙げている感染病は、ペスト、癩病、狂犬病、性病、結核などである。これらの感染病が伝達するのは、人から人へか、物や衣服から人への二つの経路である。そして「数多くの医師たちが、空気もまた感染の種を媒介すると主張している。しかし他の者たちは、こうした伝達方法は存在しないという考えを支持している」⁸⁸と述べ、マホンも空気感染は存在しない説を支持している。ところで、マホンは理論をより押し進めて、遺伝の可能性を考えている。

父から子供へと欠陥の構成が伝達することや、遺伝的病気が存在することは、医

師たちに空想であると見なされていることは、私も知っている。しかし、日々の 推論や経験が、・・・そうした意見に打ち勝つことはないのだろうか?89

父の面影は子に遺伝していることは明らかである。父と子の身体には何らかの同一性が存在するとするならば、病気もまた遺伝すると考えてもおかしくはない。その証拠に、結核は、念入りに予防したとしても、四世代、場合によっては六世代にわたって命を奪っているではないか。「父は妻へ性病という欠陥を伝染し、それは子供へ、孫へと伝染っていく」⁹⁰。

したがって、社会の頂点に立つ者すべてに対して、厳格な義務が課せられているのである。それは、感染あるいは遺伝の病に冒された市民が、結婚によってその病を伝達することを許してはならないという義務である⁹¹。

デンマークの王令は、癩病、癲癇その他の感染病を隠していた者と結婚した場合、その結婚は無効であるとしている。プロテスタント教会は、癲癇を理由に結婚の破棄を認めている。「病気への恐れ、死への恐れ・・・は、立法者たちを拘束あるいは強制し、彼らの法のうちいくつかを変更させた。それは、明白な危機に対して、健康や生命が脅かされるの状況に関する変更であった」⁹²。癲癇、結核、マラスムス、梅毒、癩病、頭部白癬、狂人、強度の鬱病者、夢遊病者。マホンはこれらの者たちが共生する者たちに病を感染させる危険を訴えている。

梅毒にかかったある男が結婚する。彼は妻へそれを伝染し、病毒は妻の身体で進行し、その妻は、間違いなく不幸であるが、受け取った病を夫へ返すことになる・・・。・・・・・。そのような残忍さを予防できる法律は、こう命令するものであろう。知りながらにして性病に冒されたある者が契約した結婚は、無効であると宣言され、その罪人の財産の相当部分は、不当にも騙された個人に帰属する93。

新しい観念である。というのも十八世紀を通じて、梅毒や性病がこのような形で問題にされることはなかったからである。確かに性病や梅毒について、十八世紀の医師たちは多くを語ってきた94し、感染することは認められてきた。しかし、感染すること自体が罰であると考えられることはあっても、感染させる者が有罪であると考えられることはなかった。マホンのこの発言にはどのような意図があったのだろうか。「共生」の項の最後には、このように書かれている。

確かなのは、今日かくも品位を落としている人間という種に、原始的な力と美しさを取り戻し、この国家を再興させる最も確かな方法がある。それは、生殖に関するすべてを規則づける、良い法を作り上げることである。・・・・・。人間の形体が規則的になれば、人間の寿命はより長くなる。というのも・・・、逃れる方法をしらない病に対して抵抗力が増すし、彼自身が一員である社会にとって必要不可欠な仕事に良く耐えることができるからである。こうして、より多くの人口と、各個人がより長い間健康を保てるかどうかは、法にかかっている。すべての考察は、その法を作り出すことを願い、請願するものである95。

国家による生殖のコントロールが目指されている。病が結婚生活において伝染し、子孫へと遺伝してしまうのならば、そうした結婚を規則づける法をつくらなければならないというわけである。ここには、十八世紀に生まれる「種の完成」という観念が潜んでいる。それは、予防接種という是非を通じた論争のなかで生まれ、ジョルジュ・カバニスを経て、二〇世紀の優生学まで続いていく、個人の身体への介入によって、共同体全体の健康をつくりだそうとする一つの欲望である。

ここまで見てきて分かるように、十八世紀の終わりには、伝染病と感染症という二つの考えがあったことになる。空気と食物の腐敗を中心とする伝染病は、医学アカデミーの調査にあったように、風土と関係していた。「風土病 endémie」、「伝染病 épidémie」、「獣疫épizootie」という語の類似性は、言葉だけではなく、その観念の連なりでもあったわけである。一つの場所で同じ症状をもった病人が多数存在したとしても、それは風や熱さや湿気、個人の気質などの原因として求められ、感染であること考えられることは稀であった。

その一方で、ペストや獣疫といった、破壊的な病の考察のなかから、感染という観念があらわれてきていた。それは人から人へ、物から人へ、動物から動物へ、動物から人へと伝染ることを認めるものである。しかしながら、ある病が感染するかどうかを決定づけるものは何もない。あるとすれば、クールティヴロン侯爵やヴィック・ダジールがしたように、感染するかどうかを実験で確かめることである。だが、人間に感染するかどうかを実験することはできない。したがって、現に存在する大衆病が、例え四代先まで遺伝していたとしても、その原因が空気なのか、感染なのか、遺伝なのかをはっきりとさせることはできないのである。こうした理由を考えれば、反一感染論が、十九世紀の終わりまで主張され続けることには、何の不思議もない。

身体と身体の関係の不明確さは、したがってその身体に影響する天候や気温やその他人間をとりまく条件との関係、すなわち環境というものへの視点に変わっていく。そして伝

染病と風土の関係は、しだいに都市と人間の影響へと援用されていき、一九世紀の公衆衛生学、そして社会学や犯罪学といった人間の集合的なるものを分析するための視点として受け継がれていくものである。

¹ François Vallat, « Le chirurgien Thomas Bates et les vaches malades : une heureuse gestion de l'epizootie de peste bovine en 1714 ?» *Bull. Soc. Hist. Méd. Sci. Vét.*, 6, 2006, pp.40-51.

² Emmanuel Le Roy Ladurie, et al., *Médecins, climat, épidémies*, Paris: EHESS, 1972, p.23.

³ Nicolas Delamare, *Traité de la Police*, ed.2, tome.2, p.603.

⁴ *Ibid.*, p.482.

⁵ *Ibid.*, p.3.

⁶ Jean-Jacques Paulet, *Recherches historique et physique sur les maladies epizootiques*, Paris: Chez Ruault, 1775, t.1. p.132.

⁷ Mantovani, Adriano et al., «Giovanni Maria Lancisi: De bovilla peste and stamping out», Historia medicinae veterinariar, 1993, 18(4), pp.97-110.

⁸ Charles Frédéric Heusinger, *Recherches de pathologie comparée*, Hesse-Kassel: Chez Henri Hotop, 1853, vol.2, p.CXCVIII; Vallat, op. cit., p.42.

⁹ Isambert, XX, p.618.

¹⁰ Isambert, XX, p.636-637.

¹¹ *Ibid*, p.636.

¹² Heusinger, op. cit., vol.1, p652; vol.2, p.CCXCVIII.

Jugement de la faculté de médecine de paris, sur les memoires qui courent dans Paris touchant la mortalité des Bestiaux, p.1

¹⁴ *Ibid.*, p.3-4

¹⁵ *Ibid.*, p.4.

¹⁶ *Ibid.*, p.3.

¹⁷ *Ibid.*, p.135-136

¹⁸ *Ibid.*, p.141.

¹⁹ *Ibid.*,p.142.

²⁰ *Ibid.*, p.142.

²¹ Edme de La Poix de Fremenville, *Dictionnaire ou traite generale de la police*, Paris: Chez Gissey, 1758, p.50-51.

²² *Ibid.*, p.50.

²³ *Ibid.*, p.51.

²⁴ *Ibid.*, pp.54-57.

²⁵ *Ibid.*, p.54.

²⁶ Paulet, op. cit., pp.193-197.

²⁷ Arret du Parlement de Rouen, 13 Mars 1945; Paulet, op. cit., p.205.

²⁸ Paulet, op. cit., pp.189-190.

²⁹ *Ibid.*, p.228.

³⁰ Marquis de Courtivron, 'Observations sur la maladie du gros betail,' in *Histoire ete Memoire de l'Academie Royale des Sience*, 1745, pp.1-8.

³¹ *Ibid.*, p.6.

³² *Ibid*.

³³ Onésime Delafond, *Traite de la police sanitaire des animaux demestiques*, Paris: Chez Béchet Jeune, 1838, p.109.

- 34 Arret de Conseil du Roi, 4 août 1761; Arret de Conseil du Roi, 1 juin 1765. ブルジュラは、弁護士として活動した後、一七四〇年リヨンで馬術学校を開設、一七五〇年には、『馬医学の基本原理』を出版している。その後当時リヨン地方総監であったベルタンと知り合い、財務長官になったベルタンの協力で、獣医学校を開設の判例が下された。
- ³⁵ «Fievre», *Encyclopedie*, t.6, p.741.
- ³⁶ *Ibid.*, p.742.
- ³⁷ Paulet, op. cit., t.2, p.13.
- 38 *Ibid.*, p.15. 予防策は従来と変わってはいない。健康な家畜と病気の家畜の交渉を避けること。市場で取引することのできる家畜は、ポリス代官によって「S」[=santé 健康]の文字の焼き印が押されたものだけに限ること。一方で、獣医たちは、次の治療法を薦めていた。空気を新鮮に保つこと、宿舎をネズの実の香りで満たすこと。瀉血や下剤をすること、酢や石灰水、亜麻仁油、ワインを飲ませること。
- ³⁹ *Ibid.*, p.16.
- 40 Paulet, op. cit., t.1, p.68.
- 41 *Ibid.*, p.75.
- ⁴² Jacques Tugot, Œvures de Turgot, Paris: Librairie, Felix Alcin, 1923, t.5, p.52.
- ⁴³ Arret du conseil du 18 décembre 1774. Isambert, XXIII, p.107-110.
- ⁴⁴ Charles Henry, eds, *Correspondance inédite de Condorcet et de Turgot*, Paris: Charavay Frères, 1883, p.208.
- 45 隠岐さや香『科学アカデミーと「有用な科学」』名古屋大学出版会、二〇一一年、一七〇 --七一頁。
- ⁴⁶ Felix Vicq d'Azyr, *Exposé des moyens curatifs & préservatifs*, Paris: Chez Mérigot, 1776, p.402-406.
- ⁴⁷ Arret du conseil du 30 janvier 1775. Cf. Vicq d'Azyr, op. cit., p.622-623.
- ⁴⁸ Vicq d'Azyr, op. cit., p.631.
- ⁴⁹ *Ibid.*, p.632.
- ⁵⁰ *Ibid.*, p.623.
- ⁵¹ *Ibid.*, p.632.
- ⁵² *Ibid.*, p.636.
- ⁵³ *Ibid.*, p.645.
- ⁵⁴ Arret du premier novembre 1775, Cf. Vicq d'Azyr, op. cit., p.623-627.
- ⁵⁵ Vicq d'Azyr, op. cit., p.644.
- ⁵⁶ *Ibid.*, p.644
- ⁵⁷ *Ibid.*, p.645.
- ⁵⁸ *Ibid.*, p.647.
- 59 翌一七七六年一月一五日の王令では、ガロンヌ川の伝染予防を強化するための命令が下された。この王令では、本土とつながる右岸の家畜のうち、健康な家畜をガロンヌ川とスペイン国境に挟まれた地帯へ移送することを命じるものであった。つまり、ガロンヌ川とピレネー山脈に挟まれた土地を巨大な隔離地にすることで、健康な牛を守ろうとする計画であった。これは、ギュイエンヌの地方代官として新しく就任したクリュニーが提案し、テュルゴーが採用したものであった。しかし右岸から左岸への移送はたいへんな困難を伴ったので、二月二六日にはこの計画を白紙に戻した。
- 60 Vallat, op. cit., p.133.
- ⁶¹ Emmanuel Le Roy Ladurie, et al., *Médecins, climat, épidémies*, Paris: EHESS, 1972, p.23.
- 62 Arret du conseil du 27 juin 1776. Cf. SRM, 1780, p.638.
- 63 Foncin, op. cit., p.487-488.
- 64 *Ibid.*, p.488.
- 65 Ordonnance de roi du 29 avril 1776.

- 66 Lettre patentes du 29 août 1778, registré au Parlement le premier septembre 1778. 王立医学アカデミーの設立経緯については、SRM, t.1, pp.1-16.
- 67 SRM, t.1, pp.25-33.
- ⁶⁸ 王立医学アカデミーの調査についての研究については、以下を参照. Jean Meyer, «Une enquête de l'Académie de médecine sur les épidémies (1774·1794)», *Annales ESC*, 1966, n°4, pp.729·749; Jean-Pierre Peter, «Une enquête de la Société royale de médecine sur les épidémies, 1774·1794. Malades et maladies à la fin du XVIIIe siècle», *Annales ESC*, t. 22, n° 4, 1967.
- ⁶⁹ SRM, t.1, p.xxx.
- ⁷⁰ SRM, t.1, p.xj.
- ⁷¹ Meyer, op. cit., p.741.
- 72 ミシェル・フーコー『安全・領土・人口』筑摩書房、二〇〇七年、七四頁。
- ⁷³ EMM, t.6, p.4.
- ⁷⁴ *Ibid.*, p.3.
- ⁷⁵ *Ibid.*, p.5
- ⁷⁶ Sydenham, op.cit., p.5.
- ⁷⁷ *Ibid.*, p.6.
- ⁷⁸ *Ibid.*, p.5.
- ⁷⁹ HARS, 1747, p.571.
- ⁸⁰ John Pringle, *Observations on the diseases of the Army*, London: A. Millar, 1764, p.32.
- 81 EMM, t.6., p.3.
- 82 *Ibid.*, p.61.
- 83 *Ibid*.
- 84 Vicq d'Azyr, op. cit, p.94-95.
- 85 Paulet, op. cit., p.128.
- 86 *Ibid*.
- 87 EMM., t.5, p.98.
- 88 Ibid., p.99.
- 89 *Ibid.*, p.32.
- ⁹⁰ *Ibid.*, p.33.
- ⁹¹ *Ibid*.
- ⁹² *Ibid.*, p.98.
- 93 *Ibid.*, p.36.
- 94 Lasowski, «Syphilis et littérature», Peur et terreurs face à contagion, pp.296-313.
- 95 EMM, t.5, p.38.「感染」の項の結論もほぼ同じ内容である.

第六章:予防接種とリスク

一 新たな予防策

墓地、船舶、監獄、病院。その裏に感染症への恐怖があった。空気に潜む、壁に潜む見えない物質への働きかけは、郊外への移転や、廃止によって、そこにある病の象徴を都市そのものから追放し、根絶するものだった。

それゆえに異質なのは天然痘への予防接種である。種痘接種(Inoculation)と呼ばれた 方法で、一度天然痘にかかった者は、二度目にかかることはないという当時広く知られて いた現象を利用して、天然痘患者からとった膿を、まだ天然痘にかかっていない人々に人 為的にうつすという方法だった。

すなわち、排除や隔離のモデルは、感染の可能性を排除することで蔓延を防ぐことを目的としていた。だが、新しい安全のモデルは、すべての人間を感染させてしまうことで、蔓延を防ごうとしている。これは医学の体系において異質であり、また当時の人々にとっても受け入れがたいものであった。しかし、この方法は、王立医学アカデミーや一九世紀の公衆衛生学における支柱の一つとなっていく。なぜ医師たちは、この方法を受け入れることができたのだろうか。いかなる考えがこの方法を支持させたのだろうか。

二 種痘接種

議論に入る前に、まずは種痘接種とは何かということについて見ていこう。ディドロとダランベールが編集した『百科全書』では、種痘は次のように定義されている。

種痘(Inoculation)... 挿入・付着(insertion)と同義。天然痘を人工的に伝達する手術を示すために用いられる。天然痘に自然にかかることで起きる危険と被害を予防するために用いる¹。

一六世紀の中国やオスマントルコで一般的に用いられていた種痘接種は、イギリスの駐在大使としてオスマントルコに赴任していたモンターギュ卿の夫人、メアリー・モンターギュによってイギリス国内に紹介される。オスマントルコで用いられていたその種痘接種の方法は、腕や顔面を切開し、天然痘の膿を体内に注入するものであった。一七一五年、オスマントルコにおいて、自身の息子に種痘を施し、一七二一年にロンドンへ戻ると、彼女の

娘に種痘接種を施した。これが、イギリス中の注目を集めることになった。彼女の孫娘が一八三七年に記した伝記²によれば、種痘の効果を証明するため、モンターギュ夫人は、天然痘患者の病室を彼女の娘を連れて歩いたという。夫人は、これをキャロライン王妃に紹介、王妃も種痘接種に興味を持ち、彼女の子供たちに種痘を施すことにより、イギリスの上流階級に種痘接種が浸透していく。

イギリスでこの出来事を目撃していたヴォルテールは、一七三四年に『哲学書簡』として出版される書物のなかで、種痘接種について触れている。彼は、種痘接種に賛成しているイギリス人と、他のヨーロッパの国々との違いについて、こう述べている。

キリスト教の支配下にあるヨーロッパ諸国でこっそり言われているところによると、イギリス人は、気違いで思いきったことをする連中である。気違いだというのは、天然痘にかからないようにするために子供を天然痘にしてしまうからであり、思いきったことをする連中だというのは、かかるとは決まっていない病気を予防する目的で、かかるのが確実なおそろしい病気をすすんでその子供に移しているからである。イギリス人は、イギリス人のほうでこう言っている。「ほかのヨーロッパの連中こそ、臆病でむごい奴らだ。臆病だというのは、自分の子供に少しばかりの苦しみを与えるのをおそれているからであり、むごいというのは、天然痘でいつ子供を死なせてしまうかもしれないからである」と3。

イギリスでは、一七四五年に創設されるミドルセックス病院で、貧者への種痘接種が開始される。オランダでは、先ほど引用した『百科全書』の「種痘」の項を執筆したテオドール・トロンシャン4によって、種痘接種が導入される。しかし、フランスでは、一八世紀を通じて、種痘接種を導入すべきかどうかの議論が続けられた。トロンシャンは一七六五年、『百科全書』のなかで、次のように述べている。

繰り返しますが、種痘接種はいつの日にか、フランス中に普及するでしょう。そして人々は、なぜもっと早くに採用しなかったのかということに驚くことになるでしょう。では一体いつ、そのような日がくるのでしょうか?思い切って言いましょう。おそらくは、一七五二年に起きたあの事件、私たちにかくも警鐘を鳴らしたあの事件と同じような事件......がもう一度起き、公衆の関心を呼び覚ましたときでしょう5。

一七五二年の事件とは、皇太子ルイ・フェルナンドが天然痘に倒れたことである。この時

ヴェルサイユで医師として仕えていたフランソワ・ケネーの処置によって皇太子は一命を 取り留めることになる。トロンシャンのこの発言は一七六五年のものであるが、この時点 まで種痘接種はフランスで普及していなかったということになる。なぜ普及しなかったの か。それにはいくつかの理由がある。後に詳しく検討していくので、ここでは簡単に指摘 しておこう。

一つには、この時代の医学において、伝染病の観念が風土と深く結びついていたという点がある。前章で検討したように、伝染病は、気候や地形、人々の食べ物や気質などに関係していると考えられていた。しかし、種痘接種は、天候、気温、湿度、地形、気質、性別、年齢などとは無関係に、人口一般に広く適用しうる方法であった。当時の医学における伝染病の理解のなかで、種痘接種は異質な存在であった。これと関連して、一度種痘接種をすれば、二度と天然痘にかからないという現象も当時の医学では説明不可能な現象であった。そうした現象が起こりうるということは医師たちも指摘しているのであるが、その理由を説明することは不可能であった。というのも、免疫という概念が提示されるのは、一九世紀の終わりのことであり、そのメカニズムを当時の医師たちが知りうることはなかったからである。

だがそれ以上に重要な問題であり、われわれの関心である感染症と関わるのは、次の事柄である。それは種痘接種によって、病気に罹り死亡する例が多数存在したということである。というのも、種痘は毒性の弱いものを選んでいるとはいえ、実際には天然痘そのものだからである。これと関連して問題になるのは、種痘が天然痘であるならば、種痘接種によって、人々のあいだに天然の流行が引き起こされるのではないかという懸念が存在したということである。

種痘接種を採用し普及させようとする者たちは、これらの問題に答えなければならなかった。そして、その答えを探す議論のうちに、われわれは一九世紀における公衆衛生学運動の支柱を見出すことになるであろう。ところで、この種痘接種に関する議論は二つの分野にまたがって行われていた。一つは数学の分野であり、もう一つは医学の分野である。二つの分野で、どのような議論がなされたのか、順を追って、まずは数学の議論の方から見ていこう。

三 種痘接種のリスク

数学の分野で問題になったのは、種痘接種によって死亡する場合があるという点についてで ある。種痘接種をすればもう天然痘を恐れることはない。しかし種痘接種をすれば死に至る可 能性がある。その一方でこの先天然痘にかかるかどうかは分からない。この問題の核心について理解するためにも、まずは二つの文章を比べてみよう。まずはルソーの『エミール』である。

種痘接種が必要になるにつれて、いろいろな国でますますそれに反対していることをわたしは知っているが、その理由は容易にわかる。だから、わたしのエミールのためにこの問題をくわしく論じようとは思わない。かれは時と場所と事情に応じて、種痘接種をうけるか、うけないかになるだろう。それはかれにとってはほとんどどちらでもいいことだ。種痘接種をうけたとすれば、あらかじめ病気を知っているという利益があるだろう。それはとにかくよいことだ。しかし、自然に天然痘にかかることになれば、わたしたちはかれを医者の手から守ってやったことになるだろう。それはさらによいことだ。

一方、一七五四年、科学アカデミーの公聴会で、種痘接種について発表を行った地理学者のラ・コンダミーヌは、種痘接種の利点を分かりやすく説明するために、将来の二つの危険を確率に例えて説明した。この二つの危険を比較して、父親たちは自分の子供に種痘接種をするべきなのかどうか考えさせようというわけだ。彼はイギリスや他国で行われた種痘接種の報告書を元に、天然痘で死亡する人数が七〇人に九人であり、種痘接種で死亡する人数が三七六人に一人であると割り出し、父親たちに向けてこう述べている。

子供たちの生命の問題だから、危険にさらすことはできないと、あなた方は言われるでしょう。子供の生命があなた方にかかっているのですから、それは当然のことです。しかし、それにもかかわらず、危険にさらす必要があるのです。なぜなら、天然痘から、自分の身を自分で守ることはできないのですから。あなた方の子供に種痘を接種するか、それともしないのか、その間はありません。つまり、どちらかは避けることはできないのです。あなた方の子供に種痘を接種する場合、三七五回の幸運な出来事に対して、恐ろしい出来事は一回だけですが、種痘を接種しない場合、七回に一回以上の割合でお子さんを失うことになるでしょう。そしてこのリスクは、種痘接種よりも五〇倍大きいことになります。

種痘接種のリスクは三七六分の一であり、種痘接種をしないリスクは七分の一である。どちらのリスクを取るべきなのかと、ラ・コンダミーヌは父親たちに問いかけているわけである。

ルソーにとって、種痘接種が大した問題ではないのは、エミールが死をはじめとした不幸を受け入れる準備ができているからである。ルソーにとって死は運命のうちにある。ラ・コンダミーヌにとって死は選択のうちにある。将来起こりうる危険は、確率という形で提示される。

危険度を比較し、最適な選択をすることで、死を避けること。死よりも生が問題になるのである。医学理論が正当化できないならば、「数学的な支え」⁸によって正当化しようというわけである。

ラ・コンダミーヌと親交のあった数学者モーペルテュイは、バーゼルに移住した際、ダニエル・ベルヌーイに種痘接種を確率の観点から分析する話をし、彼に種痘接種について書いてみるように勧めた。その勧めに従って、ベルヌーイは『天然痘によって引き起こされる死亡率と、その予防のために行われる種痘接種の利点についての新しい理論』を一七六〇年に王立科学アカデミーに提出し、一七六六年雑誌上に掲載された。

この論文の冒頭で、ベルヌーイは数値が与える印象がまったく異なることに着目している。 エドモンド・ハレーやビュフォン、シュスミルヒの統計表によれば、天然痘の罹病率は一三分の一もしくは一四分の一だが、一三〇〇〇人の出生児たちがいるとすれば、種痘接種によって一〇〇〇人を救えることになる。その一方で平均寿命に換算するとたった二年付け加わるだけである。人口における罹病率、死亡率、平均寿命の関係をどのように考えるべきか。国家にとって種痘接種がもたらす利益はこの数値の上でどのように現れるのか。ベルヌーイの理論の目標はこの点にある。

このことを考えるために、ベルヌーイは人口全体のリスクを、各世代ごとのリスクに分けて考えている。彼によれば、まず始めに決定すべきリスクは、天然痘にかかっていない人間が各年齢ごとに天然痘に罹るリスク、および天然痘に罹った人間が死亡するリスクである。このためには天然痘がもっている、同じ人間が二度かからないという性質と、年齢を重ねるごとに天然痘にかかる確率が減るという性質を考慮にいれなければならない。天然痘に罹るリスクについては、パリ市の例を挙げて説明している。統計表からは、二○歳から六○歳までに罹病するリスクは、およそ四○○○分の一であって、全人口の天然痘にかかるリスクである一四分の一からはかけ離れているように見える。しかしながら、天然痘に一度かかった人間が二度かからないという性質を考慮に入れるならば、確率計算をする上で、一度かかった人間は除外する必要がある。例えばパリ市の全人口七○万人のうち、六○歳以上の人口は六万人だが、そのうち天然痘にかかっていないのは一五人であり、一五人中、一年に天然痘にかかるのが二人であることから、一つ目の原則が導きだされる。すなわち、天然痘にかかっていない人間が、天然痘にかかるリスクは毎年同じである。天然痘によって死亡するリスクについても、統計表から天然痘にかかった人間のうち、天然痘で死亡する人数が得られ、これも各世代ごとに八分の一と不変であるという原則が導きだされる。

一方で種痘の利点については、平均寿命という観点から説明している。種痘接種をしない場合の平均寿命は、二六歳と七ヶ月だが、種痘接種を行った場合、二九歳と九ヶ月になり、三歳

と二ヶ月分伸びることになる。また種痘接種によって死亡するリスクはおよそ二〇〇分の一だが、平均寿命に換算すると、一ヶ月と二〇日分減ることになる。種痘接種によって平均寿命が伸びることは明白だが、このことを利益というべきかどうか、ベルヌーイは次のように疑問を投げかけている。

ここまで多大な努力を払って、種痘接種が一般的に導入された場合に期待できる利得と、種痘接種を受ける個人の利点について検討をしてきた。これによって、この利得と利点が強く考慮に入れられるべきで、限りなく貴重であるというこが、一般的にはお分かりになっただろう。しかし、物事を測るために、いかなる単位を使うべきだろうか。種痘接種を受けることによって得られる平均寿命によってだろうか。人生においてすべての年が同じ価値をもっているのだろうか。。

ここでベルヌーイは、リスクを測定するのに、何を基準にすべきかという問題を投げかけている。確かに人口全体の平均寿命は伸びるだろう。そのことが国家の利益になるのだろうか。ここで、ベルヌーイがリスク測定の新しい理論を提唱していたことを思い出そう。一七三八年、『リスク測定についての新しい方法の理論』という論文で、ベルヌーイは、リスク測定の方法を次のように定式化している。

事物の価値の決定は、その価格ではなく、それが生じる効用にその基礎を置かなければならない。事物の価格は物そのものに依存するので、誰にとっても等価である。しかしながら、効用は、評価する人間を取りまく個々の状況に依存する。したがって、一〇〇〇デュカの利得は、たとえそれが同じ金額であっても、金持より貧民にとって重大であることに、疑う余地はないだろう¹⁰。

この新しいリスクの測定法が意味するのは何だろうか。もちろん、同じ価格であっても、受け取る人間の置かれた状況によってその価値が異なるということである。では、種痘接種を実施することによって、国家や個人が受け取る利得について当てはめた場合どうだろうか。一〇〇〇デュカが、金持と貧民にとって同じ価値を持たなかったように、一歳児と二〇歳の成人が同じリスクを持っていることが、同じ価値なのだろうか。ベルヌーイの結論はこうである。

もし、一○○○人の新生児の世代が、彼らの二万年ぶんの時間を折半するとしよう。すべての人間が二○歳まで生きて死ぬ場合と、五○○人が揺りかごの中で死に、五○○人が四

○歳まで生きて死ぬ場合と、どちらが国家にとって良いのだろうか。もしこの問題が、人類の運命であるのなら、一つ目のケースがすぐにでも無くなり、二番目のケースにとって代わられることになるだろう。……。最後に、次のことは幾何学的に見てつねに正しい。すなわち、国王の利益が種痘接種をできうる限りの注意を持って助長し保護することである¹¹。

したがって、種痘接種によって人口全体の平均寿命が伸びることは利益とは言えないし、二〇歳までの死亡率が減ることも利益ではない。種痘接種によって二〇歳までの世代の死亡率が上がっても、それによって二〇歳以上の世代の人数が増えることになれば、むしろ国家にとっては利益である。つまり、国家にとっての利益とは、知識や経験をつんだ成人たちの世代が増えること、つまり労働力や軍事力が増えることなのだ。

種痘接種がこのような結果をもたらすことが証明された以上、種痘接種を実施することは「幾何学的に」正しいとベルヌーイは述べている。つまり、確率統計的観点から見て正しいという意味ではない。幾何学的に正しいとは、公理から演算した結果なので真理であるという解釈をすべきだろう。事実、ベルヌーイは「天然痘の危険についての完全な理論は……、すべての合理的な人間が従うべき原則を定めるだろう」12と述べている。幾何学的な正しさは、国王や国家が従うべき原則を導きだすだけではなく、すべての合理的人間が従うべき原則を導きだす。そしてこの正しさの前では、国家と個人の利益は一致するのである。このベルヌーイの考えは果たして正しいのだろうか。このことを考えるために、ダランベールの反論についても見てみよう。

四 ダランベールの反論

ダランベールは、ベルヌーイが天然痘に関する論文を提出した翌年の一七六一年、『天然痘への種痘接種に対して統計計算を適用することについて』を執筆し、ベルヌーイを批判した。 先ほど述べたように、ベルヌーイは、合理的計算をするならば、国家と個人の利益は一致するはずだと考えていたわけだが、ダランベールの反論は、国家と個人の利益は一致しないという点に当てられている。ダランベールは、個人が種痘接種を受けるリスクを、賭けの場面に例えてこう述べている。

一言で言うならば、種痘接種を受ける者は、賭けをする者とほぼ同じである。種痘接種の 場合、二○○分の一の確率で、一晩で全ての財産を失う危険を冒している。そして、その 対価は、自らの財産に額の分からない財産を加えることであり、そしてその額は、ほんの わずかであるかもしれない。また付け加えられる年月が遠い先であったなら、この財産の 増加によって得られる喜びを感じることはほとんどないだろう¹³。

ここでダランベールが述べている二〇〇分の一という確率は、先ほども述べたように、種痘接種によって死亡するリスクである。天然痘によって死亡するリスクの八分の一よりもずっと少ないとはいえ、ここで比較されている2つのリスクは、現在に差し迫った種痘接種のリスクと、将来いつ起こるか分からない天然痘のリスクなのである。確率が低いとはいえ、現在身に降りかかるリスクを取ることを合理的であるとはいえない。ダランベールはこう述べている。

現在を楽しみ、将来を案ずることはない。これが共通の論理である。この論理は半分正しく、半分誤りであるが、人類がこれを改めることを期待してはならない¹⁴。

このような人類の性質を考慮に入れるならば、国家の利益と個人の利益が合致するとはいえない。というのも国家の利益は、確かにベルヌーイが述べたように、「その成員を保護すること」だが、個人の利益は、「自身を保護することが第一」であるから、この2つの利益は「別々に考慮に入れなければならない」¹⁵。ではどのように計算すべきなのか。ダランベールは言う。

したがって、種痘接種を認めるかどうかを決定するのは、単に平均寿命が伸びることだけではなく、また単にリスクの少なさだけではない。それが唯一可能なのは、一方でリスクがあり、他方では平均寿命の増加……があるが、この両者の関係によってのみ決定できるのである。ところで、困難なのはこの関係を定めることである¹⁶。

つまり、国家と個人の双方の観点から、リスクと利益の両方を総合的に判断する必要がある。 ダランベールによれば、利益については、種痘接種が平均寿命を伸ばすこと、そして残りの人 生で天然痘を恐れる必要がなくなることを挙げている。リスクについては、ある人物が実施し た種痘接種では、一二〇〇人で死者がでなかったことや、コンスタンティノープルでは一〇〇 〇人のうち死者がでなかったことを挙げている。つまり、種痘接種を慎重に実行し、医学技術 が発達すれば、リスクをゼロにできることを理由に種痘接種に賛成し、こう述べている。

したがって、進歩を止めたり遅らせたりすることは、絶対に慎まなければならない。とい

うのも、この重要な分野において、われわれの望む全ての理解を得られる手段は、種痘接種の他にないからである。私の反論は、数学者たちのみに向けられている。というのも彼らが、この分野を方程式と数式に当てはめることに、あまりにも急き立てられているからである¹⁷。

ダランベールは、このように種痘接種に賛成しているが、二○○分の一のリスクを取ることを合理的であると考えているわけではない。種痘接種を保護することが、技術の発達を促し、種痘接種自体のリスクを減少させるという点において賛成しているのである。ダランベールが批判しているのは、ベルヌーイを筆頭とする数学者たちが、医学の問題に幾何学を安易に応用することにある。では、なぜベルヌーイの「幾何学的に正しい」という発言が、幾何学の濫用になるのだろうか。そのことを理解するために、ダランベールにおける幾何学と確率論の位置づけについて見てみよう。

『百科全書』序文でダランベールは、フランシス・ベーコンに従って、学問を「人間知識の系統図」¹⁸として分類している。それによれば、数学は純粋数学、混合数学、物理数学の3つに分類されている。幾何学は算術とともに純粋数学に分類され、確率論は推測法として混合数学に分類されている。そして物理数学も混合数学も純粋数学を応用する学問である。物理数学については、「実験に数学計算を応用するものだが、時にはたった一つの観測、確実性において幾何学的真理のごく間近に迫る帰結を演算できる」¹⁹と定義する一方で、混合数学については、幾何学ほど完全な真実ではなく、単に真実の可能性を示すにとどまるものだと考えていた。

幾何学は真理を導きだす。しかし確率は真理の可能性を示すにすぎない。例えば『賭けについて』という論文の次の個所を見てみよう。

偶然の分析において、われわれは、確実性を一として考え、確率を確実性の一部分として考えている。しかし、この仮定はあらゆる点で当てはまるのだろうか。というのも、無数の確率から確実性が生じることは決してないからである。さらに言えば、確実に五〇〇リーブルを得られる場合と、二分の一の確率で一〇〇〇リーブル得られる場合を仮定すると、この二つの場合を同じだと言えるだろうか²⁰。

必ず五○○リーブルが得られることと、二分の一の確率で一○○○リーブル得られることは同じではない。つまり期待できる金額を確立論で考えることは妥当ではない。したがって、確率の問題では、期待できる金額と期待値を分け、期待値のみをその対象にするべきである。しかし、期待値とは何だろうか。どれだけ確率計算をし、期待値を正確に割り出しても、それが幾

何学のように確実性と結びつくことはない。期待値は真実の可能性ではあるけれども、真実そ のものではない。

区別しなければならないのは、抽象的に(métaphysiquement)可能な事柄と、物理的に(physiquement)可能な事柄である。一つ目の事柄は、その存在が非論理的ではない全ての物事のことである。二つ目の事柄は、その存在が非論理的でないだけではなく、日常に起こる出来事において異常ではない全ての物事のことである。例えば、二つのサイコロを振って、一〇〇回続けて六を揃えることは、抽象的には可能である。しかし、それは物理的には不可能である。というのも、現在もこれから先も、起こりえないことだからである 21 。

ベルヌーイは、種痘接種をすることが幾何学的に正しいと言っていた。ダランベールは、ベルヌーイが医学の問題を数学計算によって考えることに、あまりにも急き立てられていると非難していた。確率は真実の可能性を示すだけで、確実性を示すわけではない。医学という生死を扱う分野に確率を用いることは、果たして妥当なのだろうか。ここでダランベールが、種痘接種の賛成の理由として、種痘接種によって死亡するリスクがなくなることを条件に挙げていたことを思い出そう。それは種痘接種の保護が確実性に至るという根拠であって、天然痘によって死亡する人口の一部を救えることが国家の利益になるからという根拠ではない。ラ・コンダミーヌは父親たちを、ベルヌーイは合理的人間を念頭に置いていたのに対して、ダランベールは母親たちという観点を持ち出して次のように反論している。

母親たちは、恐れと期待を正確に比較することができないので、種痘接種によって死亡するかもしれないという接種者たちの告白を考えて行動するだろう。母親たちは、種痘接種をひと月のうちに命を失う可能性として、すぐそばにある災禍と見なすだろうし、天然痘を遠い不確かな危険として見るだろうから、子供の一生涯のなかに天然痘の危険を割り振ることはできないだろう²²。

天然痘で死亡するリスクよりも種痘接種で死亡するリスクの方が低かったとしても、母親たちは目前のリスクを恐れるだろう。その行動が非合理であると責めることができるのだろうか²³。これまで、ベルヌーイとダランベールが、未来における危険に対して、安全をどのように考えるのかという議論を見てきた。最後に整理しておこう。ベルヌーイにとっては、種痘接種のリスクか天然痘に罹病するリスクを取らざるを得ない以上、種痘接種が人口における成人の数

を増やすことは国家の利益になるため種痘接種を実施すべきだと考えた。そして幾何学を用いて人口におけるリスクを計算する方法はすべての合理的人間が従うべき原則を導きだすと考えていた。一方、ダランベールにとっては、天然痘の危険がいつ起こるか分からない危険なのに対して、種痘接種は目前の危険なのだから、単純に確率によって比較はできないし、目前の危険を避けて現在の安全を取る行動はむしろ合理的人間の行動であると考えていた。この立場では、もし種痘接種の技術が発達してもリスクが無くならず、にもかかわらず国家が種痘接種を強制すれば、個人と国家の利益は対立することになる。

この二人の議論にはリスクに対する根本的な問題が含まれている。それは、将来のリスクに対して人間がどのように行動するのかという、リスクに対する個人の合理的行動の理論の問題。 そして、国家が安全のためにリスクを含む規範や制度を実行することが許されるのかという問題である。このことを考えるために、医学の分野で行われた議論に移ろう。

五 種痘接種の法的問題

イギリスにおける種痘接種の普及や、数学者たちや科学アカデミーの賛同によって、フランスでも種痘接種が少しづつ普及し始めていた。オルレアン公は自らの子供に種痘接種をしていたし、医師たちの中にも種痘接種を行う者たちが出始めていた。しかし、一七六二年の秋から冬にかけて、伝染病が流行すると、人々の間に不安がよぎっていた。一七六三年六月八日、大評議会委員オメール・ジョリー・ド・フルーリは、閉廷の後で、高等法院に出向き、種痘接種の危険性を訴えた。

天然痘の種痘接種は、海外においてよく知られており、われわれの間でも少し前から信頼されてきたように思われる。そして、われわれは、今まで次のような推論を抱くことは全くなかった。すなわち、この方法がもつ利点と危険について十分に確かめられていないのではないかという推論である。しかし、民衆のあいだでは、この方法を実践する者たちが不謹慎であるとの不満の声があがっている。われわれは、この声を受け取ったので、あなた方〔=高等法院〕に送り届けたところであり、重大な注意をするに値すると思われる。人々の叫びは日増しに高まっている。それは種痘接種者に対してでもあり、種痘接種を受け、その効果が出るのを待っている者たちに対してでもある。というのも彼らは社会の中でいかなる用心もせずに、過ごしているからである²⁴。

すなわち、当時の人々にとって、この種痘接種という新しい方法への、不安や恐れが高まっていたわけである。ジョリー・ド・フルーリはこのように発言している。不安を持つ民衆は、「種痘接種が感染を増大させ、より多くの人々を危険にさらすと信じている。つまり、近親者、友人、そして全ての市民を、この病気にかからせ、この病気と切り離せないと思しき危険にさらしていると信じている」²⁵。また「未知の種を血液に注入することで、違う病気の原因にならないか」²⁶と危惧する者もいる。

しかし、一方では、種痘接種は、天然痘の危険から身を守る術であり、周りの者たちに感染することは決してないという者たちもいることも知っている。そこで、ジョリー・ド・フルーリが高等法院に提案したのは、パリ大学神学部およびパリ大学医学部に対して、種痘接種について意見書を作ることを命令してはどうか、ということであった。高等法院はこの提案を受け入れ、判例によってこれを命じ、結論が出るまで種痘接種を禁じた²⁷。

パリ大学医学部は、翌一七六四年八月および十月に委員会を開き、意見書をまとめた²⁸。 委員にはアストリュクを含む医師たち十二名が選出された。意見書によれば、委員たちは 種痘接種に関するありとあらゆる文献を比較したとあり、確かに膨大な量の文献を参照し ている。意見書は、種痘賛成派の主張を一○の原理として分類し、それぞれに反対派の主 張を並べ、結論を導き出すという形をとっている。ここでその全てを検討するわけにはい かないが、種痘接種派がどのような利点を主張していたのかを知るためにも、一○の原理 を要約しておこう。

原理一: 天然痘は致死率の高い病気である一方、種痘接種には危険がない。

原理二:人は人生のうち一度は天然痘にかかる

原理三:種痘接種をすれば二度と天然痘にかかることはない。

原理四:接種によって、種痘は確実に挿入される。接種に失敗することはない。

原理五:天然痘は、性別、年齢、気質にかかわらず襲ってくる一方、種痘は接種

の時期をコントロールしうる。

原理六:種痘接種によって、他の病が同時に挿入されるというのは、妄想である。

原理七:まだ天然痘に罹っていない者の恐怖を取り除くことができる。

原理八:天然痘によってもたらされる接種痕から腫瘍や潰瘍はできない。

原理九:種痘はつねに毒性が弱い。

原理十:種痘接種によって、隣人を感染させることはない。

だが、委員たちが収集した文献を分析した結果、その全ての原理において疑わしい点が存

在していた。実際、種痘の毒性が常に弱いとは限らなかったし、生涯のうち二度天然痘にかかるケースもあった。種痘接種によっても、顔や腕に痘瘡が残るケースも報告されていた。接種時に別の病が一緒に挿入されたと思わしきケースもあった。また天然痘にはない、種痘接種特有の症状がでることもあった。

ここでは、われわれの関心である感染症というテーマとの関係を考え、原理九および原理十で扱われている問題を見ていこう。それは先ほどから指摘している、二つの問題点である。一つは、種痘接種において使われる人工の天然痘は常に弱毒性というわけではなかったということ、すなわち死亡例が少なからず存在していたという点。もう一つは、種痘接種によって感染が拡がる可能性があったという点である。

意見書は、一七一三年から一七五四年まで、各国で実施された種痘接種で、どの程度の人数が亡くなったのか、さまざまな文献から取り出し整理している。それはこのような具合である。一七一三年フランス人兵士一三人が接種し、四人が死亡した。イギリスでは、一七二一年から二三年にかけて、四八一人のが接種し九人が死亡、一七二六年には六二四人のうち一三人が死亡した。一七四三年から五四年まで、ミドルセックス病院において種痘接種した五八二六人のうち死亡したのは十四人であると報告されている。

しかし、意見書は、このミドルセックス病院における死亡例が十四人であるというのは正確ではなく、数字よりもより多くのひとが亡くなっていることを、いくつかの文献から推察している。実際、意見書が危惧しているのは、このように種痘賛成派がその利点を過度に誇張し、また人々もそれを信じているということである。意見書によれば、このような慣用語が流布していたという。「ランビー氏は二〇〇〇人に接種した。ベル氏は九〇三人に、ミドルトン氏は八〇〇人に接種した。ランビー氏は一人の死亡例も出していない。後の二人も、それぞれ一人か二人の死亡例のみである」²⁹。しかし、こうした数字は正確ではない。結論を出すためには、より正確な数字が判明するまでは、種痘に賛成することは控えなければならないだろう。

意見書によれば、これだけの死亡例が出ていることに、医師たちは注意しなければならないのである。と言うのも、もし種痘接種によって子供が死亡した時に、両親はこのように考えるだろうからである。

私は神様の手から生命を授かったのです。あなた方は私から取り上げてしまった!私は人生の長い道のりを歩んで行けると思っていた。しかし、どのような権利が、わたしの幼い子供を取り上げ、私の日々の糸を切り落とすのでしょう?……。誰があなた方に、神様の命令である秩序に介入する任務を与えたのでしょうか?それに、誰があなた方に、いつかその病気にかかるだろう、死んでしまうだ

ろうなどと教えたのでしょうか?あなた方の後悔など私に何の役にたつでしょう?30

未来における病気を防ぐため、現在において病気を接種する。しかし、それで犠牲者がでることを医師たちはどのように考えるべきなのだろうか。同じく、イマヌエル・カントにとっても、 種痘接種の問題は、自殺の問題と関連していた。

祖国を救うために、(クルティウスのように)確実に死を迎える状況へと突き進むことは、 自殺であるのか。――あるいは、人類一般の救済のために身を犠牲にする覚悟の殉教は、 またこれと同じく、英雄的行為とみなすべきであるのか。……。

ある人が狂犬に噛まれたことで、すでに恐水症を発症するにいたった。そして、かれはこのことに関して、この病気から回復した症例を知らないと言明してから、自らの命を絶った。それは、かれの遺書に述べられているように、自分の狂犬病(すでにその発作を感じていた)によって他人をまた不幸にしないためであった。この行為でかれが不正を働いたのかどうか、が問題となる。

種痘を受けようと決心するひとは、なるほど自分の生命を保存するためにそうするのではあるが、いたずらに自分の生命を危険にさらしている。そしてそのかぎりでかれは、義務の法則に関して、船乗りよりもはるかに重大な局面にある。船乗りは、その身をまかす嵐を少なくともひき起こしはしないのに対して、そのひとは、死の危険をもたらす病気を自ら招き入れているからである。それゆえ、種痘は許されるのか³¹。

意見書が、原理九を検討することで生じてきたのは、こうした問題であった。すなわち、医師たちが種痘接種をすることで、罹っていもいない病気で死亡する可能性があるということである。

もう一つの重要な問題は、原理十によって提示される問題である。それは、種痘接種によって、天然痘の感染が拡がるのではないかということである。実際、種痘接種で使われるのは、天然痘そのものであり、しばしば弱毒性のものではなかった。したがって、天然痘の感染を引き起こす例もまた少なからず存在していた。意見書が検討したところ、ある証言によれば、ボストンでは、種痘接種が原因で、瞬く間に七〇〇人が亡くなったので、行政禁止命令を出さなければならなくなった³²。ヘルフォルトでは、種痘接種を受けた者から家族七人全員に感染し、一人が亡くなった。同じくロンドンでも、種痘接種した者から地区全体に感染が拡がり、数名が亡くなった。これは「明白な危険である。公衆を故意に危機に晒しており、そこには参加意

思もなく、見返りもなく、承諾を得たわけでもない」³³。

さまざまな危険を考慮して、パリ大学医学部の出した結論は、種痘接種には反対という意見であった。種痘接種賛成派の意見には曖昧なところが多く、実際に危険も多い。種痘接種は「あまりにも不完全」³⁴なので、「より長きに渡る幸福な経験が、普遍的な賛同に値することを待ちながら」³⁵、現時点では禁止すべきである。接種によって死亡する危険、そして感染の恐れ、この二つだけを見ても、禁止するには相応の理由があったわけである。

しかし、この意見書は、パリ大学医学部内で、さらなる議論を巻き起こした。一七六四年、アントワーヌ・プティは医学部の集会において種痘接種擁護の報告書³⁶を発表すると、反対は六票、賛成が五票であった³⁷。学内は二つの意見に分裂しはじめた。一七六六年、プティは二度目の報告をし、種痘接種を擁護する³⁸と、反対派の学部長エピーヌも意見書の補足として種痘接種が危険である旨を再度警告した³⁹。この間にも、ブザンソンで種痘接種を受けた子供が亡くなっている⁴⁰。

パリ大学医学部は統一した結論を出すため、最後の集会を開いた。一七六八年一月一五日、種痘接種についての投票が行われ、三二対二三で種痘接種賛成派が勝利した⁴¹。フランス国内で種痘接種をすることは許可された。一七七五年ルイ十五世が天然痘に倒れると、王子や王女たちが種痘接種を受けることになり、これがフランスに種痘接種を広める契機となる。一七七六年以降、王立医学アカデミーは、各地の種痘接種に関する情報を収集しはじめる。

何が医師たちにこの変化をもたらしたのだろうか。何が種痘接種を容認させたのだろうか。接種の技術が発達したことにより、死亡例がなくなったのだろうか?おそらくそれは違うだろう。例えば医学アカデミーの調査を読むかぎり、接種による死亡例は起こり続けているのである。例えば一七七六年から一七七七年の報告書42を見るならば、サランでは子供の一人が失明し、四人が死亡している。ヴェスルでは、三人に天然痘の症状が現れているし、サンクロードでは二人に、ランジーでも二人に深刻な症状が現れた。そのうち一人には、一〇〇の発疹ができ、一人には八〇の発疹ができている。他の地区と合わせて、一七七一の種痘接種がなされ、一五人に重い症状、五人が死亡した。

危険性がなくなったわけではなかった。おそらく人々も種痘接種が危険なものであると恐れていたのである。そのことは、ジェンナーがより毒性の弱い牛痘を発見し、牛痘接種がはじまったときに、種痘接種者たちがどのような扱いを受けたのかを見れば明らかである。ある戯画では、ジェンナーを天使として、種痘接種者たちを悪魔として描いており、ジェンナーたちによって種痘接種者たちは追い払われているのである。

技術の進歩ではなければ、何が種痘接種を正当化するのであろうか。ミシェル・フーコーは このように述べている。 私は、まず始めに種痘が、次にワクチン接種が、二つの支えの恩恵を受けたと思います。そして、その二つの支えによって、ヨーロッパ大陸における人口と統治の現実の実践の中に、この医学的実践を、参入させることを可能にしたと思います。一つ目は、種痘とワクチン接種が持っているこの性質〔=一般化が可能・確実・予防的〕……が、この現象を確率計算という観点から考えることを可能にした……ということです。二つ目は……、種痘とワクチン接種が、私がお話ししてきた別の安全のメカニズムに同化した……ということです⁴³。

種痘接種は、伝染病と風土、人間と土地の結びつきを離れて、一般化しうる方法として現れた。実際、風土研究を主軸としている医学アカデミーの報告書でも、種痘接種の報告書において風土については一切触れられていない。そこに見られるのは、数字の羅列であり、接種した年齢と接種回数、接種事故の数が淡々と記されているのである。こうして医学において、風土とは切り離された、普遍的な考察を可能にした種痘接種は、確率計算と馴染み易く、正当化されやすいものであった。すなわち、統計学と確率計算という数学理論によって、その実効性を証明され、推進されていたということである。天然痘に対する予防接種は、「偶然と確率の合理化」44によって、人口全体に一般化しうる統治技術の一つとして、国家の政策に組み込まれたとフーコーは指摘している。

ここでフーコーが二つ目に挙げている別の安全のメカニズムというのは、われわれの論点から離れるので簡単に説明することにとどめておこう。十八世紀には、ヨーロッパの都市が、城砦都市から流通を基盤とした国際都市へと変貌するなかで、循環というテーマが現れてくる。都市計画では、人口が流動することに対して、居住区域を確保するというテーマが現れ、経済学では、関税を撤廃し、国際市場で穀物を循環させることで飢饉という現象を消滅させるというテーマが現れていた。同じく種痘接種もまた、循環によって天然痘そのものを消滅させようとするテーマを秘めているのである。フーコーは言う。

種痘で注目すべきなのは……、種痘という治療法が、天然痘を避けるどころか、逆に 天然痘そのものであったある物を個人に感染させ、天然痘を惹き起こしていたという ことです。ただし、この接種の時点で疾病が起こらなくなりうるというのが条件です。 つまりこの接種が全面的・完全な疾病を惹き起こすことはない。人工的に接種された この小さな疾病が最初にあることで、天然痘へのありうべき罹患を予防することがで きるということです⁴⁵。 フーコーの指摘は正しいように思われる。そのことは、一七七九年ミラボーが記した『種 痘の政治的、道徳的観点からの検討』という著作が裏付けている。ミラボーはこのように 述べている。

種痘は、より大きな悪〔=病気〕を避けるために、ほんのわずかな悪〔=病気〕を与えることである。言い換えれば、何も防ぐことができない危険を、ゼロとは言わないまでも、限りなく小さな危険に置き換えることである46。

しかし、この小さな悪を与えること、すなわち種痘接種を行うことで、感染が蔓延することはないのだろうか。いや、それは実際に起こりうるのである。ミラボーはこう述べている。

種痘による天然痘が感染性であることは間違いないし、それに異議を唱えるものはいないだろう。しかし、種痘による天然痘の感染は、自然に起こる天然痘の感染よりも多くなることはない。また、信頼のおけるあまた多くの理由が、今述べたことに疑いがないことを示している。私には、自然の感染の進行に歯止めをかける全ての障壁のうちでも、種痘接種が最も強力な障壁であるように思われる。というのも、種痘接種は、この恐るべき天然痘という病から、もし望むならば、市民の一部を解放できるのと同時に、その一部の市民を、二度と天然痘にかからない状態にし、結果的に天然痘を伝染さない状態にすることができるからである47。

要約すれば、一部の市民に種痘を実施したとすると、その市民たちは天然痘から解放され、 二度と天然痘にかかる恐れはないので、たとえ種痘が天然痘の感染を惹き起こしたとして も種痘接種を受けた者にとっては、問題はないということである。すなわち、種痘の循環 が進めば進むほど、天然痘の脅威は弱まっていくことになる。

では道徳的観点から見るとどうであろうか。先ほどカントは、種痘接種の危険に身を晒すことは、自ら嵐の中に飛び込む船乗りと同じであると述べていた。まだ起きていない危険に、進んで身を晒すことは、道徳的に許容されうるのだろうか。ミラボーは言う。

種痘を受ける者が、ほんのわずかな危険にその生命をさらすのは、より大きな災禍を 免れるためである。道徳に違反する罪人であるどころか、種痘を受ける者は、道徳原 理に一致しているのである⁴⁸。

こうしたミラボーの考えにはっきりと現れているのは、確率的思考法である。というのも、 ミラボーの言うより大きな災禍というのは、起きるか起きないか分からない推定上の脅威 なのである。ミラボーは推定された未来の脅威と、自ら進んで起こそうとする現在の危険 の大小を比べている。すなわち、将来の危険性を現在において計算しているのである。ミ ラボーは結論部分において、種痘接種を正当化するのはこうした考え以外にはないと言明 している。

はっきりと述べるならば、これは、効用(l'utilité)と正当性(la legitimité)の問題なのである。つまり種痘は、一〇〇年の経験によって決定された、純粋に事実のみに関わる問題であって、神学や道徳に関わる問題ではないのだ。……。確かに複雑ではあるが、これは事実の問題なのであって、膨大な数の事実と経験を比較することによって、もっとも可能性の高い尺度を引き出すことのみによって解決できる問題なのである。天然痘にかかるリスクは、将来この病気にかかるリスクと、もしかかった場合に死亡するリスクの二つのリスクによって組合わさった比率の中にある。こうして組み合わされたリスクは測定可能であり、その決定は確率計算に依存するが、この確率計算は、幾何学の一分野なのであって、神学にも医学にも属してはいないのである49。

続けて、ミラボーは、ラ・コンダミーヌの論文を引用しながら、論じてきた天然痘と種痘 の問題を賭けの場合に例えて、こう述べている。

これは強制参加の宝くじなのだ。われわれは、自らの意思に反して、このくじに関心を抱いているような、そんな宝くじなのである。各自一枚ずつ券を持っている。当たりが遅ければ遅いほど、危険性は増していく。パリでは毎年、一四〇〇枚の黒い券の当たりが出ており、賞金は死である。種痘を実施したらどうなるだろうか?このくじの条件を変えることができるのだ。七分の一、もっと条件の良いところでも、一〇分の一が致命的な、この不幸な券の数を減らすことができるのである。つまり、一〇〇〇分の一になるのだ。自然はわれわれのうち十人を殺し、技術はわれわれのうち

一○○○人を助ける (*la nature nous décimait*, *l'art nous millésime*)。 したがって、両親が子供に、素晴らしく、また完璧に確かなこの予防手段を与えることは、神聖な義務なのである⁵⁰。

パリ大学医学部の意見書や、ダランベールの批判が持っていた観点はここにはない。種痘 接種が犠牲者を出すことは、効用の観点から正当化されるのである。

ここに明白に主張されている統計および確率的思考法は、われわれの時代の思考法に至るまで続くものである。種痘接種における議論は、その起源であると言えるだろう。フーコーは、これ以降病に関する人間の観念が変化すると指摘し、こう述べている。

病気は、人口の中における事例の配分(une distribution de cas)として現れてくることになります。そしてその人口は、時と場所によって限定を加えられます。結果として、この事例という概念の登場によって、事例は、個人的事例を意味するのではなく、病気の集合的現象を個人化したり集合化したりする方法を意味するようになります。そして、この方法は、数量化や、位置の特定、現象の集合化、個人の現象を集合的な領域の中に統合するといった方式によって行われるようになるのです⁵¹。

現象を集合化することが前提としているものは、人口という概念である。統計学によって、全人口を数値化することができ、天然痘にかかる人数と死亡する人数をこの人口に対比することで全体のリスクが得られる訳である。これをある人物の年齢や住んでいる場所に当てはめることで、その人物の個人的なリスクが得られることになる。すなわち、ある人物や、その人物に起きる事柄は、人口というフィルターを通して測定されるようになるわけだ。そして、人口の中で、事例をどのように配分すべきかということが問題になる以上、その問題に対する答えは、その配分が適正(optimal)かどうかということになる。フーコーは言う。

西洋人は、少しづつ、自分たちが生きた世界における生きた種であるということを学び始めた。身体を持ち、存在条件があるということ、生命の確率や、個人的健康と集合的健康、体力を修正できるということ、そして、それらを適正な仕方(façon optimale)で配分できるような空間を学び始めたのである。......。もはや生きているという事実は、死の運命や宿命の内に、時々生じるに過ぎない接触不能な基盤ではない。生きて

いるという事実は、知の統制と権力の介入という分野に部分的に入り始めたのである52。

すなわち、生命が、罹病率、死亡率、平均寿命のように数値化されることによって、権力 は生命に関わりあうようになるということである。フーコーは、この権力を「生-権力」と 名づけたが、この生-権力と法の関わりあいについて、次のように述べている。

法はつねに剣に拠ってきた。しかし生命を担わなければならない権力は、切れ目のない、調整的で矯正的なメカニズムを必要とする。問題なのは、もはや主権の領域で死を作用させることではない。そうではなく、生者を価値(valeur)と効用(utilité)の領域に配分する(distribuer)ことが問題なのである⁵³。

種痘接種は、人間と感染症との関わりにおいて、新しい局面を付け加えた。それは、伝染病が、天気や場所、生活習慣といった特定の環境に囲まれた人間にのみ関わりあうと考えられてきたのに対して、接種の問題は、人口一般の中における、確率と効用という観点を付け加えたのだった。

ところで、十九世紀の感染症の問題に入る前に、もう一つだけ見ておく必要がある。それは、種痘接種を推奨するもう一つの観点であり、一九世紀の公衆衛生学が持つもう一つの柱である。先ほどフーコーが述べていたように、十八世紀後半に現れるのは、「自分たちが生きた世界における生きた種である」という点であり、「身体を持ち、存在条件があるということ……、個人的健康と集合的健康、体力を修正できるということ」である。すなわち、種の改良や、精神の進歩、あるいは完全化という観点である。それらは、一八世紀後半に生まれ、一九世紀医学の誕生の中で、公衆衛生学や感染症に関する知識の中に、明白に現れてくる。これらのことを次章で検討しよう。

¹ Encyclopedie, t.8, p.755.

- 3 ヴォルテール『哲学書簡』中央公論新社、二〇〇五年、七五頁。
- 4トロンシャンは、オランダ・ライデン大学のヘルマン・ブールハーフェ下で医学を学び、ブールハーフェが種痘を推奨していたように、彼も種痘の研究を続ける。一七四八年には自分の長男へ、一七五六年にはオルレアン公の子供へと種痘を行い、いずれも成功してい
- る。Herman Boerhaave, Boerhaave's Aphorisms: concerning the knowledge and cure of diseases, London:Printed for B.Cowse and W.Innys, 1715.を参照。
- ⁵ Encyclopedie, t.8, p.769.
- 6 ジャン=ジャック・ルソー『エミール』岩波書店、一九六二年、上、二一六頁。
- ⁷ Charles Marie de la Condamine, *Histoire de l'inoculation de la petite verole, ou recueil de mémoires, lettres, extraits et autres écrits sur la petite verole artificielle*, Amsterdam, 1773, pp.87-88.
- 8 ミシェル・フーコー『安全・領土・人口』筑摩書房、二〇〇七年、七三頁。
- ⁹ Daniel Bernoulli, «Essay d'une nouvelle analyse de la mortalité causée par la petite vérole et des avantages de l'inoculation pour la prévenir», *HARS*, 1766, pp.23.
- ¹⁰ Daniel Bernoulli, «Exposition of a new theory on the measurement of risk» *Econometrica*, Vol.22, No.1, 1954, pp.24. 強調原文.
- 11 Bernoulli, «Essay d'une nouvelle analyse de la mortalité», p.34.
- ¹² *Ibid.*, pp.8-9.
- ¹³ J. Le Rond d'Alembert, «Sur l'application du calcul des probabilités à l'inoculation de la Petite Vérole», *Opuscules Mathématiques*, Paris:David, Vol.2, 1761, pp.33.
- ¹⁴ *Ibid.*, pp.34-35.
- 15 *Ibid.*, p.37.
- ¹⁶ *Ibid*.
- ¹⁷ *Ibid.*, p.45.
- ¹⁸ J. Le Rond d'Alembert, «Discours préliminaire» in Alain Pons, ed., *Encyclopédie ou dictionnaire raisonné des science des arts et des métiers*, Paris:Flammarion, 1986, pp.209-212.
- ¹⁹ *Ibid.*, p.91.
- ²⁰ J. Le Rond d'Alembert «Sur l'analyse des jeux», *Opuscules Mathématiques*, Paris: Briasson, Vol.4, 1768, p.83.
- ²¹ Alembert, «Sur l'application du calcul», pp.10-11.
- ²² *Ibid.*, p.34.
- 23 ダランベールの提起した目前のリスクを避けることが合理的であるという観点は、一九五三年、モーリス・アレによる「ベルヌーイ主義」への批判のなかで、正しさが証明される。人間は「安全への傾向」を持っており、効用を最大にするように行動するわけではない。多くの人間は、失うことを恐れ、確実性を選択する。Maurice Allais (1953) 'Le comportement de l'homme rationnel devant le risque,' in Econometrica, Vol.21, No.4, pp.503-546.参照。
- ²⁴ Arret du 8 juin 1763, p.2.
- ²⁵ *Ibid.*, p.3.
- ²⁶ *Ibid.*, p.5.
- ²⁷ *Ibid.*, p.9-10.
- ²⁸ Rapport sur le fait de l'inoculation de la petite vérole, Paris: F.A.Quilau, 1765.
- ²⁹ *Ibid.*, p.100.
- ³⁰ *Ibid.*, p.105.
- 31 イマヌエル・カント『カント全集 11:人倫の形而上学』岩波書店、二〇〇二年、二九五 -二九六頁。

² Lord Wharncliffe, ed., *The letters and works of Lady Mary Montagu*, London:George Bell, 1908. を参照。

- ³² Rapport sur le fait de l'inoculation de la petite vérole, pp.107-108.
- ³³ *Ibid.*, p.112.
- ³⁴ *Ibid.*, p.121.
- ³⁵ *Ibid.*, p.119.
- ³⁶ Antoine Petit, Premier rapport en faveur de l'inoculation, 1766.
- ³⁷ Hervé Bazin, L'Histoire des Vaccinations, Paris: John Libbey Eurotext, 2008, p.43.
- ³⁸ Antoine Petit, Second rapport en faveur de l'inoculation, 1766.
- ³⁹ Supplement au rapport fait à la faculté de medecine de Paris contre l'inoculation de la petite vérole, Paris: F.A.Quilau, 1767.
- ⁴⁰ Gandoger de Foigny, *Traité pratique de l'inoculation*, Nancy: Hiacinthe Leclert, p.73.
- ⁴¹ Dezeimeris, et al., eds., *Dictionnaire historique de la medecine ancienne et moderne*, Paris: Béchet Jeune, t.4, pp.403-404.
- ⁴² SRM, 1777, pp.185-193.
- 43 フーコー、上掲書、七三頁。
- 44 同書、七四頁。
- 45 同書、七三-七四頁。
- 46 同書、七七頁。
- ⁴⁷ Honoré Gabriel Riquetti, comte de Mirabeau, «De l' inoculation considérée politiquement et moralement», *Revue rétrospective ou bibliothèque historique*, tome IV, 1836, pp.409.
- ⁴⁸ *Ibid.*, p.81.
- 49 Ibid., pp.81-82.
- 50 Ibid., p.85. 強調原文. Cf. Condamine, op. cit., pp.96-97.
- 51 フーコー、上掲書、七四-七五頁。
- 52 ミシェル・フーコー『性の歴史 I:知への意志』新潮社、一九七六年、一八〇頁。
- 53 同書、一八二頁。

第七章:カバニスと公衆衛生

十九世紀の感染症の問題を見ていく前に、押さえておかなければならないことが二つある。一つには、フランス革命によって医学と法学に変化が生じるということである。もう一つは、そうした変化にも関わらず、十八世紀における感染症の観念のうちいくつかは、十九世紀にそのまま受け継がれていくということである。しかし、これらの点については、すでに優れた考察がなされているし¹、一章だけで語り尽くせるものでもない。そこで、この章では、後の感染症を考える際に必要な限りにおいて、簡潔に論じていくことにしたい。そこで、後世の公衆衛生学に多大な影響を与えることになる、ジョルジュ・カバニスを中心として論じていくことにしよう。

カバニスが公衆衛生に与えた影響は、例えばラモーのような発言を見れば明らかである。

公衆衛生は社会における人間を研究し、人間を種として考察する。宗教、政治体、 風俗、習慣、制度、人と人との関係、国民と国民の関係はすべてその領域に入る。 すなわち、公衆衛生は我々の社会的存在のあらゆる面に関係している。しかし、 実際にはそれ以上のこともしている。というのも、それはカバニスが望んだよう に、人間一般の性質を完成させようとするからである²。

この発言には、二つの観点を見ることができる。一つは、公衆衛生が社会的存在としての 人間のすべてに関わりあうということである。そして、その社会的存在の意味は、社会に おいて、人間は種として捉えられるということである。もう一つは、公衆衛生が人間と関 わりあうというだけではなく、それ以上に、人間一般の性質を完成させるように働きかけ るということである。

十九世紀はじめに公衆衛生学が誕生してから、少なくとも、この一八三九年におけるラモーの発言に至るまで、カバニスが多大なる影響を与えたことは事実である。その間出版された公衆衛生学のテクストの中には、カバニスの主要概念である「観察 (observation)」や「一瞥 (coup de œil)」または「身体と精神 (physique et morale)」といった言葉が、暗号のように散りばめられていることが見て取れる。もう一つ例を挙げておこう。トゥブネルは、一八〇六年の著作において、こう述べている。

すべての人の幸福にとって、大変重要なことは、人間が医師の神聖な力の下に置かれることである。人間は、医師にしたがって、育まれ、養われ、装われる。彼

らを統治し、教育し、矯正するシステムもまた、医師たちによって作られるべきなのだ。なぜなら、医師たち以上に、こうした機能を果たせる最適な人物はいないのではないのだろうか?また、人間組織の身体と精神について、その性質と法則を深く研究しているものは、医師たち以上にいないのではないだろうか?³

医師たちの役割は、一八世紀のように、病を治したり、病の起こりやすい環境を分析するだけではなくなっている。医師たちは、人間の身体と精神の適切さを、すなわち幸福を向上するために、人間と社会に介入し矯正する役割を持ち始めるのである。こうした考えによって、医師たちは、感染症予防のため、あるいは死亡率を引き下げるために、病を起こしやすい環境そのもの、例えば貧民地区を改善するべく働きかけるようになるのである。こうした十九世紀の医師たちに共有されている考えを理解するためにも、カバニスについて見ていこう。

ところで、カバニスについて、日本に紹介されている文献は少ない。そこで、簡単に彼の生涯について触れておこう⁴。ジョルジュ・カバニスは、一七五七年、フランス南部のリムーザン地方にあるコスナックという町で生まれた。父ジャン・カバニスは農学者であり、隣町ブリーヴの農業協会に所属していた。カバニス家はこの地方の名士であった。一七六一年重農主義者テュルゴーがリムーザンの首都リモージュの地方代官に任命されると、ジャン・カバニスとテュルゴーは友好関係を結んだ。一七六五年、ジョルジュ・カバニスが八歳の時、母マリー・エレーヌが亡くなると、ブリーヴの神父のところへ預けられる。カバニスは、厳しさで知られていたブリーヴの神学校に通いはじめるが、その厳しさが合わずに退学している。一年ほど父親の下で暮らしていたが、見かねた父親は、一七七一年、カバニスをパリにいた友人テュルゴーの下へ送った。

テュルゴーは最初、カバニスを詩人ルーシェに預けた。カバニスは、ルーシェの下で詩学を学びながら、ルーシェやテュルゴーの紹介でエルベシウス夫人のサロンに出入りしはじめる。一七七三年、マサルスキーの秘書としてポーランドに渡るが、嫌気がさし、一七七五年、パリに戻ってくると、肺病に罹ってしまった。エルヴェシウス夫人は、自らの離れで病を癒やすことを提案し、カバニスはそこで過ごしている。彼女は、幼くして亡くなった我が子の姿をカバニスに写していたようである。カバニスはその離れで、医師デュブルイユの手当を受けるが、これがカバニスが医学の道を進むことのきっかけになった。デュブルイユは、ロック、コンディヤック、ディドロに精通しており、医学と哲学との繋がりについて、カバニスに教授したようである。また時にデュブルイユはカバニスを連れて、パリ大学医学部や、王立医学協会に出向き、カバニスを紹介した。一七七八年、カバニス

はパリ大学医学部に入学、一七八四年に博士号を取得した。

かねてからエルヴェシウス夫人のサロンは、百科全書派の集会所であったが、一七七二年、オートゥイユに大きな屋敷を購入し移り住んでからは、フランス思想の中心地として機能していた。五〇人ほどが余裕を持って集まることのできる大サロンには、百科全書派例えば、ディドロ、コンディヤック、ドルバック、マルモンテル、ベルナルダン・ド・サン=ピエールなどが意見を交換していた。またベンジャミン・フランクリンも頻繁に訪れていた。一方、庭の奥にある離れには、カバニス、アンドレ・モルレ、ラ・ロッシュを中心として、イデオローグと呼ばれる思想を作り上げていた。イデオローグの集会に参加していたのは、革命期の思想家たち、例えば、ガラ、ヴォルネイ、シェニエ、シャンフォール、シエイエス、デュスット・ド・トラシたちと、医師たち、ヴィック・ダジールや、ピネルたちを挙げることができる。

彼ら思想家たちが革命政府に参与すると、エルヴェシウス夫人のサロンは革命政府と大きく関わりあうようになる。「朝はミラボー家、昼は国民議会、夜はエルヴェシウス家」で会議が続けられる。カバニスは、ミラボーと親しくなり、特に公共教育に関する演説は、カバニスの影響が顕著に現れている。医学学校教授が、学士院および五〇〇人委員会の委員として、フルクロワと共に医学改革に貢献した。またシエイエスとの友好関係から、ナポレオン・ボナパルトをエルヴェシウス夫人のサロンへ紹介したり、ブリュメール一八日のクーデターでは、五〇〇人委員会の意見を取りまとめている。

代表的な著作としては、医学生のために書かれた『医学の確実性の程度』(一七九七年)、 医学改革のための著作『医学の革命と改革についての一瞥』 (一八〇四年) 『病院につい ての観察』 (一七九〇年) 、および後世に多大なる影響を与えた『人間の身体および精神 の関係』 (一八〇二年) がある。政治的発言としては、医師免許制についての報告や、ナ ポレオン政権下における一七九九年憲法についての報告などをしている。

医学に関する著作から、政治的発言にいたるまで、カバニスの主張は一貫している。それは、医学の中に哲学を位置づけ、哲学の中に医学を位置づける試みから出発しなければならないという主張である。すなわち、コンディヤックやロックにおける感覚を起点とした分析から出発し、個人と社会の幸福を増加させる目的の下、最終的にはコンドルセが言うように、完全性に至らなければならないという考えがその根底にある。したがって、医学が合理的な学問であるということに満足してはならないのである。これは師であるデュブルイユの教えでもある。カバニスはデュブルイユの著作からこのような箇所を引用している。

医学にとって、理性の正確さや、冷静な聡明さが、既知の事実の総体から、正しく成果を引き出すことができるだけでは、十分ではないのである。むしろ一種の直観が必要なのであり、それによって病人の中に、彼が冒されている病気を見抜くことができなければならない。私はここで、医師が扱う主体がもっている感覚の程度や、過敏性の程度、移り変わりやすさの程度についてのみ語っているわけではないし、薬の服用量や選択についてのみ語っているわけではない。むしろ重要なのは、各個人に観察しうる感覚の中心はさまざまだということであり、器官もまた多様であるというこである。

それは、「人間の科学」⁷でなければならない。カバニスは、一七八九年冬、革命の情熱の 最中で、次のように書いている。

医学が、和らげ治癒しようとする病の中に、効用という直接の目的を持たぬ時でさえ、それは大きな注目に値するものである。というのも、すべての良き合理哲学の基礎になりえるからである。実際、われわれに生きた機械の法則を教えることができるのは医学以外にはないし、健康な状態にある者の感覚の規則的な歩みや、病に冒された者がこうむるこの機能の変更について教えることができるのも医学だけである。医学は、われわれに、全ての人間の身体の、ありのままの姿を見せる。人間の精神はその一部であり、言い方を変えれば、別の顔である。身体における感覚から、医師は単に観念と情念を生じる様を見るだけではない。医師たちは、いわば観念と情念が形作られる様を見るのである8。・・・・・・。

医学の役割は、病人を治癒することだけではない。それは身体という機械の働きを明らかにしなければならず、したがって、健康な者も医学が扱うべき対象である。その身体に見いだすのは、感覚が観念と情念を生起し、それらが精神を形作る様子である。なぜ医師が精神を扱うのか?それは、精神が身体に影響を与えるからである。「どれほど多くの人が空想によって死んだり治ったりしているだろうか。どれほど多くの体質が、特定の感情や、観念と感覚の不慣れな指示によって、悪化や荒廃したり、また快復したり若返ったりしているだろうか。毎日新しい計画をたてることは長生きの方法であると、ベーコンは言っている」9。すなわち「情念と観念は、器官の状態と、その発達と機能に、多大なる影響を与える」10ので、医学は、「身体と精神を同時に包括的に捉え」なければならない11。

したがって、医師たちは、人々の身体と精神を観察しなければならず、そうした観察の

集合から、一般的な規則を導き出さなければならないのであって、その逆であってはならない。すなわち、古い医学がしていたように、医学書の原理を覚え、それをすべての人に当てはめてはならないのである。したがって、医学書による学習から、臨床を基礎とする新しい医学を作り出さなければならない。こうした医学改革の方向性において、カバニスはフルクロワと同じ視点を持っている。フルクロワは、パリに衛生学校を設立するための報告書の中でこう述べている。「実践と、手の操作が理論的指示に付け加わることになろう。学生たちは化学的実験や解剖や外科的手術や器械の扱いかたなどの訓練をうける。本は少しだけ読み、多くを見、多くを行うこと」12。カバニスも同じくこう述べている。「若い医師たちにとって、真の教育は、本から受け取るものではなく、病人のベッドから学ぶものである。生気のない学校の中ではなく、自然自体と向かい合う中にある」13。

このような臨床医学において、師の影響は大きいのであって、観察の方法、患者の診断について若い医師たちは、すべてを受け取るわけである。一七九四年一二月四日のデクレは、パリ、モンペリエ、ストラスブールに衛生学校を開設することを定めている。条文を見れば、フルクロワやカバニスの思想がそのまま書き写されていることが分かる。例えば第三条には、衛生学校で生徒に教授するのは、「観察による、人間の組織と身体および病気の兆候と性質」14であると書かれ、第四条には、「生徒たちは、解剖学的、外科的、化学的手術を実践し、病人のベッドの上で、病気の性質を観察する」15と書かれている。

だが、問題がまだ残っていた。それは、医師と名乗るいかさま師がフランス全土に大勢存在していることだった。九一年の大学閉鎖、九三年のイギリスとの開戦によって、フランス各地の医師たちは従軍によって国外に出ており、国内ではいかさま師たちによって、市民の生命が脅かされていた16。さらに学校を出た者の中にも、技術が不十分な者がいたし、従軍から戻ってきた実地医師の多くは不十分な教育と経験しかうけておらず、やはり危険であった。これを受けて、一七九八年六月二二日、カバニスは、医事行政(police medicale)に関する報告書を提出している。医学行政というのはすなわち、医師資格を試験によって与えることにし、無免許の医師たちを刑法によって罰することを目指すものである。しかし、これが意味するところは、革命によってつくられた職業の自由へ反対することであり、医師という職業に「一つの閉ざされた、特別の領域を与えることである」17。したがって、カバニスは、自由への侵害を合理化する理由について説明しなければならなかった。

カバニスの説明はこうである。確かに、「商業の自由は、いかなる障害にも出会うべきではない。その自由は完全で無制限であるべきである」¹⁸。商業の発達は、商売をする者にとっても、人々にとっても有用なのだから、「一般利益は、個人の利益とまったく一致する」¹⁹。人々は、必要な商品やサービスを評価することができるし、もし誤りがあっても補うのは簡単であるから、この場合政府が介入する必要はまったくない。しかしながら、人々

が評価し得ない場合があるし、人々の過ちが危険な場合が存在する。その時には、「立法者は、公共の安全を見張る役割があるのだから、商業をする人間の能力を証明する規則を作ら」²⁰なければならない。例えば貴金属は、価値の評価を決定するための基準となるものであり、したがって集団的評価に属してはいないのである。

これが貴金属を作るものが、一定の規則や査察に従わなければならない理由である。その目的は、罰すべき不正を防ぐためであり、買い手に保証を与えるためである。同じくこれが医師や、外科医、薬剤師、薬を売るものたちが、その知識と、能力と、精神の習性について、試験されなければならない理由である。また薬局が常に警察の監視下に置かれなければならない理由でもある。これは、商業を妨げるものではまったくないし、個人の自由に危害を加えるものでもない²¹。

医師の能力という、人々が判断しがたい事柄に関しては、資格という形で国家が代わりに 判定しなければ、安全を守れないのである。個人の自由は妨げないが、しかしその人々が 判断を誤る場合には、安全を守るために行政が介入すること。こうした態度は、翌年ブリ ュメール一八日のクーデターで、カバニスがナポレオン擁護に回ったことにも関係してい る。すなわち、過度に自由を保護しても、過度に規制しても、それは公の秩序にとって有 害なのであり、それが革命以後イデオローグたちが見てきた景色でもあったわけである。

クーデターの翌月、一七九九年一二月一六日、カバニスは新憲法草案について報告している。カバニスによれば、多くの哲学者たちは、原初状態の仮説から市民社会の分析をしているが、その方法は、「人間の性質を完全にする方法」²²を明らかにするには、ほど遠い。もし、原初状態から考えるならば、まず初めに人間が存在し、彼らがより平穏に暮らすために、抽象的存在として社会が作られることになる。したがって、その社会の目的は、すべての成員の幸福を増加させ、保証することにある。だが、人間は弱いのであって、自らの生命を脅かす誘惑に心を動かされ、平穏を乱し、差し迫った欲求に心を奪われてしまう。社会はそうした影響を取り除くか、減らさなければならない。その目的は、人間の能力を目覚めさせ、適切な行動の程度を教えるためである。

社会は人間の身体を行使させるのではなく、その世話をしなければならない。社会は、人間の精神を、共感と好意の感情すべてを発達させる環境におかねばならない。人間には、悪徳の情念と習性が備わっているが、社会はそうした情念が生じることを防がねばならない。人間には自身の欲求を満たす能力があるが、その能力の行使が幸福のためになされるようにしなければならない。最後に、人間には判別し選択する能力がある。理性と意志がある。したがって、幸福であるためには、自由である必要がある。

こうした人間と社会の関係を考えるならば、「すべての良き政府は、強くなければならないということをわれわれは知っている。というのも、それなくしては、個人の自由を十分に守ることはできなからである」²³。さらに政府は安定している必要がある。というのも、継続することで、組織を改善することができるからである。

ここでカバニスは、三つの政治体制を比較している。君主制、貴族制、民主制である。これらは、それぞれ長所と短所をもっている。君主制の長所は、行為の統一制である。貴族制の長所は、安定性があること、真の公的道徳を基礎づけられることなどがある。しかし、君主制と貴族制は、専制に陥りやすい。では民主制はどうだろうか。民主制の長所は、自由の行使や、権利を保護することの中にある徳であり、自由や権利は、個人と公の幸福に貢献する。しかしこの自由の行使は、短所を必然的に伴う。例えば、自由の行使を認めることは「無学な情念と秩序の敵を働かせる」24ことになるし、「賢慮と徳をもつ人々を、最も非論理的な下層民の意中に引き渡すことになる」25からである。

したがって、これらの長所を合わせつつ、短所を遠ざけるような「新しい政府」²⁶を作らなければならず、その政府は「人類の未来を保証する」²⁷ものでなくてはならない。イデオローグたちが夢みたこの新しい政府については、よく知られている。シエイエスが言うところの、「信任は下から、権力は上から」という思想である。カバニスも同じく、こう述べている。下層民たちがもつ未発展の情念に政府を委ねることがないように、議会は「下からではなく、組織の頂点から設立されねばならない。人選は下から始めてはならない。というのも、それは常に悪に陥ることは必然だからである。反対に上から始めなければならないのであり、それによって議会で必然的に善がなされるのである。選挙人たちは・・・・・、常に秩序の維持と公的自由の維持のため、制度の安定性と観念の発展のため、良き原理を決定するため、法と行政の段階的な改善のために」²⁸、人選を行うであろう。だが最も重要なのは、行政である。行政権は強すぎても弱すぎても専制に陥るであろう。だが、利益と情念の対立の源である、フランスという国が持つ領土の大きさ、人口の多さを考えるならば、「フランスのような共和国では、行政権は強くなければならない」²⁹。

カバニスやイデオローグたちにとって、重要なのは安定性なのであり、安定した政府を作った後に、人々と、法と、制度と、科学を確実性の最終段階に至るまで、進歩させていくことである。死の直前、ミラボーはこう語っていた。「進歩は日に日に人類の運命を改善している。あなた方が求めているのは、人々の心を憲法の水準まで引き上げる手段である。そして、事物の状態と人々の状態のあいだに、突然生まれてしまった巨大な溝を埋める手段である。この方法は、良き公教育の制度以外にはないのであり、公教育によって、あなた方の建造物は不滅になる」30。

われわれの関心である感染症の問題から少し離れてしまったので、もう一度カバニス自

身の思想に戻ろう。医学改革から、憲法草案に至るまで、カバニスが考察していることは、 人間は感覚によって作られており、社会はその感覚に働きかけ、良い方向へ導かなければ ならないということである。医学においては臨床経験が、国家においては公教育がその役 割を果たすことになる。そうした方向付けに沿って、感覚やそこから生まれる観念を発達 させ、確実性の段階を高めていくことが、幸福を導くわけである。したがって、医学は身 体だけでなく、精神に働きかけなければならない。カバニスは、医師は健康な身体からも、 感覚が観念を形成する様子を観察しなければならないと言った後、このように述べている。

一つには、こうした視点は、すべての良き教育のシステムを導かなければならない。他方、医学は、自然のもつ不変の法の中に、人間の権利と義務の基礎を見いだすのである。一言で言えば、医学は認識能力の研究を明らかにし、その能力を使いこなし、完全にする技術を描き出す。医学が、それぞれの感覚をもつ者に抱く印象や欲求の中に見いだすのは、その者を含むすべての存在の関係のうちにある・・・・・、真の原因、真の法則である。人間たち相互の行動規則や、幸福に基礎づけられた技術は、同じ原理から帰結する。すなわち、精神(la morale)である³1。

この発言ので注目すべきなのは、人間の身体と精神は、「その者を含むすべての存在の関係」から、すなわち社会関係のなかで考察されなければならないということである。身体の状態は精神の状態に影響を与える。精神の状態も身体の状態に影響を与える。しかしその人間は閉じていないのであり、その周囲にある社会や人間から影響を受け、影響を与えるわけである。それは例えばこのような箇所に現れている。

人間の病気はたいがいの場合、その人自身の過失か、社会の過失が条件になっている。そしてたいがいの場合、精神の不規則な状態は、その病気を悪化させる。どれだけ多くの誤った判断や血迷った性癖が、器官の動きを妨げただろう。どれだけ多くの悪習が、すべての機能に刻まれているだろうか。実際、犯罪は、狂気と同じく、身体の病気にすぎないことがよくあるのだ32。

精神の誤った状態は、身体に影響を及ぼし、病を引き起こす。犯罪も狂気もそうした病の一つなのである。すなわち悪習、病気、犯罪、狂気の間には関連性が見いだされるのである。十九世紀において、カバニスの影響を受けた公衆衛生学者たちは、教育の行き届いていない貧民層の中に、こうした関連性を見いだすであろう。次章で見ていくように、コレ

ラの死亡率が高い貧民地区は、犯罪率が高く、自殺率が高く、悪習の巣窟であった。こう した貧民層の改善を声高に叫ぶのにはしたがって二つの意味があるのであり、一つは他の 地区に感染症が蔓延することを防ぐということである。だがもう一つは、カバニスによれ ば、ある者の精神と身体の状態は、人間存在の基礎である感覚を通じて、他の者の精神と 肉体の状態に影響を与えるからである。すなわちコレラの蔓延を防ぐのと同時に、悪徳の 影響を防がなければならず、貧民の精神をいわば憲法の水準まで引き上げなければならな いのである。

これまで見てきたことは主に、精神が身体に影響を与え病を引き起こすということであった。しかし、身体そのものについてはどのように考えていたのだろうか。

カバニスにとって、「器官は、その知識の源であると同時に、活力を与えるものである。なぜなら、生きることは、感じることだからである」³³。当然のことながら、感覚を基礎とする哲学を医学に導入するならば、生理学において神経と脳に特権的な位置が与えられなければならない。「感覚は神経によって作用する」³⁴。そして、脳は、「胃と腸が消化を行い、肝臓が胆汁を濾過し、耳下腺・・・・・・が唾液を用意するように、観念を作り出すと考えなければならない」³⁵。

しかしながら、アッカークネヒトが述べているように、カバニスの医学を全体として見るならば、古代の伝統に浸かっていた³⁶。すなわち、動物の身体が、気候や風土の影響を受けるということを認めていた。「これらの動物〔=馬および犬や牛〕の身長や、四肢の形や顔つき、一言で言えば外見は、明らかに、動物を産み出した土地や、彼らが受け取る日常の印象、それらが送っている生活様式、そして特に自然が彼らに与える食物に依存している」³⁷。

逆に言えば、気候や食物の変化は、身体を変化することでもある。カバニスは、ヒポクラテスのように、体液のバランスが、その人物の気質や体質に影響することも認めていた。しかし、この気質もまた、生活の状況によってある程度までは変更しうるものである³⁸。「もし、それぞれの気質を有益にも変更しうるならば、種そのものに至るまで、より広く、より深い仕方で影響を及ぼすことができる」³⁹。それを実践するのは、公衆衛生である。カバニスはこう述べている。

公衆衛生は、人間という種をある個人として考える。その個人とは、身体教育に 委ねられることで、存在は際限のない持続性を手にするのであり、それが絶え間 なく、次第に完全体に近づいていくことが可能になるということである・・・・・。 一言で言えば、衛生学は、人間一般の性質を完全にすることを熱望しなければならない。われわれは、奇妙にも、動物の種族をより美しくより好ましいものに変える方法に従事してきた。植物を有用に心地良いものに変えてきた。馬や犬を何度も改良し、多くの方法で、果実と花を移植したり、接ぎ木したり、加工してきた。そうであれば、人間という種を完全に無視してきたことは、どれだけ恥ずべきことなのだろうか⁴⁰。

先ほどは精神を完全に近づけるために、公共教育の重要性を訴えていた。身体に関しても同じなのであり、身体教育によって、完全体に近づけることを、衛生学は熱望しなければならないのである。完全体というのは、すなわち「すべての力と、器官と機能が、完璧な均衡状態にある」⁴¹理想型のことである。人間の身体は外部条件の影響を受けるのだから、食物、気候、生活様式、両親から受け取る習慣、そして周りの人間から受け取る印象や共感などについて観察し、好ましい条件を探さなければならないということになる。

カバニスは、一七九八年に五〇〇人委員会において、監獄と病院を公的救助という一つの体系の中で統合することを主張していた。少し長くなるが引用しよう。

ご存知の通り、監獄にある幾つかの性質は、病院の性質と多くの点で似通っています。例えば懲治監獄と呼ばれる建物は……、若者の不品行な傾向を、規則正しさという治療に従わせるためのものです。例えば監獄は、刑事裁判によって有罪となった個人を、特定の期間禁固重労働に従わせるものです。実際、これら監獄は、あなた方が組織を完全化しようとすれば、犯罪に対する本当の隔離院に、簡単に変わるでしょう。そこで扱われるのは、ある種の病気であるということになります……。

ところで、彼らが生み出す違反と悪徳の本当の原因とは何でしょうか。それは、この不幸な階級に教育が欠けていることではないでしょうか。国家が彼らを教育できるとすれば、彼らへの救助を始めた後なのではないでしょうか。怠惰や、物乞いの習慣や、放浪癖こそが、責められるべきなのではないでしょうか。したがって、犯罪や軽犯罪を予防するための施設の設立には、その設立と監督のための原理の中に、公的救助を採用すべきなのです⁴²。

カバニスにとって、監獄と病院は同じく公的救助のために存在する。犯罪は感染病や伝染

病なのであり、監獄は隔離院である。では隔離院の使命とは何だっただろうか。それは、 伝染病を都市に持ち込ませないということである。監獄が犯罪に対する隔離院として機能 しなければならないならば、犯罪の予防のために、怠惰なものたちを収監する必要がある わけである。収監したならば、その怠惰という病を、教育によって治癒することになるだ ろう。

こうした発言から容易に推測できるのは、予防接種が身体の改良に寄与するということである。だが、カバニスの著作のなかで、種痘やジェンナーの発見について語っている箇所は見あたらない。しかし、推測が間違っていないと分かるのは、牛痘接種委員会の賛同者の中にカバニスの名を見つけることができるからであり、牛痘接種の実験を行ったのが、友人でありイデオローグの一人フィリップ・ピネルであるからである。

まずは牛痘が発見されてから、フランスに持ち込まれるまでの経緯を簡単に記しておこおう。一七四九年、グロスターシャーのバークレーに生まれたエドワード・ジェンナーは、二一歳の時、ロンドンに出て、医師であり解剖学者であったジョン・ハンターの住み込み弟子となる。ジェンナーの学問への貢献は、当初、医学よりもむしろ博物学の方であった。ハンターが王立協会と深い繋がりがあったために、エンデバー号の第一回航海が持ち帰ってきた動物標本などを分類整理していた。一七七四年、二四歳の時には、生まれ故郷バークレーに帰り、開業医をしていたが、やはりここでも博物学の研究を進めていた。三九歳の時には、王立協会でカッコウの産卵習性についての報告をしている。一七九六年、四七歳になって、ようやくわれわれの知っている牛痘接種の実験に成功している。

ジェンナーが牛痘接種を思いつくことができたのは、ロンドンに出る前に修行していた ソドベリーである話を聞いていたからだった。それは牛の乳首に膿疱ができることがあり、 乳搾りに従事している者たちは、その膿疱が手に伝染ることがある。それは天然痘に似て いるが、症状は軽く、それ以降天然痘に罹ることはないという話であった。一七九六年バークレーに近いトートワースの農場で働いていたサラという女性が牛痘に罹った。ジェンナーは、サラの牛痘を観察するため、健康な八歳の男子、ジェームズ・フィップスを選んで身体に接種した。九日目に具合が悪くなったが、翌日には快復した。二ヶ月後、効果を 確かめるために種痘接種をしたが、症状は現れず、数ヶ月後に接種した時もまた同じであった。一七九八年に、実験結果をまとめた論文を発表し、牛痘接種が広まることになった。

この論文『牛痘の原因と効果についての探求』は、翌年には種痘接種病院のウッドヴィルやセント・ジョージズ・ホスピタルのピアソンによって賛同され、牛痘接種が始まる。

牛痘(variolæ vaccinæ)という言葉が、われわれが知るところのワクチン(vaccine)という意味に拡大されるのは、パスツールによるものである。一八八一年パスツールは、鶏コレラと炭疽菌の予防接種の報告を終える際、このように述べている。

皆様、私が次のような考えを抱いていることを、大いなる喜びとともに皆様の前で証言することで、この発表を終わりたいと思います。イギリス国際医学会議の一員として、私が皆様に発表してきたことは、天然痘が人間に与えるよりも、おそらくはより恐ろしいと思われる、家畜への病気に対する予防接種(la vaccination)についてでした。今、私は予防接種という表現に対して広がりを持たせました。これは、イギリスにおける偉大な人物の中の、ある一人の人物がわれわれに与えてくれた功績と多大な助力に対して、科学が賞賛を捧げるべきだと思うからであります。すなわちその人物とは、ジェンナー氏のことであります⁴³。

パスツールについては、後に触れることになるので、ここでは簡単に指摘しておこう。予防接種は、種痘や牛痘に由来する医学技術である。しかし、パスツールのさまざまな予防接種法の発見の後で、定義づけられる免疫という概念⁴⁴は、ここではまだ知られていない。すなわち、種痘から牛痘、おそらくはパスツールの予防接種に至るまで、その効果の原因は不明のままであり、「理論なき実践」⁴⁵であった。一八一五年、ベルトレは、天然痘の予防接種の効果について、次のように述べている。

[予防接種を行うことで]なぜこのような違いが生まれ、なぜこのような変化が起きるのだろうか。そのことについては誰も知らない。このように違いが生まれ変化が起きるという現実を証明するのは、唯一経験のみである⁴⁶。

医学理論で捉えられない点についてジェンナーは釈明しなければならなかった。例えば、 ジェンナーが一七九八年の論文の題名の直ぐ下で引用しているのは、ルクレティウスの『事 物の本性について』の次のような言葉である。

われわれが、真と偽を区別するために、感覚より確かなものが他にあるだろうか⁴⁷。

これはルクレチウスがヘラクレイトスの説を批判する個所である。つまり、ヘラクレイト

スの考えでは、知識が火と結びつき、真理の唯一の源泉だということになるが、ルクレチウスはこの考えを不条理であると批判し、知識ではなく、感覚を頼りにして、火と同じくらい明晰な物も考慮に入れるべきだと主張している。このルクレチウスの詩句を引用することでジェンナーが述べようとすることは、医学の実践においては、医学理論のみが真理の源泉ではなく、感覚を頼りに、医学理論と同じくらい明晰な他の物も考慮に入れるべきだということになる。この場合、ジェンナーにとって医学理論と同じくらい明晰な物とは、実験と観測ということになるだろう。この点において、ジェンナーの立場は、カバニスの立場と重なり合う。カバニスにとって、医師に重要なのは、観察という視覚的感覚なのであり、それはコンディヤック由来の哲学であった。ジェンナーにとって、観察は博物学由来の方法であろう。

先ほども述べたように、ジェンナーが著作を出版した翌年から、イギリスでは牛痘接種が普及し始めていた。ウッドヴィルは、一七九九年一月から自身が務める種痘接種病院で五一〇人に牛痘接種した結果を、五月に出版した。翌年五月までの間に、牛痘接種を受けた者は、四〇〇〇人にのぼった⁴⁸。ピアソンは基金を集め、一七九九年末に、無料接種所を開いている。

イギリスとフランスは交戦中であったが、パリ医学協会⁴⁹はウッドヴィルから牛痘の苗と著作を送ってもらうことができた。一七九九年八月、イデオローグの一人フィリップ・ピネルは、自身が働いていた一般施療院サルペトリエールにおいて、三人の孤児を選び、牛痘接種の実験をした。結果は失敗だった。一八○○年四月ピネルによって二度目の実験が行われるがこれも効果があがらなかった。

こうした実験の失敗にも関わらず、牛痘を普及するための組織が作られることになった。ロシュフーコー・リアンクールはピアソンの無料接種の話を聞いて、フランスにも同じ診療所を作ることを提案し、賛同者と基金の提供者を集め始めた。この賛同者の中にカバニスが含まれていたことは先ほど述べた通りである。ロシュフーコーと賛同者たちは、一八〇〇年五月に集会を開き、三年後牛痘接種中央委員会として設立される組織の基礎ができあがった。

ウッドヴィルはこの話を聞いて、自身が海を渡って牛痘接種を成功させることを決心した。六月二五日パリに到着、八月八日の接種で成功が確認された。十月までに、委員会は一一五人に接種し、症状は安定していた。翌年一月、委員会はセーヌ県知事ニコラ・フロ所に新しい病院設立の請願書を提出、二月七日に決定される50。この時点で牛痘接種を受けた者は一〇〇〇人を超えていた。四月から病院が開かれ、無料の接種が始まった。これ以降、フランス全土にジェンナーの牛痘接種が広まっていくことになる。

種痘接種の議論にあれほど時間をかけて行われたことを考えれば、恐るべき早さで導入されたことになる。これはジェンナーの牛痘が完全だったことを示しているのだろうか。おそらくそうではない。一八○○年の八月には、牛痘接種をした二人の子供が天然痘に罹っているし⁵¹、委員会がジェンナーの正しさを証明するのは、ずっと後になって、一八○三年の報告書⁵²の中である。委員会の発言にも関わらず、多くの人々が、牛痘の危険性を指摘し、それは一九世紀の間ずっと続けられるのである⁵³。

牛痘は推進された。牛痘接種の効果は、先に挙げた二つの観点からも推奨されるべきものであった。すなわち、統計学と、有用性という観点である。統計局に勤めていたデュビヤールは、ジェンナーの牛痘が、ベルヌーイとダランベールの論争を終わらせたと述べている⁵⁴。

だがむしろ重要なのは、身体の改善という観点であろう。牛痘接種によって、天然痘に罹ることのない身体を手にする者が増えることは、イデオローグたちにとって進歩であると写ったに違いない。確かに、カバニスはこのことについて何も記していない。だが、例えば、牛痘接種が推進されているこの同じ時代に書かれた、医師ミョーの『道徳的および身体的に人間を改良し完成させるための技術』55の中にはイデオローグたちが、身体の改良についてどのような考えを持っていたのかということを推測することはできる。

この本には前世紀の遺産を受け継ぎつつ、妊娠から子供が成人するまでにすべき事柄が、事細かく記されている。ミョーは母親たちに呼びかけながら、予防接種の重要性を説得している。ジェンナーの発見した牛痘は、自然が人類に与えた貴重な発見のうちの一つである。母親たちは歯が生えそろったら、すぐに牛痘接種をすべきである。それによって子供たちは身体の完全さを享受できる。種痘のように伝染しないこの牛痘接種を受けられるということ、この啓蒙された時代に生きていることに感謝すべきである。天然痘というこの怪物を鎮圧して(étouffer)しまわなければならないのだ。

事故もなければ、痘瘡も残らない、すなわち人間の完全性を保ちつつ、病を防げるジェンナーの方法は彼らにとってまさに理想的な方法であった。ところでこのミョーの本の最終章は、人間社会がどのように形成されるのか、法とは何かという点について書かれている。そこでの論調はむしろ義務を強調しているのであり、権利について書かれているところでは、わざと強調しながら、「他者を害さないこと、互いに助け合うこと」の範囲においてのみ権利は認められると述べている。そして社会契約において、基礎となるのは義務であり、他者を害さないことだけではなく、共生する市民(co-citoyen)に対して幸福を与えるように有用で心地良くあらなければならないとしている。牛痘接種について母親たちに「社会に手本を示しなさい」と呼びかけ、「この天然痘という怪物を消し去らなければ」という背後には、こうしたミョーの法

理解がある。

こうしたミョーの背後には、カバニスの思想がはっきりと現れている。人間は感覚によってなりたっている。感覚は観念をつくり、観念は身体に影響を与える。そしてその身体の状態もまた精神に働きかける。しかし、そのような人間は一人ではなく、社会の中で生きるのであり、社会から感覚を受け取るのである。人間を、完全に近い確実性の最終段階に改良することを目指すのならば、その受取る感覚は善きものでなければならない。したがって、人間は、「共生する市民に対して幸福を与えるように有用で心地よくあらねばならないのである」。カバニスは、愛情と共感について語っていた。それらによって、人間は社会の中で進歩してゆけるのである。牛痘接種は、こうした進歩の一例なのであり、身体の完全さを享受しうる唯一の方法なのである。したがって、親は子に、社会は孤児を含めたすべての子供たちにこの完全性を与える義務があるのだ。このことは、公教育の議論と並行して考えなければならない。

公衆衛生学が、こうした考えに沿って、作られ、社会に働きかけていくのであるから、この 義務を果たさない者は、彼らにとって、また社会全体にとっても、改善しなければならない対 象となる。一九世紀の公衆衛生学の中で、これらの義務を果たさない者は、労働者階級として 浮かび上がってくるだろう。一方で、労働者階級の方でも、衛生や医学に対して反感と恐怖を 持ち、衛生学的権力の介入を阻み続けていく。一八三三年、ヴィレルメはこう述べている。

社会のいたるところで、自分の子供に牛痘接種させる、教育があり裕福な階級と、 それを拒否する下層の民衆が見られる。ジェンナーの幸運な発見は、特に人生の めぐり合わせでもっとも良いくじをひいた人々に、恩恵を与えている⁵⁶。

こうした労働者階級についての考察は、感染症の分析を通じて形作られていく。われわれ が次章から見ていく一九世紀の感染症と公衆衛生の問題の背後には、カバニス流の人間理 解と進歩主義が潜んでいることはこれから明らかになるだろう。

¹ ミシェル・フーコー『臨床医学の誕生』みすず書房、一九六九年; E.H.アッカークネヒト『パリ病院 1794-1848』思索社、一九七八年。

² Rameaux, Appréciation des progrès de l'hygiène publique depuis le commencement du 19e siècle, 1839, p.5. Cf. アッカークネヒト、上掲書、一三四頁。

³ Thouvenel, Sur les devoir public de médecin, 1806.

⁴ カバニスの生涯については以下を参照. Role, André, et al., *Georges Cabanis : Médecin de Brumaire*, Paris: Fernand Lanore, 1994; Antoine Guillos, *Le salon de Madame Helvétius*, Paris: Calmann Levy, 1894.

⁵ 担当科目は「法医学および医学史」であるが、授業内容は医学史であった。

- ⁶ Cabanis, Pierre Jean Georges, *Œuvres complètes de Cabanis*, Paris: Bossanges Frères, 1823-1825, t.3, p.83.カバニスはデュブルイユの言葉を引用している.
- ⁷ *Ibid.*, t.3, p.40.
- 8 *Ibid.*, t.1, p.406
- ⁹ *Ibid.*, t.1, p.301-302;アッカークネヒト、上掲書、二一頁。
- ¹⁰ Cabanis, Œuvres complètes de Cabanis., t.1, p.303.
- 11 *Ibid*.
- 12 Rapport et projet de decret sur I'etablissement d'une Ecole centrale de Sante a Paris, fait d la Convention Nationale, au nom des comites de salut public et d'instruction publique, par Fourcroy, le 7 Frimaire de V an III; フーコー、上掲書、一〇五頁; アッカークネヒト、上掲書、五八頁。
- ¹³ Cabanis, op. cit., t.1, pp.251-252.
- ¹⁴ Ministere de l'instruction publique et des beaux-arts, Enquêtes et documents relatifs à l'enseignement supérieur, 1888, p.213.
- ¹⁵ *Ibid*.
- 16 フーコー、上掲書、九八-一○三頁。
- 17 同書、一一四一一五頁。
- ¹⁸ Pierre Jean Georges Cabanis, Rapport fait au nom de la commission de l'instruction publique, et projet de resolution sur un mode provisoire de police medicale, p.6.
- ¹⁹ *Ibid*.
- ²⁰ *Ibid*.
- ²¹ *Ibid.*, pp.6-7.
- ²² Pierre Jean Georges Cabanis, *Quelques Considerations sur l'organisation sociale en général, et particulièrement sur la nouvelle Constitution*, Paris: Imprimerie Nationale, p.8.
- ²³ *Ibid.*, p.9.
- ²⁴ *Ibid.*, p.23.
- ²⁵ *Ibid.*, p.23.
- ²⁶ *Ibid.*, p.24.
- ²⁷ *Ibid*.
- $^{28}\,$ Ibid., pp.25-26.
- ²⁹ *Ibid.*, p.30.
- ³⁰ Pierre Jean Georges Cabanis, ed., *Travail sur l'éducation publique, trouvé dans les papiers de Mirabeau l'aîné*, Paris: L'Imperimerie Nationale, pp.4-5.
- 31 t.1, pp.406-407.
- ³² Cabanis, *Œuvres*, t.1, p.345.
- ³³ *Ibid.*, t.3, p.110.
- ³⁴ *Ibid.*, t.3, p.113.
- 35 *Ibid.*, t.3, pp.159-160.
- 36 アッカークネヒト、上掲書、二一頁。
- ³⁷ Cabanis, op. cit., t.4, p.153.
- 38 *Ibid.*, t.3, p.430
- ³⁹ *Ibid.*, t.3, p.433.
- ⁴⁰ *Ibid.*, t.3, p.433-434.
- 41 Ibid., t.3, p.429.
- ⁴² Pierre-Jean-Georges Cabanis, *Opinion de Cabanis,... sur la nécessité de réunir en un seul systême commun, la législation des prisons & celle des secours publics*, pp.2-3. 強 調原文.
- ⁴³ Louis Pasteur, «Vaccination in relation to chichen-cholera and splenic fever [des virus-vaccins]» *Œuvres de Pasteur, 1933,* pp.377-378.

- 44 カンギレムが言うように、パスツールにとって免疫は、中身が定義されていないまま用いられている概念であり、手直しを待っている状態の概念であった。
- Cf. Georges Canguilhem, «Le statut épistèmologique de la médicine» History and Philosophy of Life Science, Vol.10, 1988, pp.15-29.
- ⁴⁵ Moulin, Anne-Marie «La Variolisation en Occident» in Anne-Marie Moulin, eds., L'Aventure de la vaccination, Paris:Fayard, 1995, pp.140.
- ⁴⁶ Berthollet, Claude-Louis, Exposition des faits recueillis jusqu'à present concernant les effets de la vaccination, et examen des objections qu'on a faites en différens temps, Paris: Firmin Didot, 1812, p. 42.
- ⁴⁷ Lucrèce, De la nature. De pervm Natvra, Paris:Flammarion, 1998, t I, v.699-700.
- ⁴⁸ Robert G. Dunbar, 'The introduction of the practice of vaccination into France,' in *Bull. Hist. Med.*, 1941, p.637.
- 49 王立医学協会は一七九三年に閉鎖された。一七九六年三月二二日、これに代わってパリ衛生協会 Société de santé が作られた。翌年、医学協会と改名され、現在まで続いている。
- ⁵⁰ Arret du prefet du 19 pluvoise an 7 (8 fevrier 1801).
- ⁵¹ Bazin, op. cit., p.77.
- ⁵² Rapport de comite central, p.416; Dunbar, op. cit., p.645.
- ⁵³ Cf. Nadja Durbach, *Bodily Matters*, North Carolina: Duke University Press, 2005.
- ⁵⁴ Cf. Etienne-Emmanuel Duvillard, Analyse et tableaux de l'influence de la petite verole sur la mortalite a chaque age, et de celle qu'un preservatif tel que la vaccine peut avoir sur la population et la longevite, Paris, Impr. Imperiale, 1806.
- ⁵⁵ Jacques-André Millot, L'Art d'améliorer et de perfectionner les générations humaines, Paris, 1803.
- ⁵⁶ AHPML, t.9, pp.5-59.

第三部:コレラと大衆の時代

コレラ文学には、ペスト文学のような華々しい死やディオニュソス祭的な饗宴はない。コレラ文学にあるのは、都市の日常的機能が働きつづけながら、その外側に生まれる名もなき死である。ガルシア=マルケスの『コレラの時代の愛』において、ウルビーノ博士がコレラを発見するのは、気球に乗って都市の外部を訪れるときである。

それまで望遠鏡で地上の様子を観察していた軽気球の操縦士がぽつりと言った。「死体のようですね」。そしてフベナル・ウルビーノ博士に望遠鏡を渡した。博士が畑の間の 牛車や鉄道の線路の柵、水の涸れた灌漑用の水路などを眺望したところ、あたり一面 に死体が転がっていた。大沼沢地の町々にもコレラの被害が出ているんですね、と誰 かが言った。ウルビーノ博士は望遠鏡を目から離さずに言った。

「だとすると、非常に特殊なコレラでしょうね。どの死体にも、首筋のところに止めの一撃の跡が見えますからね」¹。

望遠鏡と気球という都市的なるものの表象、そして物理的な距離が読者にもたらすのは、ウルビーノがコレラにかかることはないという安全の観念である。コレラが猛威を奮うのは、都市の側ではなく、遠い向こう側の貧しい世界である。ウルビーノの都市的な態度は、コレラ時代の博愛というものの性格を表している。向こう側の世界で起きること、つまりコレラと止めの一撃への非難を口にするが、望遠鏡を目から離すことはしない。向こう側の惨事から目をそらすことはなく、心が咎めるのだが、物理的な距離が縮まることはない。一方都市のなかで、コレラが描かれるとき、それは身体的な病ではなく、それは恋の病、精神的な病である。フロレンティーノ・アリーサは、満たされぬ思いで食事が喉を通らず、眠れぬ夜を過ごす。母親はそれがコレラだと思う。

トランシト・アリーサは「うちの息子の病気はたった一つ、コレラなのよ」と口癖のように言っていた。彼女が恋とコレラを混同していたことは言うまでもないが、記憶が怪しくなるずっと以前からそんな風に取り違えていた。実は、息子が隠してたので気づかなかっただけで、彼は六回淋病にかかっていた²。

フロレンティーノ・アリーサは不特定の女性と関係をもっており、六回の淋病を経験する。しかし、そうした行為に彼を駆り立てるのは、ある一人の女性への満たされぬ思いである。満たされぬ思いが作り出すのは、身体的な病の兆候、すなわち衰弱や無気力であるが、それはコレ

ラ的なるものとして語られる。「大丈夫ですか、ドン・フローロ、まるでコレラ患者のような顔をしておられますよ」3。すなわち、都市の外部にはコレラという身体的な病が、都市の内部にはコレラのような精神的な病が対比されている。その病とは、満たされぬ思いであって、ロマン主義が「世紀病 (mal du siècle)」と呼び、マーガレット・フラーが「ヴィクトリア時代の病(victorian Invalidism)」と呼んだ都会人の満たされぬ思いである。

スーザン・ソンタグはトーマス・マンによる二つの感染症小説『魔の山』と『ヴェニスに死す』を対比している4。すなわち結核とコレラの対比であるが、これはまるで逆のプロセスを辿るという。『魔の山』では、無名の人間が結核に侵されることによって、英雄的な地位を手に入れるというプロセスを辿る一方、『ヴェニスに死す』では、著名な作家が、コレラに侵されて数ある死体のなかの一つとして無名の死をとげる。ソンタグによればその理由は、結核が肺と息という神学的な機能から引き出され、またサナトリウムと隔離という大衆から引き出された一つの個人という理性の昇格によるのだという。一方、コレラは理性が情念によって下降し、コレラ犠牲者の一人として、統計上の数字の一つとして集合の中に埋没するのである。

『ヴェニスに死す』でもやはりコレラの蔓延する地域は、外部として認識されている。アッシェンバッハの滞在するホテルは、ヴェネツィアという地域の特性上、川という境界によって区別されている。コレラは、ゴンドラという媒介を使って渡る向こう岸のものである。アッシェンバッハはこの「外界の調査」に「外国人を装って」出かけていく5。少年への満たされぬ思いが、彼を向こう側の世界へ駆り立てる。向こう側の世界では、「下層階級の人々に一種の風俗紊乱をもたらし」ており、そこは「無節操、厚顔無恥、増大する犯罪」がはびこる危険な場所として書かれている6。これはペスト的な表象ではあるが、しかし都市全体が病と暴動に襲われているわけではない。ヴェネツィアという一つの都市のなかで、ホテルは衛生的で安全、外界は不衛生で危険という空間的区分がなされている。それは「ただイタリアの南部や東洋の各地でのみ見られるような、厚かましく放埓な形」である。つまりコレラが見せるのは、ヴェネツィアという衛生都市に、まるでアジアのような不衛生な外界が一部存在しているということである。ペストはすべてを焼きつくし、貧富の差なく襲うものであったが、コレラは衛生的で富める区域と、不衛生な外国という二分割の世界である。そこはもはや共同体の内部ではなく、啓蒙されていない人々の内なるアジアとして表象される空間である8。

フランス革命から一八三二年のコレラに至るまで、パリは、一種のペスト的、ディオニュソス祭的空間がたびたび出現する都市であった。革命による騒乱、暴徒を抑えるための戒厳令、ジャコバン派の粛清、ロシュフーコーによる貧民の撲滅運動、ナポレオンの戦争、そしてまだ知らぬ黄熱病とコレラという病がパリを荒廃させることへの恐怖。コレラに乗じた暴動、再び戒厳令。

しかし、コレラが過ぎ去ると、人々はそれがペストではなかったということに気づくのであ

る。それは主に貧民たちが襲われる病であり、公衆衛生学者たちはそれが建物の密集、不衛生であったことを告発し始める。衛生学者たち、そして富める者たちにとって、そこは内なるアジアとして、つまり共同体の外部として認識される。それはパリのシテ島であり、ロンドンのジェイコブ島であり、ハンブルグの穴蔵地区である9。そして一種の慈善的、博愛的観念から、衛生的介入が必要なものとして認識され、衛生学的キャンペーンの対象となる。それを裏付けるのは、一八世紀からの相続財産であるところの、統計分析や地形学というものになる。もっとも危険視されるのは、貧民宿であって、それがコレラの温床として告発され続ける。

一方、貧しい者たちにとって、それは衛生的専制なのであり、しだいに反発が強まっていく。 石工であり後に政治家になったマルタン・ナドは医者には行かなかったと回想している¹⁰。病に かかったときは、貧民宿において数日寝込み、そのあいだの面倒は宿の女主人に看病してもら う。それはメルシエが見ていた一八世紀のパリがもっていたソシアビリテを引き継ぐものであ る。彼らから見れば、衛生や医師たちのほうが、共同体の外部にある人々なのである。このこ とを示すのは、一八三二年のコレラの時に流れた毒殺の噂である。あまりにも貧民だけが病に かかるので、毒殺しているのは、オテル・デューの医師たちではないかという噂が広まった。 その理由は、解剖のための検体を用意するためというものだった。中世において毒殺の噂は、 共同体が癩病者たちユダヤ人たちというよそ者たちを排除し浄化しようとするものだった。同 じように、貧民たちの共同体において、よそ者なのは医師たち、衛生学者たちなのである。

コレラの時代は、二つの共同体の拮抗した世界であり、パリという場所に対する二つの異なる視点である。それぞれがそれぞれに対する他者であり、よそ者である世界である。そして、コレラは、ペストとは違い、危機は都市全体に及ぶものではない。衛生学者たちが示す致死率の違い、寿命の違い、住環境の快適さ、密集の危険という視点は、一つの共同体の価値観ではあっても、貧民たちにとってそれは無関係なものである。貧民たち、この時代にあって労働者階級と呼ばれる者たちの共同体にとって、衛生学者たちが言う「長く生きよ」という命令は、場違いなものでしかない。

したがって、コレラの時代にあって、衛生学者たちが労働者たちの共同体に介入するのは、 身体的な衛生ではない。「長く生きよ」という命令は、労働者たちの共同体がそれを受け入れな い限り、法的な基盤をもちえない。したがって、公衆衛生が彼らにとってのよそ者たちの共同 体に介入するのは、もう一つのペスト対策、すなわち暴動の抑制、道徳的抑制を媒介すること であり、われわれが言うところの精神衛生である。

喜安朗は『パリの聖月曜日』のなかで、労働者たちの飲酒習慣を鮮やかに描きだしている¹¹。 一八世紀終わりに、徴税請負人の壁がパリの周りに張り巡らされた。この壁が意味するのは徴税であって、壁の内側で飲酒するには高い税金がとられる。そこで労働者階級は安い酒を飲んで大騒ぎをしていた。しかし労働者たちは、休みの日曜日に家族サーヴィスをするのがつねで あり、その点には積極的だった。だがそれだと休日が潰れてしまうので、自分たちの休日として月曜日に城壁外へ出かけて飲み明かしていたのである。

こうした習慣が、衛生学者たちに怠惰と止むことのない貧困の印として読み替えられていく。この怠惰、過度な飲酒というものを手掛かりにして、暴動を起こす「危険な階級」という表象に変化することで、再び衛生学とポリスが結びつき、向こう側の共同体へ介入する手掛かりとなるのである。コレラの致死率を減少させるという衛生学者たちの欲望は背後に隠れて、共同体の秩序を脅かすものとしての「危険」なるものの予防として働くのである。それは犯罪や暴動を引き起こす要因としての内的な危険性、つまり怠惰、道徳が標的となり、それを測る尺度としての精神医学的な単位、例えばモノマニー、が法的な制度のなかに組み込まれていくのである12。

マルタン・ナドの回想録は、当時の石工たちの生活がどのようなものだったかを知るのに貴重な資料である。石工たちは出稼ぎ労働者だった。つまり彼らはパリに定住するわけではなく、例えば一年といった決まった期間を設けてパリにやってくる。そして金をためて故郷に戻りっていく。石工の親方たちは、また新しい働き手を探して、パリへやってくる。一八世紀のパリは貧民たちのような浮動人口を除いてある程度静的な共同体だったのに対して、一九世紀のパリは人口の爆発的な増加を見せつつも、それらの人口は流動的なものだった。蒸気船の発達、鉄道網の発達によって、人々の移動は加速していく。そのような時代において、「危険」というものは、特定の人物に帰属しうるものではなくなっていく。ギゾーは次のように述べている。

力は個人や家族を離れている。力はそれまでの住居を離れて、社会全体に広がった。 それは忙しく走り回るので、どこにも見当たらないが、たしかに全体として存在している。それは利益に結びつき、観念に結びつき、共通の感情に結びつくのだが、特定の個人が扱うようなものではないし、ある個人が完全に代表し尽くせるものでもない。 というのも彼らの運命は彼らの時代に依存しているのだから¹³。

危険なのはある個人ではなくて、それはギゾーの言うところの大衆、社会そのものである。危険は何らかの個人の精神に読み取ることはできるが、それは彼のものではなく、時代のものである。ギゾーや、コンスタン、スタール夫人にとって、目標は革命を終わらせることにある。すなわちペスト的でデュオニュソス的空間を出現させず、安定した秩序を作り出さなければならない。しかし、その危険を生み出しているのは、個人や家族といった古い区分ではなく、大衆、あるいは彼らが流動しながらも分かち持っている何らかの感情、移ろいやすい感情のなか

に見出さなければならない。したがって、隔離や監禁、あるいは死刑でさえ、その危険を抑えるには、無意味なことになる。国家はもはや目に見える敵を名指しすることはできない。したがって要請される新しい統治は、「すべてをなしうるただひとつの政府」14をつくり、それを社会あるいは大衆、その感情、意見と一致させることである。社会が一つなのだから、政府も一つでなければならず、権力分立は社会と政府の一致の障害となる15。しかし、これはルソー的な世界ではない。革命を終わらせようとする彼らから見て、人民主権は革命の続行を意味している。「権力は社会をつくるのではなく、社会を発見するもの」16でなければならず、「社会の行動によって政府をつくられ、政府の行動によって社会がつくられる」17ことが同義でなければならない。

国王顧問会議(Conseil du Roi)は、ナポレオンの時代にコンセイユ・デタ(Conseil d'État)として復活した。コンセイユ・デタは諮問機関であり、立法・行政の幅広い権限をもち司法権を制約していた。ポリスは司法に属するものと、行政に属するものに分かれたものの、依然として広汎な力をもっていた。行政法の先駆者として知られるマカレルの『行政法講義』を見ても、都市統治に関してかなり幅広い権限を市長および政府機関としてのポリスに与えている¹⁸。しかし、ギゾーにとってただ一つの政府は、社会と同義でなければならず、外部からの強制によって従わせること、処罰することは無意味であり、危険である。政府は社会の欲求、大衆を読み取り、それに応じなければならない。

ギゾーがこのように言うとき、そこに大衆を読み取る技術として統計学と衛生学が支えになる。すなわち病は個人の身体というよりは、むしろ社会体に見出されるものである。コレラを予防するとき、確かにポリスと衛生学者たちの協働が見られるのだが、しかしコレラの時代に重要になるのは、そこに社会体の病を見出すことである。衛生学者たちは、コレラの衝撃で精神的病が引き起こされることを告発する。あるいは自殺の増加が社会体の病の徴候として示される。あるいはコレラによって二分割された都市そのものが病の徴候を示しているだろう。

この徴候、社会体の内部を忙しく走り回る病を読み取り働きかけることができるのは、ただ一つの政府である。確かに精神病者たちは隔離が行われ、売春婦たちへの法規制が問題となる。 労働者たちの暴動、怠惰、飲酒習慣に強い非難が加えられるだろう。だがそれらはその者たちのもって生まれた性格や本質に対して働きかけるのではなく、ギゾーの言うような誰ももっていないがしかし確かにそこにある何か、精神から精神へ感染する何かに対して働きかけるのである。 1 ガブリエル・ガルシア=マルケス『コレラの時代の愛』新潮社、二○○六年、三二九頁。

- 2 同書、三一七頁。
- 3 同書、四三九頁。
- 4 スーザン・ソンタグ『隠喩としての病』みすず書房、一九八二年、五五-五六頁。
- 5 トーマス・マン『ベニスに死す』集英社、二○一一年、一一四頁。
- 6 同書、一一七頁。
- 7 同書、一一八頁。
- 8 見市雅俊『コレラの世界史』晶文社、一九九四年。
- 9 同書;柿本昭人『健康と病のエピステーメー』ミネルヴァ書房、一九九一年。
- 10 マルタン・ナド『ある出稼ぎ石工の回想』岩波書店、一九九七年。
- 11 喜安朗『パリの聖月曜日』岩波書店、二〇〇八年。
- 12 ミシェル・フーコー『異常者たち』筑摩書房、二〇〇二年。
- ¹³ Pierre Rosanvallon, Le Moment Guizot, Paris: Gallimard, 1985, p.39.
- ¹⁴ *Ibid.*, p.44.
- ¹⁵ *Ibid.*, p.50.
- ¹⁶ *Ibid.*, p.44.
- ¹⁷ *Ibid.*, p.42.
- ¹⁸ Louis Antoine Macarel, *Cours de Droit Administratif*, Paris: Gustave Thorel, 1844, tome.1, pp.365-475. 一九世紀のフランス行政法史は、こうした広汎な権限を徐々に狭めていく 方向で進んでいく。神谷昭「フランス行政法成立史(一)」『北大法学論集』、一二(二)、九七一一五七頁。

第八章:黄熱病とコレラ

一 一八二〇年代の黄熱病

一八一五年、ナポレオンが退位するとともに、戦争が終結する。従軍していた医師たちもフランスへ帰還し、公衆衛生学を含む医学の探求が再開されることになる。われわれの関心である感染症の問題について見てみると、この時期には、二つの問題が浮上していた。一つは、インドで、ベンガル地方からインド全体にコレラの流行が拡大していたことである。このインドのコレラは、一九世紀だけ見ても、五回の大流行を起こす病である。特に第二次流行である一八三○年代のパンデミーは、フランスを含むヨーロッパ全体に破壊的な影響を与えた。

しかし、二〇年代においてはまだインドの流行に留まっており、むしろもう一つの流行の方がヨーロッパやアメリカの医師たちにとって気がかりなものだった。その流行とは、スペインに流行していた黄熱(Yellow Fever, Fièvre Jaune)であった。

ジブラルタルは、スペイン南部にあって、アフリカへと向かって突き出た半島であり、アフリカ側の半島と合わせて海峡を作り上げている。一八二一年、このジブラルタルで黄熱の流行が起こった。ピレネー山脈を挟んで、スペインと陸続きになっているフランスは、この黄熱の伝播を防ぐべく、一八二二年公衆衛生行政法を作り、ピレネー沿いに防疫線を張り、検疫を強めた。黄熱をめぐる議論は、マルセイユのペストと同じように、感染肯定説と否定説に分かれて争われた。だが、特徴的なのは、黄熱の感染を否定する医師たちが検疫というシステムを無用であり、非人道的であると非難した点である。ここには検疫の強制措置と人権の衝突というわれわれの時代まで続く問題が中心にある。このことを見るためにも、少し時間を遡って黄熱の議論を見ていこう。

一七九三年、ハイチではフランス革命の余波を受けて、革命派と反対派が交戦中であった。この争いを避けるための移民を載せた船が、フィラデルフィアに到着したのが七月の終わりのことである。すぐにフィラデルフィアの町に熱の症状が広まった。特に子供たちには猩紅熱が広がっていた。当地で医師をしていたベンジャミン・ラッシュは、八月のはじめから、多くの子供たちに熱病が流行っていることを観察している。一九日、ウォーターストリートにあるル・メーグル夫人が熱病に罹り瀕死の状態にあった。ラッシュは診察と処方をしたが夫人は死亡した。ラッシュの医師仲間は、ル・メーグル夫人の家から見える範囲で五人が病に罹り、一人が死亡したと証言した。ラッシュは、この家に近い波止場に大量の傷んだコーヒーが捨てられていることを発見し、そこから「有害な毒気が発せられている」1ことが原因であると考えた。二四日、ラッシュは市長に対して、「汚染による混

乱」2が生じており、悪性熱の原因はおそらく傷んだコーヒーである旨の手紙を送った。これが惨禍の始まりだった。黄熱は広がり続け、十一月までに五〇〇〇人の死者を出した。カバニスの友人で、イデオローグの一人であるヴォルネイは、この時フィラデルフィア

に滞在していた。後年、ヴォルネイはこの惨禍をこのように記録している。

恐怖が人々の精神を占領していた。病は感染性でペストのようであると見られており、罹れば不治であると思われていた。何人かの医師が、この有害な噂に信頼性を与え、中には公に出版する者まで存在した。すべての病人は見捨てられた。夫は妻を、両親は子供を見捨て、子供さえ両親を見捨てた。荒廃した家は、死体に汚染されたまま手つかずだった。政府が介入し、まず死体を埋め、次に病人を力づくで病院へ運んだ。家はチョークで印づけられ……、取り乱した人々は隣町に逃げ出したり、何もない草原に野営していた。それはまるで町が敵に乗っ取られたかのような素振りだった³。

すなわち、一七二〇年のマルセイユと同じような光景だったわけである。このヴォルネイが記した『アメリカ合衆国の天候と土地についての描写』には、この時すでに黄熱が感染症なのかどうか医師たちの意見が二つに別れていたことが明示されている。ドゥ・ヴェーズはフランスから亡命してきた医師であり、黄熱病の隔離のために使われたブッシュヒル慈善病院の指揮をとっていた。ハイチで同じような症状を見てきたドゥ・ヴェーズにとって、黄熱病が感染症であることは明らかだった。ドゥ・ヴェーズと同じく感染症であると主張する人々にとって、強力な証拠は、黄熱病が合衆国に現れたのは、一七八三年以降であるという事実だった。一七八三年は合衆国がハイチなどの島々やスペインと頻繁に通商を始めた年である4。

一方、感染症を否定する人々にとって、黄熱病は合衆国でたまたま生まれた病気だった。すなわち、天候と土地、泥や沼などさまざまな原因が重なりあって生まれた病の一つに過ぎなかった。彼らにとってその証拠は、黄熱病が夏に始まったということであり、すなわち、湿気に南東の風が加わったのが原因であるということだった。さらに強力な証拠は、「黄熱病が、郊外や、汚泥にまみれた地区に住む人々だけを好んで襲った」5という事実であった。したがって、人から人へと伝染るのではなく、汚泥からの瘴気が発散した結果なのである。

ヴォルネイは、著作の題名を見ても分かるように、後者の立場をとっている。ヴォルネイによれば、フィラデルフィア以外に住む合衆国の医師たちの多くはこの立場に賛同している6。しかし、感染することを完全に否定はできないとも言っている。とういのも、泥や

悪臭を放つ物体から立ちのぼる瘴気と同じように、人間の身体からも瘴気が発散されるからである7。

一八〇二年、ナポレオン軍は、ハイチの政権を奪還するため、サン・ドミンゴに上陸した。指揮官および多くの兵士たちが黄熱病に冒された。従軍していた医師たちは、ハイチの熱帯性の風土と黄熱病の関連性を見出して、反感染論者になった8。一八〇五年、ジブラルタルに近いカディスの町で黄熱病が猛威を振るい、住民の二割を死亡させた。この時も、フランスの軍医たちはミアスマが原因であると考えたし、一八一四年ジブラルタルの黄熱病流行の時も同じだった9。

一八二一年、ジブラルタルで黄熱病が流行したことは、先に述べた通りである。危機を感じたフランス政府は、王立医学アカデミーのメンバー四人を現地へ派遣、視察させた。パリセ、バリー、フランソワ、マゼの四人であったが、パリセはカディスの黄熱病の研究をしており、バリーとフランソワは、軍医としてサン・ドミンゴの黄熱病を観察した経験があった。四人は九月二八日にフランスを発ち、十月九日にバルセロナに到着した。数日間の休息を取ることになっていたが、マゼは仕事をすることを望み、一一日に病人たちを見て回った結果、翌日に黄熱病を発症し、二二日に亡くなった。

残りの三人が病人を観察し、さまざまな証言を集めたところ、「黄熱病の原因は、病人の中にも、その周囲の中にも存在し、日ごろ使う衣類にも、商品の中にも存在する」10という結論に至った。すなわち、感染症であることを認めた。こうした結論の背後には、多くの診察体験と、多くの歴史的証言があるのだが、そのうちの一つは、自分たちの体験でもあった。それは、バリーとパリセが、第三段階にある病人を診察した時のことである。バリーは病人を長いこと触っていた。パリセは、胸音を聴いただけだった。その場でバリーは左手に痒みを覚え、水で洗い流した。その夜には、二人共危険な症状が現れた11。

他にも感染するとしか思えない現象を観察した三人は、黄熱病は、人間から人間に感染するし、周囲の空気に含まれるミアスマによっても感染すると結論した。また衣服や、商品からも感染するので、商船によって運ばれうるとしている。われわれの目から見れば、この結論は妥当であるように思われる。しかし、黄熱病の種を見ることができない以上、こうした観察と証言の比較から、感染であると結論づけるのは、なかなか大変だったようである。

病歴と類似による、根拠がなく虚偽で矛盾した推測。空想的で不条理な推測〔と言われるかもしれない〕。しかしわれわれ自身の感覚に耳を傾けるかぎり、われわれは推測しているのではない。われわれは報告し、描写しているのである。それは何か。それは事実の継承である。それは最も聡明で清廉な人々によって、最も

独立し尊敬すべき権威によって、見られ観察された事実である。そうした事実からわれわれは演繹し、結論する¹²。

スペインを始め、多くの医師たちの観察を集め、自らの感覚に問いかけるならば、目に見 えなくとも、それは感染症なのである。

感染症であるとすれば、それを防ぐ医学行政を作らねばならない。しかし、「忘れてはならないのは、最初に感染症の種に冒された病人の中に、はっきりと明確な症状が現れない」 ¹³ということである。すなわち、熱があり嘔吐していても、それが黄熱病なのか、熱病なのか流行が拡大しなければわからないのである。したがって、「疑わしい場合には、危険が明白で証明されたものとして扱う必要がある」 ¹⁴。すべての汚染地域から来る船や乗客や商品も疑わしいものとして検疫しなければならないだろう。

もし感染が拡がってしまったら、病人を監禁し、汚染された家を閉鎖することが必要である。病人は家族ごと隔離院に運ばなければならない。「われわれはこの不愉快な必要性に苦しむだろう。しかし、ある医師の言葉を借りてこう言おう……。いかなる誠実な人間が、祖国の惨禍になりたいと思うだろうか?いかなる人間が、自らの強情さと反逆の精神によって作り出された災いを生き延びることができるのか」15。

報告書は他にも医学行政について述べている。政府は健康な人間たちに移住を勧めること。あるいは離れた小高い土地に野営できる施設をつくること。集会を禁じ、墓地に注意すること。感染の恐れがある家具や動物は犠牲にすること。病人のための巨大な部屋を用意し、前もって掃除すること。防疫線を離れた所につくること。「その囲いの中に、小さな村がいくつか入ってしまうことを恐れてはならない」¹⁶。可能ならば十リュー離れた場所が良いとしている。

十一月九日、この報告書をもとに、衛生警察法案が作られ、貴族院に提出、十二月十四日に採択された。二十四日に下院に回ると、翌一八二二年二月一八日に持ち越された。しかし、下院では、貴族院と異なり、感染を認める議員と、感染を認めない議員との間に、激しい議論が繰り広げられている。

最初に発言したケラトリーは、問題の所在は、「この病気の性質を決定することである」 17と述べた。というのも、もし感染症でなければ、「法案の大部分は不要であり、それが掻き立てている不安との関係から見れば、危険である。さらに言えば、罰則が厳しすぎることになってしまう」 18からである。ケトラリーは黄熱病は感染しないという立場をとっている。したがって、この法案は「過剰な義務による恐怖で、内陸と外海における他国との関係性を乱しており、道徳的犯罪行為である」 19。

ケトラリーはさらに、医師たちの報告書を見て、そのまま法案を通そうとしている議員

たちに向けても非難をしている。「あなた方の委員会は、無邪気にもこう表明しています。 委員会は、科学の問題には関わり合わない。王の意思によってその使命を帯びているわけ でもない。この問題は、医師たちの議論の対象なのだと。しかし私はこう言いましょう。 しかし、それはあなた方が……、検討し決定することを任された問題なのだと。言い方を 変えれば、何によって法は正しくなるのでしょうか」²⁰。

ケトラリーによれば、パリセらの報告書にも問題があるし、ペストと黄熱を一緒くたに考えられている者たちも問題がある。もし彼らが言うように感染するのであれば、スペインを観察した医師たちもその種を持ち帰っていることになるのではないか?しかしまだフランスに黄熱病は入ってきていないではないか?だがおそらくケトラリーにとって一番の関心事は、通商の自由であっただろう。

わたしの考えでは、後世の人々が、歴史の中で、現在の状況を見た時に見出すのは、力ではなくて、弱さのしるしでしょう。まるでフランスを封鎖状態にしたいかのようです。……。場違いな急場しのぎで、商業的自殺を犯してしまうことで、われわれが、われわれ自身をヨーロッパの笑いものにしてはならないのです²¹。

ケトラリーの次に発言したストラファレッロは逆の立場だった。黄熱病は感染するし、 法案はむしろより厳しくなくてはいけない。罰則規定がまだ不十分であるという趣旨の発 言だった。ストラファレッロの根拠は、マルセイユのペストであり、黄熱病とペストのア ナロジーが語られた後、マルセイユのポリスはより厳格な措置を講じていたことを示唆し ている。続くポンピエールは、感染症ではなく、伝染病にすぎないと答え、腐敗した空気 が起こすものであると述べている²²。したがって、「議会が、法案を緩和することに疑いの 余地はない」²³。ピラストルは、予防策に賛成し、罰則に反対した。というのも予防法に罰 則を設けるのはおかしいのではないか?「この法は、自由で啓蒙された人々には相応しく ない」²⁴。ケロールは、フランソワ、バリー、パリセの偉業を讃え、感染症であると確信し ている。したがって、感染症の恐れのあるものすべてを検疫にかけなければならない。

ここで議会は閉会し、次回に持ち越されることになった。しかし、閉会の宣言の後で、ジェランド男爵は発言を要求し、議員たちに注意を促している。すなわち、この法案は、 黄熱病だけの特別法なのではないということである。これまで検疫に使われてきた、その 場限りの王令や判例は多くなりすぎ、煩雑なので、法の形でまとめるという計画なのであ って、黄熱病が感染症かどうかや、罰則の厳しさに議論が集中しすぎている。「これはこの 分野に関する一般法である。すなわちペストや感染症であると認められるすべての病気を 含む法である。ただしすべての病が感染症であると憶測するわけではない。病が感染症で あるかどうかという問題は、法の適応の中で解決される。すなわちそれは事実の問題なのであり、経験によって与えられる数多くの出来事に依存する問題である」²⁵。そして、黄熱病の議論について、このように述べている。

一方は病気が感染症であると思っている。他方は感染症であるとは思っていない。 私にすれば、この不確実性だけで十分である。不確実性だけでも、予防策を権威 付けるだけではなく、法を規定するのにも十分である。というのも、病の可能性 がある中で、怠慢は許されないからである。平凡な原則だが、議論を解決するに は十分だろう。その原則とは、疑いの中で、常に採択しなければならないのは、 安全の方針であるというものである。病気を非感染と証明することのうちに、私 的利益があることは私も知っている。だが、あなた方に配られた医学委員会の報 告書の中には、まさにその過ちを一掃する資料がいくつもある²⁶。

この発言の中には、われわれが予防原則と呼ぶものがはっきりと明示されている。すなわち、感染症が引き起こす惨禍を考えれば、たとえある病が感染性であるかどうか医学的、科学的に証明されていないとしても、その可能性があるだけで予防措置を講じる必要性があるということである。二〇日から三日間、条文一つずつについて討議され、二二日、二一九対八七で可決した。

こうして、一八二二年三月九日の公衆衛生に関する法が公布された。検疫に関して、中世から続く衛生通行証の区分である、健康であることを示すパタント・ネット、疑いの余地があることを示すパタント・シュスペ、感染していることを示すパタント・ブリュトという区別が使われた27。健康である場合を除き、検疫を受けることが義務付けられた。もし感染者が規則を破った場合の罰則は、死刑と定められた28。疑いのある者の場合には、禁固と最低でも二〇〇フラン、最高で二〇〇〇フランの罰金とされた29。また、第一一条によれば、防疫線を突破するか、検疫を破ったものはすべて死刑とされた。第二〇条は、商品については、二年の間隔離院に保管することとし、その前に売買するためには、商事裁判所裁判長の許可が必要としている30。しかし、第五条によれば、消毒の難しい場合には、感染の恐れがある動物は殺害し埋めること、商品は燃やさなければならず、その場合の補償はしないと書かれている31。

黄熱病がペスト的なるものとして恐れられていたことは、一八二四年に発行された『体系百科全書』第一一巻の、「ペスト」の章を見ると明らかになる。執筆したのは、責任編集者の一人、モロー・ド・ラ・サルトであるが、彼はペストに対する対処法³²が「われわれの新しい行政」であると述べている。すなわち一八二二年法の内容は、黄熱病対策であり、

ペスト対策なのである。その方法は、一七世紀や一八世紀になされたものとほぼ同じであると言える。まず、予防するために、隔離院における検疫を徹底すること、ペストが流行してしまったならば、各人の接触を断つため、隔離を徹底することが求められる。感染症であるかどうかという診断を留保して、すべての人間および物に対して、病を持ち込ませないことを徹底するころ。医学よりも重要なのは医事警察行政なのである。いったん流行が始まってしまったならば、まずは、「健康局(bureau de santé)を設立することが……、これらの立法の基本的な目的である。健康局は、ペストの惨禍に関しては、絶対的で限度のない権威をもつ」33。すなわち、ペスト患者を閉じ込めた病院を監視すること、その年の健康行政を、最も細かな詳細にまで作り上げ実施すること、その都市を孤立させること、その門を最も厳格に警戒すること、その囲いから適当な距離に市場を作ること、消毒のためのすべての方法を用いること。「これらを実行する厳格さは、残忍で、過酷すぎるように思われるが、ペストの災禍を、それが発生した場所に閉じ込める唯一の方法である。すなわちペスト性の伝染病の広範囲の侵略を予防する唯一の方法なのである」34。

ペストの発生した都市を「一種の包囲網のなかに」³⁵置くことが必要である。道を行く犬や猫は、「ペストの病原菌を遠くまで運ぶかもしれないので」³⁶、殺してしまわなければならない。防疫線を張らなければならない。検疫のための家屋を用意しなければならない。「抵抗された場合には、その職務を指揮する士官は、攻撃者や違反者を撃退することを少しもためらってはならない。銃剣を使って、反乱した都市は燃やすと脅し、住人は剣を突き刺すと脅しながら、撃退すること」³⁷。住人たちの住む家は、それぞれが「言うなれば隔離院へと作り変えられることになる」³⁸。徹底した隔離である。

しかし、こうした旧体制的制度に対して、反感染論者たちの活動が活発になっていた。中心になったのは、イギリスの医師チャールズ・マクリーンだった。マクリーンは、一八二一年、イギリス、フランス、スペイン、およびアメリカ合衆国の医師たち一五人を集めて、バルセロナにおいて、黄熱病が感染しない旨のマニフェストを発表した。一八二四年に発表した著作の題名は『邪悪な検疫法およびペスト感染の非存在について』39であった。フランスでは、アメリカから帰国したニコラ・シェルヴァンが、非感染を訴えていた。一八二六年、シェルヴァンは、黄熱病は感染症ではないので、これ以上予防策を充実させる必要は全くないという趣旨の請願書を下院に提出した。下院は内務大臣に送付し、内務大臣は医学アカデミーに審議を依頼した。シェルヴァンはアカデミーに非感染の根拠となるすべての書類を送付した。一八二七年、一一ヶ月におよぶ審議の後、医学アカデミーはこのように結論した。

彼が送付したすべての書類を詳細に検討した。一つ一つ、徐々に読み分析し議論

した結果、アカデミーは、それらが最も重大な注意を払うに値するものであると 考える。おそらく、黄熱病の感染問題への否定的な解答に強く影響を与えるもの だと考える40。

医学アカデミーの一七人の委員が一致した結論だった。翌年には、科学アカデミーがシェルヴァンに医学賞を与えている。またその年の予算委員会は、隔離院は「全くの無用」であり「その設立のために用いられる莫大な金額は……、これまで完全な無駄な出費であり、これからもそうなるであろう」41として、隔離院建設のための予算を大幅に減額している。コレラがヨーロッパ中を覆い尽くす前夜、このような状況にあったわけである。感染を支持する者たちは少なくなり、伝染病、すなわち、空気の腐敗や、地球からの瘴気が大衆病を惹き起こすという観念が広まっていた。コレラが広まると、こうした観念はますます支持されるようになるだろう。なぜならば、一八二二年法の厳格な予防策にも関わらず、病がフランス国内に持ち込まれてしまうからである。

二 一八三二年のコレラ

一八二九年、インドでは、コレラの第二次パンデミーが起こっていた。コレラは、ロシアやハンブルグに伝播し、流行を惹き起こした。一八三〇年、ロシア軍がポーランドに進行するとともに、ポーランドにコレラの流行が起こる。一八三一年、コレラは中東の聖地メッカで発生した。巡礼に集まっていた人々のおよそ半数にあたる一二〇〇〇人が死亡した。生き残った巡礼者たちは、帰途につきながら、各地へコレラを拡散していった。カイロでは、三二〇〇〇人が死亡、ベルリンでもコレラが猛威を振るい、ヘーゲルとクラウゼヴィッツが病で死亡した。オーストリア、ハンガリー、ボヘミア、ガリツィア、プロシアにも広がっていた42。

感染は世界的規模になろうとしていた。しかし、フランスやイギリスでは、コレラは上陸しないはずだという楽観論を唱える者たちがいた。ラレーはこのように記している。コレラは、「泥まみれで悪臭のある場所でしか被害を及ぼさない。それは、例えばわれわれが知るように小アジア、ロシア、ポーランドのような国である」43。『エジンバラ内外科医雑誌』にも同じくこう書かれている。「西ヨーロッパ全体の文明の質が他よりも高いこと、そのことがコレラがこれ以上前進するのを阻止するはずだと楽観視していてよいかもしれない」44。

しかしながら、一八三一年の終わり、コレラはイギリスに上陸する。ロンドンの罹患者は、一万一〇二〇人、死者は五二七五人だった45。後に作成された報告書46によれば、「ロ

ンドンでコレラが出現したというニュースを聞けば、その侵略がパリに及ぶことを予想することは簡単だった」47。フランス政府はコレラの侵入を恐れ始めた。セーヌ県知事ボンディは、二つの委員会を組織した。それは行政目的、もうひとつは衛生目的の委員会だった。衛生委員会は、パリの中心から離れた場所に、コレラ患者のための病院を四つ設立した48。同じく、貴族院議員ショワズールの呼びかけで、パリ警察は、衛生中央委員会(le Commission Central de Salubrité)を設立した。委員会は、街区委員会、地区委員会、中央委員会の三つに分かれていた。街区委員会は、担当街区の家々を訪ねてまわり、それぞれの衛生状況を監視することが役目であった。地区委員会は、担当地区の通りや舗装状況を監視し、掃除することが役目であった。中央委員会はすべての統括をすることになっていた。すなわち、コレラの侵入に備えたこの委員会が恐れていたのは、汚泥や悪臭であったということである。その調査の結果、パリの状態は次のように述べられている。

二ヶ月以内に、リュクサンブール街区を含めて、九二四の公的、私的所有地を訪問した。結果、四○二件が不衛生であると認められた。理由は次に挙げる通りである。便所、井戸、汚水溜、配管、排水溝、敷石が悪い状態であること。雨や家庭の排水が淀んでいること。家畜がすし詰めになっていること。堆肥と汚物が山積みになっていること⁴9。

すなわち、一八世紀の終わりにメルシエが叫んでいた汚いパリは、いまだ半分近くの場所 で観察できたということである。

ところで、この中央委員会のメンバーは、衛生に関する知識を有する医師たちと、パリ警察から選ばれていた。この医師たちの中には、前節で触れたパリセが含まれていた。また、一八二九年に創刊されたばかりの『公衆衛生および法医学年報』の中心人物が多く含まれていた。すなわち、パラン=デュシャトレ、ヴィレルメ、エスキロール、マルクなどである。『公衆衛生および法医学年報』はフランスの公衆衛生と感染症を語る上で、重要な役割を果たす雑誌である。彼らの使命は、カバニス由来の進歩主義に貫かれていたが、その詳細については、次章で触れることにしよう。ここで重要なのは、彼らが立法と行政の連携を頭において活動していたということである。法医学年報の第一巻その冒頭には次のように記されている。

医学は病人を研究し治癒することだけが目的ではない。医学は社会組織と密接な 関係を持っている。時には、法の完成のために立法の援助をし、しばしば、法の 適用のために行政を啓蒙し、常に、公共の健康維持のために、行政とともに気を 配るのである。このように、社会の欲求に応用されるような、われわれの知識の 分野こそが、公衆衛生と法医学を構成するのである⁵⁰。

コレラが問題になる以前から、衛生学者たちは、行政と連携をとっていた。一八○二年には、化学者カデ・ド・ガシクールの呼びかけで、衛生評議会(Conseil de salubrité)が作られ、パリ警察に定期的な報告を行っていた。しかし、公的に知られるようになるのは、一八一七年警視長アングレが報告書を毎年刊行するように指示してからだった。また科学アカデミーや医学アカデミーも立法や行政に関係していた51。公衆衛生および法医学年報に関係する医師たちは、こうした流れを継ぎながら、より積極的に立法や行政と関わり合い、社会そのものに働きかけることを目的としていたのである。

具体的にどのように関与するのかは、次章で見ていくことにして、もういちどコレラの問題に戻ろう。先ほど述べた通り、政府も公衆衛生学者たちも、コレラの侵入を危惧しており楽観視していたわけではなかった。一八三一年の『公衆衛生および法医学年報』にもコレラに関する長い論考が掲載されている。執筆したのは、エスキロールの生徒であったフランソワ・ルーレである。ルーレは、コレラが蔓延している場所で、医師たちが観測してきた書類を分析し、治療法、症状から、原因、伝播の仕方、予防法に至るまで、広範に記している。コレラは感染症なのだろうか。ルーレはこう述べている。

コレラは、接触によって、病毒として伝播するのだろうか。それとも、病毒を作り出すには、単に人間の身体から立ち上り、空気に拡散されるだけなのだろうか。 われわれが引用してきた事実から、このように結論しなければならない。この病気は、感染症であると同時に瘴気的である52。

前節で見たように、接触による感染か、空気による伝染かという議論が激しくなされている中で、ルーレはどちらでもあると考えていることはこの時代において画期的であるといえるだろう。逆に言えば、それほど強い伝播を見せていたとも言える。ルーレによれば、委員会も少なくとも感染症ではあると認めていた。

では取るべき衛生政策はどのようなものだろうか。「防疫線を作ることが、コレラの伝播に対向するために採るべき手段の、最初で最良のものである」⁵³。というのも、ポーランドで防疫線を廃止したことが、コレラの侵入に繋がったからである⁵⁴。防疫線と同時に隔離院も作らなければならない⁵⁵。医師たちは、「富裕階級に対しては、家屋の衛生について必要なことを指示するだけで良い。行かなければならないのは、貧民の居住地である。というのも、そこには湿気と、寒さと、ぼろ着と悪臭が見出されるからである」⁵⁶。加えて、この

病気の危険性を民衆に知らせる必要があると言う。

コレラがベルリンの町を襲った時、世論はこの病気が感染する性質を持つことをほとんど知らされていなかった。現在のパリでも世論はその性質を知らされていない。ベルリンでは、コレラ患者を埋葬する時には、通りに姿を現してはならず、もし現した場合には死刑にするとしていた。最初の葬列の際、多くの群衆がその列に殺到し、人々は墓掘り人に触れ、棺に触れた。群衆は感染も法も恐れてはいなかった。もし彼らがコレラが感染すると知っていたら、もし彼らが法の適合性に納得していたらそのようなことは起きなかったはずである。われわれは、新聞がより多くの情報を伝えることを要求する57。

すなわち、感染するという情報を伝えず、ただ予防措置で規制したならば、民衆はそれに 反発しようとするかもしれない。まず情報を伝え、立法理由を理解させた上で、自発的に 法に従うようにしなければならないというわけである。

このようにコレラ上陸の前年、政府も医師たちも警戒態勢をとっていたにも関わらず、 年が明けて三月に最初の患者が現れてしまう。その後六ヶ月と六日の間猛威を振るい、最 終的には、一万八四〇二人の死者を出した⁵⁸。ここでは、パリに起きたコレラ惨禍について、 衛生委員会が作成した報告書を参照しながら見ていこう。

三月二六日、突如として四人がコレラに襲われ亡くなった。シテ島の近隣の地区だった59。 二七日には六人、二八日に二二人、三一日には三〇〇人に達していた。地区で言えば、一 三の地区に病人が出ていた。続く四月がコレラ感染のピークだった。報告書にはこう書かれている。

四月二日以来、死者の数は日に一〇〇人を超えていた。三日には二〇〇人の死者を出した。五日は三〇〇人だった。二四時間経つごとに、恐るべき速度で死者数が増加していた。九日、一二〇〇人が病に罹り、八一四人が死亡した。結局、災禍が侵入してから一八日後、合わせて一万二〇〇〇から三〇〇〇の病人と、七〇〇〇人の死者を数えていた60。

爆発的な進行速度であった。警視総監ジスケは、いくつかの街区で下水溜めと泥を一掃し、 それが難しい道や便所は、塩素で消毒をした。王室は五八万四〇〇〇フランを寄付し、パリ警察は暖かい衣服と食物を配給した。

確かに、行政も医師たちも病の侵入に備えていた。しかしそれは病人を出さないため、

病人の治癒をするためであり、これほどの遺体をどうするのかという点についてはあまり考えていなかったようである。遺体を運ぶ者、共同墓穴を掘る者、遺体を包む布、棺、馬車と馬や御者の数がまったく足りなかった⁶¹。五〇台の霊柩車を発注、七〇〇人の労働者を使って八日間で完成させるように要求した。しかし病気の進行がかなり速さを見せたので、賃金を上げる代わりに、徹夜で早く完成させるよう要求したところ、労働者たちは、「あなたの高い賃金払いよりも命を優先する」⁶²と言って断っている。

霊柩車が完成するまでの八日間、軍隊の砲車の使用を試みたが、揺れが酷く棺が壊れ、「内蔵に支えられていない皮膚は破れ、悪臭を放つ液体が、砲車の内側と道路の上に撒き散らす」 63ことになった。家具を運ぶための車も試したが、あまりにもゆっくりと通りを進むので、「市民の心に、特に女性に、苦痛と恐怖の印象を与える」 64ことになってしまった。死体運搬だけではなく、埋葬にも苦労している。というのも、墓掘り人たちには「病気が感染症であるとの噂が広まっており、その喧騒に怯え、嫌悪感を持ち、棺に触ろうとしなかった」 65。棺で溢れた墓地は、「悪臭の恐るべき温床となり、誰も近づこうとしなかった」 66。結局、追加人員を配備し、追加報酬を出し、反抗的な者を解雇するなどして、何とか埋葬が始まった。こうして対策が整ってくると、病の進行も緩和され始めた。四月三○日には、一○○人程の死者になり、五月一七日から六月一七日には、日に一五から二○人になっていた。

しかし、七月再び死亡者数が増加する。九日には七一人、一三日には八八日、一四日一〇七人、一五日に一二八人、一六日一七〇人、一八日には二二五人に増加する。「恐怖が再び 首都を覆った」67。しかし、二八日から八月終わりまで、二五人から三〇人に減少し、九月には、次第に一〇から二〇人に減り、九月末をもってようやく終息した。最終的な死者は、先ほども述べた通り、一万八四〇二人だった。

ところで、この報告書を作成したのは、衛生中央委員会のメンバーであり、『公衆衛生および法医学年報』の執筆者たちであった。報告書に書かれていることを見ると、われわれが見てきた一八世紀の遺産が受け継がれていることがはっきりと分かるのである。病の起源についての推論はことごとく排除され、観察によって知りうる事象のみに基づいてコレラを分析している。それはカバニス由来の「一瞥 (coup d'œil)」という語が各所に散りばめられていることからも意図を読み取ることができる。だが、彼らが持っていたのは病者への眼差しではなく、より包括的な眼差し、すなわち統計学だった。次章で詳しく見るように、『公衆衛生および法医学年報』の掲載者たちが用いた代表的な手法は、統計学を社会に応用することで、そこに病の起源を見出そうとすることであった。

報告書は、統計学によって、コレラの原因を探ろうとしている。報告書が試みているのは、性別や年齢と死亡者数の対比、気温や風や雨量と死亡者数の対比、地域と死亡者数の

対比、人口密度と死亡者数の対比、職業と精神感情と死亡者数の対比である。

性別で見ると、女性の方がわずかに死亡者数が多い68。年齢では、五歳以下の子供と三○歳以上の成人の死亡率が高く、特に六○歳以上は六三,七五‰と突出している69。これらよりも重要なのは、地区と死亡率の関係である。地区ごとで見ると、最も少ない死亡率は二区であり、九.三九‰、逆に最も死亡率が高い九区で四五.八七‰となっている。表を見るならば、はっきりと真ん中から死亡率が変化しているのが分かる。一区から六区までの死亡率は二〇‰を超えていないのに対し、八区から一二区はすべて二〇‰以上の死亡率である。報告書によれば、地区ごとに見られる明らかな死亡率の差異は、日常でも同じであるという。「後者六区は、日頃から三〇人に一人の死亡率である。逆に前者六区は、四〇人に一人である」70。報告書によれば、この明白な違いが、コレラと社会組織と同様に、病全般と社会組織との関係を映しだしているのである。では、その違いとは何であろうか。それは、悪質で狭小な居住空間に、何人もの人間が折り重なるように住み、良い食べ物を取っていない、ましてやその空間に動物と暮らしている、そのような生活が死亡率を引き上げているということである。報告書はこのように書いている。

すし詰めと貧困(misère)が、六区までと、それ以外の区の死亡率の違いを明らかにしてくれる。委員の一人の調査は、コレラの出現する前から、長いこと死亡率について注意を払ってきた。その研究が示しているのは、モルテルリー通りの死者が、首都のどの場所よりも多いということであり、貧困な人々が住む地区の死者が他の場所よりも死者が多いということである。したがって、コレラは、他の病気と同じように人口に働きかけたということになる71。

報告書によれば、最も注意しなければならないのは、定住せずに安宿に宿泊する者たちで あるという。報告書は強い口調でこのように書いている。

社会階層の最下層に位置づけられるこの階級は、産業の夢に彩られ、人口に溢れ、工業の盛んなわれわれの都市に、不注意による過ちと、不品行による混乱を絶えず作り出している。パリほどこの階級であふれた場所はない。何らかの稼ぎを得られるのではないかという誘惑によって、パリは流れ者の大群を引き寄せ続けている。定住もなく、定職もないこの階級は、貧困と悪徳以外のものを持たず、日中は公共の道をさまようだけで、夜は貧民宿(maisons garnies)に帰っていく。首都のあらゆる場所にあるこの貧民宿は、いつでも彼らを受け入れるために存在しているのである72。

パリに存在する宿泊施設は、一等級から五等級に分類され、四等級および五等級を貧民宿としていたが、報告書によれば、貧民宿は、三一七一軒存在していた。そこには常に三万五〇〇〇から四万人が住んでいたという。コレラが発生した時、貧民宿に宿泊していたのは、三万二四三〇人であり、コレラに罹ったのが、二三四二人、死亡が一〇三三人であった。つまり、死亡率は三二%とかなり高い数字になる。報告書が描く、貧民宿の状況はこのようなものである。

薄暗い部屋は、時に侵食されて黒ずんだ壁に囲まれている。汚い小部屋で空気が循環することはない。汚れた窓からはほんの少しだけ太陽が入り込んでいる……。配管からは雨水と生活用水が溢れていて、さながら汚れた井戸のようである。便器はありとあらゆる汚物で塞がっている……。住民たちは、部屋の隅のすべてに、また彼らのベッドの下にまで、泥でよごれた布切れを溜め込んでいる。そこから、悪臭のひどい瘴気が、醜いあばら屋の真ん中に漂っている……73。

衛生中央委員会のメンバーの一人であるヴィレルメは、貧民宿におけるコレラの死亡率を調査し、『公衆衛生および法医学年報』で発表しているが、やはり貧民宿の死亡率が高く、その宿が集中している九区の死亡率も高かった74。

先ほどルーレは、コレラは瘴気的にも伝播すると話していた。公衆衛生学者たちも、行政官たちも、コレラ対策として、泥や汚物に気を配っていた。しかし、もし貧民宿に瘴気が溢れているのならば、そこはコレラの温床といえるのではないか?貧民宿の高い死亡率はそのことを証明しているのではないか?だとすれば、貧民宿の衛生に介入することは、それ以外の市民にとって正当化されるのではないだろうか?報告書は、きわめてカバニス的な口調で、貧民宿の改善の必要性を語っている。

これはいつの時代も、どこの場所でも等しく真実である。これは、絶えず繰り返して述べられなければならない真実である。というのも、絶えず忘れらるからである。その真実とは、人間とそれを取り囲むものには、秘密の繋がり、神秘的な関係があるということだ。その関係の中で、人間は継続的に深い影響を受け続けている。良好だといえるのは、その影響が人間の身体と精神に力を与え、発達させ、維持させる時である。有害なのは、身体と精神を、改悪させ、否定し、殺してしまう時である。しかし、その作用がこれ以上なく恐ろしく思えるのは、それがすし詰めの人々に対して働きかけていることがわかった時である……。これこ

そが、死亡率が他より高い地区が観察できる理由である。これこそが、病気の種が他よりも早く進展する理由である。これこそが、早く人生が終わる理由であり、他の地区では四〇人に一人の死亡が、ここでは絶えず三〇人に一人になる理由なのである75。

ここで表明されている公衆衛生学を捉えるために、カバニスの思想を思い出そう。カバニスにとって、大事なのは、身体と精神との関係であり、社会がその身体と精神に働きかける方向性であった。病気は人間の過失か、社会の過失のどちらかでありえた。したがって、貧民宿に住む人々は、きちんと教育を受けておらず、その誤った精神は身体に悪影響を及ぼす。さらに貧民宿の空気の悪さ、太陽のなさ、瘴気は、身体に悪影響を及ぼし、それは精神に影響を及ぼすことになる。しかし、貧民宿以外に住むものたちも、やはり周囲に影響を受けるのであるから、貧民宿はその瘴気によって、貧民宿に住む人々はその精神によって、周囲に悪影響を及ぼすであろう。

報告書を手がけた者たちにとって、このことはすでにカバニスが述べていたことだった。 コレラは、その一つの表れに過ぎなかったのであり、統計学はそれを補強しただけだった のである。以降、公衆衛生学は、貧民たちの精神と身体、その周りの環境の改善を目指す ことになる。

報告書が結論部で述べているのは、その一つである。パリには四八の街区があるが、中心にある二八区は、五分の一の面積にも関わらず、人口の約半分が居住している。その地区、通り、家、住民が問題である。「というのも、これほど空間が狭く、人口が圧迫されており、空気が悪く、居住が危険で、住民が悲惨な場所はないから」76である。したがって、必要なのは、新しいアパルトマンを建設し、通りを拡張し、狭く曲がった道を取り壊すことである。アパルトマンは、空気の循環と日照を阻害しないため三階以上のものは作らないようにしなければならず、また空気の循環のために公園や広場も必要であろう。また家庭排水の良い仕組みも作る必要がある。

ここにあるのは都市の分断である。そこには二つのパリがあり、それを白日の下に晒すのは、統計的な比較である。コレラはパリ全てに平等に襲いかかったわけではない。ペストのようにすべてを破壊しつくすものというよりも、それは六区に住む人々に集中して襲いかかったのである。衛生学者たちにとって、そこはパリ的な、ヨーロッパ的な空間とは知覚されず、よそ者たちの空間、アジア的な、コレラを運ぶ巡礼者たちの空間である。そして前世紀のペスト的な表象、つまり墓地、監獄、病院に付与していた貧困、密集、不衛生という烙印が押されていることがわかる。

¹ Benjamin Rush, *An Account of the Bilious Remitting Yellow Fever as it appeared in the City of Philadelphia in 1793*, Philadelphia: Thomas Dobson, 1794, p.12.

³ Constantin-François Volnay, *Tableau du climat et du sol des États-Unis d'Amérique*, Paris: Courcier, 1803, t.2, pp.328-329.

- ⁴ *Ibid.*, t.1, pp.332-333.
- ⁵ *Ibid.*, t.1, p.336.
- ⁶ *Ibid.*, t.1, p.340.
- ⁷ *Ibid.*, t.1, p.343-344.
- 8 E.H.アッカークネヒト『パリ病院 1794-1848』思索社、一九七八年、五七一頁。
- 9 同上。

Étienne Pariset, et al., Histoire médicale de la fièvre jaune observée en Espagne et particulièrement en Catalogne dans l'année 1821, Paris: De l'Imperimerie Royale, 1823, p.48

- ¹¹ *Ibid.*, p.50-51.
- ¹² *Ibid.*, p.73-74.
- ¹³ *Ibid.*, p.606.
- ¹⁴ *Ibid*.
- ¹⁵ *Ibid.*, p.607.
- ¹⁶ *Ibid.*, p.612.
- ¹⁷ Archives Parlementaire, Serie 2, t34, p.648.
- ¹⁸ *Ibid*.
- ¹⁹ *Ibid*.
- ²⁰ *Ibid.*, p.649.
- ²¹ *Ibid.*, p.650.
- ²² *Ibid.*, p.653.
- ²³ *Ibid*.
- ²⁴ *Ibid.*, p.655.
- ²⁵ *Ibid.*, p.658.
- ²⁶ *Ibid.*, p.658-659.
- ²⁷ 第三条. Cf. Duvergier, t.23, pp.592-594.
- 28 第七条
- 29 同上。
- 30 検疫の期間や対象の国などのより細かい規則については、一八二二年八月七日の王令によって定められた。Cf.Duvergier, t.24, pp.86-94.
- 31 第五条.
- ³² EMM, t.11, p.607-614.
- ³³ *Ibid.*, p.612.
- ³⁴ *Ibid.*, p.612.
- 35 *Ibid*.
- ³⁶ *Ibid*.
- 37 Ibid.
- 38 *Ibid.*, p.613.
- ³⁹ Charles Maclean, Evils of Quarantine Laws, London: T&G. Underwood, 1824.
- ⁴⁰ Nicolas Chervin, *Pétition adressée à la Chambre des Députés*, Paris: Fonderie de A. Pinard, 1833, p.6.
- 41 *Ibid.*, p.12.
- ⁴² Louis-François Benoiston de Châteauneuf, Rapport sur la Marche et les Effets du Choléra-Morbus dans Paris et les Communes Rurales du Departement de la Seine, Année 1832, Paris: Imperimerie Royale, 1834, p.12.

² *Ibid.*, p.16

- 43 Dominique-Jean Larrey, $\it Memoire~sur~le~cholera~morbus,$ Paris: Mme Huzard, 1831, p.4.
- 44 見市雅俊『コレラの世界史』晶文社、一九九四年、四○頁。
- 45 同書、三五頁。
- ⁴⁶ Rapport sur la marche et les effets du choléra-morbus dans Paris et les communes rurales du département de la Seine, 1834.
- ⁴⁷ *Ibid.*, p.13.
- ⁴⁸ *Ibid*.
- ⁴⁹ *Ibid.*, p.17.
- 50 AHPML, t.1, v. 強調原文
- ⁵¹ *Ibid.*, t.1, p.xviij.
- ⁵² AHPML, t.6, p.399.
- ⁵³ *Ibid.*, p.428.
- ⁵⁴ *Ibid.*, p.426.
- 55 Ibid., p.430.
- ⁵⁶ *Ibid.*, p.432.
- ⁵⁷ *Ibid.*, p.425.
- ⁵⁸ 見市、上掲書、二九七頁; René Le Mee, «Le Cholera et la question des logement insalubre à Paris», *Population*, 53(1/2), p.380.
- 59 オテル・ド・ヴィル、アルセナル、シテ、モネの四地区.
- ⁶⁰ Rapport sur la marche et les effets du choléra-morbus dans Paris et les communes rurales du département de la Seine, p.41.
- 61 *Ibid.*, p.43-44.
- ⁶² *Ibid.*, p.45. *Cf.* 喜安朗「コレラの恐怖・医療・そしてパリ民衆」『思想』、六九一、四-五頁。
- 63 Ibid., p.45.
- 64 *Ibid.*, p.46.
- 65 Ibid., p.47.
- 66 *Ibid.*, p.48.
- 67 Ibid., p.50.
- 68 Ibid., p.63.
- 69 *Ibid.*, p.68.
- ⁷⁰ *Ibid.*, p.81.
- ⁷¹ *Ibid.*, p.125.
- ⁷² *Ibid.*, p.191-192.
- ⁷³ *Ibid.*, p.193-194.
- ⁷⁴ AHPML, t.11, pp.385-409.
- ⁷⁵ Rapport, op. cit., p.195.
- ⁷⁶ *Ibid.*, p.196.

第九章:危険な階級

一. 危険な階級と感染

一八三二年のコレラは、感染という観点、ペスト的な恐怖を遠ざけていった。というのも、コレラ患者に触れられることでコレラが伝染ることはないという結論に至ったからである。コレラは都市のある条件によって作られるのであり、問題の中心は空気の状態に移っていった。接触による感染は問題ではない。都腐敗した空気に充満した貧民宿の不衛生が問題なのである。

一九世紀の労働者階級については、すでにルイ・シュヴァリエによる優れた著作1があるので、ここで全般的に検討せず、われわれの関心である感染の問題を考えることにしよう。衛生学者や行政官が不衛生に介入するためには、危険性を明示する必要がある。しかし、コレラは空気の問題であると考えられていたから、それがペストのように都市にとって、全般的な危機になるわけではない。コレラが起きれば貧民宿の労働者階級たちの多くが犠牲になるだろう。しかし、彼らがそれを受け入れている限り、衛生的介入の合法性も必要性もない。

そこで衛生学者たちが援用するのが、一種の感染症、すなわち労働階級の悪習という遺産が受け継がれていくという考えである。そしてその悪習が犯罪や売春やその他多くの都市の混乱を招く。こうした表象をつくりあげ、彼らが危険であるという烙印によって、その危険を生み出す温床としての家屋に衛生的な介入が可能になるのである。

一八四〇年、労働階級への危惧を表明する三つの著作が出版されている。フレジエによる『大都市の人口における危険な階級』、ビュレによる『イギリスとフランスにおける労働者階級の貧困について』、そしてヴィレルメによる『労働者の身体的精神的状態の描写』である。われわれが、この三つの著作を、感染という視点から見たときに、どの著者も同じ観点から語っていることが明白になってくる。まずはヴィレルメから見てみよう。ヴィレルメは、労働者階級に生まれる子供についてこう述べている。

これら不幸な子供たちは無秩序だけを見て、彼ら特有の猥褻さだけを理解し、悪習だけを吸収する。淫猥な環境で育てられ、悪い模範に耕され、できる事といえば、見たものを真似ることである。したがって、彼らは必然的に、両親と同じように、酔っぱらいで、放蕩で、愚かな人間になるのである。

こうして、模範の強さ、または模範の感染によって世代から世代へと受け継がれ、 習慣の感染によって永遠に生き続けるのは、無作法、不道徳、悪癖、頽廃、それ にミゼールである²。

ヴィレルメにとって、悪習は手ほどきによって、世代から世代へと感染していくものである。その原因は彼らの仕事場にあるとヴィレルメは述べている。「彼らの仕事場を見るならば、数多くの労働者がいつでも、ごちゃ混ぜになっており、そこは酔っぱらいと放蕩の学校になっている」3。「あなた方は、仕事場で性別をごちゃ混ぜしている」4。ビュレにしても同じである。「われわれが見るのは、ミゼールたちが、年齢も性別も一緒くたに、小さな部屋に集まっており、時として同じベッドで眠っているということである。こうして、接近と模範によって、放蕩がそそのかされるのである」5。

ヴィレルメによれば、そうした環境で育つ子供は、放蕩を学んでしまう。悪いのはその 環境であるということになる。

労働者の美点と欠点、あるいは労働者の美徳と悪徳は、主にその周囲の結果なのであり、一言で言えば、彼らが生き、育つ状況の結果によるのである⁶。

そして、悪習がはびこることは、都市に悪影響を及ぼすと述べている。というのも、「工場のある地方で、道徳の緩みが起きれば、かなりの割合で、パリで売春に身を委ねる卑しい階級をつくり出すからである」7。すなわち、地方の工場が放蕩の学校であった場合、パリに上京し身を売春に委ねる人々が増えてしまうというわけなのだ。

フレジエも、労働者階級、貧困、売春という繋がりを、悪習の感染という言葉で説明している。フレジエによれば危険な階級はこのように想定されている。

女性たちが穏やかで暖かく道徳的な影響を社会に与えているということを、偏見 も不正もなく認めることができるとしても、否定できないのは、その高貴な影響 を軽蔑する女性たちがいるということである。彼女たちは粗野な人生を好み、非 常識と悪習からあわれな名声を引き出している。それは大衆の心を破壊すること に多大なる貢献をし、本来改善すべき道徳精神を破壊する。社会に襲いかかるす べての侵害において、彼女たちは第一原因として、また媒介者として多大なる役 割を演じている⁸。

フレジエにおいても、貧困、売春、犯罪はすべて結びついたものとして考えられている。「売

春婦、彼女たちから不当な利益をえている仲介者たち、しかし売春婦にしても詐欺と泥棒の共犯者である」9。そして、子供にその悪習が感染するとしてこう述べている。

子供たちにしても腐敗した階級の要素を兼ね備えている。というのも、悪徳は感染するからである。彼らは、成人する前に、家族と完全に関係を断ち、その孤立し放浪の状態で生計をたてるのに、小さな盗みとあらゆる種類の悪事を働いている¹⁰。

ヴィレルメやフレジエやビュレのこうした視点は、貧困が売春や犯罪を生み出すという考えに基づいている。しかしこうした発想は、目新しくないように思われる。実際、一八世紀のイタリアの啓蒙主義はこの点を告発してきたのである。例えば、堀田誠三の研究¹¹によると、ムラトーリは『公共の福祉について』(一七四九年)の中で、子供が犯罪へと誘われるのは貧困が原因であると考えている。ムラトーリによればこうである。賃金の安い労働者は、稼ぎを飲酒に使ってしまう。飲酒のせいで食事を満足にとれない子供は怠惰に育ち、男は犯罪へ、女は売春へと誘われる。売春によって、子供へ伝染った性病が、子供から親へと伝染ることで、家長は労働ができなくなる。ムラトーリの考えによれば、統治者は原因である労働者の飲酒を止めさせ、労働と食料の管理をすべきであるということになる。同じくベッカリーアにとっても犯罪を予防する最良の手段は美徳に対してほうびを与えること、そして教育の完成であった¹²。

確かに一九世紀の労働階級に関する言葉の中には、こうした啓蒙的発想が隠されている。 教育の重要性、美徳の強調にそれを見ることができる。そして十九世紀になると、その悪 徳はある種の感染する病となるのである。このことは都市に危険をもたらすことになる。 それは一種のペストである。ビュレは次のように述べている。

労働階級の現在の状況は、すべての者にとって十全たる災禍 (pleine péril pour tous) である。政治と哲学が、その災禍を解き放ったのである。労働階級は、公式に彼らの権利を要求し、平等への要求の正統性を要求している。……。われわれの時代、知性の発展と、道徳性の発展の間には不一致が存在している。この十年というもの、頻繁で、悲しい模範が周期的に示すのは、混乱への誘惑が、熱っしやすい人口にどれほど感染したかということである。彼らは、簡単に熱狂し、いきいきした感情を見出すことができるのは、暴動と、庶民の祭りと、革命と闘いの中だけなのである¹³。

アルフォンソ・エスキロスはこう述べている。「世界には二人の私生児姉妹がいる。それは 売春と暴動である」¹⁴。二月革命の前夜であったこの時代、ストライキ運動が激化していた ¹⁵。またラスネールのような犯罪者も大衆に人気を博していた。ラスネールは、ギロチンに かけられる前、コンシェルジュリーで執筆した『回想録』(一八三六年)においてこう述べ ている。「確かに自由や平等という原理は美しい。……。しかしけっして実現されたことの ないこの幻想は、そのために流された血に値するほどのものなのだろうか。それなのにあ なたがたは、人間の生命を尊重しろと私に命令する」¹⁶。一八三九年の『公衆衛生および法 医学年報』を見ると、ゲリーは犯罪数の増加を指摘している¹⁷。ゲリーによれば、一八二五年からの一二年間で、三九%の増加が見られるという¹⁸。

七月王政への不満。暴動、犯罪の増加。これに売春が付け加わる。ビュレはこう述べて いる。

犯罪に続いて、売春が労働階級における最大の惨禍である。われわれの意見では、 悪徳は、社会にとっても個人にとっても犯罪以上に危険である。……。社会階級 の一定層にとって、意見は悪徳に反対しておらず、彼らが抱く軽視によって、悪 徳に立ち向かう者はまったく保護されていない。しかし、われわれが研究したよ うに、どれほどの恐ろしい感染が、住民のあいだに拡がるであろう……¹⁹。

ビュレやフレジエにとって、その原因は、個人にあるのではない。その原因は、狭い家の中や、労働者たちの職場において、悪徳の模範が感染し、それが都市全体、国家全体に拡がることにある。フレジエにとって問題なのは、労働者たちそのものよりも、その「共同生活(la vie commune)」である。「悪しき習慣がかくも強力に感染するのは、共同生活の中でである」²⁰。

だとすれば、そうした共同生活から子供たちを引きぬかねばならない。さらに悪徳に染まってしまった若者たちは、「悪徳と感染の卵」²¹なので、懲治監で矯正しなければならない。しかし、監獄にせよ共同生活には違いない。共同生活である以上、模範が感染する可能性がある。この懸念は、ロンドンやジュネーヴでも表明されていたのであり、その対策として、イギリスでは、無言システムと隔離システムが考案されていた。フレジエは、クロフォードとラッセルによる報告書の次のような箇所を引用している。

実際、一つの言葉が十の言葉と同じくらい感染することはないということは認めよう。しかし、同じ人間のあいだで、続く言葉が、継続的に交換されるならば、数日後には……、完全な文章を作り出すのではないだろうか²²。

言葉の交換が、悪徳の感染を広めてしまう。それを止めるのは沈黙である。もし沈黙が守られなければ、懲治監は悪徳の温床になってしまうことになる。「無言の原理は、ある程度、勾留人の道徳的分離の作用をもたらし、部分的には、汚染(contamination)の効果を予防できるだろう」²³。

フレジエ、ビュレ、ヴィレルメにとって、問題なのは悪徳、悪徳、模範である。そして 労働者やその子供が、美徳か悪徳のどちらを習得するかは、周りの環境によるのである。 環境が悪ければ、悪徳が感染する。こうして犯罪と売春が社会に存在することになる。こ こでは個人の資質はまったく考えられていない。労働者ではなく、共同生活を改善すべき なのである。問題は環境や社会の方にあり、改善すべきなのはむしろ社会の方である。

一八三三年、アドルフ・ケトレは、すでにこのような観点を表している。ケトレは、ベルギーの統計学者であり、ヴィレルメの盟友であり、『公衆衛生および法医学年報』に多数の論文を残している。その中で、『道徳衛生(Hygiène moral)』と題された論文で、はっきりとこう述べている。

事実、この意見を支えるすべての証拠によって、経験が明らかにするのは、一見 すると逆説的に思える次のことである。**犯罪を準備するのは社会であり、犯罪** 人は、それを実行する道具にすぎない²⁴。

統計学者であったケトレにとって、犯罪は統計的確率的計算の対象であった。ケトレによれば、「観察する個人の数が増えれば増えるほど、個人の意思は消え去り、一般的事実の連なりが優位になっていく。この事実の連なりは、社会が存在し、自らを保つことのできる原因に依存している」²⁵。簡単にいえば、ある社会には、一定の犯罪が存在するということである。ケトレは、一八二五年から三〇年までの犯罪数がほぼ一定であることを示している。逆に言えば、犯罪数の増減は、社会の変動と繋がっている。

人間の発達とその行為の変更を司る法則は、一般的に次のことがらの結果である。 その組織、知識、裕福さ、制度、地域の影響、その他無数にある、捉えがたいそ の他の原因。おそらくそのうちのいくつかは、人間が知ることのできないもので あろう²⁶。

人間の精神と行動の変更は、それを取り囲む環境の変化にかかっている。こうした観点は、 『公衆衛生年報』の執筆者たちにとって、共通の理解であっただろう。例えば、エスキロー ルは、七月革命による社会的恐怖と混乱が狂気を増加させたと指摘している。「社会状態そして 政治的動乱は、狂気の頻度と性格に多大の作用を及ぼす」²⁷。ボワモンもまた、革命や動乱と狂気の感染が関連していることを指摘する²⁸。ジラルダンによれば、自殺は手工業者によく見られる現象である。「もし今日、手工業者たちが、自殺という病気にかかっているならば」²⁹、その原因は、かれらの知性が現代文明にいらいらさせられるからである。

ここまで見てきたように、危険な階級としての労働者階級への眼差しの中には、彼らが 周りの環境によって感染してしまったという観点があった。その感染は、売春や犯罪や騒 乱やストライキを通じて、都市や社会全体に広まってしまうという恐れがあったわけであ る。こうした観点と合わせて考えなければならいのは、一八三八年に公布された、精神病 者を収監するための法である。それは今まで見てきた感染の問題とちょうど裏表の関係に あるからである。しかし、そのことに触れる前に、売春の問題に触れておきたい。という のも、それが梅毒という一九世紀後半の社会問題に関わるからである。

二 売春と梅毒

当然のことだが、フレジエ、ヴィレルメ、ビュレたちが、労働者階級を悪徳を感染させる者たちという観点から語る背後には、病の感染の問題がある。一八三二年のコレラの調査で、労働者たちの住む地域の罹病率と死亡率の高さを示したのは、他ならぬヴィレルメだった。フレジエもまた、こう述べている。

貧民宿の人間の過剰と換気の悪さは、同じく、工場で雇われている労働者の健康を触んでいる。事実、彼らは仕事場にある悪臭の漂う住居で毎日を過ごしており、 しばしば仕事場自体も不衛生である。結果、彼らは簡単に感染病に罹る傾向がある³⁰。

ビュレは第二部で労働者たちの身体の状態を描写しながら、このように結論している。「感染性の熱病は、ミゼールの印であり結果であると証明された」³¹。したがって、労働者の住む家、特に貧民宿は、悪徳を感染させるという意味でも、病を生じさせるという意味でも 危険であることが考えられている。

奇妙なことに、売春と梅毒という、悪徳と病の繋がりは指摘されていない。このことは、 当時梅毒という病がどのように考えられていたかを示している。フロベールは梅毒をこの ように定義している。「多かれ少なかれ、みんなが患っている」³²。実際、売春が梅毒の蔓 延と繋ぎ合わさって、大きな社会問題となるのは、一九世紀後半である。実際、フレジエ が売春を問題にするのは、社会を脅かす感染病そのものとしてではなく、社会を脅かす道 徳的な感染の例としてである。例えばフレジエによれば、パリにいる五一八三人の娼婦の うち、三五二人が姉妹である。加えて、母と娘が一六組、叔母と姪が四組、従姉妹が二二 組いるので、合わせると四三六人が近親関係にある。「これは、貧困階級の、売春の分野に おいて、道徳感染があることの恐るべき証明」33である。

しかし、この時代に売春と梅毒との関係が全く考えられていないというのは誤りである。 むしろ、そうした繋がりが次第に形成されていった時代として考えられる。『公衆衛生年報』 の主要人物の一人であったパラン=デュシャトレは、『パリ市における売春について』(一 八三六年)という著作を残している。この著作では、梅毒についてはっきりと危険性を指 摘している。

感染という経路をたどり、人間を苦しめ、社会に甚大な損害をもたらすあらゆる病気の中でも、梅毒ほど深刻で危険で恐るべき病気はない。否認されることを恐れずいえば、この点から見ると、そのもたらす災厄は、時として社会に激しい恐怖をふりまくあらゆる疫病(les pestes)がもたらす災禍にも勝るものだと断言できよう³⁴。

しかし、先ほど述べたように、梅毒はありふれた病気であった。フロベールが言うように、 誰もが多かれ少なかれ持っている病気だとすれば、梅毒とペストを比べるのは、行き過ぎ なのではないか?しかしパラン=デュシャトレはこう述べている。

梅毒はわれわれの国にあり、隣国にあり、世界中に存在している。確かに、梅毒は、他の病気と違って、即座に命を奪うことはない。しかし、それは犠牲者が膨大ではないという意味ではない。その流行は途切れることないし、梅毒が好んで襲うのは、人口の分布の中で、国家の力と富を作り出すのに適した年齢層である³⁵。

他の感染病の場合、その流行は周期的に起きるのであり、被害が少ない年が存在する。しかし梅毒は、周期的にではなく、毎年同じように犠牲者を出している。さらに、他の感染病では、死亡率が高いのは老人や子供であり、パラン=デュシャトレの言葉を借りれば「社会にとって役に立たぬ者たち」36であるが、梅毒の場合、軍事力や労働力として期待される年齢層の死亡率が高いのである。したがって、梅毒はありきたりな病気なのではなく、恐るべき感染病なのである。感染病である以上、都市全体の脅威であると考えなければならない。

要するに、現代の社会においては、どんなに純真で貞潔な人間でも、その攻撃から逃れることができないのである。毎年、乳母や貞節な妻や乳飲み子の中で、この病気に手ひどく冒されなかったものが一体どれだけいるというのか!³⁷

つまり、梅毒は遅効性のペストである。しかし、社会にとって有用な成人男性とその周りにいる者たちを襲うという意味で、ペストより恐ろしいのである。だとすれば、ペストのような予防策がとられなければならないのではないだろうか?パラン=デュシャトレはいう。

われわれは多大な費用を使って隔離院を作った。われわれは港に衛生委員を組織した。われわれは人間と商品を厳しい検疫に付してきた。それは、われわれの国に海外から病気が持ち込まれることを阻止するためである。これらの措置が命じる動機で、これ以上賞賛すべきものはない³⁸。

確かに、その動機は賞賛すべきである。しかし、パラン=デュシャトレは検疫には何の意味もないと告発している。コンスタンティノープルでは、ペスト対策に大金を使ったにも関わらず、人口減少を止めることはできなかった。合衆国では、検疫をすり抜けて黄熱病が流行した。「恐るべき疫病の進行を打ち破ったり、食い止めたりするのにそれは何の役にも立ってはいないのだ」39。この発言は、コレラが最初にパリに侵入した直後のものである。厳格な検疫が敷かれ、防疫線が敷かれたにも関わらず、パリはコレラに侵略された。シェルヴァンが検疫の不要性を訴え始めていた頃である。パラン=デュシャトレもそうした影響下にあると言えるだろう。

検疫や隔離に意味がないとするならば、梅毒に対してどのように働きかけるべきなのだろうか。パラン=デュシャトレはこう述べている。

今日梅毒のもたらしている災禍を軽減し、次いで、できうるなら、後世においてこれを絶滅させてしまうための根本的にして必須の条件とは、世に梅毒を最も広めやすい立場にある人間の健康状態をしっかりと監視することである。その人間とは、言うまでもなく、売春婦に他ならない⁴⁰。

この言葉は、パラン=デュシャトレの思想をよく示している。軽減するべき災禍、できうるならば根絶してしまうべき災禍は、梅毒なのであって、売春婦ではない。パラン=デュシャトレは、聖アウグスティヌスの言葉を引用して答えている。売春婦は、「自然の理法に

従い、社会の中のある地位を……占めている」⁴¹。こうした発言の背後には、明らかに統計学的決定論が存在する。ケトレは、一定の社会には一定数の犯罪が存在すると証明した。同じように、パラン=デュシャトレによれば、一定の社会には一定数の売春婦が存在するのである。

私は、同一の場所への多数の人間の集中と切り離せられぬ現象だとする人々の意見に与したいと思うのである。気候やそれぞれの国の生活習慣によって、そのとる形はさまざまだとしても、売春は巨大な人口集中地に特有な現象である⁴²。

確かに、売春婦の道徳性の低さについては、パラン=デュシャトレも認めている。しかし、そうした個人の差異を通り越して、社会全体の統計として測定すると、その数は一定なのであるから、これは道徳の問題ではないということになる。「もう幾世紀も前から売春が広めてきた数々の恐るべき病気、逃れられぬ感染の恐怖は、売春婦の数を減少させただろうか。けっしてそんなことはない」43。梅毒が流行しても、売春婦の数は一定なのである。売春婦になれば梅毒に罹るであろうという恐怖が、売春婦になろうとする者の決意を削ぐこともない。こうした個人の意志と独立して、その数は一定なのである。

売春禁止法の無益さ――なぜなら、これを根絶させるのは、当局の権限外のことであり、また売春婦は人間の多数集まるところでは、下水渠や道路やごみ捨て場と同じくらいなくてはならないものだから――を証明しようとしたら……、この事実を知るだけで十分である。当局のとる行動は、売春婦に対するのと、下水渠や道路やごみ捨て場に対するのと同一でなくてはならず、その果す義務はこれを監視すること、可能なあらゆる手段によってそれらに固有な不都合を軽減し、そして、そのために、それらを覆い隠すこと、一言でいうなら、能うる限りその存在を人目につかないようにしておくことである⁴⁴。

パラン=デュシャトレにとって、下水渠やごみ捨て場は、馴染みの深い場所だった。歴史 学者アラン・コルバンは、パラン=デュシャトレについて、このように描写している。

「私は私の記述した場所は、ことごとく自分の足で歩いて廻った」、と彼ははっきりと述べている。環状下水道をくまなく歩いて廻り、時としては、連続三時間も地下道の中に潜っていたこともある。さらには、数ヶ月間、モンフォーコンの 畜肉解体処理場に住みついていたりもする。ナントに立ち寄った時には、乾燥人 糞を積み込んだおわい船の船倉まで降りていき、あわや窒息死という目にもあったりしている。衛生学者は測定したり、実験したりするため、研究に肉体を丸ごと投入している⁴⁵。

公衆衛生学者たちにとって、下水渠やごみ捨て場、あるいは川や泥、道路、貧民宿は、その悪臭が周囲の人間の健康状態に及ぼす影響が懸念される場所だった。『公衆衛生および法医学年報』は、パリにおいて、身体に悪影響を及ぼす危険な場所を、医学トポグラフィーという一八世紀由来の手法で、地図に書き込んでいた。売春の問題は、これらと並行して考えられなければならない。すなわち、売春婦が周囲に及ぼす悪影響を検討し、不都合を軽減させ、表に見えないようにしなければならないわけである。その影響とはすなわち、梅毒であり、犯罪である。

その内容に入る前に、パラン=デュシャトレが語るこの時点で、売春婦は法的にどのように扱われていたのかを簡単に見ておこう。フランス革命の直後である、一七九一年七月二二日に公布された法は、新たに都市警察を組織するものであった。すなわち、旧体制下のポリス代官を頂点とする組織が解体し、新たな警察組織を作るものだった。この一七九一年法の第二部は、懲治に関する規則を定めており、軽罪に関する包括的な規定となっていた。第二部第七条は、このように規定している。

第七条. 懲治警察によって、罰される軽罪を以下のものとする。

- 一. 良俗に対する軽罪
- 二. 何がしかの宗教団体の行為による公的騒乱
- 三. 人間に対する侮辱または暴力
- 四. 公秩序または公的平穏に対する騒乱。すなわち乞食によるもの、喧騒による もの、群衆によるもの、または他の軽罪によるもの。
- 五. 市民の所有物への攻撃。すなわち、騒乱によるもの、窃盗によるもの、詐欺によるもの、認可を受けた遊技場の開店によるもの⁴⁶。

売春は良俗に対する軽罪だったのだろうか。パラン=デュシャトレによれば、「売春を語らないことで、立法者たちは、各人が行使の権利をもつ職業として見ていたと思われる。同じく、売春の規制は、個人の自由への侵害であると見ていたようである」47。すなわち、ここにおいて商業の自由となったのであり、旧体制に見られるポリスによる監視から解放されることになった。

売春は、公序良俗に違反されると考えらる場合、そして条例に違反する場合が罰される

ようになった。公序良俗の内容は判例の中で徐々に蓄積されていくことになる。例えば、立入禁止の場所に入ること、泥酔すること、物乞いをすること。これらは軽犯罪であり、一ヶ月から三ヶ月の禁固刑である。税金の支払い遅滞も軽犯罪となり、三ヶ月の禁錮刑となる。検診を怠り、病気と知りながら売春を続けることは、重罪であり、三ヶ月から六ヶ月の禁固重労働刑になった。

一七九六年、公娼に反対したジャン=フランソワ・ルーベルは、売春禁止法の必要性を五〇〇人委員会に訴えている。「知っての通り、良俗は自由の保護者であり、それなくしては、最良の法でさえ無力である」48。しかし、ルーベルによれば、一七九一年七月二二日法は、この点には言及ていないし、刑法にも記載はない。さらに、警察は罰されるべき売春の定義がなければ、動くことはできないのであるから、新しい法を作り、軽罪の対象と範囲を明らかにすべきであるという内容のものである。さらに、刑罰は、「罰金よりも監禁を選択すべきである。というのもしばしば軽罪の被告人は財産をもっていないから」49である。しかしこの提案は五〇〇人委員会を動かさなかった。

第一帝政が終わった一八一六年にも、内務省、警察大臣、警視総監との間で売春禁止法 についての議論が交されていた。警視総監ジュール・アングレは、売春婦の中で、悪評高 い者たちを、パリから強制撤去させる方針を考えていた。しかし警察大臣は、一八一〇年 刑法の盲点をつくことを考えていた。刑法の最後四八四条はこのようになっている。

四八四条.この法典に規定されておらず、特定の法や規則に規定されているすべての内容については、上級および下級裁判所が引き続き担当すること。

もし、旧体制下に作られた王令で、売春婦を規制しているものが、「特定の法や規則」に入るならば、新しい法を作らずとも警察が売春に介入しうる根拠になるのではないか?警察 大臣は、警視総監にこのような覚書を送っている。

遅かれ早かれ、個人の自由の原理が完全に勝利してしまい、売春はその原理のおかげで、他の自由のように商業の自由になってしまうことになる。しかし、立法は、明らかに区別と例外を認めて、公序良俗を保護するために、個人を行政官たちの監視に委ねている。その個人というのは、感情の状態と欠陥のために、宗教と道徳と、良き秩序と社会の利益に反対し続ける者たちのことである⁵⁰。

一八二二年にも禁止法の計画があったが、「そうした法は不道徳であると見られる」⁵¹ので、 実現はしなかった。 したがって、パラン=デュシャトレが『パリ市の売春について』を執筆した一八三七年 の時点では、売春の問題ははっきりと答えが出ているわけではなかった。だとすれば、そ れは人権として保護されているのだろうか。パラン=デュシャトレはそれを拒否している。

ところで、文明は不平等に分配されており、不道徳なだけでなく、悪徳から利益を得ている個人が見出される。こうしたことを考えれば、全員に同じ権利と同じ自由が与えられることは、正義ではないし、政治的でもない⁵²。

七月王政は立憲君主制だった。しかし、トクヴィルによればその特徴は「憲法の文面を変えることなく、その精神を遠ざけること」53だった。こうしたことは考慮に入れなければならないが、パラン=デュシャトレのこの発言の真意は、売春を無くすのではなくコントロールするためには、それが人権であってはならないということである。先ほども述べたように、それは市民の目に見えぬところで、警察や公衆衛生のコントロールの下で、行われる必要があったからである。

だとすれば、行政が監督しやすいような法律を作る必要がある。パラン=デュシャトレによれば、そのような法律は六条あれば十分だという。彼の法律案を見てみよう。

第一条. 公娼の抑圧は……、パリでは警視庁に、他の地域では市長に委託される。 第二条. 行政官には、担当の管轄内で、公娼に溺れる個人への自由裁量権が与え られる。

第三条. 公娼と認められるのは、公道での勧誘か、評判か、苦情の調査か、告発による。

第四条.パリ警視庁および他県の市長は……、公娼を抑圧するために適切と判断する規則をすべて行う。

第五条. 衛生のための無料診療所は、パリにおいて淫蕩にふける女性たちの衛生 監視のために作られたものであり、公益団体が設立する公衆衛生施設と同一であ る。必要と認められる限り、すべての地域に同様の施設を設立すること。

第六条.この無料診療所の報告書を、毎年内務大臣に提出すること⁵⁴。

売春に対してならば、行政はどのような措置でもとれることになる。ここには十八世紀的なポリスの姿が想定されている。この強大な権限によって「絶えまない監視」55が可能になるわけである。

したがって、パラン=デュシャトレの計画によれば、売春は二重の監視を受けるわけで

ある。公序良俗を監視する警視たち、そして性病を監視する医師たちによって。パリではすでに無料診療所が作られ、娼婦たちは二週間毎に検診を受けることになっていた。その記録は年初か、初診に作成される診療カルテに記載され、無料診療所に保管されていた。病気が確認されれば、警察の拘置所に一旦送られた後、一般施療院に送られ治癒するまで留置される。この処分を恐れて検診を受けなければ、視察官が連行し、治癒した後に罰が下る。

パラン=デュシャトレによれば、監獄は恐怖を植え付ける場所でなければならない。「売春婦を統制できるのは、この監獄がもたらす恐怖だけである」56。したがって、規律を厳しく適用し、規律への黙従によって、売春婦たちの道徳の向上を図らなければならない。しかし、一般施療院には「甘い菓子とか一見どんなに無益なように見えるものでも」57持ち込みを認めたいと述べている。

監獄は居心地のよいところでないこと、施療院はできる限り快適にというところに高い重要性を置きたい。さらに、監獄ではあらゆる種類の自由の剥奪が待ち構えており、施療院では喜びをもたらしてくれるものはできるだけすべて見出だせるようにしておきたい。要するに、監獄は入るのが怖くて、施療院はどうしても入れてほしいと思うようなところであってほしいのだ⁵⁸。

監獄は恐怖によって、売春婦たちの犯罪行為を減らし、検診を受けることを導くのに対して、施療院は心地よさによって、病の治癒を自発的に受けるようにする。そのようにして、売春はコントロールされうるのである。このコントロールによって、都市の危険、すなわち、犯罪と梅毒が抑制されるわけである。したがって、パラン=デュシャトレにとって、公娼制度は監視と管理を容易にする点で優れており、危険なのはもぐりの売春だということになる。売春禁止法は、もぐりの売春が増えることになり、むしろ管理を難しくしてしまうだろう。

パラン=デュシャトレの著作は相当な影響力を持っていた。特に売春と梅毒という観点はさまざまな著者に取り上げられ始めることになる。ポットンはリヨンの売春と梅毒の関係を調べ、医学アカデミーは報告書を作成する。報告書によれば、パリはその衛生措置によって、梅毒は減少しているが、他の衛生措置をとっていない都市では、日に日に梅毒が広まっているとしている。

パラン=デュシャトレは、隔離院の機能を否定していた。というのも、黄熱病やコレラを未然に防ぐことは不可能だったことは、検疫の無益さを証明しているからである。ケトレが示したように、統計学的に見れば、ある社会において犯罪の数は一定数存在する。同

じく売春婦も、大都市には一定数存在する。したがって、公衆衛生学は、それを根絶するのではなく、その数を抑制しコントロールするために、監獄と病院を使うべきなのである。 必要なのは、医師たちによる定期的な検診と、行政官たちによる見回りである。

三 精神病者たち

一八三八年六月三〇日、精神病者の強制入院についての法律が公布された59。これはパラン=デュシャトレが売春婦についての著作を出版した翌年のことである。この法律によれば、各県に精神病者のための公共または私設の病院を設立が定められている(第一条)。どちらの監督も国家が行うこととしている(第二、三条)。そして、知事と内務大臣の委任を受けた、裁判長や検察官、判事および自治体の代表者は、各病院を巡視しなければならず、私設病院には三ヶ月に一度、公共病院には六ヶ月に一度は訪れなければならない(第四条)。精神病者用の病院を開設するためには、国の許可が必要である(第五条)。逆にいえば、すべての精神病院は国の監督下に入ることになる。

入院には、任意によるものと、強制がある。任意の場合、医師の診断が必要である(第 八条)。これは、精神病だと偽って、家族の誰かを厄介払いすることを防止するためである。 問題なのは、強制の場合である。第一八条および第一九条にはこう書かれている。

第一八条. パリでは警察署長、それ以外の県では知事が、公の秩序を乱し人々の 安全を犯すおそれのある禁治産者または禁治産ではない精神病者を公的権限によって入院させることができる。……。

第一九条. 医師の診断書によって証明されるか、民衆が証明するような緊急の場合には、パリ警察署長、パリ以外では組長が精神病者に対して一時的かつ必要な処置を命ずることができる

「禁治産者または禁治産ではない精神病者」。この言葉をどのように理解すべきだろうか。 ミシェル・フーコーは、コレージュ・ド・フランスの講義の中で、一八三八年法に触れて、 このように述べている。

一八三八年法の根本的な事柄の一つ……は、禁治産を跳び越えて監禁を行うことを定めていることです。すなわち、今や監禁が、狂人を取り押さえるための主要な部品になるということです。これに対して、禁治産は、それが必要とされるとき、たとえば、個人の法的状況や民法上の権利が危険に晒されるおそれがあると

き、また逆に、個人が自らの権利によって家庭の状況を危険に晒すおそれがあるときに……、事後的に付け加えられるのみです。監禁が根本的な手続きになることで、禁治産はもはや、その付随的な一部品でしかないということです⁶⁰。

ナポレオン民法典において、基本となる単位は、個人でも社会でもなく、家族であった⁶¹。 そのことは、妻と夫の関係性がどのように規定されているかを見れば分かる。精神病者は、この家族という単位の中で、管理されてきたのであり、禁治産はその一つの道具であった。 しかし、フーコーの言うように、一八三八年法はその家族という単位に介入し、精神病者の身体を監禁することを可能にしているのである。フーコーはこのように分析している。

今や、狂人は、家族の権利や富や特権を危険に陥れる個人としてではもはやなく、 社会の敵として、社会にとっての危険として現れます。一八三八年の法律のメカ ニズムによって指し示されているもの、それは社会の敵であり、こうして家族は 所有権を剥奪されることになる、と言うことができます⁶²。

確かに、危険な精神病者は社会の敵と見なされ始めていた。しかし、それが家族の権利に 介入する理由となるのだろうか。法案の審議の中でも、ある議員はそのような疑問を提起 している。

この法の目的は何か?それは個人の自由を守ることだ。そして、野山を放浪している大多数の精神病者が惹き起こす災いから、この国を守ることだ。しかし!この法はその範疇を超えてしまっているように思う。というのも、家族がこれらの人間を精神病院へ入れることを強制しているし……、それはどうも不可能なことのように思う⁶³。

この疑問に対して、内務大臣が答えている。確かに、精神病に罹った家族の一員を病院に 入れることは容易ではないだろう。しかし、それは家族のためでも、個人の自由のためで もあるとして、こう述べている。

われわれが望むのは、家族を妨げることである。しかし、それは意欲を妨げるのでもないし、近しい者に湧く公正な愛情を妨げるわけでもない。それは、悪性の感情や、強欲な感情を妨げるためである。すなわち、狂気という口実を使って、家族の一員に行方をくらますように仕向ける感情である⁶⁴。

つまり愛情があるために隠匿してしまうのであって、それを予防するためには強制する権限が必要だということである。しかし、それほどまでに危険なのだろうか。ある議員の言葉には、精神病者に対する恐怖が見て取れる。

精神病と診断された者を、ただ社会が配慮するだけでは十分ではない。社会の力によって、その数を減らすのでなければ。すべての学者が揃って言うには、風俗の頽廃と同じく精神病者は増加しており、下劣で低俗な感情は、これ以上ない活力で、その根源を発達させるという。ある者によれば、どの国でも狂人の数は、犯罪者の数と全般的な類似点があるという。また、狂気が最も激しく活発に表面化する年齢は、犯罪と同じであるという。したがって、人間という種にとって、かくも下品なこの病が惹き起こす損害を減少させ、予防しうるものは、教育なのである⁶⁵。

フーコーが言うように、精神病者は社会の敵として捉えられている。ここでは風俗の頽廃、精神病者の数、犯罪件数の相関関係があるという点に基づいて、法がその領域に介入すべきだという主張がなされている。どのように介入するかといえば、家族の下で保護されている精神病者の身体を監禁し、または野原を歩き回っている精神病者の身体を監禁し、精神病院において教育を施すことによって、その数自体を減少させることである。ここには売春婦にとられる措置と同じ構造が見られるのであり、それは社会への攻撃を防ぎながら、道徳的教育によって全体の数を抑圧するという構造である。

しかし、売春婦たちや労働者階級と、精神病者たちは法的に同じ主体ではない。民法も刑法も精神病者たちの責任を除外している。一方で、この時代、精神病者による犯罪事件が連続して起きていた。フーコーが言うように66、娘を殺害し太腿を白キャベツと一緒に煮て食べたセレスタの女、ベリー公爵夫人の末裔と間違えて二人の子供を殺したパヴァロワンヌ、隣人の娘を預かり頭と胴体を分けてじっと眺めていたアンリエット・コルニエール。さらにピエール・リヴィエールの犯罪。刑法の減刑規定ではさばくことのできない彼らを巡って議論が交されていた67。通常理解出来ないような怪物的犯罪を前にして、法は人間の理性がいかなるものなのか問わねばならず、彼らの内面の調査について公衆衛生学者たちに協力を依頼することになる。そして、公衆衛生の側がつくりあげるのが、モノマニーという概念である。すなわち通常の生活を送っているのだが、何かのきっかけで怪物的な狂気が現れる、そうした部分的な狂気の概念である。人間は狂人と通常人に分類されるものではなく、一人の人間に部分的狂気と理性が同居しうるという観点によって、法は犯罪者

の理性を考える時に、狂気が入り込まなかったかどうか判断する必要が生まれ、そこに精神鑑定を必要性が生まれてくる。刑法上の変化についで起こるのが、今述べている行政上の変化であるが、これはアリエナシオンという概念によって可能になる。それは精神病者たちのなかにある危険の兆候のことである。そして公衆衛生学が危険性が発見でき、それを監禁によって治癒可能であると言うときに、行政介入しうる繋がりが生まれるのである。行政によって収監されるアリエネとはすなわち危険人物であり、その収監は教育によって危険性を除去しうる。こうした結合が、危険であると名指しされる精神病者たちを隔離し追放する法を生み出すのである。

では公衆衛生学者たちがはなぜ隔離という方法を要請するのだろうか。それは精神病者 たちを教育するために、家族や社会から引き離す必要があったという点にあった。フーコ ーはこう述べている。

家庭が、正確に精神病の原因であるとまでは言えなくとも、精神病者に陥るきっかけとして、標定され、指示されるということがあります。すなわち、狂気のエピソードを駆り立てることになるのは、不満、金銭上の心配、恋愛上の嫉妬、悲しみ、別離、破産、貧困などであり、こうしたすべてが、狂気を引き起こし、狂気を絶えず増長させるのだ、というわけです。したがって、家庭が狂気の恒常的な支えであるがゆえに、それを省くために、患者を家庭から隔てなければならない、ということです⁶⁸。

すでに一八○五年には、エスキロールが家庭と精神病者の関係を指摘している。「精神病の道徳的原因は、家庭内に存在し、その源泉は、悲しみ、家庭内不和、金銭的損失などである。認識能力や道徳的能力に対して与えられる最初の衝撃は、しばしば、精神病者の家において、知人、両親、友人たちによって起こされるものである」⁶⁹。ヴィレルメやパラン=デュシャトレと共に『公衆衛生および法医学年報』の主要人物であったエスキロールの中にも、人間の精神と身体は、その周りによって影響を受けるという視点がある。貧困階級に育つ子供は、模範の感染によって、犯罪や売春への傾向をもつ悪徳を身につけるのだった。精神病者の場合にも、やはり家庭における影響によって、病の徴候を身につけることになる。貧困もその一つであるが、精神病の場合はそれだけには留まらない。別離など、家族に起こる何らかの現象によって、悲しみや心配などが作り出され、病が生じる。だとすれば、完治するまではその原因から遠ざけなければならない。ファルレはこう述べている。「患者を外部かの影響から引き離した後、凝り固まった彼の病的原因を破壊しようとはせずに、彼をそのままにしておくべきであろうか。もちろん否である。妄想を助長する原

因を遠ざけるだけで満足するべきではなく、妄想そのものを打破しなければならない」70。 家庭が精神病に陥る最初のきっかけであるとしても、それだけが精神病を作り出すわけ ではない。例えば、エスキロールは別の論文において、こう述べている。

一八三○年の社会不安は、その前年よりも多大な数の精神病者を生み出した。一八三 ○年以前には、われわれのノートに政治という文字は見出されない。一八三○年には 一三回見受けられ、一八三一年には一五回、一八三二年には二回、一八三三年には一 回である。

一八三○年と一八三一年に狂気が頻出することを考えると、次のような結論へ導かれる。その時代の社会的動乱は、狂気の生産に影響を与えたということである。それはただ単に、不安や、政治的高揚によるものだけではなく、多くの個人たちの社会的立場が激変したことによるだろう⁷¹。

政治的動乱、社会不安、立場の変化。家庭だけではなく社会もまた人間の精神に作用する。 しかし、社会だけでもない。エスキロールは別の可能性を示唆している。

コレラは狂気の生産に影響を及ぼす。それは恐怖によるものか、あるいは消化器 官の連続的な撹乱によるものである。シャラントン病院は、コレラによって惹き 起こされた病気をもつ三人の精神病者を受け入れている⁷²。

すなわち、身の回りに起きることすべてが、狂気を生み出す原因になりうるのである。だとすれば、病の治療のためには、そうした原因すべてから切り離されなければならない。フーコーは精神医学についての講義を、フォデレの引用で始めている。「大混乱のさなか、これらの施療院が、グランド・カルトゥジオ会修道院のように、聖なる森の中、人里離れた険しい場所に建てられればよいがと私は思う」⁷³。すなわち、周りからの悪影響が一切ないような場所において治療されなければならないのである。

ブリエール・ド・ボワモンもまた、精神病院の設立について、『公衆衛生および法医学年報』において述べている。

施設の主要な目的は存在の世界から切り離すことである。というのも、社会生活が彼らの理性を奪い取るからである。したがって、施設を人間たちの真ん中に作ることは、矛盾することになる。精神病の大部分は、その起源をわれわれの悪徳や、われわれの情念や、われわれのミゼールにもっており、一言で言えば、文明

化にその起源をもっている。したがって、被害者たちを、不幸を呼び覚ます場所 から遠ざけなければならない。もし病人たちを、都市の中や都市の城門の近くに 置くならば、必要な休息を取ることはできない⁷⁴。

この言葉は、労働階級に対して言われていた悪徳の模範の感染と似ているように思われる。 実際、ボワモンは『狂気の発展に対する文明化の影響』という論文においては、感染と言う言葉を用いている。「この真の道徳の感染は、精神病者の数の増加に貢献する」75。

労働階級に対して、子供をその環境から引き離し、教育を施すことが問題になっていたように、精神病者は、子どもとして、家庭や社会から切り離し、道徳教育を施す必要があるということになる。では、どのような教育を施すべきだと考えられていたのか。フーコーはフルネの論文に注目している。

私が提案したいのは、普通考えられているように、精神病院が家庭の代わりをするわけではないし、医師たちの合理的な監督が、家族の本能の代わりをするわけでもない。そうではない。わたしが精神病者の道徳的治療の原理として、そしてその原理の実際の適用モデルとして求めているものは、家族の中にこそある。というのも、家族こそが社会が善を為すために必要なすべての自然な源泉とモデルが存在するからである76。

フルネにとっても、家庭は狂気の源泉として考えられている。つまり悪質な道徳が感染することで精神病が生まれるわけである。というのも人間精神は「事物の中から、それを捉える道具にすぎないから」77である。こうしたコンディヤック的、あるいはカバニス的な精神の理解において、周囲に存在している事物の状態、家庭の状態が悪ければ、病が生じるのである。しかし、フルネにとって、それは治療の指針ともなりえる。なぜならば、「家庭の内部における……この風俗を破壊する影響は、逆に言えば、道に迷った精神への衛生措置が、真の家族によれば良いという証である。というのも、それは精神を平和と、知性と、愛で満たすからである」78。

こうした観点から見れば、精神病者を家族から引き離すことは、個人の自由への損害ではないということになる。精神病者がその家庭の内部にいる限り、病の治癒を期待できないのであるから。その悪の感染から切り離し、治癒することができるのは、病の源泉たる家族と社会から遠い場所にある、隔離院たる精神病院、あるいは真の家族たる精神病院だけなのである。こうした観点からすれば、むしろ社会に見捨てられていた精神病者たちの自由を取り戻すためであるということになるだろう。

一八三八年法第二四条にはこう書かれている。「どのような場合であっても、精神病者を受刑者や刑事被告人のような扱いをしたり、刑務所に入れたりしてはならない」79。しかし、フーコーが示しているように、精神病院における措置は、刑務所における措置と全く同じタイプのもの、すなわち、規律訓練であった。フーコーも引用しているように、エスキロールの弟子ルーレの『道徳治療』は次のようなものであった。

歩くことができる患者のうち働くことができない者や働こうとしない者は、施療院の中庭に集められ、時間の許す限り、訓練中の兵隊のように歩行の訓練をさせられる。最も怠惰で最も強情な者たちにとってさえも模倣の力は絶大であり、初めはすべてを拒否していた者たちも、少なからず歩行訓練に同意した。これは、整然として規則的で分別のある行動の始まりであり、この行動が他の行動へと導くのである 80 。

すなわち、カバニスが言うように、刑務所と施療院は、公的救助の中で一つなのである。 フルネが言うように、「妄想、犯罪、市民戦争は、人々の一時的な狂気である」⁸¹。犯罪を 犯すことと精神病を発症することは、同じ病である。それを惹き起こすのは、外的な原因 であり、精神がそれを捉えてしまうことが問題である。だとすれば、この時代の公衆衛生 学者たちの考えを、われわれの感染という関心からこのように言い換えることができるか もしれない。悪徳の感染を防いだり、すでに感染してしまった者を治療するために、監獄 と施療院は、良き徳、良き模範を感染させる場所であると。

労働者階級、売春婦、精神病者たち。そこに危険という烙印を押し、都市から隔離する人々。都市の危険という共同体の恐怖は、模倣の感染という一つの枠組みをつくり出し、隔離することと教育することが組み合わさることで、都市を浄化する。一九世紀においても、ペスト的な恐怖と、周縁化したいという人々の隠れた欲望がこの歴史のなかに刻まれている。

- ⁶ *Ibid.*, p.50.
- ⁷ *Ibid.*, p.53.
- 8 Honoré Antoine Fregier, Des classes dangereuses de la population dans les grandes villes et des moyens de les rendre meilleures, Paris: J.·B. Baillière, 1840, t.1, p.11.
 9 Ibid.
- ¹⁰ *Ibid.*, p.11-12.
- 11 堀田誠三『ベッカリーアとイタリア啓蒙』名古屋大学出版会、一九九六年。
- 12 ベッカリーア『犯罪と刑罰』岩波書店、一九三八年、一九六頁。
- ¹³ Buret, op. cit., t.1, p.308.
- ¹⁴ Alphonse Esquiros, Les vierges folles, Paris: A. Le Gallois, 1840, p.201.
- 15 喜安朗『パリの聖月曜日』岩波書店、二〇〇八年、二七八-三一六頁。
- 16 Cf. 小倉孝誠「ラスネールの『回想録』」『芸文研究』、八六、三二七頁。
- ¹⁷ AHPML, t.22, pp.312-317.
- 18 五万七六六九件から、七万九九三〇への増加。
- ¹⁹ Fregier, op. cit., t.1, p.406.
- ²⁰ *Ibid.*, t.2, p.333.
- ²¹ *Ibid.*, t.2, p.275.
- ²² *Ibid.*, t.2, p.289.
- ²³ *Ibid.*, t.2, p.300.
- ²⁴ AHPML, t.9, p.335.強調原文.
- ²⁵ *Ibid.*, p.310.
- 26 Adolphe Quetelet, *Sur l'homme et le développement de se facultés*, Paris: Bachelier, 1835, t.1, p.16. *Cf*. イアン・ハッキング『偶然を飼いならす』木鐸社、一九九〇年、一六九一八三頁。
- ²⁷ AHPML, t.13, p.146.
- ²⁸ AHPML, t.21, pp.241-295.
- 29 シュヴァリエ、上掲書、二七二頁。
- ³⁰ Fregier, op. cit., t.2, p.139.
- ³¹ Buret, op. cit., t.1, p.353.
- 32 フローベール『紋切型辞典』岩波書店、二〇〇〇年、一九三頁。
- ³³ Fregier, op. cit., p.163.
- ³⁴ Alexandre Parent du Châtelet, *De la prostitution dans la ville de Paris, considérée sous le rapport de l'hygiène publique, de la morale et de l'administration*, Paris: J.-B. Baillière, 1857, t.1, p.603.[137].
- ³⁵ *Ibid.*, t.1, p.604.[138].
- ³⁶ *Ibid.*, t.1, p.604.[137].
- ³⁷ *Ibid.*, t.1, p.604.[138].
- ³⁸ *Ibid.*, t.1, p.605.[138].
- ³⁹ *Ibid.*, t.1, p.605.[139].
- 40 *Ibid.*, t.1, p.606.[139].
- 41 *Ibid.*, t.2, p.339.[166].
- ⁴² *Ibid.*, t.2, p.337.[164].

¹ ルイ・シュヴァリエ『労働階級と危険な階級』みすず書房、一九九三年。

² Louis René Villermé, *Tableau de l'état physique et moral des ouvriers employés dans les manufactures de coton, de laine et de soie*, Paris: Jules Renouard et Cie, 1840, t.2, p.49.

³ *Ibid.*, p.50.

⁴ *Ibid.*, p.51.

⁵ Eugène Buret, *De la misere des classes laborieuses en Angleterre et en France*, Paris: Chez Paulin, 1840, t.2, p.12.

- ⁴³ *Ibid.*, t.2, p.338.[165].
- ⁴⁴ *Ibid.*, t.2, pp.338-339.[165].
- 45 アレクサンドル・パラン=デュシャトレ『十九世紀パリの売春』法政大学出版局、一九 九二年、二〇二頁。
- ⁴⁶ Duvergier, t.3, p.137.
- ⁴⁷ Parent du Châtelet, op. cit., t.2, p.301.
- ⁴⁸ *Ibid.*, t.1, p.22.
- ⁴⁹ *Ibid*.
- ⁵⁰ *Ibid.*, t.1, p.307.
- ⁵¹ *Ibid.*, t.1, p.308.
- ⁵² *Ibid.*, t.1, p.310.
- 53 トクヴィル『二月革命の日々』岩波書店、一九八八年、一一二頁。
- ⁵⁴ Parent du Châtelet, op. cit., t.2, p.330
- ⁵⁵ *Ibid.*, t.2, p.331.
- 56 パラン=デュシャトレ、上掲書、一五〇頁。
- 57 同書、一五六頁。
- 58 同上。
- 59 Duvergier, t.38, pp.491-521; 須藤葵「フランス精神医療法を通して見る精神医療制度の課題」『法政理論』三九(三)、一九○-二○八頁。特に須藤論文には、一八三八年法の条文の全訳が記載されている。
- 60 ミシェル・フーコー『精神医学の権力』筑摩書房、二〇〇六年、一一八頁。
- 61 石井三記編『コードシヴィルの 200 年――法制史と民法からのまなざし』創文社、二〇 〇七年。
- 62 *Ibid.*, p.119.
- 63 Duvergier, t.38, p.499.
- 64 Ibid., p.499.
- 65 *Ibid.*, p.492.
- 66 ミシェル・フーコー『異常者たち』筑摩書房、二〇〇二年、一二四頁。
- 67 ミシェル・フーコー編『ピエール・リヴィエールの犯罪』河合書房新社、一九八六年。
- 68 フーコー『精神医学の権力』、一二二頁。
- 69 AHPML, t.13, p.43; フーコー、上掲書、一四五頁。
- 70 フーコー、上掲書、一四四頁からの引用.
- ⁷¹ AHPML, t.13, p.146.
- ⁷² *Ibid.*, p.145.
- ⁷³ François-Emmanuel Fodere, *Traité du délire, appliqué à la médecine, à la morale et à la législation*, Paris: Croullebois, 1817, t.2, p.215. *Cf.* フーコー、上掲書、三頁。
- ⁷⁴ AHPML, t.16, p.42.
- ⁷⁵ AHPML, t.21, p.247.
- ⁷⁶ Jules Fournet, *Un traitement moral de l'alienation*, p.525.
- 77 Ibid., p.522.
- ⁷⁸ *Ibid.*, p.524.
- ⁷⁹ Duvergier, t.38, pp.490-521.
- 80 Cf. フーコー、上掲書、一三二頁。
- 81 Duvergier, t.38, p.526.

第十章:コレラの国際統治

一 一八四九年のコレラ

一八四八年二月、革命によって、七月王政が倒れ、フランスは再び共和制に戻った。革 命の喧騒の中で、トクヴィルはこのように述べている。

産業革命は、三十年このかた、パリをフランスで第一の工業都市にしたのであり、 その市壁の内部に、労働者という全く新しい民衆を吸引した。それに加え城壁建設の工事があって、さしあたって仕事のない農民がパリに集まってきた。物質的な享楽への熱望が、政府の刺激のもとで、次第にこれらの大衆をかり立てるようになり、ねたみに由来する民主主義的な不満が、いつのまにかこれら大衆に浸透していった。経済と政治に関する諸理論がそこに突破口をみいだして影響を与えはじめ、人々の貧しさは神の摂理によるものではなく、法律によってつくられたものであること、そして貧困は、社会の基礎を変えることによってなくすことができることを大衆に納得させようとしていた1。

貧困はなくせるのだろうか。ルイ・ナポレオンは『貧困の根絶』という著作で、貧困がなくせることをアピールする。ヴィクトル・ユゴーは議会で貧困についてこう語った。「ミゼールは、癩病が消滅したと同様、消滅するはずであろう。ミゼールは困窮とは違う。ミゼールは窮乏でさえない」²。

一八三二年のコレラの流行以降、貧困とその居住環境の改善は最重要課題だった。一八 四九年の、衛生委員会の報告書によれば、パリ市は少しづつ改善していたようである。

実際、市庁舎の周りを歩いてみると、まず出くわすのはモルテルリー通りで、コレラに虐殺された通りであるという記憶が蘇る。次に市場、河岸、パンテオン付近に出て、鉄道駅、シテ島、サン=ヴィクトール区、そして、すべての場所で人口の大集中。しかしこれらの地区の表情を一変させた偉大な仕事のまえで、驚き茫然とするだろう。そこは空気と光と生命にあふれた場所になっている。かつて、何世紀もの間、そこは狭く泥だらけの通りで、換気も太陽もなく、立ち並んだ家は、すべての悪臭を閉じ込めていた。かつて、そこには病気がちな人々がすし詰めになっていて、すべての伝染病の影響に自ら進んで耐え忍んでいた場所だった3。

画家エルネスト・メッソニエは、『バリケード、モルテルリー通り、一八四八年七月』という作品を残している。この絵が描いているのは、六月蜂起の後、バリケードの残骸と死体がモルテルリー通りに横たわっている情景である。この背景に描かれている通りを見るかぎり、報告書が述べているような空気と光と生命にあふれた場所ではなく、換気も太陽もない湿気た通りに見える。おそらく、六月蜂起の後、改善が進んだものであろう。

しかし、こうした改善の速度よりも人口の増加の方が速かった。一八三一年には、七八万五八六二人であった人口は、一八四六年には一○五万三八九七人になっていた⁴。一五年の間に三十万人の人々が流入してきていた。それはトクヴィルの言うところの「労働者という全く新しい民衆」だった。

一八三二年の時点で、流れ者と呼ばれていた人々は、「労働者階級」「ミゼール」「危険な階級」として、人口の中で特定の位置を占め始めている。この労働者たちは、衛生委員会が敵視していた貧民宿に住み着き、その衛生状態は悪化していた。少なくとも、衛生学者たちはそのように考えていた。実際パリ中央部の人口密度は、一八三二年よりもさらに酷くなっていることがわかる。

パリがこのような状態にある中で、コレラが再び対岸のロンドンに広がろうとしていた。 すでにエドウィン・チャドウィックによって公衆衛生法が施行されており、コレラの流行 を予見していたにも関わらず、首都衛生委員会は、病の侵入を食い止めることはできない と考えていた。というのもチャドウィックや彼の思想を支持する委員たちにとって、コレ ラは接触による感染ではなく、瘴気によって広まるものだと考えていたからである。

インフルエンザやコレラのような伝染病が定まったコースもしくは地域を通って地球を横切り、しばしば、国から国へ、そして大都市の膨大な数の住民のあいだで週単位で、それどころか何日という単位で広まるのが事実ならば、検疫体制を敷いても無駄であるに違いない。すなわち、病因に対する対策として、ひとつかふたつの港町の入り口に船を停泊させたり、ある特定の国との境を兵隊に警護させるとかしても、一夜にして一国の植物を破壊する胴枯れ病のように突き進む病因、地上の人間居住地の大部分に影響している病因に対しては無駄な努力であるに違いないのだ5。

ここには古典的な瘴気のイメージがある。それは、風にのって運ばれてくる腐敗した空気 というイメージである。だとすれば、瘴気に対して、検疫も防疫線も無駄な努力だという わけだ。したがって、病が侵入したとしても、病に罹りにくい住環境が必要なのである。

フランスの公衆衛生学者たちも、おそらく同じことを考えていたであろう。というのも、

『コレラに対する予防措置の衛生的指示』の中には、はっきりとこのように書かれている。 「コレラは感染症ではない。すなわち、接触によって伝染ることはない。結果として、病 に冒された者から求められる手当をすることに恐れることはない」6。

現在われわれは、コレラが接触感染する危険性は少ないということを知っている。コレラにおいて危険なのは経口感染であり、したがって食べ物や水やトイレなどに気を配る必要がある。この特徴が、瘴気説の立場に整合性を与えることになり、検疫が不要である代わりに、個人と社会の衛生管理に介入するという予防措置の方向性を決定したと言える。 実際、今回のコレラ対策に関しては、検疫の有効性の議論ではなく、都市の清潔が問題になっている。

検疫制度はすでに緩和措置が取られていた。一八四七年四月二四日法7は、一八二二年の衛生法に変更を加え、衛生通行証から、疑いを示すパタント・シュスペを削除し、パタント・ネットとパタント・ブリュトの二つにしている。パタント・ネットの場合、医師がその船に同乗しており、出発から十日間を過ぎていれば、検疫を受ける必要はない。それ以外の場合には三日の検疫期間で良いとされ、パタント・ブリュトの場合でも、検疫は十日間受ければよいと期間の短縮が見られる。しかし、反感染派はこれで満足できずに、隔離院の廃止を貴族院と下院に提出している8。

一方の都市衛生は強化の一途を辿っていた。九月にロンドンでコレラが発生すると、十月には農商務省が「公衆衛生審議委員会(Comité consultif d'hygiène publique)」を設立、警察は豚の屠殺に関する警察令9を公布している。十一月には、家屋の衛生についての警察令10、十二月には、今度は内務省が「公衆衛生委員会(Conseil de Santé et Hygiène Publique)」を設立する行政判例11を出している。かねてより王立科学アカデミーも諮問機関として活動していたので、政府にとって、公衆衛生の諮問機関は三つ存在していたことになる。ヴィレルメは、農商務省管轄の「公衆衛生審議委員会」に所属している。

中でも重要なのは、十一月に出された家屋の衛生についての警察令である。第一条にはこう書かれている。「家屋は、内部と同様に外部においても、常に清潔な状態に保つこと」¹²。この条文に続いて、二条では排水管および便器を「頻繁に洗浄、掃除し、決して悪臭を出さぬように」となっている。三条は生活排水は必ず表通りまで達するように、すなわち家の内部に漏れないように、四条は「適度の換気」を義務付けている。そして公衆衛生学者たちが気がかりだった貧民宿について、第七条はこう書かれている。

借家および貧民宿において、寝室に置かれるベッドの数は、部屋の面積に応じて 規定される。すなわち、一人につき、少なくとも一四平方メートルがあること。 さらに、部屋は適度に換気しなければらない¹³。 各家庭の衛生状況は、警察の監視下に入るのであって、第一一条によれば、違反は「それ ぞれの管轄の裁判所に付託される」ことになる。コレラという感染しないが、腐敗した空 気であるという観念によって、行政と公衆衛生の介入はもはや都市という単位から、家屋 という単位にまで及んでいる。

警察の監視に加えて、十二月一八日の行政命令は、パリの各地区ごとに七人から一五人の衛生委員14を置くことを定めている。第九条によれば、彼らも担当地区の居住衛生に気を配るのであり、パリ市民にすれば、警察と衛生委員という二つの視線によって監視されていたということになる。こうした衛生政策が作られる最中、共和国憲法は、十一月に公布された。憲法によれば、新しい共和国にとって、これは彼らのためでもあったことになる。というのも、前文によれば、共和国の使命は、「法と制度の継続的そして恒常的な作用によって、道徳性、啓蒙および健康(bien-être)のより高い段階に、すべての市民を到達させること」15だったのだから。「道徳性のより高い段階(un degré toujours plus élévé de moralité)」という言葉はカバニスや公衆衛生学者たちの姿を想起させる。

十一月、イギリスに近いダンケルクの港に、最初のコレラ患者が現れた。ダンケルクから、周りのカレー州に徐々にコレラが侵食していく。年が明けるとすぐに、公衆衛生委員会、公衆衛生審議委員会、科学アカデミーは、三者合同で『コレラに対する予防措置の衛生的指示』を出版する。先ほど検討した判例や警察令を出しながら、三者とも衛生に気を配るように注意している。ここでもやはり労働者階級が問題になっている。「いわゆる労働者階級によって使用されている家屋は、すべてが良好な状態にあるものの、不衛生の深刻な原因を示している。その理由は、混雑と、換気をしないこと、悪質な管理である」¹⁶。だが、重要なのは、「伝染病の時期だけではなく、すべての時に」¹⁷衛生に気を配らなければならないということである。これこそが「労働者階級の健康(bien-être)を増加させ、われわれの習俗や文明に敵対する……事態を破壊するであろう」¹⁸。

三月七日、パリ七区に最初のコレラ患者が現れ自宅で死亡する。九日に一〇区で次の死者が現れると、コレラは急激に広まっていった。三月終わりには、自宅で死亡した者が一三〇名、病院で死亡した者が二一五名、罹病した者は九〇〇名を超えていた¹⁹。それからは、一八三二年と同じような経路をたどる。六月にかけて増加した後、七月にやや減少するが、八月に再び激化、九月に減少、十月になってようやく終息した。

罹病者数は三万五四四九人、死者総数は一万九一八四人だった²⁰。数字だけ見れば、一八三二年の惨禍に近く、死亡者数はそれを超えていた。しかし、人口が三十万人増加していることを考慮すれば、死亡率は減少していたことになる。すなわち死亡率は、二一.八‰から一九.一‰に下がっている²¹。また地区ごとの死亡率も三二年のコレラほど大きな差は

なかった。

コレラの惨禍が少し下火になっていた七月、議員アルマン・ド・ムランは、さらに衛生 介入を推し進める法案を提出している。それは、不衛生な建物の消毒や居住禁止を罰則付 きで定める法案であった。コレラの惨禍が止んだ十二月八日、ムランの盟友リアンセは、 議員たちの前で法案成立のための報告を行った。リアンセはこう述べている。

もし労働者が、自らの家に、楽しみだけでなく、清潔と衛生を見出したならば、彼は気に入り、そこに留まるだろう。反対に、不幸にも多くの場合こうなのだが、有毒な空気と、吐き気のする発散物があると仮定すれば、彼はそこから逃げ出し、外で気晴らしを見つけに行くであろうが、そのことがしばしば危険を招いている。……。絆は緩み、悪徳が促され、混乱が増殖する…22。

さらに次のように付け加えている。

おお神よ!科学は、一人につき一二から一四平方メートルの空気を要求しています。知っての通り、多くの家で、賃借人は、三,四平方メートルの空気以下で呼吸をしながら、人生を送っています。われわれは、そのような住居は禁止されなければならないと断言します。それは罪深き商売です。なぜならそれは神が人間に最初に与えた財に投機しているからです。その財とは、人間が吸い込む空気、生命になくてはならない空気であります。(いいぞ!いいぞ!) 23

後に相互扶助法を成立させるムランやリアンセには、はっきりとキリスト教社会主義の思想を見て取ることができる。空気は、法的な財ではないにせよ、神が人間に与えた財というわけである。ここでは明らかに貧民宿を敵視している。

しかし一方で、それが貧民宿にすぎなくても、所有者には所有権があるに違いない。一 人四八年憲法には、共和国の基礎の一つに所有権を明示しているのではないだろうか。さ らに言えば、家を衛生に保つかどうかは、個人の自由の範疇なのではないだろうか。

家庭の住居の独立、その自由な使用、物の自由な配置は、市民に属しており、最も厳格な尊重を必要としています。というのもそれらは、社会秩序の最初の土台だからであり、人間の自由にとって第一の保証だからであります。みなさん、ですからこの衛生原理の中に最も軽微な侵害を持ち込んでいるとしたら、たとえ大いなる善が見込まれるとしても、われわれは尻込みしなければならないことでし

ょう。というのも、その大いなる善には、最も恐るべき、最も確かな危険が隠されているのですから²⁴。

法的な枠組みの中で、人間の根源的な財を、法的な財に超越させるのではない。共和国において、所有権は神聖なのである。「さらに言えば、法が所有者を禁止できるのは、他者を危害した時だけである。もし自己に危害を加えようと思ったならば、法がそれを止める術はない」²⁵。だとすれば、不衛生は自己危害なのではないだろうか。法が介入できる領域なのだろうか。

だがムランたちは、コレラの脅威を背景にしながらこのように述べることができるのである。不衛生な建物は、伝染病を「隣の建物に伝染し、都市全体に拡散している」²⁶。後年、ナントで同内容の法案を提出したセル・デ・モンは、同じくこう述べている。

衛生の分野において、個人へ危害を加えるものは、全員にとって危険なものなのである。なぜ賃借人よりも所有者に、家屋を不潔な回廊墓地に変えることが許されるのだろうか。そして、伝染病が流行っている時に、感染症を隣人すべてに広めることが許されるのだろうか。イギリス人たちは全くためらうことなく、所有権と私的住居の尊重よりも、公共の衛生の利益を優先している²⁷。

自らの住まう場所を不衛生にすることは、自己危害なのではなくて、それは隣人を危害し、 それだけではなく、都市全体を危険に晒すことになる。だとすれば、法はその権利に踏み 込むことができるはずだということになる。

議員たちはこうした理論に反論することはなかった。内務省のアントワン・セナールも同意し、こう答えている。「警察の注意は、そうした部類の建物に注がれています。警察は、衛生の利益に反するすべてに対して、またしばしば道徳性の利益に反するすべてに対して……、戦わなければならないことでしょう。しかし、同時に、議会はその法が必要であったということに完全に同意しました。それは根源から悪を捉えるために不可欠なものです」²⁸。ムラン法は、満場一致で、一八五〇年四月一三日に可決された。

ムラン法²⁹によれば、市議会が調査のための衛生委員を選出する。委員は五人から九人で 構成されるが、パリは一二人である。委員たちは、不衛生であると思しき建物を訪問して、 その原因と処置を分析、報告書を市議会に提出する。市議会は、所有者あるいは用益者に 対して改善命令を下す。もし改善されなければ罰金を下すということになっている。

しかし、サランヴィルによれば、ムラン法はそれほど効果がなかったようである。

残念なことに、一八五○年法の適用は、市にとって任意であった。したがって、 主要な非難は市に対してなされなければならない。結果として、不衛生居住委員 が規則的に活動していたパリ以外の市や、いくつかの都市では、一八五○年法は 死文と化していた30。

しかしパリにしても、委員は無力であったと報告書に書かれている³¹。それによると、建物 自体が衛生的で、問題は住人の数が多すぎる場合、大家に注意をすることになる。大家は 仕方なく家賃を上げ、払えない者は契約を解除することになる。しかし、解除されたもの は、別のところで居住するのだから、結局は同じ状態が別の家で起きるだけである。貧民 宿については、五一年には一〇〇軒を訪問し、四一軒を改善し、一七軒を改善中であると 報告している。そして、八軒が改善を拒否したので、ムラン法の通りにしたという。しか し、この報告書は、こう述べている。

このことを認めるのは恐ろしいのだが、不幸な者たちを、惨めな状態にしているのは、彼らの高慢さが原因である。社会の法のすべてを逃れた生活を営んでいるので、彼らは幸せそうである。……。時間と良き制度のみが、彼らが揺りかごから持っている汚れた性質を矯正することができるだろう。それには、まだ若いうちに引き受け、子供時代を真剣に世話しなければならない。というのも、彼らはこの腐敗と愚鈍の空気で育ち、病的嗜好の種や、病気や衰弱の種を必ず次の世代に受け渡すからである。しかしそれらにしても、彼らは前の世代から受け取ったものなのであるが32。

ここにもフレジエやビュレ、ヴィレルメの指摘した危険な階級というステレオタイプが使われている。模範が、悪習が受け継がれていくのだから、子供たちをその環境から引き離さなければならないと述べている。しかし、彼らが指摘しているのは、家屋の汚さではない。彼らを汚れたものと表現しているのである。この言葉のなかに、穢れを浄化したいという意識が見えるが、その標的は物質的な清潔というものを離れて、精神的なもの、すなわち高慢さへと向かっている。

二 オスマニザシオン

一八五二年、ルイ・ボナパルトによるクーデタの結果、フランスは再び帝政となった。 ルイ・ボナパルトは、セーヌ県知事にジョルジュ・オスマンを任命し、オスマンは大胆な パリ改造に着手する。オスマンの改革、通称オスマニザシオンは、古いパリに存在していた曲がりくねり、狭く、日の当たらない道を、まっすぐで大きな道へと置き換えるものであった。その計画の中心には、シテ島を挟む右岸と左岸を繋げるように北から南へと大通りを建設すること、そして、現在シャトレと呼ばれる場所において、その大通りと直角に交わる通りを作ることで、パリに大十字をつくり上げることだった。こうして、南北で見るならば、右岸から伸びるセパストポール大通りが、シテ島につながり、左岸のサン・ミッシェル大通りへと直線につながることになる。東西で見れば、シャンゼリゼ通りが、コンコルド広場を経由して、新しく作られたリヴォリ通りを抜けると、バスティーユ広場、そして現在ではナシオン広場と呼ばれる場所に繋がっている。

このパリに新しく作られた通りの大十字が意味するのは、それまでシテ島を中心に広がっていた悪名高き貧民街を一掃したということである。パリ全体で見ると、取り壊された家屋は、一八五二年から五九年の七年間で、二万五五六二軒にも上る³³。しかし同時に、リョン駅(一八五五年)や北駅(一八六五年)の建設など、鉄道網も急速に発展している。移民が増え始めると、パリ人口は急速に増加し、一八五一年からの六年間で、二六万一五四九人が新たに加わる。こうした人口増加への対応として、新たに五万八二〇七軒の家屋が建設された。しかし、人口増加の速度には間に合わず、家賃も高騰したため、新しくパリへやってくる労働者たちは、住む場所を探すのに苦労していた。例えば、一二区の家賃で見ると、一八五四年には一二〇フランだったが、翌年の一月には一四〇フランになり、十二月には一六〇フランになっていた³4。

労働者たちは家賃の高騰に耐え切れず、より安い家屋を求めて、パリの周縁部へと散らばってった。すなわち中心部の一から十区までは富裕層が、十一から二〇区までには労働階級が住むようになった。一八六三年、ある著者はこう述べている。「パリの変革は、労働人口を中心から端へと追いやった。彼らは首都を、二つの都市に分断したのであり、一つは豊かな、一つは貧しい都市になった。後者が前者を取り囲んでいる。貧民たちはまるで裕福な階級の周りに縫い付けられた、巨大なロープのようである」35。パリに起きたこの変革について、ウォルター・ベンヤミンはこのように述べている。

パリの人口は、オスマンの計画が進むについて増加の一途を辿り、家賃は高騰し、 プロレタリアートは郊外に追い出され、パリの街はその固有の相貌を失っていく。 ……彼はパリの市民から、彼らの都市を疎外したのである。パリの市民は、この 都市をもはや故郷とは感じなくなっていた。……。

オスマンの事業の真の目的は、内乱に対してこの都市を守ることであった。彼は パリ市内でのバリケードの構築を未来永劫にわたって不可能にしようとしたのだ。 すでにルイ=フィリップも、こうした目的で、木煉瓦舗装を導入している。にもかかわらず、二月革命においてはバリケードがある役割を果たした。エンゲルスはバリケード闘争の戦術に取り組んでいるが、オスマンはこれを二重の方策で阻止しようとする。つまり、道路の幅を広げて、バリケードの構築を不可能にし、兵役と労働者地区を最短距離で結ぶ新しい道を作ろうとするのである。当時の人々は、この企てに「戦略的美化」という名を与えている36。

この変革がパリという街の姿を根本から変えてしまう。一八五七年ボオドレールは『悪の華』においてこう綴っている。「古いパリはもう存在しない。(ある都市の姿は変わりゆく。ああ!人間の心よりずっと早く)」37。ユーゴーやバルザック、デュマやクールべの描くパリの風景は急速になくなっていった。

われわれの関心である感染の問題を考えるならば、都市改造は二つの点で重要である。 一つは、公衆衛生学者たちが悪徳の感染と考えていた貧民宿を解体したということである。 すなわちそれは、売春、犯罪、暴動の抑止として機能した。ベンヤミンは暴動の抑止につ いて語っていた。コルバンは、売春が抑止されたことについてこう語っている。

セーヌ県知事オスマンによる都市改造の結果、いくつもの大都市が抱えていた「焦眉の急の」地区の老朽家屋がかなりの数にわたって取り壊しをうけた。それでシテ島とルーヴル周辺地区の売春宿も潰され、代替物は建てられないままに終った。都市の急激な発展の結果、旧来の場所に売春宿を設置しても馴染客の居住地区と結びつかなくなった。彼らは都市からはじき出され、周辺地区に居住せざるを得なくなっていた。このように客の居住区が都市周辺に散らばったことは色街界隈への執着をかなり薄れさせることになる。売春施設が客層の新しい地理的分布に合わせて創られるとすれば、それは家具付き安ホテルかもぐり娼婦ということになる38。

こうしてパラン=デュシャトレが擁護していた公娼制度は、急速に寂れていく。

一方、貧民宿は、コレラ感染の温床、ミアズマの発生地とも捉えられていた。すなわち、都市改造には、感染病予防という側面もあったということである。ルイ・ボナパルトは、こう述べている。

パリはフランスの中心である。この偉大な都市の美化のために、その住民の境遇 の改善のために、われわれのあらゆる努力を傾注しよう。新しい道を開こう。空 気と日光の不足している過密街区の浄化を果たそう。そうすれば、太陽の恵み深い光が城壁内の隅々まで差し込むことになるだろう³⁹。

同じく、一八八二年の記事を見れば、このように書かれている。

かつてパリには〔=泥の〕山ができていた。大通りにさえ山があった。都市の中心は、狭くて悪臭を放つ小道でいっぱいだった。……水も市場も光も不足していたあのはるか昔のように思える時代は、今のわれわれから三〇年前にもならないのだ。……彼〔=オスマン〕は、数々の区域を取り壊した。数々の町をそっくり取り壊したと言ってもよかろう。彼のせいでこれではペストになってしまうと、人々は叫んだ。彼は人々が叫ぶままにしておいて、頭を働かせて街を切り開き、逆に空気と健康とを与えてくれた40。

すなわち、道徳とコレラ、二つの感染の発生地であるパリの中心部を、広い通りに置き換えることで、その感染自体を予防することである。

新たな幹線道路ができれば、……パリの中心といくつもの駅の間を通じさせ、駅の混雑をなくすことになるだろう。さらに別の幹線道路は、貧困と革命に対して始まった戦いに参加することになるだろう。伝染病の発生地区や暴動の中心地区を突き破って、爽快な空気の侵入とともに、軍隊の到着を可能にし、さらにテュルビゴ街のように、政府と兵営とを結び、フランス・ウジェーヌ大通りのように、兵営と労働者街を結ぶ戦略的街道となろう41。

以降、パリの中心部では、衛生化は進んでいく。上下水道の完備、ゴミの収集、トイレや 風呂などが各家に配置されるようになっていく。しかしながら、オスマニザシオンがもた らしたのは、不衛生の地理的な変更にすぎなかったのであり、貧民が中心から周辺へ移動 したにすぎなかった。パリ周縁部にある平地には、あばら屋とも呼べるような建物が不規 則に建てられる。そうした建物は新たな感染症の温床として畏れられるようになっていく。 オスマニザシオンは貧困対策でもなければ、貧民たちを衛生化するものでもない。彼らは 癩病者たちやユダヤ人たちのように周縁化されたのである。

三 コレラと国際衛生会議

こうしてパリが変化し、衛生化が進む中でも、コレラの襲撃は続いていた。一八三二年と一八四九年にコレラの流行があったことは先に述べた。しかし、一八五二年には、インドを起源とするコレラの流行が、ロシアにまで迫っていた。これは、一八四九年にフランスを襲ったコレラの第二波であり、世界的流行で見るならば、第三次パンデミーの第二波ということになる。一八五三年には、フランスを含むヨーロッパ各国を蹂躙して、一八五四年には中国および日本に、一八五五年にニューヨークに到達している。

一八五三年九月、イギリスからル・アーヴルへと持ち込まれたコレラは、十月終わりまでに、六万人に伝染した。三五人が重体、一四人が死亡している⁴²。十一月に入るとパリに最初の患者が発生する。パリにおけるコレラの流行について知るために、ブロンデルの報告書を見てみよう。自宅における死亡者数の推移を見ると、その進行について理解することができる。例えば、十一月は日に数人の死亡に留まっており、二二三人罹病者、六四人の死亡者だった。しかし、十二月に入ると、二四七人が死亡する。翌一七五四年、一月から三月まではコレラ患者は減少しているが、四月に再び増え始め、一八六人が死亡する。五月に一四○人が死亡すると、六月五六六人、七月七四五人、八月には一七三三人の死亡が記録されている。九月から次第に減少しはじめ、十二月には九四人の死亡となっている⁴³。自宅での死亡者数は、一八五四年末までで、四八一一人であり、さらに病院での死亡数を合計すると、罹病者して七九八人、死亡者九○九六人であった。一八四九年の流行に比べると、罹病者も死亡者も約半分であった。

一方、フランス全土の死亡者数は、十五万人に達した。この災禍に関しては、パリより も他県の方が被害が酷く、特に激しい流行は、南部のアリエージュと、中部のオート=マルヌおよびオート=ソーヌであった44。

ところで、われわれが注目すべきなのは、第三次パンデミーの第一波 (一八四○-五○年) と第二波 (一八四九-六○年) の間に、最初の国際衛生会議が行われていたということであろう。この国際会議は、一八五一年に、フランスの呼びかけによって、パリで行われた。 参加国は、オーストリア、シチリア、スペイン、フランス、イギリス、ギリシア、ロシア、サルディーニャ、トスカーナ、オスマン=トルコであった。この会議では、感染予防のために、検疫、隔離院、隔離すること、公衆衛生が有効な手段であることを確認している⁴5。しかし、何が感染病であるのか、ということについては意見の相違があった。確かに、ペストは感染病だが、コレラはどうなのだろうか。ジェノバ大学のボーはこのように問題を提起している。

したがって、私の意見では、ペストと黄熱病に対して、陸上でも海上でも、一般的で恒常的な衛生策をとるべきだと思います。われわれの中で、この意見に反対し、その責任をとれる者はいないように思います。反対に、コレラに対する視点については、同じ意見ではありません。確かにこの病気は、インドから持ち込まれたものです。今やアジア、アメリカ、ヨーロッパの大部分に広まっています。しかし、天然痘や梅毒、あるいは他の感染病も……、同じように輸入されたものですが、これらの病気に対して、衛生法が、一般的で恒常的な方策を規定してはいません。

では、私がこのように主張するならば矛盾に陥ることになるでしょう。コレラに 汚染された国による、海上の輸送に対して、検疫を確立すべきだと46。

ボーによれば、コレラは感染する。しかし、ペストや黄熱病のような直接的な感染の仕方ではなく、天然痘や梅毒のような感染の仕方である。こうした意見のうちには、この時代の医学理論上の分類が見て取れる。天然痘や梅毒は感染するが、検疫は無益であるというものである。ボーによれば、こうした理論を考慮に入れなくても、コレラに対する検疫は無益であるという。というのもコレラの広範囲な流行を考えれば、すべての国境に防疫線を張ることが難しく、港での検疫のみしかできないとすれば、いずれにしても陸上からは伝染するのである。ならば、むしろ公衆衛生を強化すべきである。

イギリス代表のサザーランドも同じくこう述べている。「この病気は、イギリスでは純粋な伝染病であると考えられている。したがって、検疫はコレラに対していかなる有効性も持たない反面、公衆衛生はしばしば成功している」47。だがナポリ代表のカルボナーラは、コレラには明らかに伝達するために、検疫を検討すべきだと述べている。結果、イギリスの意見、特に公衆衛生局の検疫についての報告書を参照し、コレラに対する検疫は無益であるという結論を出している48。すなわち、チャドウィック派のミアスマ説が採用されたことになる。

すなわち、病気を一切国内に持ち込ませないという方針は、コレラには無理であるということが各国の共通認識となったことになる。というのも、コレラは伝染病であり、ミアズマとして空気に混じり侵入するのだから。港で身体を留め置いても、無駄どころか有害でさえある。それよりも、コレラが侵入するものとして、都市の衛生を高めて、罹病率と死亡率を下げる方が良いということになった。このように、コレラへの検疫が不可能であるということが、ヨーロッパ全体の公衆衛生の必要性を作り出すことになる。一八五九年にもパリにおいて二回目の国際衛生会議が開かれ、前回の原則が再確認されている。

しかし、一八六三年、第四次パンデミーが起きる。今度はメッカがその発生源になった。

メッカに集まった巡礼者十万人のうち、約三分の一がコレラを発症し、ほとんどがその犠牲者となった。生き残った者たちは、スエズを汚染し、そこから地中海に沿ってコレラが伝染していった。フランスは比較的犠牲者は少なかったものの、一八六六年には、ロシアで九万人の死者、イタリアで十三万人の死者、アメリカで五万人の死者を出している。一八七一年にはロシアに再上陸し、十三万人の死者、一八七二年にはハンガリーで十九万人の死者を記録した。

今回コレラを広めたのは巡礼者たちだった。一八六五年十月の『モニター誌』にはこう書かれている。「かつて巡礼者たちの移動手段は陸上であって、砂漠を横断することがキャラバン隊の衛生状況の向上に役立っていた。というのも砂漠の横断は、彼らがもっている病的成分を隔離し、消滅させていたからだ。しかし、今日では蒸気船での航海が、手軽で豊富にあるため、旅行者たちの大部分は、海路で短い時間で目的を達成している。それというのも大型客船のおかげなのであり、国籍のさまざまなイスラム教徒たちが、何千と折り重なるように渡航している。この集積が、旅程の短さと相まって、伝染病の温床を育てるのに最も貢献している原因の一つである」49。

再び前世紀の悪夢が蘇る。ヘイルズやリンドが懸念していた海軍の乗組員たちが患っていた壊血病の悪夢である。ヘイルズもリンドも人間の集積を気にかけていたのであり、監獄の囚人たちの監獄熱の原因もまた、人間が集まり過ぎることによる空気の腐敗が原因であった。一九世紀においても労働者たちが一つの部屋に集まり過ぎることが問題になっていた。そして、今や、巡礼者たちが客船に詰め込まれていることがコレラの原因だというわけである。

一八六五年に、コンスタティノープルで開かれた第三回国際衛生会議はそのことを確認する会議となった。国際会議では、次のことが確認され採択された。「人間が寄り集まることは、コレラを侵入させる原因のうちで、病気の急激な広がりにとって、好ましい条件である」 50 。「多数の人間が集まること(軍隊、市場、巡礼)は、コレラの拡散にとってかなり確かな方法の一つである」 51 。さらに「インドにおいても、巡礼が、コレラの伝染を発達させ、拡散させる最も強力な原因である」 52 。

そしてコレラを媒介するものが空気ではなく人間であることをはっきり述べている。「コレラは人間によって拡散される。移動が活発で速くなればなるほど、コレラの拡散の速さも増している」53。そして、こう述べている。

現在の科学の状態では、コレラの主な発生源の性質について、仮説を表明することしかできない。われわれが知っているのは、インドのような特定の国で生じ、 そこで連続性を保っているということである。その原因が人間の内部で再生され、 その人間が巡礼によって運ぶということである。こうして遠くへと広がっていき、 国から国へ、継続的に再生を繰り返すのであり、人間の外部で自然に発生することはない54。

どのようにして発生するのかは分からないが、人間が媒介していることだけは明白だということである。だとすれば、やはり検疫をすべきだったということになる。フランス代表のフォーベルはこう提案している。

スエズやエジプトの別の港に到着した巡礼者たちに検疫を強制すべきだろうか。 もちろんである。それが、普通の状態にある何百という旅行者という意味ならば。 さらにコレラに対する隔離院の問題を議論するならば、困難な問題であることは 皆が分かっている。だが、コレラを持つ何百という巡礼者たちを、到着してすぐ に厳しい検疫策に従属させる……というのは、われわれには合理的ではない主張 に思える。……われわれにとって可能だと思える手段は、コレラの場合、ヒジャ ーズとエジプトの間で、例えばシナイ山の麓にあるエル・トールで、適切な検疫 を受けさせるというものである55。

国際会議で決定したのは、当面の間、オスマントルコの公衆衛生委員が、ヒジャーズの監視をすること。もしコレラが発生したら各港に報告すること。キャラバン隊は、スエズに何日か留まり、エジプト入国のために、医師の許可を得ることであった。一八六六年六月二三日、フランス政府は、デクレを交付し、コレラもパタント・ブリュの場合、検疫に付すことを決定している。

このデクレが、一八二二年の衛生法を参照しているように、再びコレラは感染するという最初の原則に戻ったように見える。だが国際衛生会議においては、コレラの伝達可能性という言葉を使っているように、それはミアズマで生まれるという考え方は依然として維持されている。つまり、コレラは、インドの気温と湿度が、その土壌において発生させる病である。しかし画期的なのは、それが人間によって遠くまで運搬されるという点にある。

だが、これでヨーロッパの統一的見解が構築されたわけではなかった。一八七四年にウィーンで開催された国際衛生会議では、再び検疫が無用であるという見解が強まっていたからである56。ここでは、『公衆衛生および法医学年報』上に掲載された記事を見てみよう。この記事の執筆者はアドリアン・プルーストである。著名な公衆衛生学者であり、マルセル・プルーストの父としても知られるプルーストは、ウィーン国際衛生会議に出席していた。そのため、議論がどのように進められたのかを分かりやすく説明している。各国の代

表は、ミュンヘン大学からペッテンコーフェル、ベルリン大学からハーシュ、オーストリアからドラシェとジクムント、イギリスからディクソンとシートン、ロシアのレンツ、トルコのバルトレッリ、フランス代表はフォーベルであった。

まず科学的問題について話し合われ、コレラの起源と発生原因、伝達可能性の有無、潜伏期間、消毒方法が確認された。この四点についてはコンスタンティノープル会議の正しさが確認された。すなわち、コレラはインドで発生する病であり、人間によって運ばれること。潜伏期間については短いこと。消毒方法は、科学的にはまだ解明できない問題であるが、伝統的な公衆衛生が採用されるべきことが確認された。すなわち、換気、掃除、現在消毒効果があるとされているものである。国際衛生会議が言う消毒方法は、硫黄消毒などのことを指している。

国際衛生会議は次に、選出された委員会が提出した、検疫についての報告書の検討に入る。しかし、その報告書は検疫の有効性を否定していた。

コレラに対しては……、ヨーロッパ大陸の港における検疫は役にたたない。とい うのも、陸上の交通がそのすべての有用性を取り去ってしまうからである。

この状況を考え、ヨーロッパの港には、検疫の代わりに、厳しい検査を……するべきである⁵⁷。

すなわち、検疫によって身体や持ち物の拘束をせずに、医師の検査で良いとする案である。 そして、もしコレラの疑いがあれば、熱い風呂に入れることを提案している。「人間は風呂 に一○分から一五分留まること。風呂から上がったら、衣類の消毒を待つ間、布か毛糸で できたローブを着用すること」58。衣類は硫黄で一時間の消毒を受けること。

確かにこれならば、一時間程度で済むことになる。通商のことを考えるならば望ましい。 しかし、プルーストによれば、「コレラの分野における科学の最も本質的な事実を無視」59し ている。コレラが熱湯消毒で消滅するわけはない。フランス代表フォーベルは反対した。 少なくとも、「コレラで汚染された船舶から出てきた人々は、隔離し、数日の観察」60をす べきである。

会議はその後、多くの条文を削除した。その中には熱湯消毒も含まれていた。しかし、こうして出来上がった修正案は、医師の検診のみを明記し、検疫を含んでいなかった。修正案に関して、各国の意見は賛成と反対の二つに別れた。そこで、新たに委員会を再組織し、検疫方針の第二案を作成することになった。この委員にはペッテンコーフェルやフォーベルが含まれており、検疫を実施することを盛り込んでいる。コレラの潜伏期間が短いことを考え、七日以上の航海には、二四時間の監視、疑わしい場所からの航海に関しては、

満七日間の隔離院での検疫、移民や巡礼者に関しては、特別の予防策に服し、その内容は、各港の衛生方針に従うことが記されている。プルーストはこうまとめている。「したがって、ウィーン会議はしたがって、二つのシステムを提案している。一つは医師による視察、一つは検疫である」⁶¹。

こうして検疫は国際的なスタンダードになるのだが、プルーストはこの一世紀にもおよ ぶ反検疫と反感染の思想についてこう述べている。

移動手段の著しい発達、隣国との関係性が無限に近く多様性もつようになったこと、旅行の容易さ、通商と交易の多大な発展は、人間の生活様式を変化させ、反感染主義者たちの理論に恩恵を与えてきたことを説明している。コンスタンティノープルの会議は、現代の産業発展を鑑み、交易の自由への規制をせず、商取引の妨害をせずに、検疫の制度を創りあげた。衛生の利益は、商業の利益を犠牲にすることがないように⁶²。

ウィーン会議は、再び検疫の有効性が争われたが、医師の監査と検疫を組み合わせる方法 を採用することで、「さまざまな状況と利益に対応」⁶³できるようになったわけである。

かつてコレラは、風に混じり都市に侵入する病であると考えられてきた。予防不可能なものであり、それゆえに都市の衛生が重要視されていた。しかし、巡礼者たちが惹き起こしたパンデミーから、コレラが人によって運搬される病であると考えられるようになった。したがって、そうした人間に対して検疫を実施する必要性が再び取り沙汰されることになる。ところで、重要なのは、プルーストがこのように述べていることである。「検疫に関しては、それが、病の源泉に近い所で実施された時に、より大きな効果を生むことが実証された」⁶⁴。危険なのは巡礼者やキャラバン隊、移民である。これらに対して、特別な検疫を実施する必要が認められはじめる。そして、より効果的なのは、病を生み出す場所において検疫を行うことである。一八九二年の国際衛生会議において、フランス代表はこのように述べている。

コレラの工場はイギリス領インドにある。インドがイギリス領になるまで、ヨーロッパには、コレラの流行がなかった。したがって、イギリス帝国にはコレラの輸出をおさえる責任がある⁶⁵。

都市が衛生的に変わってもまだ、コレラの侵入が収まらないのはなぜか。それは、他国にコレ

ラを生み出す場所が存在するからである。ならば、その国の衛生を改善しなければ、自らの都 市の健康を守ることはできないということになる。交通と通商の速度が増せば増すほど、その 必要性もまた強くなっていく。疫病の国際的コントロールとはすなわち、自国で貧民宿へして きた干渉を、他国の貧民宿へと広げていくことである。それはヨーロッパ的都市的な衛生的欲 望を、文化の違う他国の人々、巡礼者たちへ強制していくことである。

四 牛痘接種危険論と天然痘の流行

もう一度第二帝政の時代に話を戻そう。この時代、天然痘と予防接種に関して、奇妙な 議論が交されていた。その議論を作るきっかけになったのは、何人かの統計学者たちが表 明した意見であった。

きっかけとなったのは、エクター・カルノーが一八四九年に出版した『フランスにおける牛痘の導入前後の死亡率の比較試論』だった。カルノーは牛痘接種の前後において、各年齢層の死亡率にどのような変化があったかを比較検討している。確かにジェンナーの牛痘は、死亡率に多大な変化を及ぼした。しかしながら、カルノーの計算によれば、青年層の死亡率はむしろ前よりも上昇していた。カルノーはこう述べている。

ジェンナーが牛痘を発明した時、彼はこう信じただろう。この発見は人類にとって多大なる恩恵を与えるに違いない。人間存在の一年目の死亡率の三分の一が減少したことを見て、彼はこう望んだのではないだろうか。平均年齢は、この覆された関係に従って、またこの有益な影響を受けて、半分は増加するであろうと。神はそれを望まなかった!神は、子供の対価を非生産的な老人が支払うことも許しはしなかった。死は、天然痘がかつて生命の第一年目に課していた貢物を、一人世紀の医師たちが知らなかった名目で、今日では労働し富を生み出す青年たちから徴収している66。

ベルヌーイが種痘に賛成していた理由を思い出そう。ベルヌーイによれば、種痘が望ましいのは、労働できない子供に種痘を施すことで、半分は亡くなったとしても、残りの半分の子供は生涯天然痘に罹らずに労働しうる。したがって、種痘は国家にとって望ましいという結論だった。しかし、カルノーによれば、牛痘が普及した後の死亡率を見ると、むしろその労働力である青年層の死亡率が増えている。

このようなカルノーの計算は成り立たないように思われる。というのも、牛痘接種が導入された前後では、社会環境も違えば、コレラや黄熱病などの、一八世紀には無かった病

が出てきている。さらに、結核は少しづつ広まっていた。そうしたことを考えれば、青年 層の死亡率の増加が、牛痘接種のせいだということはできないのではないか?なぜカルノ ーは牛痘接種がその原因だと考えたのだろうか。

イヴ=マリー・ベルセは、これは平衡という考え方が、統計学者たちの中に潜んでいる からだと分析している。ベルセによれば、最も典型的な平衡の考えは、すでに黄熱病に対 して表明されていた。

最近、医学が天然痘を克服した勝利の輝かしさは、われわれをおびやかす新しい 災禍、すなわち黄熱病の登場でくもらされたかのようです。確かにそれは最も美 しい発見であり最も偉大な仕事ではありましたが、全能の神が定めたあの出生と 死亡の均衡にわれわれが制限を加えたわけではなかったことをこの事実は証明し ているのではないでしょうか⁶⁷。

天然痘を征服したすぐ後で、黄熱病が流行した。この歴史的な連続性は、神が伝染病によって、人口総数をコントロールしているというマルサス的な考えに合理性を与えた。ベルセによれば、当時医師たちの中には、このように考える者たちがいた。天然痘に罹り痘瘡ができることは、体外に結核を排出する機能がある。牛痘は、その作用を抑えるのだから、結核による死亡が増えるのである。別の医師によれば、牛痘は、皮膚表面に痘瘡を作り出すことを阻止するので、天然痘は腸に付着し、それがチフスを惹き起こす。すなわちチフスは腸にできる天然痘である。

カルノーは明らかにこのような系譜に属している。天然痘を抑えることは、他の病を惹き起こすことによって、人口増加の一定不変の原則を作り出している。しかしながら、カルノーによれば、牛痘は人間の第一年目の死亡率を引き下げたので、それが他の世代、すなわち青年層の死亡率を引き上げることになった。国家にとって、労働力が失われることは問題である。カルノーの主張をまとめればこのようになるだろう。

これに続いて、アンリ・バイヤールが一八五五年『人口に対する牛痘の影響』、アンスロンが一八五八年『牛痘に関する数学的、医学的哲学』を発表する。バイヤールもアンスロンも、カルノーの統計表を使って、自分たちの主張を繰り広げている。バイヤールは、牛痘接種を受けても、再び天然痘に罹る者がいることを指摘している。「ここ一一年、四〇九一人が天然痘に罹り、そのうち二一六七人が牛痘接種を受けていた」68。したがって、一年目の死亡率が減り、その後死亡率が増えているのは、「牛痘の病毒が、天然痘の病毒を破壊しているのではなく、ただ発症を全般的に遅らせているだけ」69である。さらに、悪性熱やコレラは、牛痘接種の導入前には見られなかったのであり、悪性熱やコレラの流行は、牛

痘が原因であると述べている。

アンスロンもまた同じ立場をとっている。彼はチフスは天然痘に他ならないという覚書 を一八五三年、医学アカデミーに送っている。医学アカデミーはこう答えている。

このような理論の扇動者たちの議論を論破するために、一つ一つ討議する必要はないだろう。ただ単に、天然痘が流行している時にも、チフス熱が存在し、頻繁に命を奪ったということを証明すればよい⁷⁰。

さらに一八五七年には、ベルティヨンが『牛痘の中傷者に対する統計学的結論』という著書を出版し、統計学的にも誤りや恣意があることを公表した。アンスロンは翌年に『牛痘に関する数学的、医学的哲学』を出版して反撃している。その年の『公衆衛生および法医学年報』は、その書評で、何ら統計学的進歩が見られず、ベルティヨンの著書を読むようにと書かれている71。

これら反牛痘論者の著書には確かに統計学的正確性も、理論的な根拠もない。しかし、これらの著書が重要なのは、それが同時代的な反牛痘運動と結びついているからである。 隣国イギリスでは、一八四〇年、貧民のために無料で牛痘接種をする法律を制定している。 翌年には種痘接種を禁止し刑罰を課している。しかし、どちらも不成功に終わった。貧民たちは無料接種を受けなかったし、種痘接種は広まり続けていた。そこで、一八五三年、牛痘接種を強制とする法律を制定した。これがイギリスの反牛痘運動をつくり出した。ジョン・ギブスは、こう記している。「医療科学を民衆化するのに、われわれの制定者たちは、説得より強制の方が簡単だと思ったのだ」72。

そして、反牛痘運動を活気づける決定的な事件が起きる。一八五二年六月一六日、バイエルンの医師ヒュブナーは、八人の子供に牛痘接種をした。一五日後、子供たちには牛痘の反応がきちんと出る。しかし、三ヶ月後、ほぼすべての子供たちにイボ状の突起が身体中にできており、母親や女中にも伝染っていた。八ヶ月後、裁判所に委託された二人の医師が、子供たちを診察したところ、彼らはみな梅毒に感染していた⁷³。ただし、この子供たちから採取した牛痘を、他の五人の子供に接種しているが、その子供たちは梅毒には罹っていない。

梅毒に罹った子供たちの親は、不注意によって、多数の人間の健康に深刻な被害を与えたとして、ヒュブナー医師を訴えた。初審はこれを認め、二年の禁固を言い渡した。しかし、控訴審では、被告人側の証人となった医師が、他の五人の子供には梅毒が伝染っていないこと、梅毒が感染したことと牛痘接種との因果関係が不明確であると証言し、減刑されることになった。結局、体調の悪い子供に接種したという理由で、六週間の監禁になっ

た。

当時医学アカデミーにおいて牛痘接種の責任を負っていたのは、ジャン・デュポールだった。デュポールは、牛痘接種による梅毒感染についての危険性を訴えるため、一八六四年医学アカデミーにおいて報告を行っている。デュポールはまず、各国において、牛痘接種が梅毒の感染を惹き起こした例を挙げており、先ほど述べたヒュブナーについても言及している。例えば、デュポールが列挙している事例のうち、パリで起きたのはこのようなものであった。一八六一年、パリ市立病院に、一八歳の女性が子宮の病気でやってきた。検査の結果、梅毒ではないと判明した。市立病院に入院中、天然痘が流行したので、牛痘接種を女性に施した。彼女は小さい時にすでに接種を受けていたので、反応は出なかった。退院して一ヶ月後、再びその女性が市立病院にやってきて、接種を受けた場所の痛みを訴えた。彼女は梅毒に罹っていた74。

デュポールは、多くの事例から、種痘接種の際に梅毒が伝染ることを認めている。「われわれにとって認めがたいことであるが、もし接種によって梅毒が感染することが間違いではないならば、この伝達を媒介するものが何かを同じ正確さで知りうるだろうか。それは、血液だろうか、それとも牛痘ウィルスだろうか」75。

リョン学派は、血液だけが梅毒の病素を持っているとしている。しかし、牛痘を採取するのに、血液の流出を最小限に止める努力をしてきたことから、それは認めがたい。したがって、牛痘に混じると考えるべきである。ところで、梅毒は遺伝病であり、生まれながらに備わっているので、梅毒に罹っているかどうか分からない子供から採取することは避けなければならない。ほとんどの場合、出産から一ヶ月後には梅毒の徴候が現れるが、用心のために、「二ヶ月から三ヶ月を過ぎた子供からのみ、牛痘の採取をしなければならないとする一般規則を課す」76べきである。さらに、血液が媒介しないとも言い切れないのであるから、採取の際に血液の流出を最小限に留めなければならない。

しかし、ブロは、デュポールの報告すべてに反対する報告を行った。デュポールの証明 は矛盾しており、用心策は危険であると述べている。さらに、アカデミーの牛痘接種の実 体をこのように述べている。

アカデミーが使っている大部分の牛痘をどのように集めていると思われますか? 誰からそれを取り出していると思われるでしょうか。大変重要なその収穫を行っているのは誰でしょうか。皆さんにお教えしましょう。

つい最近まで、このように行われていました。このアカデミーで、二人、三人、 四人あるいは五人の子供に接種します。その子供は、産院から監視役が連れてき て、接種の後でそこへ戻されます。八日後に、その子供たちがつくり出した牛痘 の液体を採取しに行くのです。さて、皆さん。アカデミーにせよ、パリにせよ、 地方にせよ、他の子供に接種するのに使うその成果を採取しにいくのは誰だと思 われますか。接種局局長でしょうか?まさか。代わりに副局長でしょうか。あり えません。ならば牛痘接種委員会の委員たちでしょうか。まったく違います。な らば若い優秀な医師、あるいはインターンでしょうか。違います。それは、アカ デミーの事務局に雇われただけの、弱々しい老人です。彼らは医療技術とは完全 に無縁である上、老人性の震えに冒されています。

この素朴な人々が、対象を選んで、母親を検討したり尋問したりできるのかどうかと、言う必要もないでしょう。いずれにせよ、彼らにそれが出来たとしても、まったくお構いなしでしょう77。

ブロは医学的にも間違いであると、デュポールの発言一つ一つを取り上げて反論している。 一番の問題は、感染するとしても、その原因は血液なのか牛痘ウイルスなのかということ だった。ブロは血液であると考えていた。

だがデュポールにとって教義上の争いはどちらでもよいことだった。デュポールはこう再反論している。「私に関して言えば、重大な責任を負っています。というのも、毎年三〇〇から四〇〇〇人の子供たちに接種をし、全国の医師たちに牛痘を供給しているのですから。この数年繰り返されている不幸な人々を目にして、沈黙を守ることなどできません」78。デュポールによれば、例え稀な事例にすぎなくとも、その危険性があることをアカデミーとしては大臣に報告すべきなのである。しかし、この論争を見ていたジュール・ゲランは、こう述べている。

アカデミーはいずれ結論を出すだろうが、その成果は、議論が完全になされるまで待たねばならない。この議論は、大変新しく重要な次元のものであるから、医師たちの注意を引くであろうし、医師たちはより良い視点と特徴を導き、おそらくは牛痘梅毒を予防する良い方策を提案することだろう。しかし、その目的のためには、大臣や市長や行政と協力することなく、待たなければならない。アカデミーの議論において、医師たちは自らが知りうることのみを報告すべきであり、現在アカデミーの範疇を出ない問題も、その答えは未来が与えてくれるであろう。(いいぞ!いいぞ!)79。

しかし、歴史的に見るならば、答えが出るよりも梅毒の進行の方が速かった。翌年一八六 五年八月一九日、二七歳の男性がアカデミーで牛痘接種を受けた。そして十一月、その男 性には梅毒の症状が現れていた。驚いたデュポールは、同じ日に接種を受けた子供たちを調査した。その結果、九人の子供と、国防省で働く三三人の名前を見つけた。デュポール子供たち全員を尋ねたところ、九人のうち、四人が梅毒に感染していた。感染した子供たちには、水銀治療を行い、二人は快復したが、一人は梅毒で、もう一人は別の病で亡くなった。他の五人に関しても、他の病気に罹っていたり、突然死亡した者もいるが、原因は不明であった。国防省に関しては、三人が梅毒に感染していた80。

同じく、一八六六年には、グランシャンの助産婦が接種した子供一二七人が、全員梅毒の徴候を示していた⁸¹。

一八六六年のアカデミーにおいて、デュポールは再びこの事実を報告している。しかし、ブリケはやはり決定打ではないと反論している。それは伝染病ではないのか?接種が原因だとすれば、その原因は何かはっきりさせる必要があるのではないか?82しかし、デュポールによれば、どの牛痘が誰から採取されたのか、ということを辿っていくことは不可能である。「私にとって確かな唯一のことは、われわれが観察した子供たちは、確かに梅毒に罹っていたということ、そしてその梅毒が牛痘接種の後に出来たということだけである」83。グランシャンでの接種事故、そして医学アカデミー自身が牛痘接種で梅毒を広めたという事実は、牛痘接種に対する反発を生み出していった。さらに、これに拍車をかけるように、一八七〇年から天然痘が再び流行し始める。

公衆衛生顧問会議のミシェル・レヴィによる報告では、一八六五年から七○年まで、天然痘は「伝染病の徴候を示している」84。「一八六七年が一番少なく、死亡は三○一人であった。しかし、一八六五年には七四○人、一八六六年には六四五人、一八六八年には六五五人、そして昨年は七二三人であった」85。しかし、これと比べても、一八七○年十月の死亡者数は、遥かに多い。十月だけでも、一三八一人が死亡している。六月には八六六人が死亡し、七月にも九八三人が死亡している86。

これは何を意味しているのだろうか。反牛痘主義者たちが言うように、牛痘ウィルスは退化してしまってのであり、その原因は、われわれが原初の牛痘から遠ざかってしまったことにあるのだろうか87。公衆衛生会議のデルペッシュはこれを否定している。「牛痘は依然として人類に与えられた有益な発見であり続けている」88。確かに、一度接種を受けた者が天然痘に罹ることが頻繁に起こるようになっている。しかし問題なのは、牛痘接種を受けていない者たちである。「すべての事例において、このように確信できる。天然痘は、牛痘接種を受けていない多数の者たちを襲うのであって、接種を受けている者を襲う場合があっても、症状はかなり穏やかである」89。デルペッシュによれば、感染の拡大は、特に地方に原因がある。というのも、しばしば良い状態の牛痘提供者を見つけられないので、接種の繋がりが絶たれてしまうからである。

ところで、パリについては、まったく異なる原因を挙げている。そのことを「限定的な影響力であるが」と断ったうえで、「汚染の温床」90が存在していることを報告している。それは、セーヴル通りにある女性用の不治者救済院である91。ここには多くの天然痘患者が運びこまれていた。この病院自体は七区にあるが、デルペッシュは、風の影響を考えて、セーヴル通りを挟んだ南側にある六区への影響を懸念している。デルペッシュの集めた資料によれば、不治者救済院に天然痘患者における死亡者数の増加と、六区における死亡者数の増加が一致している。特に、救済院とセーヴル通りを挟んで隣合っているサンジェルマン・デ・プレ地区の死亡者数が多くなっている。デルペッシュはこう結論している。「容易に理解できるのは、異例な死亡者数が記録される時には、救済院に病人が集積され、まさに感染症の温床が作られている」92。同じく、ヴァンセンヌ監獄では、快復期にある天然痘患者を収容したところ、六八人に感染した。さらに、不治者救済院にほど近いネッカー病院では、隔離された小さな部屋にある一二個のベッドが天然痘患者用に設けられていたが、二三人に院内感染を起こしている93。

これは天然痘に対して、牛痘接種の効果がないということを意味してはいないだろうか。しかし、デルペッシュは公衆衛生会議の代表として、警視総監に対してこのように述べている。牛痘に対する非難は不正である。牛痘は依然として人間を天然痘から守る力を持っている。しかし、人によってはその効果が現れない場合があるが、その場合には再接種をしなければならない。「牛痘は天然痘の発達にいかなる手助けもしていない。反対に、この病気の伝染を終わらせる唯一の方法は、流行している間は、牛痘接種と再接種を可能な限り多くの人間に施すことである」94。そして、次のことを同時に提案している。郊外に天然痘患者用の病院を作ること、快復期の患者を外出させないこと。患者の家は換気を良くし、掃除すること。適切な時間に風呂に入ることである。

公衆衛生顧問会議のレヴィも同じく接種の有効性を表明している。というのも、牛痘接種のお陰で、死亡率はかなり低く抑えられいてるからである。「この死亡率は牛痘の恩恵を表明している。牛痘接種が広まり、繰り返され、増大していけばいくほど、天然痘は接触することができず、深刻さを失っていく」95。「われわれは天然痘が一○人に八人を殺していた時代からは遙か遠くまできている。しかし、文明化の中心にあって、われわれがしばしば忘れてしまうのは、すべての年齢に牛痘接種をし、再接種をする必要性である」96。

レヴィはこのように提案している。市役所、病院、学校、監獄、寮に、医療行政を作ること。工場の管理者や家具付き宿の所有者たちに、工場で働く労働者や家具付き宿に住む 賃貸人に、接種や再接種を必ずさせることを、法で規定すること。パリに新しく移住した ものにも、すぐに接種を受けさせること。

実際、彼らが考えている原因は、接種をしていない者たちなのである。すなわち、労働

階級と移民たちである。レヴィは、移住してきた者にはできる限り早く接種を受けさせるべきだと考えていた。デルペッシュもまた移民の危険性を指摘している。「この時期以来、予期しない海外からの住民がパリに集積し、異例の状態におかれていることは、伝染病の予期せぬ発達を惹き起こした」97。

コレラの流行においては、労働階級と移民が危険視されていた。同じく天然痘の流行も、 労働階級と移民が危険なのであり、その理由は、彼らが牛痘接種を受けていないというこ とである。そして、接種の効果が現れないこともあり、また効果が薄れることもある。し たがって、接種を繰り返して行わなければならない。しかし、どのようにして接種を受け させるのだろうか。レヴィの言うように、工場長や大家がその監督をすべきなのだろうか。

一八七九年、公共医療および職業衛生協会は、天然痘予防のための衛生行政措置を採るように議会に要請した。そこには次のように書かれている⁹⁸。

- 一. 天然痘と診断された場合の申告義務.
- 二. 天然痘患者の隔離. 少なくとも病院と公共施設においては義務化.
- 三. 天然痘患者を公用の車で輸送することの禁止. 公的扶助行政による特別車による輸送の組織化.
- 四. 消毒の義務化. アパルトマン、寝具類、壁紙、カーテン、下着、衣服そして、 天然痘ミアズマが染み込んだと思われる全ての物を消毒すること.
- 五、生後六週間の子供への接種の義務化、
- 六.一〇年毎(一〇歳、二〇歳、三〇歳、四〇歳など)の牛痘再接種の義務化. 教育施設、陸軍および海軍施設、公共および私的行政において、義務がなされる.
- 七. 牛痘接種の確認. 陽性、陰性の結果は、接種担当医師の証明書を得ること.

この提案は、したがって天然痘の流行を食い止めることを目指しながら、その妨害をしている任意接種の問題点を克服しようとしているわけである。すなわち、天然痘を振りまく接種を受けない危険な階級に強制的に接種を受けさせること。天然痘患者を把握し、隔離すること。危険な階級に瘴気の消毒を命じること。再接種によって牛痘の効果を持続させること。接種を医師に限ることで、事故を減らすこと。証明書によって、義務を免れることを防ぐこと。

この予防接種という衛生の義務、免疫をつけよという健康の義務は、一九〇二年法によって強制されることになる。そうした強制を理由づける法的合法性がどこにあるのか、次章で検討していこう。

1 トクヴィル『フランス二月革命の日々』岩波書店、一九八八年、一一○頁。

- 2 ルイ・シュヴァリエ『労働階級と危険な階級』みすず書房、一九九三年、九四-九五頁。
- ³ Conseil de Salubrité, *Instructions sanitaires sur les moyen préservatifs du Cholera-Morbus*, Paris: Chez J.B. Baillière, p.5.
- ⁴ *Ibid.*, p.4.
- ⁵ 見市雅俊『コレラの世界史』晶文社、一九九四年、一一〇頁; Report of general board of Health on Quarantine, 1849.
- ⁶ Conseil de Salubrité, op. cit., p.24.
- ⁷ Loi du 24 avril 1847. Cf Duvergier, t.47, p.106-107.
- ⁸ Delagrange, L'Abolition des lazarets, 1847. Cf. Anticontagionisme absolu, 1846.
- ⁹ Ordonnance du 27 octobre 1848.
- ¹⁰ Ordonnance du 20 novembre 1848.
- ¹¹ Arrêté du 18 decembre 1848.
- ¹² Conseil de Salubrité, op. cit., p.11.
- ¹³ *Ibid*.
- 14 その内訳については、Arrêté du 15 février 1849 が定めている。委員が十人で構成される場合、少なくとも医師四人、薬剤師二人、獣医一人を必ず置かなければならない。
- ¹⁵ Constitution du 4 novembre 1848.
- ¹⁶ Conseil de Salubrité, op. cit., p.9.
- ¹⁷ *Ibid.*, p.10.
- ¹⁸ *Ibid*.
- ¹⁹ Le Mée, op. cit., p.382.
- ²⁰ Cf. AHPML, t.48, p147.
- ²¹ Le Mée, op. cit., p.382.
- ²² *Ibid.*, p.393.
- ²³ Duvergier, t.50, p.128.
- ²⁴ Cf. Gaston de Garron de la Bévière, Étude sur la législation des logements insalubres, Paris: Librairie de la Société du Receuil Général des Lois et Arrêt, 1898, p.28.
- ²⁵ *Ibid*.
- ²⁶ *Ibid.*, p.29.
- ²⁷ *Ibid.*, p.29-30.
- ²⁸ Duvergier, t.50, p.129
- ²⁹ *Ibid.*, pp.126-133.
- $^{30}\,$ Ferdinand Salanville, Les logements insalubres et la loi du 13 avril 1850, Paris: Berger-Levrault Cie, 1897, p.4
- ³¹ Commission des Logement Insalubre, Rapports généraux sur les travaux de la Commission, Charles de Mourgue Frères, 1877, p.7.
- ³² *Ibid.*, p.13.
- ³³ Ann-Louise Shapiro, Housing the Poor of Paris, 1850-1902, Wisconsin, 1985, p.34.
- ³⁴ *Ibid.*, p.38.
- 35 *Ibid.*, p.42.
- 36 ヴァルター・ベンヤミン『パサージュ論 第1巻』岩波書店、二〇〇三年、二六-二七頁。
- 37 シャルル・ボオドレール『悪の華』岩波書店、二〇〇八年。
- 38 ベンヤミン、上掲書、一六一頁。
- 39 松井道昭『フランス第二帝政下のパリ都市改造』日本経済評論社、一九九七年、一一〇 頁。
- 40 Le Gaulois 誌一八八二年五月の記事. *Cf.* Georges Haussmann, *Mémoires du baron Haussmann*, Paris: Victor-Havard, 1890, p.X-XI; ベンヤミン、上掲書、 二九二-二九三頁。

- 41 Gerorges Laronze, *Le Baron Haussmann*, p.137-138. *Cf.* ベンヤミン、上掲書、二九五 -二九六頁。
- ⁴² Patrice Bourdelais, et al., *Une Peur Bleue : Histoire du Choléra en France, 1832-1854*, Paris: Payot, 1987, p.84.
- ⁴³ Blondel, op. cit., tableau no5.
- 44 Bourdelais, op. cit., p.91.
- ⁴⁵ Ministère de l'affares étrangères, *Procès-Verbaux de la Conference Sanitaire International*, Paris: Imperimerie Nationale, 1852, Resumé, p.4.
- 46 *Ibid.*, No.5, pp.7-8.
- 47 Ibid., p.8.
- ⁴⁸ *Ibid.*, no.7, p.11.
- ⁴⁹ AHPML, Serie2, t.26, p.414.
- ⁵⁰ *Ibid.*, p.419.
- ⁵¹ *Ibid.*, p.420.
- ⁵² *Ibid.*, p.417.
- ⁵³ *Ibid.*, p.418.
- ⁵⁴ *Ibid.*, p.421.
- ⁵⁵ *Ibid.*, p.424.
- ⁵⁶ AHPML, Serie 2, t.43., pp.241-261.
- ⁵⁷ *Ibid.*, p.249.
- ⁵⁸ *Ibid.*, p.251.
- ⁵⁹ *Ibid.*, p.252.
- 60 Ibid., p.253.
- 61 *Ibid.*, p.258.
- 62 *Ibid.*, p.242.
- 63 Ibid., p.261.
- 64 *Ibid.*, p.242.
- 65 N. Howard-Jones, The Scientific Background of the International Sanaitary Conferences 1851-1938, p74. Cf. 見市、上掲書、二五頁。
- ⁶⁶ Hector Carnot, Essai de mortalité comparée avant et depuis l'introduction de la vaccine en France, Autun: Michel Dejussieu, 1849, p.5.Cf. イヴ=マリ・ベルセ『鍋とランセット』新評論、一九八八、二七五頁。
- 67 ベルセ、上掲書、二七三頁。
- ⁶⁸ Henri Bayard, *Influence de la Vaccine sur la population*, Paris: Victor Masson, 1855, p.9.
- ⁶⁹ *Ibid.*, p.5.
- ⁷⁰ Étienne-Auguste Ancelon, *Philosophie mathématique et médicale de la Vaccine*, Paris: Méquignon- Marvis, 1858, p.1166.
- ⁷¹ AHPML, t.10, p.240.
- ⁷² Cf. Nadja Durbach, Bodily Matters, North Carolina: Duke University Press, 2005, p.32.
- ⁷³ Ambroise Tardieu, *Etude médico-legale sur les maladies provoquées ou communiquées*, Paris: Baillière, 1864, p.113.
- ⁷⁴ Bulletin de l'Académie Impérial de Médecine, t.30, p.144-145.
- ⁷⁵ *Ibid.*, p.154.
- ⁷⁶ *Ibid.*, p.157.
- 77 Ibid., p.285-286.
- ⁷⁸ *Ibid.*, p.292.
- ⁷⁹ *Ibid.*, p.297.
- 80 Rapport sur les Vaccinations pratiqué en France péndant l'Année 1866, Paris:

Imperimerie Impérial, pp.119-163.

- 81 *Ibid.*, p.123.
- 82 Bulletin de l'Académie Impérial de Médecine, t,32, p.474-486.
- 83 Ibid., p.488.
- ⁸⁴ AHPML, serie 2, t.35, p.429.
- 85 *Ibid*.
- 86 *Ibid.*, p.211.
- 87 Bayard, op. cit., p.92.
- 88 AHPML, serie 2, t.35, p.212.
- 89 *Ibid*.
- 90 *Ibid.*, p.214-215.
- 91 現在のヴァノー駅の前にあった。ラエンネック病院と改称された後、移転している。
- 92 *Ibid.*, p.217.
- 93 Ibid., p.221-222.
- 94 *Ibid.*, p.224.
- ⁹⁵ AHPML, serie 2, t.35, p.429.
- ⁹⁶ *Ibid*.
- 97 *Ibid.*, p.217.
- 98 AHPML, serie 3, t.2, pp.158-159.強調原文.

第十一章:衛生法、連帯、公共の健康

一 第三共和政の感染問題

一八七〇年、普仏戦争の最中に、ナポレオン三世が捕虜となると、第二帝政は消滅し、第三共和政となる。この章では、第三共和政における感染と法をめぐる問題として、一九〇二年に公布される、公共の健康に関する法の成立過程について見ていくことにしよう。公共の健康に関する法の目的は、これまでに出されてきた公衆衛生に関する規則を一つにまとめながら、フランス全体における公衆衛生法をつくり出すことにあった。この法案について議論していく前に、まずは一九世紀後半の感染の問題について簡単に目を通しておこう。

(一) 細菌をめぐる視点

これまで見てきたように、感染の原因となるものは、目に見えない存在であった。時には、地中から放たれる物質として、時には、人間の汗に交じる物質として、時には、虫やその卵として、あるいは想像力がつくり出すその他多くの感染を惹き起こす何ものかは、目に見えない存在であるがゆえに、恐怖の対象であり、または単なる空想であるとして議論されてきた。しかし、第三共和政に入ると、パスツールやコッホの実験室の中で、その何ものかは、細菌として同定され始める。

しかし、気をつけなければならないのは、この細菌の発見が、医学において大革命を起こし、それまでの公衆衛生という領域を一掃したわけではないということである。確かに、いくつかの方法は、時代遅れとして糾弾されている。例えば、柿本昭人が指摘しているように、一八八四年フランスを視察したコッホは、このように述べている。

疫病の拡大に対して行われましたことは、今日の科学の標準に照らしてみますと、無為無策同然であります。毎晩、かがり火が、都市の街路におきまして、空気を浄化するために灯されました。また、マルセイユやリヨンやパリの駅頭におきまして、乗客に対する硫黄消毒が施されるのを見ましては、逆に、五〇年ほど前のコレラ流行の時代に引き戻された感がございます。消毒の方法につきましては、以前の非科学的観点が、相変わらず厳守されているのであります。病室では、さらし粉を入れました皿がおかれ、さらし粉の溶液を浸した布がぶら下げてございました。また、下水には硫酸鉄が注がれ、便壺や小便所には硫酸鉄やさらし粉が注入されておりました。。

硫黄の散布というような、伝統的な消毒方法は無為無策として避難されている。これだけを見れば、細菌学という新たな科学が、それまでの公衆衛生を古く役に立たぬものとして 退けているようにも思える。

しかし、少なくとも一九世紀の間は、公衆衛生学は、細菌という概念を取り込み、その予防効果を裏付けるものとして細菌学を利用しているのである。オリヴィエ・フォールが言うように、「細菌の発見により、新しい衛生主義が生まれたことは事実だが、そこには、前世紀からの思い込みがまだまだ生き残っている」²。確かに、細菌の発見によれば、どの場所が感染症の温床であり、誰が細菌をまき散らしているかということははっきりとする。それゆえ、感染症対策の目的は、以前よりも特定されることになる。しかし、公衆衛生学は依然として感染症対策の中心であり続けている。というのも、細菌が発見されたとしても、その細菌を殺したり、繁殖を抑制する方法が発見できないならば、それまで公衆衛生学が培ってきた予防法を使うしかないからである。

例えば、一八八○年に起きたパリの悪臭問題を見てみよう³。これは、一八八二年「公衆衛生 および職業的衛生委員会」において議論されることになる、パリの屎尿汲み取りが問題になっ た事件であった。その議論の報告者トゥレラによれば、悪臭はこのように広がっていた。

一八八〇年夏、パリはうんざりするような悪臭に覆われていた。特定の時間、特定の風向きになると、大気は耐え難かった。すべての方角から苦情があがった。 最近パリ市の近くに作られた悪質な工場に非難の目が向けられた。その工場は自己弁護し、このひどい悪臭の非難をパリ市に向けた。新聞は、行政の無作為を激しく非難した。しかし公権力は何もすることができなかった。人々は一言交わすのが精一杯だった。「お分かりになりますか?なんて悪臭でしょう」。それはまるで自然災害のようだった。パリ住民は逆上し、市長はうろたえ、大臣は苛立っていた4。

この悪臭を調査するための委員会が、ポール・ブルアルデルを中心として組織された。ブルアルデルは、公衆衛生会議の主要メンバーであり、『公衆衛生および法医学年報』の執筆者であり、一九〇二年法案の行政の代理人の一人であった。ブルアルデルを中心とする委員会は、一人八〇年の悪臭と腸チフスの流行とを関係づけた。すなわち、腸チフスは、悪質な水と、悪臭によって伝播するという結論を発表した。

「公衆衛生および職業的衛生委員会」の報告者トゥレラは、ブルアルデルの意見に反対し、 腸チフスは悪臭では感染しないと述べている。重要なのは、水質である。したがって、屎尿汲 み取りをやめて、すべてを下水に流すことであり、下水道の完成が必要である⁵。しかし、ブルアルデルは、パスツールの言葉を引用しながら、反論している。すなわち、パスツールによれば、腐敗によって細菌は成長する。しかし、もし下水に屎尿をすべて流してしまうならば、パリの下水は十分な水量と傾斜がないので、屎尿で淀んだパリの下水は、細菌の温床になってしまうではないかということである。そして、「感染病の伝達は、飲用水だけではなく、空気によっても作用する」⁶のだから、「便所から立ちのぼる発散物と、悪い状態の下水」⁷によって、腸チフスがパリに流行する原因になるというわけである。それゆえ、都市住民の排泄物を下水へ送るという、汲み取りシステムを正当化するのは軽率である⁸。

このブルアルデルの言葉には、ミアスマという前世紀からの遺産が入り込んでいる。この議論を見れば、細菌が発見されたとしても、その伝達方法は未だに不鮮明だということが分かる。 腸チフスの細菌は、水によって伝達するのか、それとも空気によっても伝達するのだろうか。 パスツール自身、下水は危険であると考えていた。その水に細菌が残っているのであり、しかし下水を使わなければならないならば、それを海に流すしかないと述べている。。

このように、細菌はそれまでの公衆衛生が持っていた想像力と深く結びつくことになる。そして、貧民宿という感染の温床は、細菌工場に変わりながら、相変わらず同じ危険性が指摘されることになる。例えば、ブルアルデルに続いて発言したマリエ・ダヴィドは、こう述べている。「貧者の住居には、汚染のもっともひどい下水管の空気中に比べ、五〇倍以上の細菌がある」¹⁰。ヴァランは、こう述べている。「預言者ではないが、博識の公衆衛生学者は、「あなたの家を見せて下さい。あなたを脅かす病気を教えてあげましょう」と言うことができる」¹¹。

鉄道網の発達とともに、一八八二年から八六年にかけて、地方からの労働者が増加するとともに、失業者の数も多くなる。パリ人口の二百三十五万人のうち、失業者は二〇万人にのぼる¹²。七六年と比べると、八二年には、二五〇〇軒の家屋が増加しており、移民は十万人以上にのぼる¹³。七三年、一人につき一四平方メートルの空間が必要であるとの警察令が出され、八三年、警察が五人の常設監視員と四人の臨時監視員による巡回を行い始めるが、適用するのは難しい状況だった。

こうしてかつての感染の温床は、細菌工場に変わり、公衆衛生学者たちは介入の必要性を訴え始める。そこは、腸チフス、天然痘、結核の温床であり、同時にアルコール中毒の温床でもある。ここでもまた、身体的な病気の感染と、道徳の感染のアナロジーは維持されている。一八八九年ロクロワは家屋衛生法案を提出するが、これは一九〇二年法案の一部として、議論されることになる。そのことについて触れる前に、他の変化についても見ておこう。

(二) コレラと天然痘

第三共和政になってもコレラの流行は収まることはなかった。インドを発端とする、第五次パンデミーは、一八八四年から八五年にかけて、トゥーロン、マルセイユ、パリを襲った。被害が大きかったのは、マルセイユであり、八四年六月から十月までに一七九三人、八五年七月から十二月までに一二五九人の死者を記録している¹⁴。フランス全土で五〇〇〇人近くが死亡した。この時コッホがフランスを視察したことは先に述べた通りである。ところで、八四年四月五日に公布された、市政に関する法律によって、伝染病の予防は、市の責任になっていた。第九七条は「市行政は、善良な秩序、公の安全と衛生を保証することを目的とする」¹⁵となっており、第六頁には、伝染病および感染病を予防することとなっている。

悪臭問題の時と同じく、ブルアルデルを中心とするコレラ調査委員会が組織され、パス ツール、ヴァラン、プルーストなどもメンバーに入っている16。委員会が調べたところ、多 くの市町村では、きちんとした対策が為されていた。しかし、いくつかの場所では、公衆 衛生学を無視した対策が取られていた。コレラは潜伏期間が短く、検疫は五日で足りると の科学的基準に対して、ニースはすべての入市を禁止していた。アンダイエでは、スペイ ンからの輸入物の入港を認めなかった。リュフェックでは、駅自体を隔離院にしていたが、 ブルアルデルは、伝染病を広める温床となるとして非難している。「衛生という名の下で、 われわれが必要な措置を強いる権利があるとするならば……、われわれには同じくその措 置のいくつかには、単に苛酷なだけで効果がないと教える権利がある」17。では効果がある 予防法とは何であろうか。ブルアルデルは、委員会の意見としてこういっている。「現在の 知識では、コレラの伝染がヨーロッパ大陸に触れた時には、その進行を止める術は何一つ ない」18。「確かに、われわれは無力である。その要因、すなわちコレラ菌を消滅させるこ とはできない。しかし、われわれ一人一人は、個人的な危険を制限することができる主人 であり、その方法は、自身の衛生と家屋の衛生である。われわれの目的は、はっきりとし ている。コレラ菌が取り付くことができる環境を改善することである」1º。すなわち、市場 など、人々が集合することを避けること、家屋や通りを衛生に保つことである。

ブルアルデル個人によるマルセイユの分析を見てみよう。ブルアルデルはこう書いている。「いつものように、最初の犠牲者たちは、貧困によって弱った人々であり、アルコール依存や、先天性の病気によって弱った人々である」²⁰。そして都市の衛生状態は悪く、高い建物によって、狭い道には日が当たらず、じめじめとしている。いくつかの家の便所、ティネットは、通りに面しており、そこから屎尿が溢れ、通りに悪臭を振りまいている。通りの溝は、汚物であふれている。ブルアルデルはマルセイユ市に二つの提案をした。一つ

は、古い港まで続く下水を作り、汚物を海へ流すシステムを作ること。もう一つは、家屋を監視し、不衛生な建物や通りを消毒することである。ブルアルデルによれば、マルセイユ市は市内清掃のために十万フランの予算を作り、公共事業大臣は、マルセイユ市の下水建設のために、六〇万フランを捻出した²¹。

しかし、問題なのは、不衛生な建物の監視のため一八五〇年に作られた、ムラン法が死文化していることである。ブルアルデルは、アカデミーにこの法の改革が望ましいことを確認するように要請し、アカデミーはそれを了承した。「アカデミーは、次の勧告を表明する。不衛生な建物に関する一八五〇年法を改革する計画は、不確実性を消滅させるであろう。その不確実性とはすなわち、規定された方策を実行することに伴う、無制限の遅延を許すことで、この法の効力を奪い、特に伝染病の流行時にそのような状態にしているということである」²²。

悪臭問題に続き、ブルアルデルは、ムラン法の改正を要求している。ブルアルデルによれば、コレラ菌もチフス菌も、それを殺菌する方法を知らない以上、その菌が取り付く環境を改善しなければならない。ブルアルデルはこう述べている。「衛生の世界では、すべての人間は、その隣人と連帯している。都市の中にあって、衛生の法を無視することは、国家全体にとっての脅威である」²³。すなわち、衛生という観点において、検疫や家屋の衛生をその人間に強制することは、自由への侵害であるとも思える。しかし、それは自由ではない。というのも人間はその隣人と連帯しているからである。この連帯という主張、すなわち連帯主義は、一九世紀の終わりのフランスにおいて重要な意味を持ち、一九○二年法の審議過程でもしばしば用いられた観念である。したがって、一九○二年法が家屋の清掃や予防接種の義務化を法で規定することを根拠付ける重要な観点となるのだが、このことは法案審議を見ながら、その内容を検討することにしよう。

(三) 万国博覧会と感染

法案審議の検討に入る前に、最後にもう一つだけ付け加えておこう。それは万博と感染という視点である。パリにおける万博は、一八七〇年から一九〇〇年までに三度開かれている。一八七八年、一八八九年、一九〇〇年である。コレラについて論じた際、巡礼者の危険性が問題になったことはすでに述べた。海上航路の発達によって、移動が容易になることで、多くの人間がある場所に集まることは危険であるという認識は、すでに国際的なものになっていた。ところで、万国博覧会という世界中の人間を集客するイベントは、感染という観点から見れば、危険ではないのだろうか。

メニルが『法医学年報』に掲載している論文によれば、天然痘の流行と、万博の開催は、

統計学的に見れば相関関係がある。メニルはこう述べている。「一八七八年の万博から、われわれが見出だせるのは、その後三年に渡って続く新しい伝染病が再発したということである。多くの犠牲者を出してから、明らかな減少とともに、伝染病は消滅している……。 一八八六年終わり、一八八九年万博の準備工事が始まるとともに、天然痘は再び攻撃性を取り戻している……」²⁴。

メニルの統計によれば、一八七八年のパリにおける天然痘の死亡者数は、八九人にとどまっているが、七九年からの三年は、一一五九人、二二五四人、一〇四一人と急激な上昇を見せている。公衆衛生会議は、これを受けて、万博に携わる労働者へ牛痘再接種を勧告し、八九年には商工大臣が義務接種を命じている。しかし、メニルによれば、十分な牛痘の確保ができなかった25。この万博による天然痘の流行拡大は、牛痘予防接種の義務化を推進する一つの要因となった。しかし、法案の成立と公布は一九〇二年であり、一九〇〇年の万博には間に合わず、再び天然痘の流行を許している。

ところで、万博が広めた感染病は、天然痘だけではなかった。アラン・コルバンによれば、一八七八年の万博に観光客が大勢押し寄せたために、七九年および八○年には、性病が前代未聞の猖獗ぶりを示していた²⁶。コルバンは、バルテルミーによる一八八九年の性病学会報告を引用している。「社会の底辺を清潔にしなさい(街路、歩道、ビヤホール、ダンスホール、飲み屋などを)。そうすれば、他のすべてを清潔にすることになる。……大都市を清潔にしなさい、そうすれば国中を清潔にすることになる。すべての首都を清潔にしなさい、そうすれば世界を清潔にすることになる」²⁷。

ここでバルテルミーが言っているのは、パラン=デュシャトレが述べていたように、売春婦の大部分は大都市に存在しているということである。そして、パラン=デュシャトレと同じく、売春は無くならない、それゆえ公娼制度によって、監視と規制を行うべきだという考えを、バルテルミーや、フルニエ、モーリアックなどの一九世紀後半の学者たちもとっている。危険なのは私娼であるから、これを取り締まらなければならないということになる。しかし、伝統的な公娼制度は、有効に機能しなかったわけであるから、より厳格な新しい体制が必要となる。コルバンによれば、その主張は「有効な保健衛生警察とでもいうような機関で、確実に実施される科学的予防体制の設立」28であった。一九〇二年にジゴはこう述べている。

病気の娘(娼婦)を病院に送ってしかるべき介護を受けさせ、完全に治癒するまでとどめ置くことは、決して個人の自由に対する侵害とはみなされない。……。 疫病に感染した土地から来る旅行者たちに服させる、検疫体制とも比較できるような……こうした隔離ないし監禁を、人権侵害とみなすことは何人といえどでき るものではない。さらにいえば、検診に現れなかった女性(娼婦)を病院に送り、 医学的検査がすむまで、行政的に隔離・監禁することも認めるべきではないのか。 私が思うに、この種の移送にしても隔離・監禁にしても、人権侵害にはあたらない。もしそうした行政的措置が採られないとするなら、あらゆる予防策は虚しい ものとなるだろう²⁹

確かに、梅毒や売春に関することは、一九〇二年法の範疇にはない。不衛生な建物や、予防接種の義務化とは一見無関係のようにも思える。しかし、これが衛生に関わる事柄である以上、同じような問題関心をもっているのではないだろうか。例えば、フルニエは、性病が結婚の減少、離婚の増加につながるから、必ず人口の減少をもたらすと、医学アカデミーで報告している30。後に見るように、一九〇二年法の成立を推奨する立場が、その正当化理由としているのも、やはり人口の減少である。さらにジゴが述べていたように、身体的自由を跳び越えて、行政的に監禁を正当化することができるのは、感染の予防という点にある。しかし、それが人権侵害に当たらないというのはなぜだろうか。ジゴはそのことを語ってはいないが、それを正当化しうるのは、おそらく連帯という観念であるように思われる。では感染の予防のために、自由の規制がなぜ許されうるのか、どのような観点によるのか、一九〇二年法の審議過程を見ていくことにしよう。

二 公共の健康に関する法の審議

第三共和政に入ると、いくつもの公共の健康に関する法案が提出されている。一番早いものでは、一八八一年、リウヴィルによる予防接種義務化法案が審議されたが、一度目の 討議で却下されている。八四年には、マルタン・ナドーによる建物の衛生法案、八六年に はジークフリードによる公衆衛生組織に関する法案が提出されたが、討議すらされていない。

審議が始まるのは、一八八九年のことである。これは今まで述べてきた感染病の流行や、 予防接種の必要性が認識されたこと、そして共和主義が勝利し王党派が敗北した一八七八 年以降であるという理由によるであろう。

討議される法案にしても、三人が堤出した法案が合わさったものである。一八八九年に建物の衛生と、公衆衛生に関する法案を堤出したエドゥアール・ロックロワ法案、一八九〇年のジークフリートによる公衆衛生組織法案、そして一八九一年にコンスタン内務大臣が堤出した公共の健康保護法案である。一八九二年、ラングレはこの三人の法案を一つにまとめ、一八九三年六月、ラングレの堤出した法案から数えて四年弱を経て、ようやく代

議院での討議が始まるのである。

ラングレによれば、いくつもの法案や現行法を、公共の健康に関する法案としてまとめるために、二二人から構成される委員会が作られ、討議された。こうしてできた法案についてこのように述べている。

皆さん、国家が介入しなければならない事例があるならば、公衆衛生の問題は確実にその一つであると言えます。個人の衛生の領域は、個人が主導するものとして残されているかもしれません。しかし、集合的な衛生は、集合的な介入なくしては成り立ちません。それをするのは市であるか、国であるかのどちらかでしょう。……。一八八四年の市町村に関する法は……、公衆衛生分野の解決について、その大部分を市当局に留保しています。しかし、認めなければならないのは、市行政の介入は不十分であり、その結果もまた満足のいくものではなかったということです³1。

先ほど見たように、一八八四年以降、感染病、伝染病対策は、市の管轄になっていた。そして、ブルアルデルたちはそれが不十分であると感じていた。したがって、市行政が担当するとしても、公衆衛生会議の助言を必要とする趣旨の法が新たに必要であるということになる。

では、集合的に介入すべき集合的な衛生とは何だろうか。まず、ランドレは大都市の問題を挙げている。大都市が田舎よりも死亡率が高いことは、すべての国で共通している。さらに、大都市の中でも、労働階級の住む地区の方が、富裕層の住む地区よりも死亡率が高い。「一八八九年のパリの地区ごとの死亡率は、八区が一〇‰なのに対して、一四区は、三二‰に達している」³²。一八八五年のコレラでも、貧民街の死亡率が多かった。貧民街の死亡率を引き下げるには、住居の清掃が必要であるということである。

次にラングレが挙げるのは伝染病の予防、すなわち予防接種であると言い、こう述べている。

ところで、天然痘は文明化された国家に存在してはなりません。間違いなく、それを消滅させることは困難でしょう。特に、天然痘が拡散しやすい環境に根を下した時には。しかし、天然痘が発生することを防ぐことはできます。私が思うに、議会は、この一見して個人の自由の侵害に思えることに、一瞬ともたじろいではなりません。そして病気に罹る自由を個人に与えてはなりません。というのも、この病気は簡単に広まり、これが蔓延する国では、膨大な数の不運の原因となる

からです33。

不衛生な建物が多いことは、天然痘を広める危険が高い。もし広まってしまうと、死亡者数も増え、また死亡しなくとも身体が弱くなることにより、他の病気に罹りやすくもなり、仕事もできなくなる者も増えることになる。したがって、予防接種を義務化すれば、この困難を乗り越えることができる。

しかし、危険性はないのだろうか。梅毒が感染させられることはないのだろうか。この 審議のころには、すでに動物ワクチンの技術を導入する動きが始まっていた。すなわち、 牛痘を人から人へ移すことで他の病気に罹る危険を防ぐために、一旦雌牛に牛痘を接種し、 雌牛の痘瘡からリンパ液だけを取り出し、再び人に接種するという技術である。これを使 えば、梅毒の二次感染を防ぐことができる。たしかにリウヴィルの法案は否決された。し かし、万博による天然痘の犠牲者を見れば、あるいはパリの街の衛生が進まないことを見 れば、予防接種の義務化は必須であるということである。

したがって、公共の健康法案の要点は三つであるということになる。市行政に公衆衛生関連の管轄を独占させないこと。家屋の衛生への介入を強めること。予防接種の義務化である。最後にラングレは、この法案を成立させるために、各国の状況を伝えている。「われわれを取り巻く国々は、すべて衛生法をもっている」³⁴。この時点で、スウェーデン、ハンガリー、イギリス、イタリアはすでに公衆衛生法を施行していた。フランスが長い間公衆衛生法の議論をしている間にも、ヨーロッパ各国は衛生法を次々と公布していく。フランスも遅れをとってはならないということである。

(一) 代議院での審議

ランスレの報告の後で、代議院は審議に入った。代議院で激しい議論になったのは、不動産の清掃に関する条文だった。第三条は、不動産がすでに建てられているか否かを問わず、公道に接しているか否かを問わず、「占有者または隣人の健康に危険」³⁵がある時には、市長か衛生監視員が、衛生委員を呼ぶことになっている。そして衛生委員はその結果を報告するとなっている。そして第五条は、不動産、またはその一部の清掃が不可能であると、衛生委員が判断した場合、市長は居住および使用を禁止するとなっている。そして、違反した場合には、禁止した家屋またはその一部と同じ価格の罰金を払うとなっている。

ある議員は、清掃が不可能な場合などないのではないかと質問すると、ランスレは破壊 しなければならない場合があると答えている³⁶。すなわち、多くの場合清掃が不可能な建物 というのは貧民が住んでいる不動産である。例えば、貧民宿あるいは貧民たちが郊外に建 てているバラックである。そのバラックが隣人に病気を感染させる危険があると衛生委員 が判断した場合、そのバラックへの居住を禁止することになる。違反すれば罰金である。 禁止された家屋は、清掃が不可能なのだから、破壊しなければならない場合があることに なる。これは所有権の侵害ではないのだろうか。議員たちは非難している。

ブルアルデルは答えている。「都市においても、地方においても、全員で連帯している。 不動産の内部に、ジフテリアの温床があるとき、それが家屋でも兵舎でも、その周りにいるものすべてが侵される恐れがある」³⁷。続いて、内務省のシャルル・デュプュイもこのように述べている。

あなた方に提案した法は、二つの原理で成り立っています。一つは、経験に由来するもので、このように定式化できるでしょう。避けることのできる病気があり、予防できる感染がある。このことはチフス熱や天然痘については証明されており、われわれの医師たちは、コレラについても証明しようとしているところです。……。二つ目の原理は、人類の連帯という原理です。これは先ほど私が述べた経験に基づく原理と同じくらい確実で根拠のあるものです。

所有という口実によって、私的利益の使用という口実で、感染の温床があなたの 所有物の中にあると指摘された時、あなたには、その温床を保存する権利がある でしょうか。全員の利益のためになされる勧告や命令に反対する権利があるでし ょうか³⁸。

ある議員はこう答えている。「それは集団主義だ。使用し収益し処分する権利が尊重されていない」³⁹。デュプュイは答える。

私はそれにたじろぐことはないし、それに補償の問題については議論してもよいでしょう。しかし、この法が一般利益の表明でなければならないというこの観念に、あなたが入ることができないならば、あなたに公衆衛生法を作ることはできないでしょう。つまり個人的な不自由という代償を払わなければならないこともあるということです。(左側から、いいぞ!いいぞ!)

結局のところ、衛生のすべての問題は、この観念に行き着くことになるのです。 それは、法の力を使ってでも、連帯の感情を、まだ抱いていない者たちに想起させることです40。

代議院での一日目の審議はここで終了している。二日目に入るとすぐに、ブルアルデルは 家屋の破壊について発言を一部撤回している。家屋の破壊については条文に明記されてい ないし、それは特別な場合にすぎない⁴¹。多くの場合、清潔さが確認されたならば、使用禁止は解除されるだろう。結局、条文には「不衛生な状態が消滅するまで」という文言を入れることで合意した。

代議院での審議では、個人の自由を制限できる原理として、連帯という観念について触れられている。公衆衛生と連帯という観点は重要なことであるので、最後に詳細に検討することにし、ここでは簡単に述べておこう。

連帯主義は、一九世紀後半のフランスに現れてきた思想である。一九世紀後半は、自由主義のもたらす深刻な状態に悩まされていた。自由主義の結果、貧富の差が増大し、貧困層には高い死亡率、高い事故率が見られるようになっていた。こうした自由主義に反して社会主義が台頭してきていた。連帯主義は、社会主義に陥ることなく、個人の自由に根を置きながらも、しかし自由をある程度制限しコントロールすることで自由主義のジレンマを解消することを目指している。その内容は、人間は個人だけで生きているのではなく、人間同士隣り合わせで生きているのだから、隣人のために自己の自由を行使することが求められるというものである。具体的には、社会的に見て、一定の貧困や病気や事故が存在するならば、それは社会の負債とも呼べるのであり、その負債を支払うのはやはり社会全体であるべきであるというものである。

公共の健康に関して言えば、たとえ家屋の行使が所有権という個人的な権利であっても、 その家屋が隣人たちに感染をまき散らす恐れがあるならば、その自由は制限されなければ ならないとうことになる。この法案の審議と並行して、フランス議会は、労働災害法や社 会保険制度についても審議していることも付け加えておこう。これらすべての法が二〇世 紀フランスの福祉国家の基盤を作っていくことになる。

(二) 元老院での審議

一八九三年七月、代議院で修正可決された法案は、元老院に送られる。しかし、審議が始まるのは、四年後の一八九七年二月のことである。報告者は、ランスレからコルニルに変わっている。コルニルはこのように述べている。

今日、われわれは伝染病や感染病の原因を知っています。われわれはその病を生み出すのは、微生物であることを知っています。パスツールや彼の後を追う者たちによる不滅の仕事によって、すべての病は細菌によるものだということを知っています。したがって、伝播を止めるには、病原菌を死滅させ、病人によって汚された物、例えばシーツ、寝具、壁紙、床、外壁などを消毒し、病人を隔離し、それ以上の汚染を食い止めるだけでよいのです。

私が今話した微生物はすべて……、熱によって完全に死滅するのです。特に湿気を帯びた熱に弱いので、高温消毒器を街のいたるところに設置しています42。

コルニルによれば、パリ市ではこの八年間、この高温消毒器を使用している。病人の寝具や寝室を消毒してきた。その結果、労働階級の死亡率はかなり下がったという。さらにパスツール研究所やルー博士によって、天然痘およびジフテリアの予防接種が行われたことも、死亡率の低下に貢献している。コルニルはこうした努力を他の大都市にも広げるために、法が必要だと訴えている。

これが個人の自由への侵害などと考えないでください!個人の自由はここでは無関係です。あなた方には、死を招く病を隣人に与える権利はないのです。あなた方には、すべての都市やすべての国家にペストを伝達する権利もありません。われわれは、この重要な法を妨げようとする、個人の自由に基礎をおいた観点と闘わなければならないのは明らかです43。

例えばコルニルは予防接種を例に挙げている。今日、父親たちが反対すれば、子供に予防接種を施すことはできない。予防接種を強制するような教育機関に入学させることを拒む親たちもいる。このような父親たちの自由と闘わなければならないというわけである。

公衆衛生法を厳しく実施している隣国イギリスでは、死亡率が二二‰から一六‰、時には六‰まで減少した。これは一○○万人の生命を救ったことになる。陸軍省は、軍隊の兵舎の衛生を強制しているが、これによって毎年一二○○人の命を救ったことになる。このような恩恵をフランス中に広めなければならない、

元老院での審議でも、やはり問題になったのは、不衛生な建物に対する衛生措置であった。ブルアルデルはこれに答えている。確かに一見圧政のように見えるかもしれないが、「われわれはお互いに衛生的に連帯している」⁴⁴。都市にはしばしば衛生措置が難しい建物が存在するのであって、「それらはしばしば郊外の労働階級の家に見られる」⁴⁵。ビュフェはこう反論している。「法の中に食料制度や労働制度も持ち込みたいのか?」⁴⁶すなわち、社会主義ではないのか。このような批判はフォランドにも見られる。「皆さん、われわれは今まさに、民主主義の時代にあって、われわれの法から本質的に民主主義の原理を抹殺しようとしているのです」⁴⁷。「なぜ公衆衛生を満足させるために、すべての古い規則、すべての常に受け入れられてきた原理を無視するように、われわれに要求までするのだろうか」

議論は難航していた。そこでブルアルデルと並び政府の委員の一人、アンリ・モノーは、

連帯は自由主義であると説明している。「これは、社会に対して、古い原理を新しく適用するものです。それは、何人も他者を危害する権利をもたないという原理です」⁴⁹。モノーによれば、すでにドマの中にこのことは示されている。「人間たちを社会に結びつける秩序は、単に自身を傷つけるなと人間たちに義務づけるだけではなく……、所有するものすべてが、他者に危害や損害を与えることがない状態に保つことも義務づけている」⁵⁰。ならば、不衛生な建物が、その隣人に病気を感染させることがない状態に保たなければならない。したがって、これは「抑圧の法ではなく、題名にもあるように、保護の法なのです」⁵¹。

しかし、この社会的な必要性が証明されたとして、最後に一言、公共の利益について述べなければならないと思います。それは法や政府が介入するのは勝利を保証するためでなければならないということです。なぜならば、それは全員の利益であり、全員の問題、公共の事柄 res publica なのですから52。

さらに議論は続く。問題になっているのは例えば第二○条である。この条文によれば、地方自治体が、必要な衛生措置を取っていない場合、特に良質の飲料水を配給していない場合、衛生監視員は市長に報告し、市長は公衆衛生会議の助言により、地方自治体に改善を強制できるというものである。ブルアルデルはこの条文を擁護している。確かに「衛生の圧政」53に見えるが、そうではない。衛生の改善は多くの病による死亡率を引き下げる。「これらは「避けられうる病」と呼びうるもので、天然痘、麻疹、ジフテリア、肺結核」54などを指している。特に水質の改善は、チフスの抑止に効果を発揮する。「私が考えているのは、やらなければならない衛生を、怠慢な市町村が自由に行使したり、しなかったりといったままにしておいてはならないということです……。もし市町村が怠慢ならば、その市町村は隣の市町村にとって危険なのであり、国家全体にとっても危険なのです」55。

フォランドやビュフェといった反対派の声が最高潮に高まるのは、第二二条を審議している時である。二二条は、各地区に衛生監視員を置くこととなっている。監視員は衛生分野に関する法や規則が適切に実施されているかを監視する。フォランドはこれに反対してこう言っている。

しかし、この制度に、自由自体に対する大いなる危険が潜んでいると皆さんはお 感じにならないでしょうか。……。あなた方は恐ろしくないのですか。今日投票 している衛生の法によって、中央権力の代表者たちは、好きな時に侵入できる権 利を手にすることになるのです。……日も夜もなく、われわれの寝室に至るまで やって来て、刑事訴訟法の保証を無視して、われわれの家の内側で、細菌との戦 争を始めるのですから。細菌調査と消毒という口実で、私的な物を開けたり、秘密の引き出しを開けたりするでしょう……56。

フォランドは監視員など不要であり、必要な時に衛生委員を呼び出せるとすれば十分であると考え、修正案を堤出した。しかしブルアルデルは日ごろの衛生が伝染病予防には必要であると訴えている。イギリス、イタリア、ドイツはこの恩恵に授かっている。「われわれには、フランスでなされた発見の恩恵を受けることが、禁止されているのだろうか」57。コルニルは、こう正当化している。「伝染病は火事のようなものです。火事が起きたら、人は直ちにその家の中だけで防ごうと考えるでしょう。もし、そのままにすれば、すべての地区を覆い、すべての都市を覆ってしまう。そうなれば、人が火の部分にできることは何もないのです」58。

問題はもう一つあった。それは予算であった。衛生監視員を置くには試算で四一万フラン必要だった。コルニルによれば、この予算を正当化するのは、次のような試算である。イギリスの衛生監視員の効果を見れば、およそ一四〇万人から、一五〇万人の人間を助けることができる。だとすれば四一万フランの価値はあるではないか59。しかし、結果としてフォランドの修正案が可決されている。

修正法案が審議されるのは、再び間があいて一九〇〇年一二月のことである。この時には労働法が公布されており、社会法は大きく支持されるようになっていた。議事録を見ると、アルシド・トレイユなど一部の反対者はいるものの、多くは公共の健康法に賛成している。例えば第一条の投票を見てみると、賛成者は二一五人、反対は七人しかいなかった60。一九〇一年五月修正法案が可決すると、反対者の一人はこう叫んでいる。「フランスは全土が巨大な隔離院になるだろう」61!

一九○一年七月修正法案は再び代議院に送られ可決、一九○二年元老院での審議を経て、ようやく一九○二年二月四日に可決、一五日に施行された。

1 柿本昭人『健康と病のエピステーメー』ミネルヴァ書房、一九九一年、二〇三-二〇四頁。

- 2 アラン・コルバン他編『身体の歴史』藤原書店、二〇一〇年、第二巻、六〇頁。
- ³ Cf. 大森弘喜「19世紀パリの水まわり事情と衛生」『成城・経済研究』、二〇一二年、一九七、一六八頁。
- ⁴ Revue d'hygiène et de police sanitaire, no.4, 1882, p.119.
- ⁵ *Ibid.*, p.126.
- 6 Ibid., p.329.
- ⁷ Ibid.
- ⁸ Ibid.
- 9 大森、上掲書、四四頁。
- 10 Revue d'hygiène et de police sanitair, p.433.
- ¹¹ E. Vallin, «La Surveillance sanitaire des maisons», *Revue d'hygiène*, 5,1883, pp.627-639.
- 12 蔵持不三也『ペストの文化誌』朝日新聞社、一九九五年。
- ¹³ Shapiro, *op. cit.*, p.137.
- ¹⁴ Mafart, et al., «Les épidémies à Marseille au XIXe siècle», *Bulletins et Mémoires de la Société d'Anthropologie de Paris*, 10, 1998, p.88.
- ¹⁵ Duvergier, t.84, p.127.
- ¹⁶ AHPML, t.12, pp.159-172.
- ¹⁷ *Ibid.*, p.161.
- ¹⁸ *Ibid.*, p.166.
- ¹⁹ *Ibid.*, p.166.
- ²⁰ *Ibid.*, p.227.
- ²¹ *Ibid.*, p.232.
- ²² *Ibid.*, p.232-233.
- ²³ *Ibid.*, p.232.
- ²⁴ AHPML, t.18, pp.33-35.
- ²⁵ *Ibid.*, p.36.
- 26 アラン・コルバン『娼婦』藤原書店、一九九一年、三四二頁。
- 27 同書、三四三頁。
- 28 同書、三五二頁。
- ²⁹ Albert Gigot, «Des garanties de la libérte individuelle», *Revue pénitentiaire et de droit pénal*, tome 27, 1903, n° 8, pp.1070-1082.
- 30 コルバン、上掲書、三四六頁。
- 31 Journal Officiel du 27 Juin 1893, p.1834
- 32 Ibid., p.1835.
- ³³ *Ibid.*, p.1836.
- ³⁴ *Ibid.*, p.1836.
- 35 *Ibid.*, p.1836.
- ³⁶ *Ibid.*, p.1839.
- ³⁷ *Ibid.*, p.1841.
- ³⁸ *Ibid.*, p.1841.
- ³⁹ *Ibid.*, p.1841.
- ⁴⁰ *Ibid.*, p.1841-1842.
- 41 Journal Officiel du 28 juin 1893, p.1860.
- 42 Journal Officiel Sénat du 3 février 1897, p.73.
- 43 Ibid., p.74.
- 44 Ibid., p.77.
- 45 *Ibid*.
- ⁴⁶ *Ibid*.

- $^{47}\ Journal\ Officiel\ S\'{e}nat$ du 5 février 1897, p.89.
- ⁴⁸ *Ibid.*, p.90.
- ⁴⁹ Journal Officiel Sénat du 10 février 1897, p.124.
- 50 Ibid., p.124.
- ⁵¹ *Ibid.*, p.124.
- ⁵² *Ibid.*, p.124.強調原文
- ⁵³ *Ibid.*, p.130.
- ⁵⁴ *Ibid.*, p.131.
- ⁵⁵ *Ibid.*, p.131.
- ⁵⁶ Journal Officiel Sénat du 13 février 1897, p.155.
- ⁵⁷ *Ibid.*, p.157.
- ⁵⁸ *Ibid.*, p.159.
- ⁵⁹ *Ibid.*, p.160.
- $^{60}\,$ Journal Officiel Sénat du 21 décembre 1900, p.992.
- $^{61}\ \textit{Journal Officiel S\'{e}nat}$ du 25 mai 1901, p.690.

終章:連帯と感染

感染とは他者へうつすことである。他者のいないところに感染の問題は生じない。したがって、他者が多ければ多いほど、感染が生じやすくなる。だからこそ、都市という人の流通が激しく、集中する場所において、感染の問題が語られてきた。

われわれがこれまで見てきたのは、都市に生じた感染問題が人々にとらせた行動の歴史である。周縁化、隔離、衛生。死を避けることに、生を増進させることがしだいに付け加わっていった歴史である。それは人間の身体を周縁化し隔離することに、都市という空間を管理しその条件に働きかけることが付け加わった歴史である。身体に働きかけることが、しだいに人口や社会に働きかけることに変わり、社会の健康を守り、あるいは増進させるという観点に変わっていった歴史であった。

病という観点で見るならば、個人のものであった病はしだいに社会のものに変わる。そうした観点において、個人と社会の関係は逆転する。社会が病に罹らぬように、個人が衛生の義務を負わねばならない。それはルソー的な世界であるが、その社会契約は、自発的なものではない。連帯主義は、生まれながらにして帰属する社会に対してもたねばならぬ義務関係として衛生法を成立させたのである。

一九○四年に出版された『連帯主義の社会への応用』という本には、ブルアルデルやモノーも参加している。他には産科学のピエール・ブダン、経済学のシャルル・ジッド、労働法についてジョルジュ・ポレなどが執筆しており、序文は連帯主義を広めた第一人者のレオン・ブルジョワによって書かれている。

ブルジョワによれば、社会連帯の位置は、経済の自由放任主義と集団主義という相対する理論の中間に存在している。その間にあって果たす役割は、自由を排除するどころか、自由が真の意味で尊重され効果的になるように、発展させることである。したがって、連帯という観念は、慈善や博愛に近く、道徳と権利との関係のうちで、正義、平等、所有の観念に影響を与えることになる1。「社会に生きる人間たちは、お互いの間に、相互の義務を生み出す。その義務は、人間を独立し、孤立した……存在であるとし、その範囲のみに限定する立場よりも、より広く複雑である」2。社会平和のために必要な衡平な規則は、任意や強制を問わず助力の絶え間ない交換を促すのであって、その助力は社会的な義務である。「各人は全員に対して、社会的負債をもっている」3。その義務や負債は、正義という原理に基礎がある。

ブルジョワは、第一の義務についてこう述べている。「連帯の事実から生じる社会的義務のうち最も差し迫った第一のものは、不衛生から生じるリスクに対して、人間の生命を保護する義務である。不衛生は、同胞による無知、怠慢、軽率によって、われわれの周りに

増殖している」4。言い換えるならば、不作為によって避けられうる病気をそのままにしておき、高い死亡率を放っておくことは、社会義務違反であり、それゆえ怠慢であるということである。避けられうる病気というのは、例えば高温保湿器による消毒によって二次感染が防げるような病である。あるいは予防接種によって感染を予防しうる病気である。消毒や接種は、個人の選択の自由のうちにはない。というのもそれは他者危害の可能性を秘めているからである。それは社会的な義務、連帯から生まれる義務である。「同胞の健康を市町村が保護するために、道徳的な義務だけではなく、社会的な義務がある時、その負債は公権力の行為によって処罰されうるものである」5。

ブダンはこう述べている。「フランスにおいて、毎年十五万人の子供たちが亡くなっている。その半分を救うことは簡単なことなのに」6。アルベール・ロバンによれば、結核の死亡者数は増え続けている。その恐るべき死亡者数は毎年継続して起こり、伝染病の大流行にも比する。そして、労働者の数が減ることは、労働力の減少となり、国家の財と繁栄を減少させることになる。「社会的な危険は、われわれの種の将来そのものを危険に晒している」7。

他の著書において、ブルジョワは、この社会的な危険やリスクを社会悪と名づけている。 ブルジョワによれば、結核は「自然な連帯の良き例」⁸である。そして、パスツールこそ、社会 に生きるすべての人間にある「深い相互連帯」⁹と「相互義務」¹⁰を決定的に証明してみせた人物 である。

われわれの目的は、すべての社会悪と闘うことである。社会悪とは、その原因が 単に個人の過失だけに起因するのではなく、社会全体の過失や無知に起因するも のである。社会悪とは、その結果が単に個人のみに起こるものではなく、その個 人を中心に社会の他の成員にも避けがたい影響を与えるものである¹¹。

社会悪、社会的リスク・負債・義務、いずれにしても、個人の自由という観点ではこれらを増大させるだけである。感染病などの場合、社会をひとまとまりとして見て、その罹病率や死亡率を避けるという視点が必要である。そのためには、衛生や予防の強制をしなければならない。これらを可能にしつつ、しかし、社会主義や集団主義に陥らずに、自由を基礎にするのは、連帯という思想である。ジークフリードはこう述べている。「フランスでは、大都市において、不衛生な建物を機能的に消滅させることによって、死亡率を三〇‰から一人あるいは一五‰まで減少させることに成功した」12。

労働災害について論じたポレはこう述べている。「連帯は個人的な責任という観念を集合

的な責任に置き換え、単一の賠償を包括的な補償に置き換え、過失の観念をリスクの観念に置き換え、個別の利益の正義を一般利益の正義へと置き換える」¹³。同じく協同組合について論じたシャルル・ジッドはこう述べている。連帯とは交換主義のことである。すなわち、**得るために与えよ do ut des** である。個人の利益の犠牲(私の金、仕事、時間、自由)を、社会的利得と引き換えにすることである……。われわれの私一個人 moi individuelの一部分を犠牲にすることで、われわれの私一社会 moi social を増加させることに同意することである」¹⁴。

モノーによれば、法が衛生の義務を命じることができるのは、感染が独立した個人の領域における問題ではないからである。感染は、私と隣人との関係に生じる現象である。私が感染を持つことは、隣人と、その都市と、隣の都市、国家、世界すべてに対して危害を加える可能性を秘めている。したがって、それは私-個人の問題ではなく、私-社会の問題である。したがって、それに対応する法は、私と私を取り巻くすべての隣人の関係を規定する法でなければならない。すなわち、それは社会法である。個人的義務ではなく、社会的義務、社会的権利という別の次元が必要なのである。モノーはこの公衆衛生と連帯の関係について次のように

「市民の自由は、他者を危害しない限り、社会状態においてなしたいことをなすことができる力である」。これが原理である。われわれは、これを留保なく受け入れる。衛生が、個人の利益にしか奉仕しないとき、あるいは少なくとも家族の範疇をでない時、われわれは市民の自由を認めるだろう。というのも、自由の乱用は、彼らだけを危害するのだから。……。しかし、科学が、日に日に増してくる正確さで明らかにするのは、衛生的連帯の法である。それ以来、新たな義務が出現したのだ。無害だとと思っていたものも、危害を加えると分かるやいないや、無害ではなくなる。われわれが知っているように、家屋の不衛生が脅かすのは、住人だけではない。その家は、ことあるごとに、外部にゆきわたる伝染病の温床となるにはうってつけなのである。……。

たしかに、他者を危害すべきではないということは、われわれと同じように父親 たちも知っていたことだ。しかし、ある病気が伝達するという知識については、 父親たちが知らなかったことをわれわれは知っている。同じようなことは、その 病気の伝達を防ぐ方法をわれわれが知っているということである。そこから公衆 衛生の新たな義務が生まれてくる。その病気をうつされないという自由は、その 病気を広めないという自由と同じである。それはより個人を尊重することである。 それはより社会に有益である。……。毒を盛ること、殺すことは、自由の行使ではない。それは自由の侵害である¹⁵。

モノーの言うこの侵害される自由が生命と健康であることは明白である。この生命と健康 という共通善をもつことが生まれながらにして義務として課せられている。これを言い換 えれば、こうなるだろう。私の身体は私だけのものではない。それは社会という身体の一 部である。しかし、生命と健康という社会の価値の前で、私の身体はその義務を果たさな ければならないのだろうか。

連帯主義たちには、それまでの公衆衛生学者たちが唱えてきたのと同じく、危険への恐怖が存在している。不衛生な建物、人々の無知、軽率。それらは細菌をふりまくとの科学的証明によって、危険であるという烙印が押される。しかし、それらは外部に周縁化されたり、隔離されるわけではなく、その共同体の内部に取り込まれ、義務として強制されることになる。ブルジョワによれば、それは正義だという。

自然に固有の目的があることを理解すると、それはわれわれの目的とは違うことが分かる。社会に生きる人間に固有の目的は正義である。だが正義は決して自然の目的ではありえない。自然は不正義というより、没正義である¹⁶。

都市の活動をそのままにしておけば、人口の集中による不都合がでてくる。したがって、 正義によってそこに介入しなければならないというわけである。だが、伝染病に関して言 えば、個人の周囲に、個人の以前に存在したものが、個人の周囲に、個人の以後に波及す る。したがって、個人を取り囲む環境、すなわち住居、食事、衣服、労働だけではなく、 妊娠中の女性や、児童、学童期の子どもたちに働きかけ、人間生活の総体に働きかけなけ ればならないという¹⁷。

こうしてコレラが生んだ二つのパリは一つに閉じられ、人々はすべて社会という身体に融合される。衛生に反するすべては細菌という表象によって外部に排除され、社会悪と呼ばれる。二〇世紀はこの社会悪への闘いとして、細菌との戦争への参加を拒否することはできない世界、衛生が、健康が至上の価値となる世界が生まれるわけである。細菌という目に見えぬ何かに対して恐怖し、撲滅しようとすることを共有しなければならない世界である。私-社会となった私は、共同体の価値が果たして生命と健康なのかと問いかけることはできない。

そこでは死というものの徴候が、すべて社会体の外に投げ出され、敵となる。それは墓 地をパリの外に追放するような、ユダヤ人や癩病者といった人々、汚染するものとして見 られてきたよそ者たちを、病変として取り出す世界がある。

だが、バタイユを思い起こすならば、他者のいない私-社会は、共同体ではない。他者のいないところに感染は存在しないが、しかし、バタイユによれば感染こそがコミュニュケーションなのである。死というものに触れることが、他者を可能にし、その他者と共存することを共同体と呼ぶのである。衛生で安全な世界、病を持ちこみ汚染するものたちのいない世界、細菌のない世界、感染の可能性のない世界には、コミュニュケーションの可能性がなく、共同体の可能性がない。われわれの正義は、単なる生命の維持でも、身体の増進でもない。われわれの共同体は、温床と恐れられる場所、周縁化される者たちに触れながら、その者たちと生きることで、はじめて可能になるのである。

¹ Léon Brougeois, et al., L'Applications sociales de la Solidarité, Paris: Félix Alcan, p.vi.

⁴ *Ibid.*, p.viii.

¹¹ *Ibid.*, , 1914, p.42.

² *Ibid.*, p.vii.

³ *Ibid*.

⁵ *Ibid.*, p.viii-ix.

⁶ *Ibid.*, p.45.

⁷ *Ibid.*, p.182.

⁸ Léon Bourgeois, La Politique de la Prévoyance sociale, Paris: Charpentier, 1919, p.3.

⁹ *Ibid.*, 1914, p.57.

¹⁰ *Ibid*.

¹² Léon Brougeois, et al., L'Applications sociales de la Solidarité, p.225.

¹³ *Ibid.*, p.179.

¹⁴ *Ibid.*, p.49.

¹⁵ *Ibid.*, pp.88-91.

¹⁶ 重田園江、『連帯の哲学 1』 勁草書房、二〇一〇年、四八頁。

¹⁷ 山崎喜代子編『生命の倫理3』九州大学出版部、二〇一三年、一〇四頁。

•第一章

- Bacquet, Jean, «Traicté des droits de justice», Les Œuvres de Me Jean Bacquet, Lyon: Chez les Frères Duplain, 1744.
- Delamare, Nicolas, Traité de la Police, Paris: Chez Michel Brunet, 1722-1738.
- Domat, Jean, Œuvres Complètes de J. Domat, Paris: Firmin Didot, 1828-1830, 4.vol.
- Essarts, Nicolas-Toussaint, *Dictionnaire Universel de Police*, Paris: chez Moutard, 1786-1790, 8 vol.
- Fleury, Claude, Opscules de M. l'Abbé Fleury, Nismes: Chez Pierre Beaume, 1780.
- Le Bret, Cardin, «Traité de la Souveraineté de la Roy», Les Œuvres de Messire C. Le Bret, Paris: Chez Charles Osmont, 1689.
- Loyseau, Charles, Traité des seigneuries, Paris: L'Angelier, 1608.
- Mayerne, Turquet de, *La Monarchie Aristodémocratique*, ou *Le Gouvernement*Composé et Meslé des Trois Formes de Légitimes Républiques, Paris: Chez Jean
 Berjon, 1611

• 第二章

- Arbuthnot, John, *Essai des effets de l'air sur le corps humain*, Paris: Jacques Barois, 1742.
- Astruc, Jean, Dissertion sur l'origine des maladies épidémiques, et principlement sur l'origine de la peste, où l'on explique les causes de la propagation & de la cessation de cette maladie, Montpellier: Jean Martel, 1721.
- ——— Dissertion sur la contagion de peste, Toulouse: Jean-Joseph Desclassan, 1724.
- Bertrand, Jean-Baptiste, Observations faites sur la peste qui règne à presént à Marseille et dans la Provence avec un avertisement, Lyon: André Laurens, 1721.
- Notes sur la relation historique de la peste de Marseille, Turin: Antoine Fontana, 1722.
- Relation historique de la peste de Marseille en 1720, Amsterdam: Jean Mossy, 1779.
- Chicoyneau, François, Relation de la peste de Marseille contenant ses symptomes, son prognostic, sa curation, & celle des bubons & des charbons, Marseille:

 Gouvernment de Marseille, 1721.

- Goiffon, Jean-Baptiste, Relations et dissertion sur la peste du Gevaudan, Lyon: Pierre Valfray, 1722.
- Hecquet, Philippe, Traité de la peste, où en repondant aux questions d'un Medicin de Province sur les moïen de s'en préserver ou d'en guérir, on fait voir le danger des Barraques & des Infirmeries forcés, Paris: Guillaume Cavelier fils, 1722.
- Mead, Richard, A short discourse concerning Pestilential Contagion, and the methods to be used to prevent it, London: Sam.Berkley, 1720.
- Sydenham, Thomas, *Médecine Pratique de Sydenham*, Paris: Chez Thèophile Barrois, 1784.
- Wintringham, Clifton, A treatise of endemic diseases wherein the different nature of airs, situations, soils, waters, diet, &c. are mechanically explain'd and accounted for, York: Grace White, 1718.
- —— An essay on contagious diseases: More particulary on the small pox, measles, putrid, malignant, and pestilential fevers, York: Charles Bourne, 1721.

•第三、四章

- Alexander, William, An experimental enquiry concerning the causes which have generally been said to produce putrid diseases, London: T. Becket, 1771.
- Boissier de Sauvage de Lacroix, François, *Dissertation ou l'on recherche comment l'air suivant ses differentes qualitès, agit sur le corps humain*, Bordeaux: Veuve de Pierre Brun, 1754.
- Cadet de Vaux, Antoine-Alexis, «Mémoire historique et physique sur le Cimetère des Innocent», *Journal des Physique*, 1783, pp.409-417.
- Duhamel de Monceau, Henri Louis, Moyens de conserver la santé aux equipages des vaisseaux: avec la manière de purifier l'air des salles des hôpitaux; et une courte description de l'hôpital Saint Louis, à Paris, Paris: H.L.Guerin & L.F. Delatour, 1759.
- Genneté, Claude Léopold, Purification de l'air croupissaant dans les hopitaux, les prisons, et les vaisseaux de mer, Nancy: J.B. Hyacinthe Leclerc, 1767.
- Haguenot, Henri, Mémoire sur le danger des inhumations dans les Eglises, Paris, 1745. Hales, Stephen, *La statique des végétaux*, *et l'analyse de l'air*, Paris:Debure l'aîné,

1735.

- ——— Description du Ventilateur, Paris: Charles-Nicolas Poirion, 1744.
- Langrish, Browne, *The modern theory of practice of physic*, London: A.Bettesworth and C.Hitch, 1738.
- Lavoisier, Antoine, et al., «Rapport fait à l'Académie Royale des Sciences, sur le prison, le 17 mars 1780», Mémoires de l'Académie Royale des Sciences, 1780, p.409-424.
- Maret, Hughes Mémoire sur l'usage où l'on est d'enterrer les Morts dans les Eglises & dans l'enceinte des Villes, Dijon: Causse, 1773.
- Mead, Richard, *The Historical Works of Dr. Richard Mead*, Edinburgh: A. Donaldson, 1765.
- Ménuret, Jean Joseph, Essai sur l'action de l'air dans les maladies contagieuses, Paris: Rue et Hotel Serpent, 1781.
- -----Essai sur l'histoire médico-topographique de Paris, Paris: Rue et Hotel Serpent, 1786.
- Porée, Charles-Gabriel, *Lettres sur la sépulture dans les églises*, Caen: Jacques Manoury, 1749.
- Priestley, Joseph, Experiments and observations on different kinds of air, London: J.Johnson, 1775.
- Pringle, John, «An account of several persons seized with the Goal-Fever, Working in Newgate», *Philisophical Transactions*, 48, 1753-54, pp.42-55.
- ——— A discourse on the different kinds of air, London: Royal Society, 1774.
- Tenon, Jacques, Mémoire sur les hôpitaux de Paris, Paris: Ph-D. Pierres, 1788.
- Thouret, Michel-Augustin, «Rapport sur les exhumations du Cimetière et de l'Église des Saint Innocent», *Histoire de la Société Royale de Medecine*, 1786, p.238-271.
- Toussaint-Navier, Pierre, Réflexions sur les dangers des exhumations précipitées et sur le abus de inhumations dans les Églises; suivies d'observation sur les plantations d'arbres dans les cimetieres, Paris: B.Morin, 1775.
- Vicq d'Azyr, Felix, *Essai sur les lieux et les dangers de sépultures*, Paris: Fr. Didot, 1778.

• 第五章

Courtivron, «Observations sur la maladie du gros betail» *Histoire et Memoire de l'Academie Royale des Sciences*, 1745, pp.1-8.

- Delafond, Onésime, *Traite de la police sanitaire des animaux demestiques*, Paris: Chez Béchet Jeune, 1838.
- Foncin, Pierre, Essai sur le ministere de Turgot, Paris: Germer-Baillière et cie, 1877.
- Fremenville, Edme de La Poix de, *Dictionnaire ou traite generale de la police*, Paris: Chez Gissey, 1758.
- Henry, Charles, ed., Correspondance inédite de Condorcet et de Turgot, Paris: Charavay Frères, 1883.
- Heusinger, Charles Frédéric, *Recherches de pathologie comparée*, Hesse-Kassel: Chez Henri Hotop, 1853.
- Le Roy Ladurie, Emmanuel, et al., Médecins, climat, épidémies, Paris: EHESS, 1972.
- Tugot, Jacques, Œvures de Turgot, Paris: Librairie, Felix Alcin, 1923.
- Paulet, Jean-Jacques, Recherches historique et physique sur les maladies epizootiques, Paris: Chez Ruault, 1775.
- Pringle, John, Observations on the diseases of the Army, London: A.Millar, 1764.
- Vicq d'Azyr, Felix, *Exposé des moyens curatifs & préservatifs*, Paris: Chez Mérigot, 1776.
- Vivien, Louis, Cours complet d'agriculture ou nouveau dictionnaire d'agriculture, Paris: Pourrat Frères, 1836.

• 第六章

- Alembert, J. Le Rond de «Discours préliminaire» in Alain Pons, ed., *Encyclopédie ou dictionnaire raisonné des science des arts et des métiers*, Paris:Flammarion, 1986, pp.75-212.
- —— «Sur l'application du calcul des probabilités à l'inoculation de la Petite Vérole», Opuscules Mathématiques, Paris:David, Vol.2, 1761, pp.26-46.
- —— «Sur l'analyse des jeux», Opuscules Mathématiques, Paris: Briasson, Vol.4, 1768, pp.79-92.
- Bernoulli, Daniel «Specimen theoriae novae de mensvra sortis» *Comentarii academiae* scientiarvm imperialis, Vol.5, 1738, pp.175-192; «Exposition of a new theory on the measurement of risk» *Econometrica*, Vol.22, No.1, 1954, pp.23-36.
- —— «Essay d'une nouvelle analyse de la mortalité causée par la petite vérole et des avantages de l'inoculation pour la prévenir», *Histoire de l'Académie royale des science*, 1766, pp.1-45.

- Condamine, Charles Marie de la, Histoire de l'inoculation de la petite verole, ou recueil de mémoires, lettres, extraits et autres écrits sur la petite verole artificielle, Amsterdam, 1773.
- Foigny, Gandoger de, Traité Pratique de l'inoculation, Nancy: Hiacinthe Leclert.
- Mirabeau, Honoré Gabriel Riquetti, comte de, «De l'inoculation considérée politiquement et moralement» Revue rétrospective ou bibliothèque historique, 1836, tome IV, pp.398-430; tome V, pp.51-92.

Wharncliffe, Lord, ed., The letters and works of Lady Mary Montagu, London: George Bell, 1908.

• 第七章

- Berthollet, Claude-Louis, Exposition des faits recueillis jusqu'à present concernant les effets de la vaccination, et examen des objections qu'on a faites en différens temps, Paris: Firmin Didot, 1812.
- Cabanis, Pierre Jean Georges, Œuvres complètes de Cabanis, Paris: Bossanges Frères, 1823-1825.
- Cabanis, Pierre Jean Georges, ed., *Travail sur l'éducation publique, trouvé dans les papiers de Mirabeau l'aîné*, Paris: L'Imperimerie Nationale.
- Duvillard, Etienne-Emmanuel, Analyse et tableaux de l'influence de la petite verole sur la mortalite a chaque age, et de celle qu'un preservatif tel que la vaccine peut avoir sur la population et la longevite, Paris, Impr. Imperiale, 1806.
- Millot, Jacques-André, L'Art d'améliorer et de perfectionner les générations humaines, Paris, 1803.

• 第八章

- Bévière, Gaston de Garron de la, Étude sur la législation des logements insalubres, Paris: Librairie de la Société du Receuil Général des Lois et Arrêt, 1898.
- Châteauneuf, Louis-François Benoiston de, Rapport sur la Marche et les Effets du Choléra-Morbus dans Paris et les Communes Rurales du Departement de la Seine, Année 1832, Paris: Imperimerie Royale, 1834.
- Chervin, Nicolas, *Pétition adressée à la Chambre des Députés*, Paris: Fonderie de A. Pinard, 1833.
- Larrey, Dominique-Jean, *Memoire sur le cholera morbus*, Paris: Mme Huzard, 1831, pp.4.

- Maclean, Charles, Evils of Quarantine Laws, London: T&G. Underwood, 1824.
- Pariset, Étienne, et al., *Histoire médicale de la fièvre jaune observée en Espagne et particulièrement en Catalogne dans l'année 1821*, Paris: De l'Imperimerie Royale, 1823.
- Rush, Benjamin, An Account of the Bilious Remitting Yellow Fever as it appeared in the City of Philadelphia in 1793, Philadelphia: Thomas Dobson, 1794.
- Salanville, Ferdinand, Les logements insalubres et la loi du 13 avril 1850, Paris:

 Berger-Levrault Cie, 1897
- Volnay, Constantin-François, *Tableau du climat et du sol des États-Unis d'Amérique*, Paris: Courcier, 1803.

• 第九章

- Buret, Eugène, De la misere des classes laborieuses en Angleterre et en France, Paris: Chez Paulin, 1840.
- Esquiros, Alphonse, Les vierges folles, Paris: A. Le Gallois, 1840.
- Fodere, François-Emmanuel, Traité du délire, appliqué à la médecine, à la morale et à la législation, Paris: Croullebois, 1817.
- Fregier, Honoré Antoine, *Des classes dangereuses de la population dans les grandes villes et des moyens de les rendre meilleures*, Paris: J.-B. Baillière, 1840.
- Parent du Châtelet, Alexandre, De la prostitution dans la ville de Paris, considérée sous le rapport de l'hygiène publique, de la morale et de l'administration, Paris: J.-B. Baillière, 1857. (アレクサンドル・パラン=デュシャトレ『十九世紀パリの売春』小杉隆芳訳, 法政大学出版局, 1992).
- Quetelet, Adolphe, Sur l'homme et le développement de se facultés, Paris: Bachelier, 1835.
- Villermé, Louis René, Tableau de l'état physique et moral des ouvriers employés dans les manufactures de coton, de laine et de soie, Paris: Jules Renouard et Cie, 1840.

• 第十章

- Ancelon, Étienne-Auguste, *Philosophie mathématique et médicale de la Vaccine*, Paris: Méquignon-Marvis, 1858
- Bayard, Henri, *Influence de la Vaccine sur la population*, Paris: Victor Masson, 1855, p.9.

Carnot, Hector, Essai de mortalité comparée avant et depuis l'introduction de la vaccine en France, Autun: Michel Dejussieu, 1849

Haussmann, Georges, Mémoires du baron Haussmann, Paris: Victor-Havard, 1890.

Ministère de l'Affares Étrangères, *Procès-Verbaux de la Conference Sanitaire International*, Paris: Imperimerie Nationale, 1852.

Tardieu, Ambroise, Etude médico-legale sur les maladies provoquées ou communiquées, Paris: Baillière, 1864.

• 第十一章

Brougeois, Léon, et al., L'Applications sociales de la Solidarité, Paris: Félix Alcan.

Vallin E., «La Surveillance sanitaire des maisons», *Revue d'hygiène*, 5,1883, pp.627-639.

- Allais, Maurice «Le comportement de l'homme rationnel devant le risque», Econometrica, Vol.21, No.4, 1953, pp.503-546.
- Aubouin, Michel, et al., *Histoire et Dictionnaire de la Police*, Paris: Robert Laffont, 2005.
- Barles, Sabine, L'Invention des Déchets Urbains, Seysell: Champ Vallon, 2005.
- Bazin, Hervé, L'Histoire des Vaccinations, Paris: John Libbey Eurotext, 2008.
- Berlière, Jean-Marc et René Lévy, *Histoire des polices en France : de l'Ancien Régime à nos jours*, Paris: Nouveau Monde, 2011.
- Biraben, Jean-Noël, «La peste en 1720 à Marseille, à propos d'un livre récent», *Revue historique*, 502, 1978, pp.407-426.
- Bondois, Pierre, «Le Commissaire Delamare et le Traité de la Police », in *Revue d'Histoire Moderne*, n° 19, 1935, pp.313-351.
- Boulet-Sautel, Marguerite, « Police et administration en France à la fin de l'Ancien Régime», in Werner Paravicini, ed., *Histoire comparee de l'administration*(IVe-XVIIIe siècles): actes du XIVe colloque historique franco-allemand Tours, 27 mars-1er avril 1977, Zürich: Artemis Verlag, 1980, pp.47-51.
- Bourdelais, Patrice, et al., *Une Peur Bleue : Histoire du Choléra en France, 1832-1854*, Paris: Payot, 1987.
- Bourdelais, Patrice, et al., «La marche du choléra en France: 1832-1854», *Annales ESC*, 33(1), 1978. pp. 125-142.
- Bourdet, Jean-Pierre, et al., Peur et Terreurs face à la Contagion, Paris: Fayard, 1988.
- Brown, Gary I. «The evolution of the term "mixed mathematics», *Journal of the history of ideas*, Vol.52, No.1, 1991, pp.81-102.
- Buisson, Henry, La Police, Son Histoire, Paris: Nouvelle Éditions Latines, 1958.
- Canguilhem, Georges «Le statut épistèmologique de la médicine» *History and Philosophy of Life Science*, Vol.10, 1988, pp.15-29.
- Carrière, Charles, et al., *Marseille, Ville Morte : La Peste de 1720*, Gémenos: Édition Autres Temps,, 2008.
- Castel, Robert, L'Ordre Psychiatrique : L'Âge d'Or de l'Aliénisme, Paris: Les Éditions de Minuit, 1976.
- Charpentier, Henri «Value-at-Risk et probabilité de ruine, entre vaccination et banque

- d'affaire», Risques, Vol.76, 2008, pp.103-106.
- Chereau, Achille, Les Ordonnances Faictes et Publiées à son de Trompe par les Carrefours de ceste Ville de Paris pour Éviter le Dangier de Peste 1531, Paris: Librairie Léon Willem, 1873.
- Chevalier, Louis, ed., *Le Cholera : La Première Épidémie du XIXe siècle*, La Roche-Sur-Yon, 1958.
- Comiti, Vincent-Pierre, Histoire du Droit Sanitaire en France, Paris: PUF, 1994.
- ---- Histoire Sanitaire et Sociale, Paris: PUF, 1997.
- ——— Les Textes Fondateurs de l'Action Sanitaire et Sociale, Paris: ESF, 2002.
- Durbach, Nadja, Bodily Matters, North Carolina: Duke University Press, 2005.
- Dyonet, Nicole, « Le commissaire Delamare et son *Traité de la police* (1639-1723) », in Claire Dolan, dir., *Entre justice et justiciables : les auxiliaires de la justice du Moyen Âge au XXe siècle*, Québec: Les Presses de l'université Laval, 2005, pp.101-119.
- Ehrard, Jean, «Opinion médicales en France au XVIIIe siècle: La peste et l'idée de contagion», *Annales. Histoire, Sciences Sociales*, 12e Année, No. 1, 1957, pp.46-59.
- L'Idée de Nature en France dans la Première Moitié du XVIIIe siècle, Paris: Albin Michel, 1963.
- Ewald, François, L'Etat Providence, Paris: Grasset, 1986.
- Farge, Arlette, Vivre dans la Rue à Paris au XVIIIe siècle, Paris: Gallimard, 1979.
- Foisil Madeleine, « Les attitudes devant la mort au XVIII e siècle: sépultures et suppressions de sépulture dans le cimetière parisien des Saints-Innocents », *Revue Historique*, 510, 1974, p.303-330.
- Gaffarel, Paul, et al., La peste de 1720. A Marseille & en France d'après des Document Inédits, Paris: Perrin et Cie, 1911.
- Guillerme, Jacques, «Le malsain et l'économie de la nature », XVIIIe siècle, 9, 1977, pp.61-72.
- Guillos, Antoine, Le salon de Madame Helvétius, Paris: Calmann Levy, 1894.
- Hannaway, Owen et al., «La fermeture du Cimetière des Innocent», XVIIIe siècle, 9, 1977, pp.181-191.
- Le Bras, Hervé, Naissance de la mortalité, Paris: Gallimard/Seuil, 2000.
- Le Mee, René, «Le Cholera et la question des logement insalubre à Paris», *Population*, 53(1/2), p.379-397.

- Moulin, Anne-Marie «La Variolisation en Occident» in Anne-Marie Moulin, eds., L'Aventure de la vaccination, Paris:Fayard, 1995, pp.71-81.
- Panzac, Daniel, Quarantaines et Lazarets, L'Europe et la Peste d'Orient (XVIIe-XXe siècles), Aix-en-Provence: Édisud, 1986.
- Pascal, Blaise, Pensées et Opuscules, Paris: Hachette, 1909.
- Pradier, Pierre-Charles «D'alembert, l'hypothèse de Bernoulli et la mesure du risque», in Thierry Martin(eds,) *Arithmétique politique dans la France du XVIIIe siècle*, Paris: INED, 2004, pp.231-248.
- Rieucau, Jean-Nicolas «Les entreprises où les hommes s'exposent à une perte, dans la vue d'un profit», *Revue économique*, Vol. 49, No.5, 1998, pp.1365-1405.
- Role, André, et al., *Georges Cabanis : Médecin de Brumaire*, Paris: Fernand Lanore, 1994.
- Romon, Christian, «Mendiants et policier à Paris au XVIIIème siècle», *Histoire, économie* et société, 1982, pp.259-295.
- Rusnock, Andrea, A., Vital Accounts: Quantifying Health and Population in Eighteenth Century England and France, Cambridge: Cambridge University Press, 2002.
- Signoli, Michel, et al., «Du Corps au Cadavre pendant la Grand Peste de Marseille (1720-1722): Des Données Ostéo-Archéologiques et Historiques aux Répresentations Sociales d'une Épidemie», Bulletin et Mémoires de la Société d'Anthropologie de Paris, tome 10, 1998, pp.99-120.
- Shapiro, Ann-Louise, «Private Rights, Public Interest, and Professional Jurisdiction: The French Public Health Law of 1902», *Bull. Hist. Med.*, 54(1), 1980, pp.4-22.
- ——— Housing the Poor of Paris, 1850-1902, Wisconsin, 1985.
- Thibaud-Payen, Jacqueline, Les Morts, l'Église et l'État, Paris: Fernand Lanore, 1977.
- Vallat, François, « Le chirurgien Thomas Bates et les vaches malades : une heureuse gestion de l'epizootie de peste bovine en 1714 ?» *Bull. Soc. Hist. Méd. Sci. Vét.*, 6, 2006, pp.40-51.
- ——— «Felix Vicq d'Azyr et l'epizootie de 1774 1776», *Bull. Soc. Hist. Méd. Sci. Vét.*, 7, 2007, pp.127-140.
- Zuckermann, Arnold, «Scurvy and the Ventilation of Ships in the Royal Navy: Samuel Sutton's Contribution», *Eighteenth-Century Studies*, 10(2), 1976-1977, pp.222-234.
- ——— «Plague and contagionism in Eighteen-Century England: Role of Richard Mead», *Bull. Hist. Med.*, 78(2), 2004, pp.273-308.

邦語文献

- アッカークネヒト, E.H. 『パリ病院 1794-1848』舘野之男訳, 思索社, 1978 (E.H. Ackerknecht, *Medicine at the Paris Hospital, 1794-1848*, Baltimore: Johns Hopkins Press, 1967).
- アリエス, フィリップ『死を前にした人間』成瀬駒男訳, みすず書房, 1900 (Philippe Ariès, L'Homme devant la Mort, Paris: Seuil, 1977).
- 石井三記『18世紀フランスの法と正義』名古屋大学出版会,2011.
- 石田信彦「1720年のマルセイユのペストと『黄金と絹』」『西南学院大学フランス語フランス文学論集』28,1992,pp.1-49.
- ヴォルテール『ルイ十四世の世紀』丸山熊雄訳,岩波書店,1958-1983 (Voltaire, *Le siècle de Louis XIV*, Berlin: Chez C.F. Henning,1751-56)
- ——『哲学書簡』中川信, 高橋安光訳, 中央公論新社, 2005 (Voltaire, *Letters concerning the English Nation*, London:Davis, 1733).
- 大森弘喜「19 世紀パリの水まわり事情と衛生」『成城・経済研究』, 2012, 196, pp.1-58; 197, pp.1-68.
- 隠岐さや香『科学アカデミーと「有用な科学」』名古屋大学出版会,2011.
- 重田園江『連帯の哲学 I 』 勁草書房、2010.
- 柿本昭人『健康と病のエピステーメー』ミネルヴァ書房, 1991.
- カント、イマヌエル『カント全集 11:人倫の形而上学』樽井正義・池尾恭一訳、岩波書店、2002(Immanuel Kant, *Die Metaphysik der Sitten*, 1785).
- ギルマン, サンダー・L. 『病気と表象: 狂気からエイズにいたる病のイメージ』ありな書房, 1996 (Sander L. Gilman, *Disease and Representation: Images of Illness from Madness to AIDS*, New York: Cornell University Press, 1988).
- 川越修『ベルリン王都の近代』ミネルヴァ書房, 1988.
- 喜安朗「コレラの恐怖・医療・そしてパリ民衆」『思想』691, pp.1-19.
- -----『パリの聖月曜日』岩波書店、2008.
- ----『パリ 都市統治の近代』岩波書店, 2009.
- 蔵持不三也『ペストの文化誌』朝日新聞社,1995.
- コルバン, アラン『においの歴史』山田登世子・鹿島茂訳, 新評論, 1988 (Alain Corbin, *Le Miasme et la Jonquille*, Paris: Aubier-Montagne, 1982).
- ———『娼婦』杉村和子監訳,藤原書店,1991 (Alain Corbin, *Les Filles de Noce*, Paris: Aubier-Montagne, 1978).

- コルバン, アラン他編『身体の歴史』鷲見洋一監訳, 藤原書店, 2010. (Alain Corbin, et al., eds., *Histoire du corps*, Paris: Seuil, 2005).
- コンディヤック『人間認識起源論』古茂田宏訳,岩波書店,1994 (Étienne Bonnot de Condillac, *Essai sur l'Origine des Connaissances Humaines*, Amsterdam: Pierre Mortier, 1746).
- 坂上孝編『国家装置と民衆』ミネルヴァ書房, 1985.
- 鈴木教司『フランス旧制度の司法』成文堂,2005.
- シュヴァリエ,ルイ『労働階級と危険な階級』喜安朗・木下賢一・相良匡俊訳,みすず書房,1993 (Louis Chevalier, Classe Laborieuses et Classe Dangereuses à Paris, Paris: Librairie Plon, 1958).
- 須藤葵「フランス精神医療法を通して見る精神医療制度の課題」『法政理論』39(3), pp.190-208.
- ソンタグ,スーザン『隠喩としての病』富山太佳夫訳,みすず書房,1982 (Susan Sontag, Illness as Metaphor, New York: Farrar, Straus and Giroux, 1978).
- -----『エイズとその隠喩』富山太佳夫訳,みすず書房,1990 (Susan Sontag, AIDS and its Metaphors, New York: Farrar, Straus and Giroux, 1989).
- 田中拓道『貧困と共和国:社会的連帯の誕生』人文書院,2006.
- チポッラ,カルロ『ペストと都市国家: ルネサンスの公衆衛生と医師』日野秀逸訳,平凡社, 1988 (Carlo M. Cipolla, *Public health and the medical profession in the Renaissance*, Cambridge: Cambridge University Press, 1976)
- デフォー, ダニエル『ペスト』平井正穂訳, 中央公論新社, 2009 (Daniel Defoe, *A Journal of Plague Year*, London: George Routledge and Sons, 1886).
- トクヴィル『フランス二月革命の日々』喜安朗訳,岩波書店,1988 (Alexis de Tocqueville, Souvenirs, Paris: Calmann Lévy, 1893)
- ドリュモー, ジャン『恐怖心の歴史』永見文雄・西澤文昭訳, 新評論, 1997 (Jean Delumeau, La Peur en Occident, Paris: Librairie Arthème Fayard, 1978).
- 野田良之「ジャン・ドマとフランス民法典」『比較法雑誌』3(2), pp.1-112.
- ハッキング, イアン『偶然を飼いならす』石原英樹・重田園江訳, 木鐸社, 1999 (Ian Hacking, *The Taming of chance*, Cambridge: Cambridge University Press, 1990).
- ハワード,ジョン『十八世紀ヨーロッパ監獄事情』川北稔・森本真美訳,岩波書店,1994 (John Howard, *The State of the Prisons*, Warrington: William Eyres, 1784).
- ピット, ジャン=ロベール『パリ歴史地図』東京書籍, 2000 (Jean-Robert Pitte, dir., *Paris: histoire d'une ville*, Paris: Atlas Hachette, 1993).

- フーコー, ミシェル『臨床医学の誕生』神谷美恵子訳, みすず書房, 1969 (Michel Foucault, Naissance de la Clinique, Paris: PUF, 1963).
- -----『狂気の歴史』田村俶訳, 新潮社, 1975 (Michel Foucault, *Histoire de la Folie à l'Age Classique*, Paris: Gallimard, 1972)
- -----『監獄の誕生』田村俶訳, 新潮社, 1977 (Michel Foucault, Surveiller et Punir, Paris: Gallimard, 1975).
- -----『性の歴史 I : 知への意志』渡辺守章訳,新潮社,1976(Michel Foucault *Histoire*de la sexualité I: La volonté de savoir, Paris: Gallimard, 1986).
- -----『精神医学の権力』慎改康之訳, 筑摩書房, 2006 (Michel Foucault, *Le pouvoir psychiatrique, Cours de Collège de France, 1973-1974*, Paris: Seuil/Gallimard, 2003)
- ——『安全・領土・人口』高桑和巳訳,筑摩書房,2007 (Michel Foucault, Sécurité, Territoire, Population, Cours de Collège de France, 1977-1978, Paris: Seuil/Gallimard, 2004).
- フーコー, ミシェル編『ピエール・リヴィエールの犯罪』岸田秀・久米博訳, 河合書房新社, 1986 (Michel Foucault, ed., *Moi, Pierre Rivière, ayant égorgé ma mère, ma sœur et mon frère...*, Paris: Gallimard, 1973).
- フランクラン, アルフレッド『排出する都市パリ』高橋清德訳, 悠書館, 2007 (Alfred Franklin, *L'Hygiène*, Paris: Librairie Plon, 1890).
- フローベール, ギュスターヴ『紋切型辞典』小倉孝誠訳, 岩波書店, 2000 (Gustave Flaubert, Le Dictionnaire des Idées Reçus, Paris: Édition Conard, 1910).
- ベッカリーア, チェーザレ『犯罪と刑罰』早風八十二・五十嵐二葉訳, 岩波書店, 1938 (Cesare Beccaria, *Dei delitti e delle pene*, 1764).
- ベルセ,イヴ=マリ『鍋とランセット 民間信仰と予防医学』松平誠・小井高志監訳,新評論, 1988 (Yves-Marie Bercé, *Le Chaudron et la Lancette*, Paris: Presses de la Renaissance, 1984).
- ベンヤミン,ヴァルター『パサージュ論 第1巻』今村仁司・三島憲一他訳,岩波書店,2003 (Walter Benjamin, *Das Passagen-Werk I&II*, Frankfurt: Suhrkamp Verlag, 1983). 堀田誠三『ベッカリーアとフランス啓蒙』名古屋大学出版会,1996.

松井道昭『フランス第二帝政下のパリ都市改造』日本経済評論社,1997.

見市雅俊「栄養・伝染病・近代化」『社会経済史学』53(4), pp.90-124.

----『コレラの世界史』晶文社, 1994.

見市雅俊・高木勇夫・柿本昭人・南直人・川越修『青い恐怖 白い街』平凡社, 1990. メルシエ, ルイ=セバスチャン『十八世紀パリ生活誌』原宏編訳, 岩波書店, 1989 (Louis-Sébastien Mercier, *Le Tableau de Paris*, Neuchâtel: Chez Samuel Fauche, 1782,83,88).

- 山口俊夫『概説フランス法』東京大学出版会,1978-2004.
- リュスネ, モニク『ペストのフランス史』宮崎揚弘・工藤則光訳, 同文舘出版, 1998 (Monique Lucenet, *Les Grandes Pestes en France*, Paris: Aubier, 1985) .
- ルソー, ジャン=ジャック『エミール』今野一雄訳, 岩波書店, 1962 (Jean-Jacques Rousseau, Émile, ou De l'éducation, Paris: Lebigre Frères, 1832) .

略語一覧、法令集、雑誌および辞書

• 法令集

Duvergier, Jean-Baptiste, Collection complète des lois, dècrets, ordonnances, règlemens et avis du Conseil d'état.

Duvergier

Isambert, François-André, et al., Recueil général des anciennes lois françaises, depuis l'an 420 jusqu'à la Révolution de 1789.

Isambert

・雑誌および辞書

Annales d'hygiène publique et de médecine légale

AHPML

Encyclopédie Méthodique Médecine

EMM

Encyclopédie ou Dictionnaire raisonné des sciences, des arts et des métiers.

Encyclopedie

Histoire de l'Académie royale des sciences.

HARS